

とつとりの 原子力防災

2018

鳥取県

目 次

ページ

第1章 鳥取県の原子力安全体制

(1) 概要	1
(2) 鳥取県の原子力安全対策に対する基本的考え方	2
(3) 島根原子力発電所に係る原子力安全対策を講ずるための体制	2

第2章 島根原子力発電所

1. 島根原子力発電所の概要	3
(1) 概要	3
(2) 1・2号機設備概要	3
(3) 3号機増設計画概要	4
(4) 配置図	4
(5) 沸騰水型原子力発電所 (BWR) のしくみ	4
2. 島根原子力発電所の管理状況	5
(1) 施設定期検査実績	5
(2) 運転実績	5
(3) 使用済燃料貯蔵実績	6
(4) 燃料集合体の構造	6
(5) 放射性気体・液体廃棄物	7
(6) 放射性固体廃棄物	7
(7) 原子力発電所の廃棄物処理方法	8
3. 島根原子力発電所のトラブル事象	9
(1) 島根原子力発電所1・2号機のトラブル事象	9
(2) 国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES)	10
4. 島根原子力発電所の安全対策	11
島根原子力発電所における安全対策の主な取り組み	11
(1) 耐震安全性評価	12
(2) 津波への対策	13
(3) 自然災害への対策	14
(4) シビアアクシデント（重大事故）への対策	15
(5) テロ対策	17
(6) 防災対策の強化	18
(7) 地下水対策	19
5. 島根原子力発電所1号機の廃止	20
(1) 島根原子力発電所1号機の廃止について	20
(2) 島根原子力発電所1号機の廃止に係る経緯	20
(3) 島根原子力発電所1号機のあゆみ	20
(4) 廃止措置計画について	21
(5) 原子力規制委員会による審査状況	21
(6) 住民説明会の開催	22
(7) 廃止措置段階の安全規制	22
(8) 廃止措置に関する知事のコメント等	23
6. 島根原子力発電所に係る不適切事案	24
(1) 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題	24
(2) 島根原子力発電所2号機 中央制御室空調換気系ダクトの腐食等	26
(3) 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物搬出検査装置における放射能濃度測定プログラムの不具合	27
7. 日本の原子力発電所の状況	28
日本の原子力発電所の運転・建設状況（2018年1月時点）	28

第3章 人形峠環境技術センター

1. 人形峠環境技術センターの概要	29
(1) 概要	29
(2) 沿革	29
(3) 施設概要と現状	30
(4) ウランと環境研究プラットフォーム構想	30
(5) 位置図	31
(6) 施設配置図	31
2. 人形峠環境技術センターのトラブル事象	32
(1) 中部地震に係る警戒事態の発生	32
(2) 総合管理棟ウォーターバス（湯せん器）の電源プラグ等の焦げ跡事案	32
(3) 排風機電源ケーブル焦げ跡	32
(4) 大型特殊車庫におけるバッテリー充電中の火災	33
(5) 製錬転換施設の排気ダクトからの水滴の漏出	33

第4章 原子力安全対策

1. 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定	34
(1) 協定の締結	34
(2) 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱の概要	34
(3) 安全協定の改定	36
(4) 原子力専門職員の採用等	37
2. 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書の締結について	38
3. 島根原子力発電所に係る中国電力への申入れ等について	39
4. 島根原子力発電所に係る国要望について	40
5. 島根原子力発電所2号機の新規制基準に係る安全対策に関する原子炉設置変更許可申請	46
(1) 原子力発電所の新規制基準について	46
(2) 原子力発電所に係る規制	46
(3) 新規制基準の適合性確認審査の申請提出に関する事前報告への対応	47
(4) 原子力規制委員会による審査状況	49
(5) 中国電力による自治体向け説明会	51
(6) 住民説明会の開催	52
6. 被災地等の視察	53
(1) 知事の福島県被災地視察（平成26年5月）	53
(2) 被災地聞き取り調査（平成24年5月）	56
(3) 島根原子力発電所周辺5市長の福島県内視察（平成27年11月）	56
(4) 福島第一原子力発電所事故に対する支援	57
(5) 知事の島根原子力発電所1号機等の視察（平成28年7月）	57
7. 原子力規制事務所	58
(1) 概要	58
(2) 関係する原子力規制事務所	58
(3) 定期検査制度の概要	58
8. 鳥取県原子力安全顧問	59
(1) 鳥取県原子力安全顧問の設置	59
(2) 原子力安全顧問名簿	59
(3) 会議の開催状況	60
9. 原子力事業者からの報告	62
(1) 中国電力（株）島根原子力本部からの報告	62
(2) 人形峠環境技術センターからの報告	62

第5章 原子力防災対策

1. 原子力防災対策	63
(1) 原子力防災	63
(2) 原子力防災体制	63
(3) 原子力防災の取り組み	63
2. 原子力安全対策プロジェクトチーム	64
(1) プロジェクトチームの概要	64
(2) プロジェクトチーム会議の開催状況	65
3. 鳥取県原子力安全対策合同会議	66
(1) 鳥取県原子力安全対策合同会議の概要	66
(2) 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議	66
(3) 平成29年度第1回鳥取県原子力安全対策合同会議	67
4. 原子力防災連絡会議	68
(1) 原子力防災連絡会議の概要	68
(2) 原子力防災連絡会議の構成員	68
(3) 原子力防災連絡会議の開催状況	68
5. 島根地域原子力防災協議会	70
(1) 地域原子力防災協議会の概要	70
(2) 島根地域原子力防災協議会の開催状況	70
6. 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）	72
(1) 計画の位置づけ	72
(2) 経緯	73
(3) 平成29年度修正ポイント	73
(4) 原子力災害対策編の体系	74
(5) 防護措置のタイムライン	74
(6) 必要な防護措置の判断基準（U P Z（概ね30km）の対応）	75
7. 鳥取県広域住民避難計画	76
(1) 避難計画の策定	76
(2) 避難計画の作成根拠及び作成意義	76
(3) 避難計画の概要	76
(4) 避難退域時検査	78
(5) 避難時間シミュレーション	79
(6) 避難行動要支援者等の避難	80
8. 原子力防災訓練	81
(1) 鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）	81
(2) 鳥取県原子力防災訓練（人形峠環境技術センター対応）	84
9. 原子力防災対策に関する研修	85
(1) 国の研修	85
(2) 県の研修	85
10. 鳥取県原子力防災ネットワークシステム	86
(1) システムの概要	86
(2) 原子力防災ネットワーク図	86
11. 鳥取県緊急事態対処センター（TERC）	87
(1) センターの概要	87
(2) 情報配信ネットワーク図	87
12. 実動機関現地合同調整所	88
(1) 実動機関現地合同調整所の概要	88

13. 放射線防護対策施設	89
(1) 事業概要	89
(2) 事業実施施設	89
14. 原子力災害医療体制	90
(1) 原子力災害時の医療機関	90
(2) ホールボディカウンタ	91
(3) 安定ヨウ素剤	92
15. 原子力防災に関する知識の普及啓発	93
(1) 原子力防災現地研修会（見学会）	93
(2) 原子力防災講演会	93
(3) 放射線研修会	95
(4) 避難先及び避難経路確認訓練	96
(5) 原子力防災広報紙	97
(6) 鳥取県の原子力防災ホームページ	98
(7) 鳥取県原子力防災アプリ	99
(8) ケーブルテレビを活用した原子力防災情報の広報	100
(9) 原子力防災動画チャンネル	100
16. 原子力防災資機材	101
(1) 平成 29 年度に整備した主な資機材	101
(2) 平成 28 年度以前に整備した主な資機材	102
17. 鳥取県原子力防災対策基金	103
(1) 鳥取県原子力防災対策基金の概要	103
(2) 鳥取県原子力防災対策基金の活用状況	103

第6章 環境放射線モニタリング

1. 環境放射線モニタリング	104
(1) 概要	104
(2) 平常時モニタリングの実施内容	104
(3) 鳥取県環境放射線モニタリングシステム	104
(4) モニタリングポスト	106
(5) 移動局（モニタリング車、サーベイ車）	108
(6) 原子力環境センターの設置	109
2. 緊急時モニタリング計画	110
(1) 緊急時モニタリング計画の策定	110
(2) 緊急時モニタリングの体制	110

第7章 放射線の基礎知識

放射能と放射線・放射線に関する単位	111
放射能の種類と透過力・放射能の減り方	112
放射線被ばくの早見図・放射線を一度に受けたときの症状	113
屋内退避の効果	114

資料編

資料 1	新たな原子力規制体制の構築（新規制基準の施行まで）	115
資料 2	中国電力と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係る今までの取り組み概要	120
資料 3	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定 (H23.12.25、H27.12.22一部改定)	123
資料 4	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱 (H23.12.25、H27.12.22一部改定)	128
資料 5	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の一部を改定する協定 (H27.12.22)	134
資料 6	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱の一部を改定する要綱 (H27.12.22)	135
資料 7	国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）(H24.11.1)	137
資料 8	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（ご回答）(H25.3.15)	138
資料 9	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係るご確認事項について（ご回答）(H25.3.15)	139
資料 10	「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について (申入れ) (H25.12.17)	143
資料 11	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する意見の反映について（申入れ）(H25.11.1)	144
資料 12	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書 (H25.11.7)	145
資料 13	原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について (H25.11.21)	146
資料 14	原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について (回答) (H25.12.17)	154
資料 15	中国電力株式会社の島根原子力発電所 2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）(H25.12.18)	155
資料 16	中国電力株式会社の島根原子力発電所 2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）(H25.12.19)	158
資料 17	島根原子力発電所 1号機の今後の取り扱いについて (H27.3.18)	163
資料 18	島根原子力発電所 1号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）(H27.3.19)	164
資料 19	中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機の廃止決定にともなう要望について (H27.3.19)	165
資料 20	中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機の廃止決定に対する要望について (H27.3.19)	166
資料 21	島根原子力発電所 1号機の営業運転終了に伴う安全確保について (H27.5.15)	167

資料 22 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置等を踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）（H27.12.8）	168
資料 23 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（ご回答）（H27.12.14）	169
資料 24 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について（回答）（H28.6.17）	171
資料 25 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）（H28.6.17）	173
資料 26 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について（回答）（H29.6.27）	174
資料 27 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）（H29.6.27）	176
資料 28 島根原子力発電所における校正及び記録の不適切な取扱いに関する申入れ（H27.7.7）	177
資料 29 島根原子力発電所における計器の校正記録の不適切な取扱いに関する申入れについて（H27.9.11）	178
資料 30 鳥取県原子力安全顧問設置要綱	179
資料 31 原子力防災連絡会議設置要項	181
資料 32 地域原子力防災協議会の設置について（H27.3.20）	183
資料 33 島根原子力発電所系統図（2 号機）	188
資料 34 人形峠環境技術センターでの異常事象発生時の通報基準等について（H20.1.16）	189
資料 35 人形峠環境技術センター平成 29 年度事業計画	195
資料 36 人形峠環境技術センターの事業計画案「ウランと環境研究プラットフォーム」構想	196
資料 37 人形峠環境技術センター各施設の沿革	197
資料 38 環境放射線等測定項目（平成 29 年度）	198
資料 39 コンクリート屋内退避施設一覧	201
資料 40 鳥取県原子力防災ハンドブック	202

第1章 鳥取県の原子力安全体制

(1) 概要

鳥取県では、本県に隣接する(国研)日本原子力開発機構人形峠環境技術センターの加工施設や中国電力(株)島根原子力発電所に対する原子力安全対策を行っています。

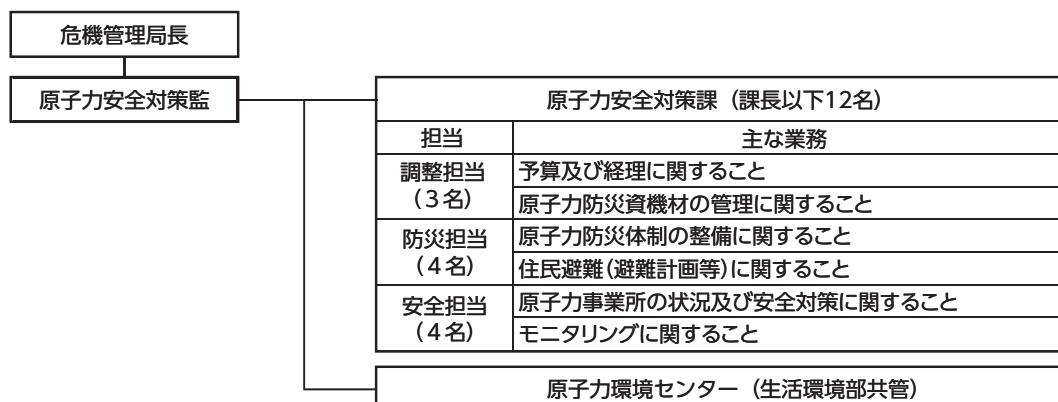


平成11年の東海村JCO臨界事故を教訓に、万一の原子力災害に備えるため、原子力災害対策特別措置法(事業者の責任義務、国・自治体の役割等明記)が制定されました。これによって、人形峠環境技術センターに隣接する三朝町の一部が原子力災害対策を重点的に実施する区域(EPZ)に含まれたことから、鳥取県は生活環境部防災危機管理室に原子力防災担当を配置しました。

また、平成23年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、想定外の事態発生に対して多くの不備があることが判明したことから、原子力安全に係る規制及び制度を見直すため平成24年9月に原子力災害対策特別措置法が改正されました。この改正で新たに法定化された原子力災害対策指針が平成24年10月に策定されたことにより、原子力災害対策を重点的に実施する区域として、それまでの約10kmの範囲のEPZに替えて約30kmの範囲のUPZが設けられました。その結果、境港市の全域及び米子市的一部分が島根原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域(UPZ)に含まれることになりました。これらのことから、平成25年4月、危機管理局に新たに原子力安全対策監を配置するとともに、原子力安全対策課を同局内に設置しました。

その他、原子力災害医療やモニタリング、現地確認等の要員に対して兼務発令を行っています。なお、平成29年4月には、モニタリング拠点施設として、危機管理局及び生活環境部共管の新組織 原子力環境センターを設置しました。

また、平成29年3月の原子力災害対策指針の改正により、人形峠環境技術センターは原子力災害対策重点区域の設定を要しない施設となりましたが、事業所の敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、敷地周辺地域における防災対策を講じます。



経緯

平成11年9月	JCO事故を契機として、平成12年4月から生活環境部防災危機管理室に原子力防災担当を配置。
平成23年7月	危機管理局危機対策・情報課に原子力防災担当を2名配置。
平成24年1月	原子力防災担当を3名に増員。
平成24年4月	危機管理局危機対策・情報課内に原子力安全対策室を設置（室長以下5名）。
平成25年4月	原子力安全対策監を配置し、危機管理局に原子力安全対策課を設置（課長以下10名）。
平成29年4月	原子力環境センターを設置。

(平成29年4月1日現在)

(2) 鳥取県の原子力安全対策に対する基本的考え方

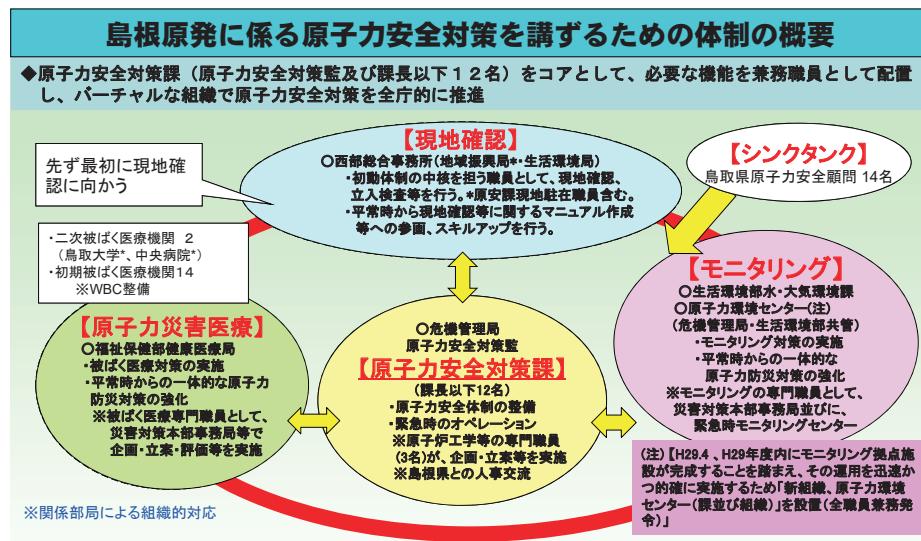
原子力発電の安全に絶対ということではなく、まずは原子力災害を起こさせないことが重要であり、不斷に安全性向上の取組みが行われていくことが必要です。

原子力政策(発電)は国の進める政策であり、原子力発電所に対する安全規制は国が行うもので地方自治体は権限を持っています。また、国と自治体では原子力安全に対する立場が違います。

現行法体系では、原子力発電所の安全確保等の権限と監督責任は一元的に国にあります。県は県の責務として県民の健康と安全を守る立場にあります。このため、法制度の枠外であっても原子力安全協定等により実質的に発電所の安全確保を図ります。事業者に対しては、安全に対する取組を厳しく求め続けます。また国の安全規制において十分に機能していない点については、国に責務の遂行を要請していきます。

原子力安全対策課は、これらを実施可能とする体制の整備及び技術力の向上・蓄積を行っています。

(3) 島根原子力発電所に係る原子力安全対策を講ずるための体制



	H24	H25	H26	H27	H28	H29
国の状況	・原災法改正 ・指針改定(UPZ、EAL、OIL等)	・原発の新規制基準 ・指針改定(モニタリング、被ばく医療)	・指針の改定、補足資料等 ・指針改定(モニタリング、被ばく医療)	・指針の改定(UPZ外の防護) ・指針の改定(核燃料施設等の災害対策のあり方等)		
目標	基本防災体制整備	運用体制の充実	体制基盤の構築		立地県並みの体制・運用の確保	
全般	・体制整備ロードマップ ⇒PDCA	⇒PDCA		⇒PDCA		
	・顕彰会議、防災連絡会議	→	→	→島根地域原子力防災協議会、合同作業部会、安全対策合同会議		
	・地域防災計画修正(UPZ)	→	→	・地域防災計画修正	→	・地域防災計画修正
	・緊急事態対応センター整備	・センター運用	→	→	→	→
避難	広域住民避難計画策定※島根県との連携	マニュアル類整備(活動要領、組織人員の具体化)	・実効性の確保に向けた取り組み	・広域住民避難計画の修正 ・引き続きの実効性向上に向けた取り組み		
モニタリング	・原子力環境センター設計	センター建設工事	・センターⅠ期整備完成、運用	・センターⅠ期整備完成、運用	・センター組織化 ・Ⅱ期整備	
	・平常時モニタリング計画策定 ・MP設置	・緊急モニタリング計画策定 ・可搬式MP統合 ・データ統合	・モニタリング共用システム ・追加導入	→	モニタリングシステム更新 ・モニタリングシステム更新	
被ばく医療	・被ばく医療機関指定 ・被ばく医療計画作成 ・資機材整備	・ホールボディカウンタ等資機材整備	・ホールボディカウンタ等資機材整備	・資機材整備	・保守管理 ・移動式WBC車更新	
放射線防護対策		・医療機関(1施設)	・医療機関・高齢者施設・障がい者施設(各1)	・保守管理	・保守管理 ・簡易電子線量計設置	
普及啓発	・広報計画 ・講演会、説明会等	→	→	→	→	→
訓練	・島根発電所、人形峠	→	→	→	→	→

島根原発の防災体制対策費の必要額

○島根原発の防災対策費(初期投資)に対する平成29年度面交付金の必要額は概算で約8.6億円

・緊急に原子力防災体制整備[H25~27年度初期整備(約21.8億円)][H28~30年度中期計画]

(単位:百万円)

国支 援策	事業内容	平成25年度 事業費	平成26年度 事業費	平成27年度 事業費	平成28年度 事業費	平成29年度 事業費	計
緊急時 対応 施設 整備 金 等 等 等	資機材、普及啓発、防災訓練、WBC車・サービス車・モニタリング車更新等	224	43	130	258	224	879
	ネットワークシステム、ラミセス等整備、維持管理	31	60	29	46	58	224
交付 金 等 等 等	被ばく医療整備等(スクリーニング、ホールボディカウンタ、 施設防護対策)	〔緊急時交付金〕 2 〔補助金〕 844	WBC等整備(中央病院) 80	放射線防護施設点検等 3	〔緊急時交付金〕 13 〔補助金〕 30	17	989
	被ばく医療研修等、安定ヨウ素剤備蓄等	9	6	4	9	6	34
	小計	1,110	189	166	356	305	2,128
放射 線 防 護 施 設 整 備 金 等 等 等	モニタリングシステム、モニタリングポスト、測定器整備、環境試料分析、安全顧問、モニタリングカーラー更新等	モニタリングデータ統合のためのシステム改修等 213	30	46	111	202	602
	原子力環境センター整備等(地質調査、基本設計、実施設計、人材育成)	16	98	316	113	356	898
	小計	229	128	362	224	558	1,501
	合計	1,339	317	528	580	863	3,627

第2章 島根原子力発電所

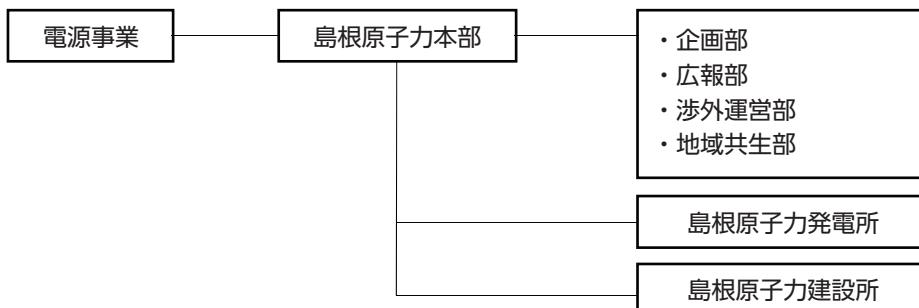
1. 島根原子力発電所の概要

(1) 概要

事業者：中国電力（株）

所在地：島根県松江市鹿島町片町654番地の1

組織：



(2) 1・2号機設備概要

		1号機	2号機
営業運転開始 (営業運転終了)		昭和49（1974）年3月29日 (平成27（2015）年4月30日)	平成元年（1989）2月10日
電気出力		46万キロワット	82万キロワット
原子炉	型式	沸とう水型（BWR）	同左
	熱出力	約138万キロワット	約244万キロワット
	圧力	6.93MPa	同左
	温度	286°C	同左
	燃料	濃縮度 3.6wt%（取替燃料）	3.7wt%（取替燃料）
	燃料集合体	400体	560体
	ウラン重量 (全炉心)	約68トン	約97トン
	制御棒	97本	137本
原子炉格納容器		内径4.8m×高さ19m ×厚さ12cm	内径5.6m×高さ21m ×厚さ14cm
タービン		フ拉斯コ型（MARK-1）	まほうびん型（MARK-1改良型）
発電機	出力	46.6万キロワット	82万キロワット
	回転数	1,800回転／分	同左
	流量	2,450トン／時	4,614トン／時
冷却水量	容量	52万キロボルトアンペア	87万キロボルトアンペア
	電圧	18,000ボルト	15,500ボルト
送電線		毎秒約30m ³	毎秒約60m ³
主な特徴		22万ボルト2回線（共用1ルート） ※平成18年10月：1・2号開閉所接続	・改良型格納容器の採用 ・燃料取替の自動化 ・制御棒駆動の高速化 ・廃棄物のプラスチック固化処理など

（出典：中国電力ホームページ）

(3) 3号機増設計画概要

3号機	
電気出力	137.3万キロワット
原子炉の型式	改良型沸とう水型(ABWR)
燃料の種類	低濃縮ウラン
冷却水量	毎秒95立方メートル
取水方式	深層取水
放水方式	水中放水
建設工程	着手 平成12年9月(電源開発調整審議会議上程 平成12年8月) 着工 平成17年12月 営業運転開始 未定

(出典：中国電力ホームページ)

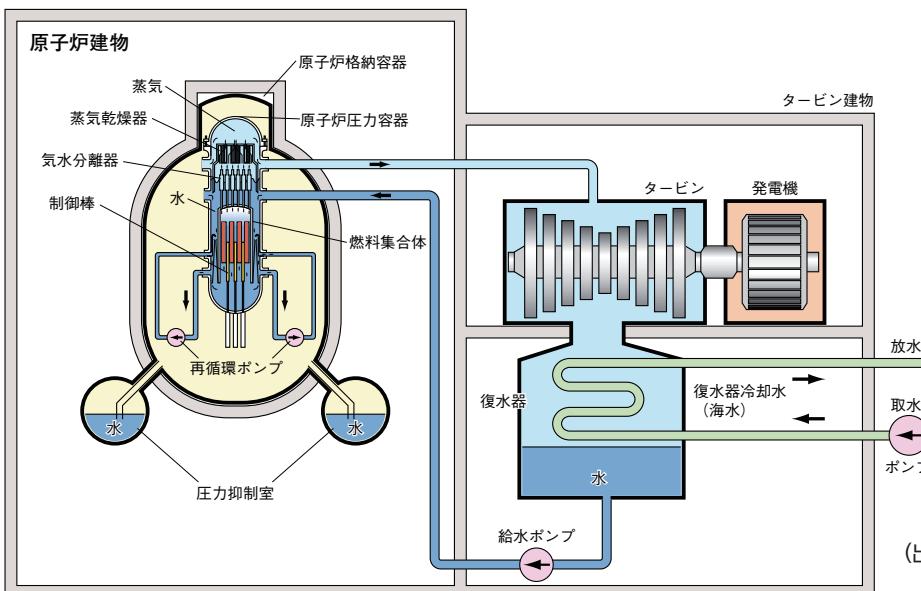
(4) 配置図



(出典：中国電力ホームページ)

(5) 沸騰水型原子力発電所(BWR)のしくみ

沸騰水型原子力発電所 (BWR) は、軽水（普通の水）を原子炉冷却材及び中性子減速材とし、この軽水を炉心で沸騰させて蒸気を発生させ直接タービン発電機を回して発電するものです。構造はシンプルですが、蒸気は放射性物質を含む水からつくられているため、タービンや復水器についても放射線の管理が必要です。



(出典：中国電力ホームページ)

島根原子力発電所2号機の系統図を資料編に掲載しています。

2. 島根原子力発電所の管理状況

(1) 施設定期検査実績(過去3回)

号機	回	停止(検査)期間	停止(検査)日数	主要工事
1号機	第1回 (廃止措置中)	平成30年1月18日 ～ 平成30年4月27日 (予定)	100日間 (予定)	核燃料物質の取扱施設および貯蔵施設 放射性物質の廃棄施設 放射線管理施設 他
	第29回	平成22年11月8日 ～ 平成29年4月19日	2355日間	原子炉冷却材浄化系再生熱交換機器および 非再生熱交換機器取替工事 原子炉再循環系配管他高周波加熱処理工事 他
	第28回	平成21年5月7日 ～ 平成21年9月13日	130日間	原子炉再循環系配管等点検 耐震裕度向上工事 他
2号機	第17回	平成24年1月27日 ～ 検査中	検査中	
	第16回	平成22年3月18日 ～ 平成22年12月6日	264日間	原子炉再循環系配管他修理工事 耐震裕度向上工事 他
	第15回	平成20年9月7日 ～ 平成21年3月24日	199日間	残留熱除去系ヘッドスプレイ配管改造工事 原子炉再循環系配管他修理工事 耐震裕度向上工事 他

(出典：中国電力ホームページ)

(2) 運転実績(過去6年間)

年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	号機	発電電力量 (百万kWh)	設備利用率 (%)	発電電力量 (百万kWh)	設備利用率 (%)	発電電力量 (百万kWh)
1号機	0 [106,192]	0 [69.3]	0 [106,192]	0 [67.5]	0 [106,192]	0 [65.8]
2号機	5,919 [132,543]	82.2 [79.7]	0 [132,543]	0 [76.4]	0 [132,543]	0 [73.4]
合計	5,919 [238,735]	52.6 [74.7]	0 [238,735]	0 [72.2]	0 [238,735]	0 [69.8]

年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	号機	発電電力量 (百万kWh)	設備利用率 (%)	発電電力量 (百万kWh)	設備利用率 (%)	発電電力量 (百万kWh)
1号機	0 [106,192]	0 [64.2]	0 [106,192]	0 [64.1]	—※ [—※]	—※ [—※]
2号機	0 [132,543]	0 [70.6]	0 [132,543]	0 [67.9]	0 [132,543]	0 [65.5]
合計	0 [238,735]	0 [67.6]	0 [238,735]	0 [66.2]	0 [132,543]	0 [65.5]

※島根1号機は営業運転終了に伴い記載を削除

(注) ・ 下段[]内は運転開始からの累計

$$\text{・ 設備利用率} = \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100$$

・ ※四捨五入処理を行っているため1、2号機の合計値と相違がある。

(出典：中国電力ホームページ)

(3) 使用済燃料貯蔵実績(過去6年間)

(単位:体)

号機	項目	H23年 度末	H24年 度末	H25年 度末	H26年 度末	H27年 度末	貯蔵容量
1号機	発生量	0	0	0	0	0	1,140
	搬出量	0	0	0	0	0	
	貯蔵量	322	322	322	322	722(注)	
2号機	発生量	0	0	0	0	0	3,518
	搬出量	0	0	0	0	0	
	貯蔵量	1,956	1,956	1,956	1,956	1,956	
合計	貯蔵量	2,278	2,278	2,278	2,278	2,678	4,658

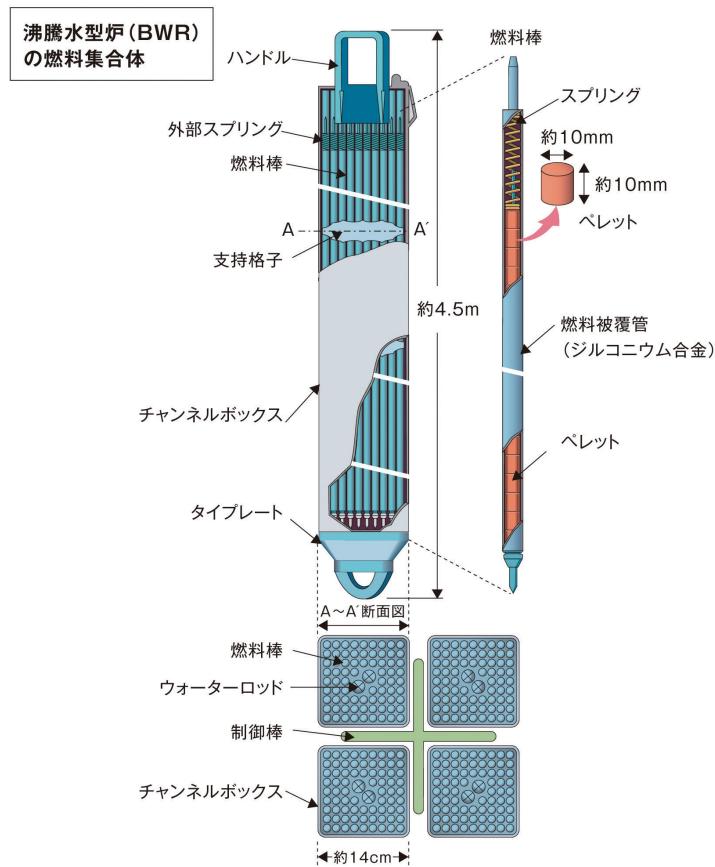
号機	項目	H28年 度末	貯蔵容量
1号機	発生量	0	1,140
	搬出量	0	
	貯蔵量	722(注)	
2号機	発生量	0	3,518
	搬出量	0	
	貯蔵量	1,956	
合計	貯蔵量	2,678	4,658

(注) 1号機の廃止決定に伴い、原子炉から仮取り出し燃料として整理していた400体を使用済燃料に整理。

(出典:中国電力ホームページ)

(4) 燃料集合体の構造

燃料集合体は、ウラン酸化物をペレット状に焼き固めて、約4mの長さのジルコニウム合金のさやに封入した燃料棒をウォーターロッドとともに60本程度格子状に束ね、チャンネルボックスで囲ったものです。原子炉の中に装荷されて核分裂により熱を発生します。発電に約3年間利用され、定期検査の際に新たな燃料と交換されます。



(出典:「原子力エネルギー図面集 2016」)

(5) 放射性気体・液体廃棄物(過去6年間)

廃棄物の種類		放出管理目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
気体廃棄物	希ガス	年間 8.4×10^{14} Bq	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D
	ヨウ素	年間 4.3×10^{10} Bq	2.5×10^6 (注2)	N.D	N.D	N.D	N.D
液体廃棄物(トリチウムを除く)		年間 7.4×10^{10} Bq	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D

廃棄物の種類		放出管理目標値	平成28年度
気体廃棄物	希ガス	年間 8.4×10^{14} Bq	N.D
	ヨウ素	年間 4.3×10^{10} Bq	N.D
液体廃棄物(トリチウムを除く)		年間 7.4×10^{10} Bq	N.D

注1 N.D (Not Detectable) : 検出限界以下

- ・希ガスの検出限界濃度は、 2×10^{-2} Bq/cm³以下
- ・ヨウ素の検出限界濃度は、 7×10^{-9} Bq/cm³以下
- ・液体廃棄物の検出限界濃度は、 2×10^{-2} Bq/cm³以下 (⁶⁰Co で代表)

注2 福島第一原子力発電所における事故の影響と推測される。

(出典：中国電力ホームページ)

(6) 放射性固体廃棄物(過去6年間)

(単位：200リットルドラム缶相当本数)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
発生量	3,461	3,276	2,960	3,291	4,222	3,778
焼却等減容量	2,316	3,261	2,499	1,971	575	2,433
搬出減少量	1,280	616	608	0	0	0
年度末保管量	27,581	26,980	26,833	28,153	31,800	33,145
保管容量	35,500			45,500	45,500	

- ・固体廃棄物 = 発電所で使用したフィルターや作業に使った紙、布等を圧縮・焼却したものをドラム缶に詰めたもの。
低レベル放射性廃棄物。

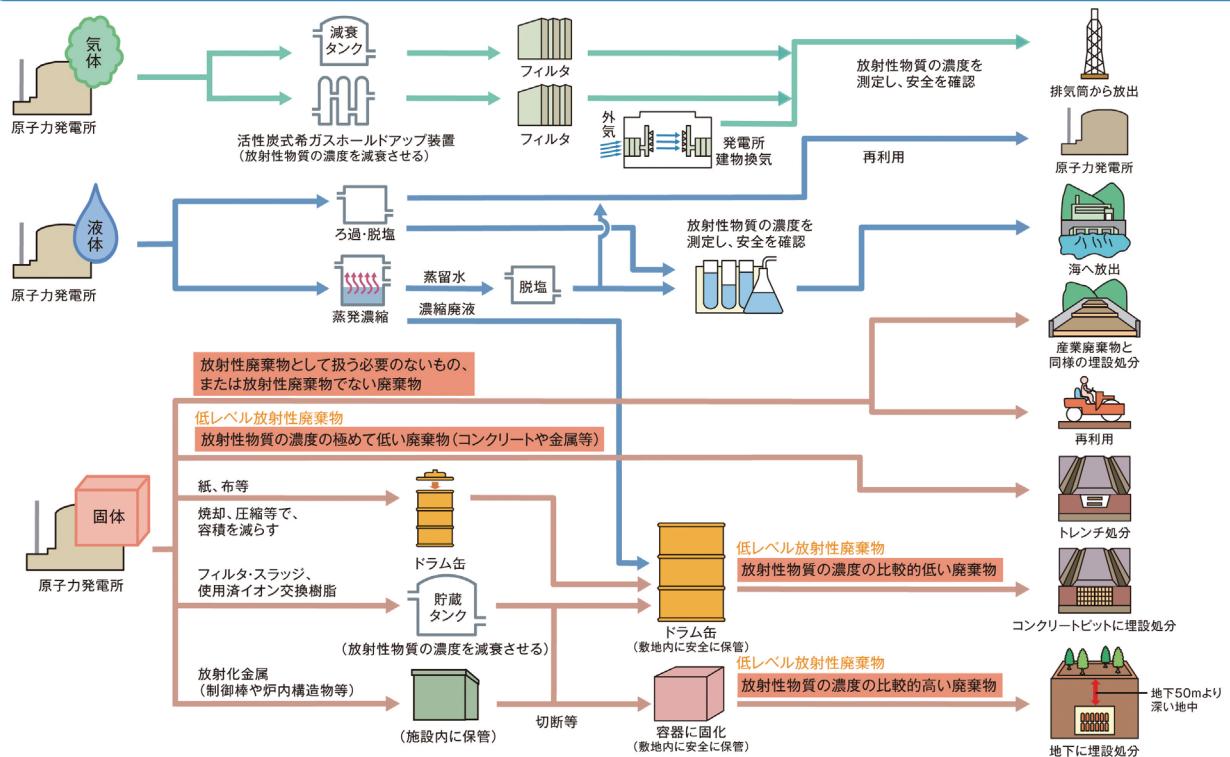
- ・搬出による減少量は、青森県六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センターに運び出したもの。

平成5年度から搬出を開始し、累積本数は、18,632本。(平成28年度末現在)

(出典：中国電力ホームページ)

(7) 原子力発電所の廃棄物処理方法

原子力発電所の廃棄物処理方法



(出典：「原子力エネルギー図面集 2016」)

3. 島根原子力発電所のトラブル事象

(1) 島根原子力発電所1・2号機のトラブル事象

(法律対象)

※国際評価尺度は、平成4年8月1日から運用開始

発生年月日	号機	状況	評価 レベル*
平成28年12月8日	2号機	中央制御室空調換気系ダクトに腐食孔が生じていることを確認。原因は、ダクト内部で発生した結露ならびに外気とともにダクト内にとり込まれた水分および海塩粒子がダクト内部に付着したことによるものと推定。	1
平成21年3月26日	1号機	原子炉保護系ハーフスクラム試験を実施していたところ、制御棒1本が全挿入。原因は、2つの電磁弁（スクラムパイロット弁）のうち、片方の電磁弁の電源端子が異なった仕様のネジにより締め付けられていたことによる接触不良によるもの。	0-
平成20年8月5日 ^(*) <small>(*) テーブルの報告対象事象として判断した日</small>	1号機	8月3日、高圧注水ポンプ起動直後に、高圧注水系駆動用タービンが自動停止。原因は、主塞止弁の急速な開動作を防止するために設けている調節弁の流路が閉塞傾向となり、主塞止弁内に滞留しているドレンとあいまって急速に開動作し、蒸気流入量が一時的に過大となったことから設定値を超える圧力差が生じたことによるもの。	0+
平成19年11月21日	1号機	燃料取替装置の点検を実施するために燃料取替装置を移動したところ、燃料つかみ部が燃料プールの手摺りに接触し変形する事象が発生。原因は、作業者間で手摺りの取扱いに関する認識が共有されていなかったこと、工事要領書に手摺りの確認手順が明記されていなかったこと、および作業者が装置移動の際に手摺りを含めた干渉物に関する周辺状況確認を怠っていたことによるもの。	評価対象外
平成18年11月9日	1号機	復水フィルタ出口ヘッダー配管の復水フィルタ出口配管との合流部6箇所のうち2箇所の一部に減肉が認められ、技術基準における必要最小厚さを満足していないことを確認。原因は、復水フィルタ出口配管に偏流発生要素が連続していたこと、および長期の運転に伴いエロージョン・コロージョンによる減肉が進展したもの。	0-
平成18年10月13日	1号機	復水貯蔵タンク水位計配管取付け部の一部に、腐食により技術基準における必要な厚さを下回っている部位があることを確認。原因は、保温材で覆われていたことから、長期間点検および再塗装を実施していなかったため経年的に塗装が劣化し、保温材への雨水の浸入によって腐食が進行したもの。	0-
平成17年7月6日	1号機	ドライウェル真空破壊弁8弁のうち1弁の全閉が確認できない状態となつたため、原子炉を手動停止。原因は、マイクロスイッチが損傷し、全閉表示ができなくなったもの。	0-
平成16年3月17日	2号機	原子炉格納容器内の機器ドレン量および床ドレン量に増加が認められたため、原子炉を手動停止。原因は、除染用接続口フランジのボルトによる締付けが不十分であったことによる漏えい。	0+
平成7年1月30日	2号機	「スクラム排出水容器水位異常高」の信号により、原子炉が自動停止。原因は、復水スラッジ分離水を移送する際、切替え弁のひとつが閉状態であったため、分離水がスクラム排出水容器ドレン配管を通じて容器内に逆流したもの。	1
平成5年2月4日	1号機	原子炉格納容器内の機器ドレン量に増加が認められたため、原子炉を手動停止。原因は、原子炉圧力容器ベントラインの弁のグランドパッキンの締めつけ不良による蒸気の漏えい。	0-
平成5年1月18日	2号機	原子炉再循環ポンプA号機のメカニカルシールに機能低下が認められたため原子炉を手動停止。原因は、メカニカルシール第1段シール部に異物が入り込んだことによる機能低下。	0-
平成4年2月20日	1号機	「中性子束異常高」の信号により原子炉が自動停止。原因は、原子炉建物避雷針への落雷により、中性子計測設備のケーブルに誘導電流が流れ、これにより誤信号が発信されたもの。	—
平成2年12月4日	2号機	原子炉出力上昇中に原子炉が自動停止。原因は、主蒸気圧力が定められた値より低い状態で原子炉モードスイッチを「起動」から「運転」に切り替えたため原子炉が自動停止したもの。	—

平成2年11月19日	2号機	原子炉再循環ポンプ電動機B号機に「潤滑油位低下」の警報が発生したため原子炉を手動停止。 原因是、当該電動機下部軸受部の排気風量が設計より多かったため、排気に伴って移送される潤滑油量が多く、潤滑油位が低下したもの。	—
平成元年9月6日	1号機	原子炉再循環ポンプ電動機B号機に「振動大」の警報が発生したため原子炉を手動停止。 原因是、当該モータの振動検出器の鉄心と磁石の間に異物が付着したことによる誤動作。	—
平成元年4月10日	2号機	原子炉再循環ポンプA号機の回転数が低下したため原子炉を手動停止。 原因是、原子炉再循環ポンプの速度制御回路のリレー接点に異物が付着したことによる接触不良。	—
昭和52年3月1日	1号機	定期検査時、制御棒駆動水戻りノズル部にひびを発見。 原因是、低温の戻り水と炉内の高温水が混合する部分で温度差により熱応力が生じひびが発生したもの。	—
昭和51年8月27日	1号機	主蒸気止め弁テスト用電磁弁の不調により原子炉が自動停止。 原因是、電磁弁に異物がかみ込んだため、油圧機構操作用空気が漏れて主蒸気止め弁が閉止したもの。	—

(出典：中国電力ホームページ)

(2) 国際原子力・放射線事象評価尺度(INES)

国際原子力・放射線事象評価尺度(INES)

事 故	レベル	基 準			参考事例 (INESの公式評価でないものも含まれている)
		基準1:人と環境	基準2:施設における放射線パリアと管理	基準3:深層防護	
事 故	7 (深刻な事故)	・広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出			・旧ソ連チェルノブイリ発電所事故(1986年) 暫定評価 ・東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所事故(2011年)
	6 (大事故)	・放射性物質の相当量の放出			
	5 (広範囲な影響を伴う事故)	・放射性物質の限定期的な放出 ・放射線による数名の死亡	・炉心の重大な損傷 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性の高い施設内の放射性物質の大量放出		・アメリカスリーマイルアイランド発電所事故(1979年)
	4 (局所的な影響を伴う事故)	・軽微な放射線物質の放出 ・放射線による少なくとも1名の死亡	・炉心の全放射能量の0.1%を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷 ・公衆が著しい大規模被ばくを受ける可能性の高い相当量の放射性物質の放出		・ジャー・シー・オー臨界事故(1999年)
異常な事象	3 (重大な異常事象)	・法令による年間限度の10倍を超える作業者の被ばく ・放射線による非致命的な確定的健康影響	・運転区域内での1Sv ⁰ (シーベルト)/時を超える被ばく線量率 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低いが設計で予想していない区域での重大な汚染	・安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態 ・高放射能密封線源の紛失または盗難	
	2 (異常事象)	・10mSv(ミリシーベルト)を超える公衆の被ばく ・法令による年間限度を超える作業者の被ばく	・50mSv(ミリシーベルト)/時を超える運転区域での放射線レベル ・設計で予想していない施設内の域内の相当量の汚染	・実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥	・美浜発電所2号機 蒸気発生器伝熱管損傷事故(1991年)
	1 (逸脱)			・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく ・低放射能の線源の紛失または盗難	・「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故(1995年) ・浜岡原子力発電所1号機余熱除去系配管破損事故(2001年) ・美浜発電所3号機二次系配管破損事故(2004年)
尺度未満	0 (尺度未満)	安全上重要ではない事象		0+ 安全に影響を与える事象 0- 安全に影響を与えない事象	
評価対象外		安全に関係しない事象			

※シーベルト(Sv):放射線が人体に与える影響を表す単位(1ミリシーベルトは1シーベルトの1000分の1)

(出典：「原子力エネルギー図面集 2016」)

4. 島根原子力発電所の安全対策

国は、福島第一原子力発電所事故後、早急に各原子力発電所の安全性を確保する必要があったことから、各種手続き（設置変更許可申請、工事計画認可申請等）を経ずに安全対策工事を行えることとし、事業者は自主的に安全対策工事に着手しました。

新規制施行後、原子力規制委員会において原子炉の運転前に新規制基準への適合性が確認されます。

【参考】新規制施行前に工事に着手又は完成した整備等について（H25.6.19 原子力規制庁）

新規制によって新たに要求される設備等であって、新規制施行前に工事に着手又は完成したものについては、新規制施行後、当該設備等に関する設置変更許可、工事計画変更認可、使用前検査等の手続により原子炉の運転前に新規制基準への適合性を確認する。

なお、新規制施行前に工事に着手し、新規制施行時点で完了していない設備等については、新規制施行後も工事の継続は可能である。

島根原子力発電所における安全対策の主な取り組み

中国電力は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、島根原子力発電所において様々な安全対策に取り組んでいます。

区分		主な取り組み
設計基準 対応	地震・津波対策	深部地震観測装置の設置 機器・配管等の耐震裕度向上工事 機器・配管等の耐震補強工事 排気筒の耐震裕度向上工事 防波壁の強化（海拔 15m にかさ上げ） 防波壁液状化対策工事 建物の浸水防止対策（水密扉の設置等） 電気設備（変圧器）への防水壁設置 原子炉補機海水ポンプ改造工事 取水口堰の設置 取水槽廻りの浸水防止対策 海水系ポンプエリアの浸水防止対策（防水壁等の設置） 3号機屋外タンク周辺への防水壁設置 津波堆積物調査
		火災・溢水対策 建物内部への水密扉の設置（内部溢水対策） 輪谷貯水槽溢水対策 重油タンク溢水対策 3号機非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの地下化 防火帯の設置
	電源の信頼性強化対策	送電回線の全号機接続 66kV 受電設備の強化 送電線がいしの耐震性強化、送電鉄塔の基礎安定性等の評価
重大事故等 対応	電源の確保 炉心損傷 防止対策・ 格納容器 破損防止 対策	蓄電池（バッテリー）の強化 直流給電車の配備 高圧発電機車等の配備 ガスタービン発電機車の配備 ガスタービン発電機の設置 中央制御室の作業環境の確保（高圧発電機車の追加配備） 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置
		原子炉・燃料プールへの代替注水配管の敷設 送水車等の追加配備 移動式消防ポンプの配備 使用済燃料プールの冷却機能強化（注水ライン設置等） 移動式代替熱交換設備の配備 燃料プール水位計の追加設置 高圧原子炉代替注水ポンプの設置 常設低圧代替注水設備の設置 原子炉補機海水ポンプ電動機の予備品確保 海水系ポンプ代替用の移動式ディーゼル駆動ポンプの配備 原子炉補機代替冷却手段の多様化
		冷却水の確保 輪谷貯水槽耐震補強工事 非常用ろ過水タンクの設置
	減圧手段の確保	原子炉格納容器ベント用資機材（窒素ガスボンベ等）の配備 フィルタ付ベント設備の設置 窒素ガス注入設備の配備
	放射性物質の拡散抑制対策	静的触媒式水素処理装置の設置 放水設備の設置（放水砲） 水素放出設備等の設置
	緊急時に備えた体制整備	免震重要棟の設置 緊急時対策所の設置 緊急時に必要となる資機材・設備の点検 緊急時における発電所構内通信手段の確保（簡易通話装置（乾電池式）等の配備他） 高線量対応防護服等の資機材の確保、放射線管理の体制整備 がれき撤去用の重機の配備 発電機等の燃料補給手段確保（タンクローリー確保等） 代替気象観測装置の配備、緊急時対応訓練の実施
テロ対策	意図的な航空機衝突等	「特定重大事故等対処施設」の整備
その他	地下水対策	止水壁強化、揚水井戸設置

（出典：中国電力ホームページ）

※島根原子力発電所2号機については、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査が行われているところです。以下については、これまでの主な経緯や安全対策等について記載しています。

(1) 耐震安全性評価

ア 耐震安全性評価

中国電力は、平成18年に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に照らした島根原子力発電所の耐震安全性評価を実施しており、1・2号機の耐震安全性評価結果の中間報告を平成20年3月28日に、3号機については平成23年1月21日に最終報告書（中間報告書は平成21年9月25日提出）を旧原子力安全・保安院に提出しています。

このうち、1・2号機の中間報告については、平成20年12月26日に旧原子力安全・保安院から評価結果は妥当であるとの評価がされています。

平成24年1月27日に旧原子力安全・保安院から「平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項（中間取りまとめ）について（指示）」を受け、中国電力は島根原子力発電所の敷地周辺の主要な活断層の連動の可能性について検討し、その結果を平成24年6月19日に国へ報告しました。

評価の結果、一部の周期で基準地震動Ss-1を上回っていることから、この地震動を新たに基準地震動Ss-3として追加設定しました。

また、「震源を特定せず策定する地震動」の新たな知見として、専門機関において2004年北海道留萌支庁南部地震における観測地震動を基に解析した岩盤上の地震動がとりまとめられ、その応答スペクトルが基準地震動Ss（Ss-1～3）の応答スペクトルを一部の周期で上回ることから、Ss-4として追加設定されました（平成25年12月10日）。

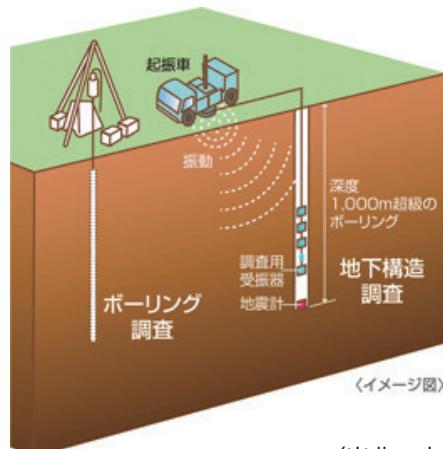
Ss-4による地震動は、一部の周期で基準地震動Ssを上回りますが、中国電力では安全対策設備（防波壁、フィルタ付ベント設備等）および既設の建物や機器・配管系の耐震安全性に問題のないことを確認しています。

イ 敷地内活断層

中国電力の確認によると、島根原子力発電所敷地内には活断層や破碎帯は確認されていません。（シームと呼ばれる粘土質の薄い弱層がありますが、平成24年9月の意見聴取会で旧原子力安全・保安院より「現時点では問題となるものではない」との見解が示されています。）

ウ 地下構造調査

中国電力では、深度1,000メートル超級のボーリングを実施し、ボーリング孔を利用した地下構造調査を実施するとともに、地下深部に地震計を設置して地震観測体制の拡充を図っています。



(出典：中国電力ホームページ)

工 新規制基準適合性審査における活断層評価・基準地震動

新規制基準では、考えられる最大の地震動である「基準地震動」を策定した上で、原子力発電所の安全設計や安全対策を行うよう求められており、この基準地震動は、「震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」を評価した上で策定することとされています。

中国電力は、宍道断層について、申請時の約22kmから約39kmに見直しを行い、平成29年9月29日の原子力規制委員会の審査会合で了承されました。

宍道断層の約39kmへの延長を踏まえて、中国電力は新たに基準地震動としてSs-D、Ss-F1、Ss-F2、Ss-N1及びSs-N2を設定し、平成30年2月16日の審査会合で了承されました。



(出典:中国電力ホームページ)

【参考】穴道断層の評価見直しの経緯

時 期	内 容	評価内容
昭和 44 年 (1969)	島根 1 号設置申請時	耐震設計上考慮する活断層とは評価せず
昭和 56 年 (1981)	島根 2 号増設申請時	耐震設計上考慮する活断層とは評価せず
平成 12 年 10 月 (2000)	島根 3 号増設申請時	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降の知見を踏まえ、最先端の調査の結果 8km と評価
平成 16 年 4 月 (2004)	島根 3 号増設申請 (補正)	鳥取県西部地震の発生を踏まえた追加調査の実施により、8km から 10km に変更
平成 20 年 3 月 (2008)	耐震指針改訂後の耐震安全性評価 (中間報告)	新しい耐震指針に基づく地質調査結果等から最大でも 22km と評価（東端：下宇部尾東、西端：古浦西方の西側）
平成 25 年 12 月 (2013)	島根 2 号新規制基準適合申請	評価長さを 22km として申請
平成 28 年 1 月 (2016)	島根 2 号新規制基準適合審査	西端の海陸境界の調査結果の不確かさを考慮し、西端を「女島地点」に見直し 25km と評価
平成 29 年 7 月 (2017)	島根 2 号新規制基準適合審査	後期更新世以降の断層活動を完全に否定できることから、東端を「美保関町東方沖合い」に見直し、 39km と評価

(2) 津波への対策

ア 津波評価

島根原子力発電所では従来の想定を見直し、平成24年に鳥取県が想定した日本海東縁部の地震に伴う津波を「基準津波」として安全性が評価されました。

基準津波による発電所敷地における最高水位は、施設護岸で海拔 9.5 メートル（審査において海拔 10.5 メートルへの引き上げを検討中）と評価されています。（発電所の津波対策として設置した防波壁の高さは、海拔 15 メートル。）

また、平成25年1月に道府県による津波浸水想定の作成を支援するため、国交省、内閣府、文科省において日本海における最大クラスの津波断層モデルの設定等を目的として設置された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」においても、松江市海岸での最大津波高は6.1メートルと計算されています。

施設護岸での最高水位*

波源	号機	1,2号機	基準津波	3号機
日本海東縁部		海拔 9.5m		海拔 9.1m
敷地前面海域		海拔 6.3m		海拔 9.2m

※ 津波高さに断層活動による地盤変動量を考慮した水位



(出典:中国電力ホームページ)

イ 浸水防止対策

ア 防波壁

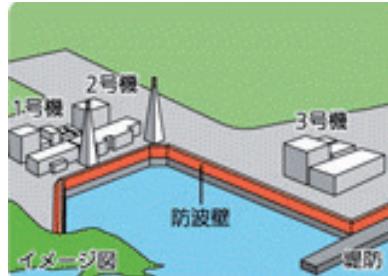
島根原子力発電所では福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、津波による敷地内への浸水を防止するため、発電所の海側全域に海拔 15 m の防波壁が設置されました。

防波壁は「地震の揺れ」「地震の衝撃」に十分耐えることが要求されることから、直径 51mm の鉄筋や、防波壁本体を岩盤と一体化させるための鋼管杭やグラウンドアンカーの採用などにより、強固な構造となっています。

また、浸水対策として原子炉建物等の外側扉と内側の通路、設備室入口などに水密扉に取り替えるなどの対策が講じられています。

【防波壁設置工事の概要】

- ・高さ：海拔 15 m
- ・総延長：約 1,500 m
- ・構造：鉄筋コンクリート
- ・工事期間：平成 23 年 7 月～平成 25 年 9 月



(出典：中国電力ホームページ)

(イ) 内部溢水（建物内部での水漏れなど）

原子炉建物内部で内部溢水が起きた場合でも、安全上重要な設備を浸水から守るため、水密扉への取替などの対策を実施します。

(3) 自然災害への対策

ア 火山・竜巻対策

発電所から半径 160km 圏内の第四紀火山（約 258 万年前以降に活動した火山）を調査し、火碎流や溶岩流および火山灰等の到達の可能性と到達した場合の影響を評価しました。

発電所から 160km 圏内の火山は大規模な噴火が発生しないと考えられることから、火碎流や溶岩流が発電所に到達する可能性がないことを確認しました。また、火山灰については三瓶山および大山について、噴出規模等の不確かさを考慮した、より詳細な検討の結果、敷地において考慮する火山灰等の降下火碎物の堆積厚さを 30cm と評価しています。

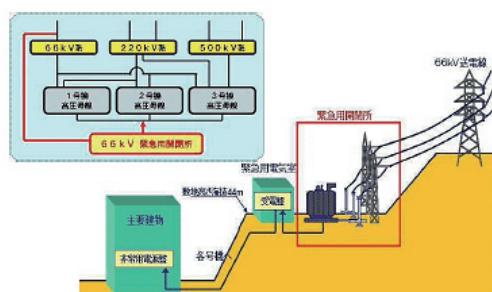
イ 竜巻

発電所と同様の気象条件と考えられる日本海側の沿岸（北海道～本州）で、かつ海岸線から海側 5km、山側 5km の地域において過去に発生した竜巻に基づき評価しました。

竜巻については、竜巻風速評価の不確実性を考慮し、「基準竜巻」「設計竜巻」いずれも 92m/s と評価しました。施設の安全性評価にあたっては、「設計竜巻」の最大風速を切り上げた 100m/s を用いることとしています。

ウ 電源の信頼性強化対策

島根原子力発電所は 3 つの送電ルートからの受電が可能となっています。この内、地震などの災害により送電設備が被害を受けても早い段階で復旧が見込まれる 66kV 系について、復旧後、直ちに外部からの電源を受電できるよう、平成 26 年 10 月、高い耐震性を有する緊急用開閉所を高台に設置しました。



岩盤上に直接鉄構を設置し高い耐震性を有する緊急用開閉所

(出典：中国電力ホームページ)

(4) シビアアクシデント(重大事故)への対策

ア 炉心損傷を防止する対策

防止対策① 代替電源の確保

高圧発電機車の配備



敷地内に複数台を分散させ配備

ガスタービン発電機車の配備



非常用炉心冷却系などを起動できる容量をもったガスタービン発電機車を配備

蓄電池（バッテリー）の強化



直流電源の強化として、既設の蓄電池の取り替えおよび追加設置

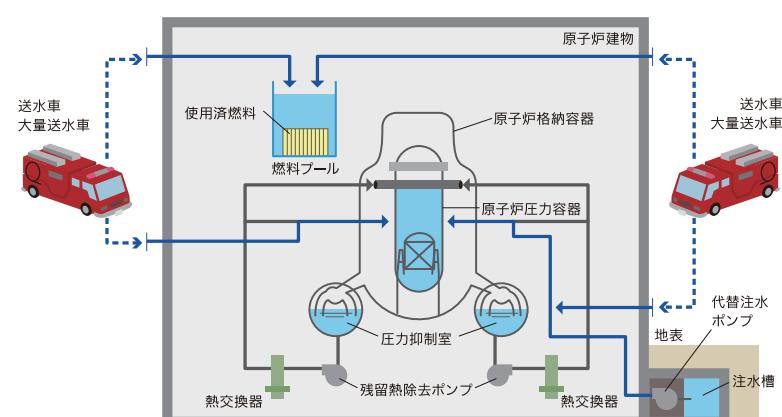
防止対策② 代替冷却設備等の確保

代替注水用車両の配備



敷地内に複数台を分散させ配備

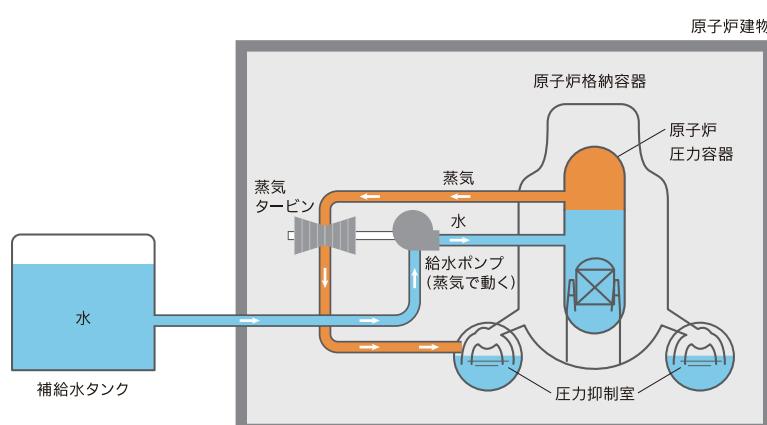
原子炉や燃料プールへの代替注水配管の設置



代替注水配管の敷設工事に加え、代替注水配管を多重化

防止対策③ 電源を必要としない冷却手段

電源が失われた状態でも原子炉を冷やせるよう、原子炉の蒸気で動く給水ポンプを設置。



(出典：中国電力ホームページ)

防止対策④ 補給水・水源の確保

貯水槽の耐震性強化

事故時に原子炉や燃料プールへ注水する淡水を確保するため、発電所敷地内にある貯水槽の耐震補強工事を実施



非常用ろ過水タンクの設置

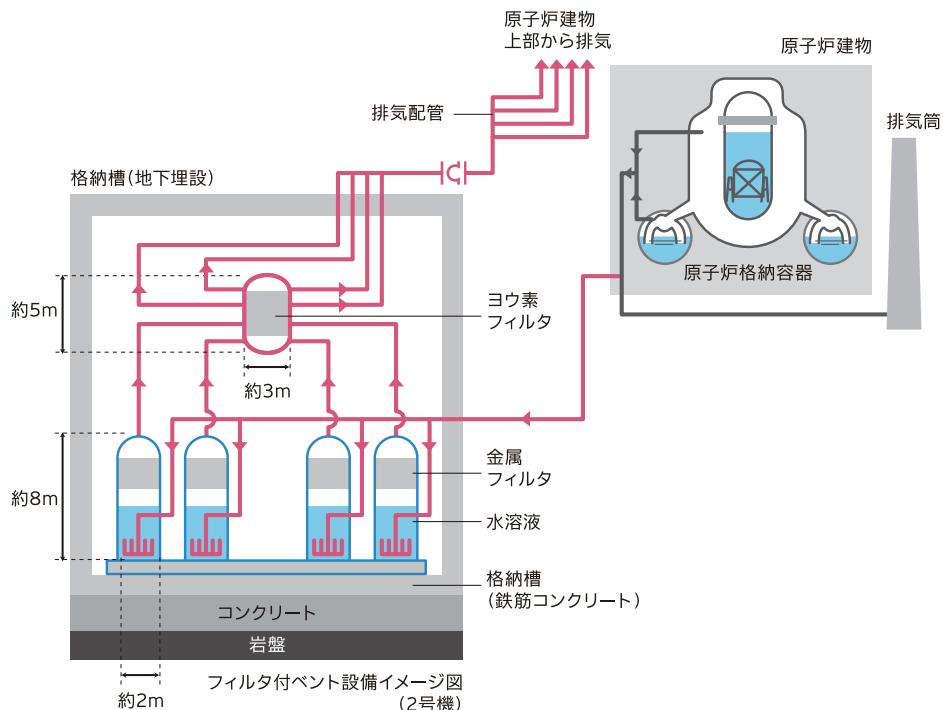
淡水源に多重性・多様性を持たせるため、耐震性を高めた非常用ろ過水タンクを設置

(出典：中国電力ホームページ)

イ 格納容器の破損や放射性物質拡散を防止する対策

防止対策① 格納容器破損防止対策

万一、炉心が損傷した場合でも、原子炉格納容器の破損を防止するため、放射性物質の放出量を大幅に低減するフィルタ付イベント設備を設置します。



(出典：中国電力ホームページ)

放射性物質の除去率

粒子状の放射性物質	99.9%
有機ヨウ素	98%
無機ヨウ素	99%

防止対策② 放射性物質の拡散防止対策

【水素処理装置の設置】

電源がない状態でも、触媒作用により水素濃度を低減する装置を原子炉建物内に設置します。

【水素の検出装置および放出の手動装置の設置】

水素検出器の設置とともに、原子炉建物から水素を放出するため、ブローアウトパネルに手動で操作が可能となる装置を設置します。

放水砲等の配備



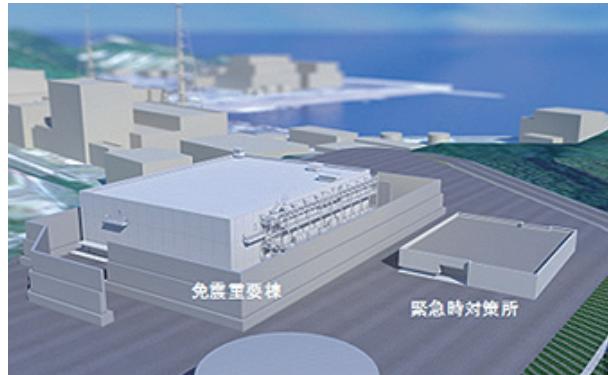
発電所外への放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲および大型送水ポンプ車を配備

(出典：中国電力ホームページ)

ウ 緊急時に備えた体制整備

防止対策① 緊急時対策所の設置

万一の事故発生時の対応に万全を期すため、島根原子力発電所では、既存の免震重要棟に加え、耐震構造の緊急時対策所を新たに設置します。



(出典：中国電力ホームページ)

防災対策② 免震重要棟の設置

大規模地震が発生しても緊急時対応に支障をきたすことがないよう、必要な設備（通信設備、情報収集設備）を継続配備したうえで、復旧作業等に従事する要員を収容し、新たに設置する緊急時対策所とあわせて活用します。[平成 26 年 10 月完了]



(出典：中国電力ホームページ)

(5) テロ対策

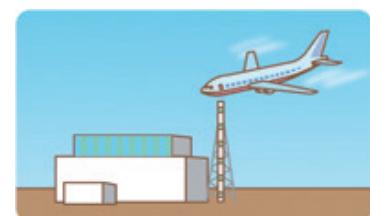
原子力発電所では従来からの核物質防護の観点からテロ対策が義務付けられており、発電所構内外の警備を実施しています。

また、今回実施した対策についても、高圧発電機車や送水車等の分散配備を行うなど一定のテロ対策の機能を有しています。

なお、意図的な航空機衝突などのテロリズムによって炉心損傷が発生した場合に備えて、「特定重大事故等対処施設」*を整備します。

*特定重大事故等対処施設は、故意による航空機衝突やその他のテロリズムにより、炉心の著しい損傷が発生するおそれがある、または発生した場合に、原子炉格納容器の破損による放射性物質の放出を抑制するための施設で、工事計画認可後5年以内までの整備を求められています。

新たに配備した送水車など可搬型設備等の更なるバックアップとして常設化するもので、原子炉格納容器内への注水設備、フィルタ付ベント設備、電源設備、通信連絡設備並びにこれらの設備を制御する緊急時制御室等で構成されます。



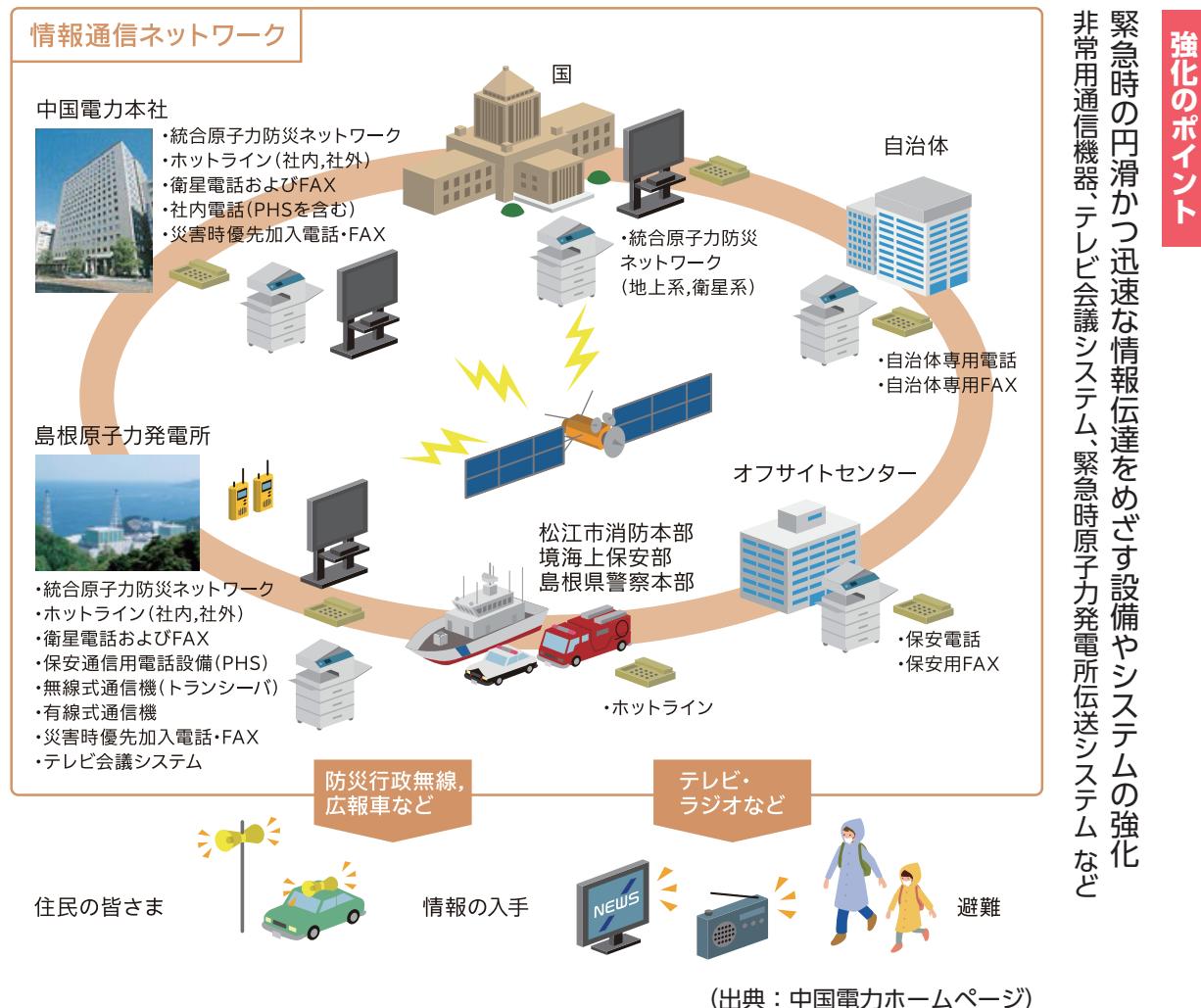
(出典：中国電力ホームページ)

(6) 防災対策の強化

万一、島根原子力発電所で放射性物質の放出につながるような緊急事態が発生した場合、関係機関が一体となり、避難指示や緊急時医療などの対策を講じる必要があります。

こうした状況に備え、国や自治体等の関係機関へ情報伝達が迅速に行えるよう、島根原子力発電所および中国電力本社に情報通信ネットワーク設備を配備します。

ア 情報通信ネットワークの強化



イ シビアアクシデントを想定した緊急時対応訓練の実施

原子力災害対策基本法では、福島第一原子力発電所での事故を踏まえ、事業者による防災訓練の実施結果について国へ報告すること等が規定されています。

島根原子力発電所では、大規模地震や津波の発生によって全ての電源が喪失するといった原子力災害を想定した「緊急時対応訓練」を繰り返し行っています。



送水車による代替注水訓練



緊急時対策所での指揮命令訓練

(出典：中国電力ホームページ)

(7) 地下水対策

中国電力は、万が一原子炉格納容器が破損し、原子炉内の冷却水が建物外へ漏れ出した場合の対応のため、島根原子力発電所の特性を踏まえ、自主的な取り組みとして敷地を取り囲むなどの地下水対策を実施しています。

地下水対策の概要

- ・地下水が原子炉建物に近づかないよう既設止水壁を強化（薬液注入による止水強化）
- ・止水壁の山側に揚水井戸を設置し、水を汲み上げてバイパスする対策を実施
- ・止水壁等で取り囲んだエリア内の地下水位が上昇しないように揚水井戸を設置



(出典：中国電力ホームページ)

5. 島根原子力発電所1号機の廃止

(1) 島根原子力発電所1号機の廃止について

島根原子力発電所1号機は、国産第1号の原子炉として、昭和49年3月に営業運転を開始し、これまで40年以上にわたって地域に対して電力を供給してきました。

平成27年3月18日、中国電力は、営業運転開始後40年を経過した島根原子力発電所1号機について、平成27年4月30日をもって営業運転を終了することを発表しました。

平成28年4月28日、鳥取県は、安全協定に基づき中国電力から廃止措置計画について事前に報告を受け、同年6月17日に意見を保留する旨等を回答しました。

中国電力は、平成28年7月4日に廃止措置計画認可申請を原子力規制委員会に行い、23回の審査を経て、平成29年4月19日に認可されました。同日、鳥取県は、中国電力から認可の報告を受けました。

平成29年6月27日、鳥取県は安全協定に基づき8項目の条件を付して、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間（第1段階）の実施に限り了解する旨を中国電力に回答しました。

(2) 島根原子力発電所1号機の廃止に係る経緯

島根原子力発電所1号機の廃止に係る経緯	
平成27年3月18日	中国電力が取締役会において島根原子力発電所1号機の廃止を決定
	島根原子力発電所1号機の廃止決定を、鳥取県・米子市・境港市に報告（島根県側も含む）
	中国電力が経済産業大臣に島根原子力発電所1号機廃止の電気工作物変更を届出
3月19日	鳥取県から国（経済産業省・原子力規制庁）及び中国電力に要望・申入れ
4月30日	島根原子力発電所1号機運転終了。 電気事業法第9条に基づき、中国電力が経済産業大臣に電気工作物変更届出を提出
5月15日	鳥取県から中国電力に島根原発1号機廃止等に係る申入れ
12月8日	知事が、米子市及び境港市を代表して中国電力（株）へ安全協定改定を申入れ
12月22日	廃止に関し、法令に沿った手続きを明確化するなど安全協定の一部を改定
平成28年4月28日	中国電力から鳥取県に対して、廃止措置計画に係る事前報告を提出
5月16日	平成28年度第1回原子力安全顧問会議を開催
5月21日	中国電力が境港市において廃止措置計画等に係る説明会を実施
5月22日	第1回原子力安全対策合同会議を開催
6月17日	鳥取県が中国電力に対して、廃止措置計画に係る事前報告に対する回答 島根県に対し覚書に基づく回答 鳥取県から国（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）に要望
7月4日	中国電力が廃止措置計画を国（原子力規制委員会）に申請
平成29年2月14日	中国電力が廃止措置計画の補正を国（原子力規制委員会）に申請
4月19日	原子力規制委員会が中国電力の廃止措置計画を認可
5月26日	平成29年度第1回原子力安全顧問会議、平成29年度第1回原子力安全対策合同会議を開催
6月1日	中国電力が米子市において廃止措置計画認可等に係る説明会を実施
6月27日	鳥取県が中国電力に対して、廃止措置計画に対する回答
6月28・29日	鳥取県から国（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）に要望
7月7日	島根県に対して、覚書に基づく回答
7月28日	中国電力が廃止措置作業に着手
12月25日	鳥取県から中国電力に第1回施設定期検査実施に係る申入れ

(3) 島根原子力発電所1号機のあゆみ

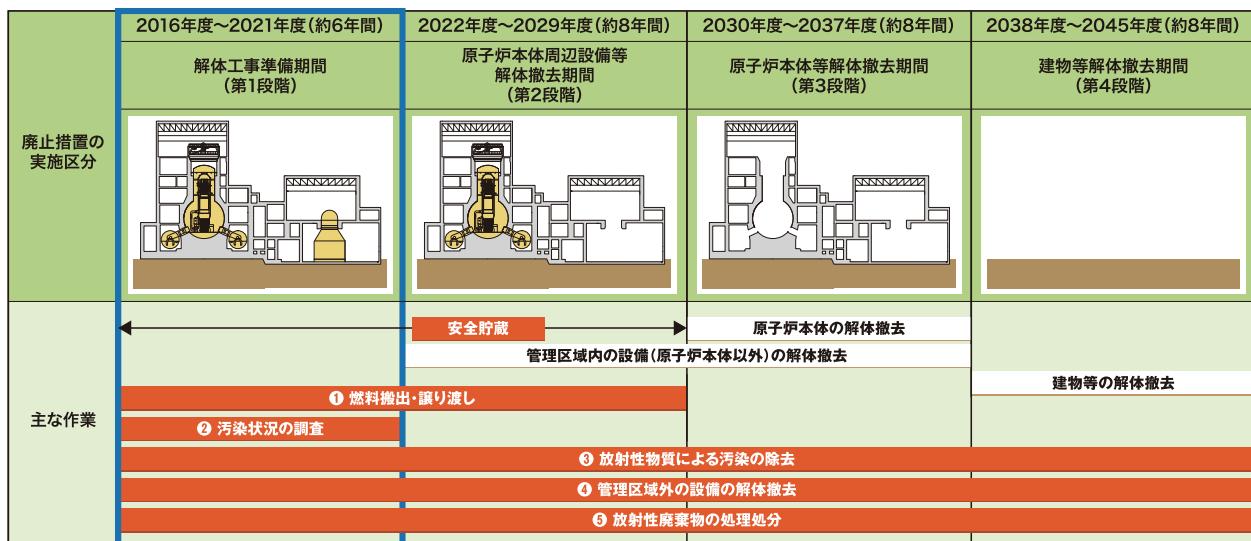
建設設計画申し入れ	昭和41年11月17日
原子炉設置許可	昭和44年11月13日
営業運転開始	昭和49年3月29日
営業運転終了	平成27年4月30日
営業運転期間	41年1ヶ月（昭和49年3月29日～平成27年4月30日）
総発電電力量	約1,061.9億kWh
設備利用率	65.8%（平成25年度末）〔平成21年度までは73.1%〕
型式	沸騰水型（BWR）
使用済燃料プール容量	1,140体
使用済燃料貯蔵体数	722体
定期検査回数	29回（平成22年3月31日、自主的な点検に伴う手動停止）

（出典：中国電力ホームページ）

(4) 廃止措置計画について

原子力発電所の廃止措置については、あらかじめ廃止措置計画を策定し、国の認可を受けて実施します。

1号機の廃止措置計画は、解体工事準備期間（第1段階）、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）、原子炉本体等解体撤去期間（第3段階）、建物等解体撤去期間（第4段階）の4段階に区分し、約30年かけて完了する予定です。このたびは、廃止措置全体の見通しと、第1段階の具体的な事項について取りまとめ、第2段階以降については、第1段階の中で実施する汚染状況の調査結果等を踏まえ、あらためて廃止措置計画の変更を申請します。



(出典：中国電力ホームページ)

(5) 原子力規制委員会による審査状況

中国電力は、平成28年7月4日に廃止措置計画認可申請を原子力規制委員会に行い、認可に至るまで同委員会において次のとおり審査が行われました。

回数	開催日	議題
1回目	平成28年7月20日	廃止措置計画認可申請書の概要
2回目		使用済燃料の健全性、使用前検査及び溶接安全管理審査未了案件の取扱い
3回目	7月27日	廃止措置計画認可申請書
4回目	8月3日	廃止措置計画認可申請書
5回目	8月24日	廃止措置計画認可申請書
6回目	8月26日	使用済燃料の健全性
7回目	9月14日	今までに受けたコメント内容及び今後の進め方等
8回目	9月28日	今までに受けたコメントの整理
9回目	10月5日	使用前検査及び溶接安全管理審査の検査未了案件の扱い、今までに受けたコメントへの回答
10回目	10月12日	今までに受けたコメントへの回答
11回目	10月19日	使用済燃料の健全性
12回目	10月21日	今までに受けたコメントへの回答
13回目	10月28日	維持対象設備、今までに受けたコメントへの回答
14回目	11月11日	維持対象設備
15回目	11月25日	ディーゼル発電機の維持台数
16回目	12月9日	ディーゼル発電機の維持台数、維持対象設備
17回目	12月16日	ディーゼル発電機の維持台数、維持対象設備、使用済燃料の健全性
－	12月21日～22日	現地調査
18回目	平成29年1月18日	今までに受けたコメントへの回答
19回目	1月20日	今までに受けたコメントへの回答、維持対象設備
20回目	2月7日	新燃料の譲渡しに伴う発電所作業時の安全措置
21回目	3月3日	維持対象施設
22回目	3月31日	燃料集合体落下事故時の放射性物質放出量評価方法
23回目	4月5日	燃料集合体落下事故時の放射性物質放出量評価方法

(6) 住民説明会の開催

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画に関して、中国電力主催による米子市及び境港市の住民を対象とした住民説明会が開催されました。

開催日	場所		参加人数	内 容
平成28年5月21日	境港市	夢みなとタワー	40	島根原子力発電所1号機 廃止措置計画認可申請の概要 島根原子力発電所2号機 特定重大事故等対処施設および所内常設直流電源設備（3系統目）の概要
平成29年6月1日	米子市	米子市文化ホール	45	島根原子力発電所1号機 廃止措置計画の概要 島根原子力発電所の概要

(7) 廃止措置段階の安全規制

ア 廃止措置計画と保安規定

発電用原子炉の運転から廃止措置に移行するにあたっては、以下の2つの認可を受ける必要があります。

(ア) 廃止措置計画

法令の基準を踏まえ安全確保を前提に技術的視点に立って発電用原子炉を安全に解体し、最終的に当該施設内に残存する放射性物質による周辺公衆への放射線被ばくのリスクを安全で合理的なレベルまで低減するための計画。

(イ) 保安規定の変更

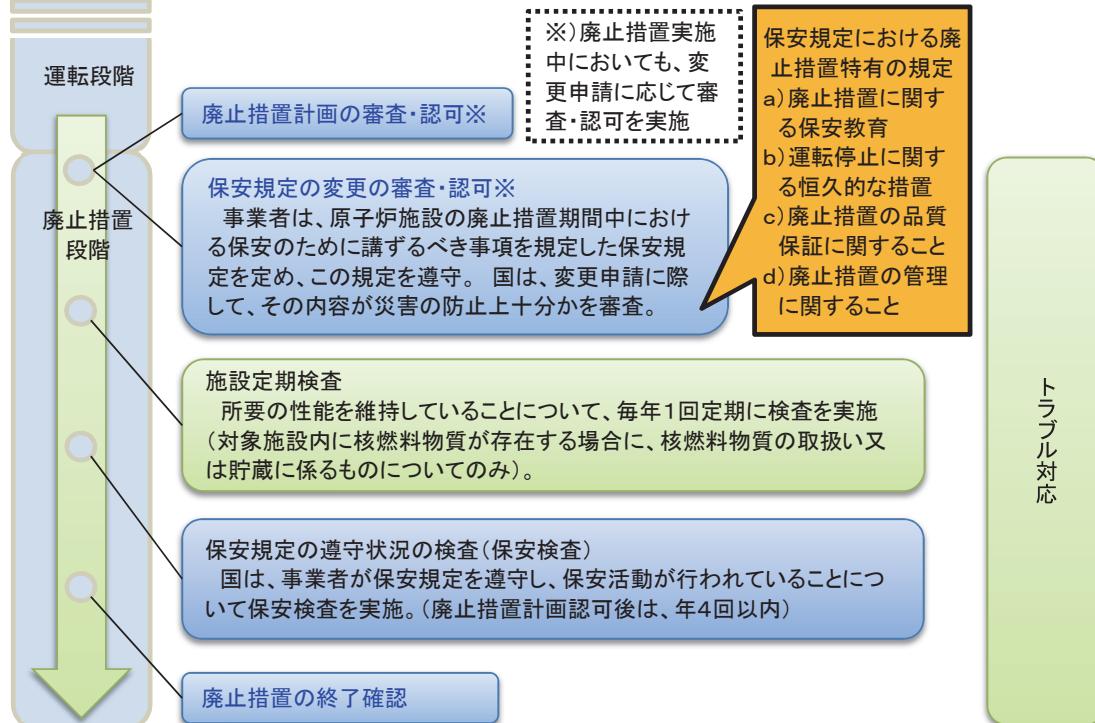
運転段階から廃止措置を実施するため必要な事項を加え或いは変更（廃止措置に掛かる組織、保安教育、管理等）し、認可を受けること。

イ 廃止措置の規制の考え方

運転中とは異なる観点での規制

- 原子炉等規制法に基づき、廃止措置に着手される前にその計画を国が認可。廃止措置終了までの間、厳格な安全規制を適切に実施する。
- 原子炉の運転中に安全確保のために要求される主な機能は「止める」「冷やす」「閉じ込める」であるのに対し、廃止措置段階においては、「閉じ込める」に着目し、
 - ①解体中における保安のために必要な原子炉施設の適切な維持管理の方法
 - ②一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくの低減策
 - ③放射性廃棄物の処理等の方法が適切なものであるか

等が求められ、廃止措置計画の認可の際に確認する。



(出典：原子力規制委員会ホームページ)

(8) 廃止措置に関する知事のコメント等

年月日	場所等	コメント内容
平成26年3月28日	資料提供	(中国電力刈田社長の島根原子力発電所1号機廃炉選択肢の発言に対して) ・電力会社が判断すべきもの。 ・40年廃炉の原則の重みを踏まえ、地域の安全を最重視して考えてもらいたい。 ・鳥取県としても、中国電力の説明を聞く必要がある。
4月2日	記者会見	・廃炉するかどうかは事業者が判断されるべき事柄であるが、基本的な原子力安全対策の考え方として40年廃炉という原則がある。 ・その原則の持っている重みを電力会社でも考慮に入れて検討していただく必要がある。
7月23日	原子力PT	・40年規制という基本原則があり、これは重いものである。地元の安全性を第一に考え判断していただきたい。
平成27年1月22日	記者会見	・廃炉の処理は長く続くので安全性の担保が必要。当然、周辺地域にも立地地域と同様に電力側からきちんと協議をしていただくことが最低条件。
3月18日	資料提供	(島根原子力発電所1号機の廃止報告に対して) ・安全第一の観点から、私も折にふれ40年廃炉の原則は重いと発言してきたが、中国電力として安全側に立った廃炉にいたったものと受け止める。 ・中国電力・国には、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うよう強く求める。 ・今後とも、県として原子力安全顧問の助言等を得ながら、安全協定に基づき中国電力に対して厳正に対応していく。
平成28年4月28日	資料提供	(島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請及び同2号機の原子炉設置変更許可申請に係る事前報告に対して) ・廃止措置や特定重大事故等対処施設について、中国電力・国には、住民の安全を第一義とするよう強く求め、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聞くプロセスを確立していくことが急務。 ・今後、原子力安全顧問の意見を踏まえ、議会や米子市、境港市と協議し、県としても判断をとりまとめていきたい。
平成29年4月19日	資料提供	(島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可に対して) ・まずは、認可された廃止措置計画について、原子力規制委員会と中国電力から詳細な説明を求める。 ・今後、安全を第一義として、県原子力安全顧問の審査を行った上、県議会や米子市、境港市と協議し、県の回答を取りまとめていく。 ・国・中国電力は、立地のみならず、周辺地域の意見も踏まえ廃炉判断を行うべきであり、地元自治体・住民等への説明責任を果たすべき。

【参考】原子力発電所の廃止措置状況

	設置者	発電所名(設備番号)	所在地	炉型	出力(万kW)	運転開始年月日
廃止措置中(認可中を含む)	日本原子力発電(株)	東海	茨城県東海村	GCR	16.6	1966. 7.25~98. 3.31
	//	敦賀(1号)	福井県敦賀市	BWR	35.7	1970. 3.14~15. 4.27
	中部電力(株)	浜岡原子力(1号)	静岡県御前崎市	BWR	54	1976. 3.17~09. 1.30
	//	// (2号)	// //	//	84	1978.11.29~09.01.30
	関西電力(株)	美浜(1号)	福井県美浜町	PWR	34	1970.11.28~15. 4.27
	//	// (2号)	// //	//	50	1972. 7.25~15. 4.27
	中国電力(株)	島根原子力(1号)	島根県松江市	BWR	46	1974. 3.29~15. 4.30
	四国電力(株)	伊方(1号)	愛媛県伊方町	PWR	56.6	1977. 9.30~16. 5.10
	九州電力(株)	玄海原子力(1号)	佐賀県玄海町	PWR	55.9	1975.10.15~15. 4.27
	東京電力(株)	福島第一原子力(1号)	福島県大熊町	PWR	46	1971. 3.26~12. 4.19
	//	// (2号)	// //	//	78.4	1974. 7.18~12. 4.19
	//	// (3号)	// //	//	78.4	1976. 3.27~12. 4.19
	//	// (4号)	// //	//	78.4	1978.10.12~12. 4.19
	//	// (5号)	// 双葉町	//	78.4	1978. 4.18~14. 1.31
	//	// (6号)	// //	//	110	1979.10.24~14. 1.31
廃止決定	関西電力(株)	大飯(1号)	福井県おおい町	PWR	117.5	1979. 3.27~2018. 3. 1
	//	// (2号)	// //	//	117.5	1979.12. 5~2018. 3. 1

(注) BWR:沸騰水型軽水炉、PWR:加圧水型軽水炉、ABWR:改良型沸騰水型軽水炉、APWR:改良型加圧水型軽水炉、GCR:ガス冷却炉

6. 島根原子力発電所に係る不適切事案

(1) 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題

中国電力は、平成 27 年 6 月 30 日、島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填作業に用いる添加水流量計の校正記録に関して、不適切な取り扱いがあったことを発表しました。

今回の事案は、同社が平成 22 年の点検不備問題以降、こうしたことが起らないように取組を進める中で起きたことであり、原子力発電所の運用に対する信頼関係を根本から揺るがすものであることから、本県では、鳥取県・米子市・境港市の連名により同社に文書申入れを実施するとともに、安全協定に基づく現地確認により再発防止の取り組み状況の確認等を行ってまいりました。

県としては、引き続き、安全協定に基づく再発防止の取組状況の確認及び国の監視等の対応の把握を行うとともに、原子力安全顧問の意見も聴きながら、厳正に対応していきます。

ア 事案概要

低レベル放射性廃棄物^{※1}の搬出に先立ち、搬出先である日本原燃株式会社により実施された監査において、低レベル放射性廃棄物が収納されたドラム缶にモルタル充填する際に用いる添加水流量計（2ヶ所）の校正記録について、実際には校正^{※2}していないにも関わらず、校正されていたかのように記録を作成し、監査に提出していた。また、同モルタルを充填する際に用いるモルタル流量計（1ヶ所）について、校正をしていなかった。なお、ドラム缶からの漏えいはなく、外部への放射性物質の漏れはなかった。

※1 低レベル放射性廃棄物：原子力発電所から出る使用済み燃料以外の放射性レベルの低い廃棄物

※2 校正：測定器が示す値が正しい値であるか試験等を行い確認すること

イ 国の対応

原子力規制委員会は、本事案について保安規定違反（監視）と認定し、安全文化醸成活動も含めた中国電力の行う改善措置の状況について次のとおり確認を行っている。

平成27年6月30日	中国電力が事案を報告
8月5日	原子力規制委員会が保安規定違反（監視）と認定
8月31日～ 9月11日	平成 27 年度第 2 回保安検査を実施 適正な構成が実施されていなかった流量計と同様な管理をしている機器の点検状況を確認
9月11日	中国電力が、原因分析及び再発防止対策（アクションプラン）を策定
11月4日	平成 27 年度第 2 回保安検査結果を原子力規制委員会へ報告
11月30日～ 12月11日	平成 27 年度第 3 回保安検査を実施 中国電力が策定した再発防止対策の策定内容及び実施状況について確認
平成28年2月3日	平成 27 年度第 3 回保安検査結果を原子力規制委員会へ報告
2月22日～ 3月4日	平成 27 年度第 4 回保安検査を実施 中国電力が策定した再発防止対策の策定内容及び実施状況について確認
5月11日	平成 27 年度第 4 回保安検査結果を原子力規制委員会へ報告
5月30日～ 6月10日	平成 28 年度第 1 回保安検査を実施 中国電力が策定した再発防止対策の策定内容及び実施状況について確認
8月3日	平成 28 年度第 1 回保安検査結果を原子力規制委員会へ報告
8月29日～ 9月9日	平成 28 年度第 2 回保安検査を実施 内部監査の実施状況（本社検査含む）を確認
11月2日	平成 28 年度第 2 回保安検査結果を原子力規制委員会へ報告
平成29年2月20日～ 3月3日	平成 28 年度第 4 回保安検査を実施 過去の違反事項（監視）に係る改善措置の実施状況を確認
5月10日	平成 28 年度第 4 回保安検査結果を原子力規制委員会へ報告
5月29日～ 6月9日	平成 29 年度第 1 回保安検査を実施 過去の違反事項（監視）に係る改善措置の実施状況を確認
8月2日	平成 29 年度第 1 回保安検査結果を原子力規制委員会へ報告
8月28日～ 9月15日	平成 29 年度第 2 回保安検査を実施 マネジメントレビューの実施状況（本社検査含む。）を確認
11月15日	平成 29 年度第 2 回保安検査結果を原子力規制委員会へ報告

ウ 本県の対応

(ア) 中国電力、原子力規制庁に対する申入れ等

本事案の発生を受け、中国電力や原子力規制庁に対して、原因究明と再発防止等について申入れ等を行いました。

申入れ等の日	申入れ等の先	申入れ等の概要
平成27年6月30日	中国電力	原因究明と再発防止、対応状況の情報公開、取り組み状況の報告等
平成27年9月11日	中国電力 原子力規制庁	徹底した再発防止、規制庁指導への適切な対応、情報公開等 厳正な確認と徹底した指導、確認結果の公開、自治体への説明等

(イ) 安全協定に基づく現地確認の実施

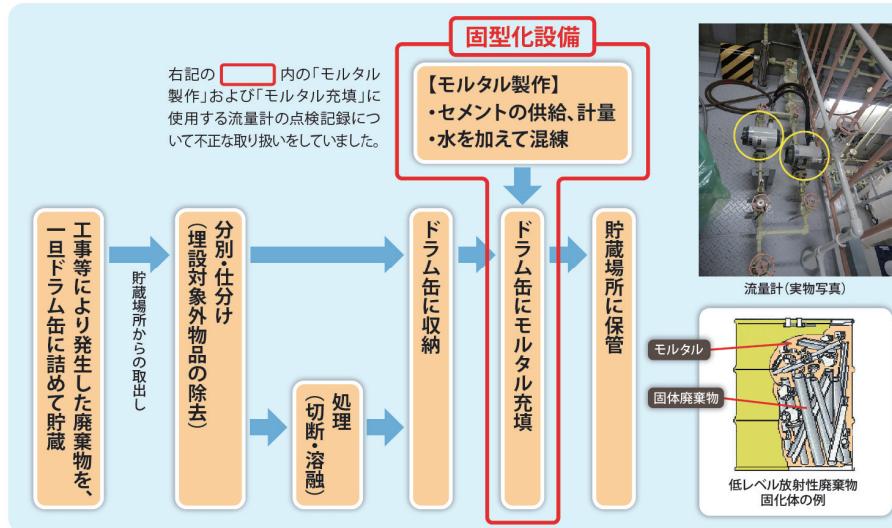
中国電力と締結している安全協定に基づき、米子市、境港市との合同による現地確認を7回行い、発生事案の確認や再発防止の取り組み状況等について確認を行いました。

実施日	確認概要
平成27年6月30日	環境への影響がないこと、虚偽報告の事実の確認、搬出中止した低レベル放射性廃棄物の保管状況等
平成27年8月6日	保安規定違反（監視）の状況、中国電力の調査の進捗状況等 中国電力の調査報告の根拠となった事実確認
平成27年9月17日	中国電力が提出した調査報告書の内容の検証（本事案に係る事実関係、原因分析結果、再発防止対策の検討状況等）
平成28年2月12日	再発防止対策アクションプランの策定状況及び実施状況、原子力規制庁の確認指摘事項等
平成28年8月26日	再発防止対策の実施状況、不適切に製作されたドラム缶の状況等
平成28年10月6日	モルタル固化化設備の状況等
平成29年8月17日	再発防止対策アクションプランの実施状況、原子力規制庁からの確認指摘事項等

エ 対応経過

平成27年6月30日	中国電力が事案を公表 安全協定に基づく第1回現地確認（米子市・境港市と合同）
7月7日	鳥取県・米子市・境港市の連名により中国電力に文書申入れを実施
7月9日	中国電力が調査等の体制構築を発表
8月5日	原子力規制委員会が保安規定違反（監視）と認定
8月6日	安全協定に基づく第2回現地確認（米子市・境港市と合同）
9月5日	中国電力が第13回原子力安全文化有識者会議を開催 *本県職員傍聴
9月7日	中国電力から関係自治体に調査報告（案）の説明
9月11日	中国電力が調査報告を公表 鳥取県・米子市・境港市の連名で中国電力及び原子力規制庁に要望等を実施 *9月14日中国電力に申入れ文書を手交
9月17日	安全協定に基づく第3回現地確認（米子市・境港市と合同）
10月9日	議会全員協議会で説明（中国電力）
10月13日	平成27年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（拡大）を開催
11月27日	中国電力が第14回原子力安全文化有識者会議を開催 *本県職員傍聴
12月11日	中国電力が再発防止対策の進捗状況（11月30日現在）を報告
12月16日	中国電力が懲戒処分を実施
平成28年1月22日	中国電力が境港市で住民説明会を実施
2月10日	島根原子力規制事務所から平成27年度第3回保安検査結果を聞き取り
2月12日	安全協定に基づく第4回現地確認（米子市・境港市と合同）
2月17日	中国電力が第15回原子力安全文化有識者会議を開催 *本県職員傍聴
5月16日	平成28年度第1回原子力安全顧問会議を開催
5月22日	第1回鳥取県原子力安全対策合同会議で中国電力が再発防止対策の進捗状況（5/22現在）を報告
8月26日	安全協定に基づく第5回現地確認（米子市・境港市と合同）
10月6日	安全協定に基づく第6回現地確認（米子市・境港市と合同）
10月14日	中国電力が第16回原子力安全文化有識者会議を開催 *本県職員傍聴
12月19日	平成28年度第2回原子力安全顧問会議を開催
平成29年2月15日	中国電力が第17回原子力安全文化有識者会議を開催 *本県職員傍聴
9月22日	中国電力が第18回原子力安全文化有識者会議を開催 *本県職員傍聴
平成30年2月9日	中国電力が第19回原子力安全文化有識者会議を開催 *本県職員傍聴

(参考) 低レベル放射性廃棄物の処理工程



(出典：中国電力ホームページ)

(参考) 平成22年点検不備問題の概要

島根原子力発電所「不適合管理検討委員会」において、「点検計画表」上は点検済みとなっていた島根原子力発電所1号機の「高圧注水系蒸気外側隔離弁電動機」が実際には点検されておらず、点検時期を超過して使用していたことが報告された。これを受け、至近の点検実績を確認したところ、当該機器を含め合計123機器（総点検結果：511機器）について点検時期どおりに点検されていなかったことが確認された。

このことについて中国電力は、副社長を責任者とする緊急対策本部を設置するとともに、経済産業省原子力安全・保安院に報告、島根県および松江市に連絡を行い、経済産業大臣からは「原子炉等規制法」及び「電気事業法」に基づき、保守管理が適切に実施されていない原因等について報告を行うよう指示を受けた。

中国電力は、1号機を自主的に停止するとともに、機器の総点検を実施、また原因分析と再発防止対策等を取りまとめ、経済産業大臣に提出、島根県および松江市に連絡を行った。

(2) 島根原子力発電所2号機 中央制御室空調換気系ダクトの腐食等

ア 事案概要

- (ア) 発生日時 平成 28 年 12 月 8 日 (木) 18 時 30 分頃
- (イ) 発生場所 島根原発 2 号機中央制御室空調換気系ダクト [放射性物質のない非管理区域]
- (ウ) 発生状況
- ・島根原発 2 号機の中央制御室空調換気系^{※1}のダクトの点検において、外側に巻いた保温材を外したところ、ダクトに腐食孔（縦約 30 cm、横約 1 m）を確認した。
- (エ) 原子力規制委員長への報告
- ・中国電力では、当該系統は法令に基づく安全上重要な設備に該当し、この系統に要求される必要な機能（隔離機能）を満足していないと判断し、法令に基づき原子力規制庁に報告した。
- 【平成 28 年 12 月 8 日 事象の報告】核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 62 条の 3
- 【平成 28 年 12 月 16 日 報告書提出】実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条
- 【平成 29 年 3 月 9 日 報告書提出】実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条
- 【平成 29 年 11 月 27 日 報告書の補正書を提出】実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条
- (オ) 発生原因 中国電力が提出した報告書では、ダクト内部で発生した結露並びに外気とともに取り込まれた水分及び海塩粒子がダクト内の構造物や気流の方向が変わる箇所でダクト内面に付着して腐食が発生したものと推定。また、ダクト内面から腐食が進行する可能性を考慮した点検の計画になっていたなかったため、腐食孔に至る前に劣化状況を把握できなかったと報告。
- (カ) 環境への影響等 放射線による人体及び環境への影響なし、負傷者等なし
- ※ 1 通常は外気を取り入れて中央制御室の換気を行うが、事故発生時には事故が収束するまでの間、運転員がどこまでも監視や操作が行えるように、外気の取り入れを遮断し、空気フィルタを介して内部循環させる機能

イ 本県から中国電力への申入れ事項（12/9 事案説明時及び 12/16 報告書提出の連絡時）

- ・原因究明を徹底すること。
- ・再発防止対策を徹底するとともに、水平展開を行うこと。
- ・対応状況について途中段階を含めて報告を行うとともに、県民にも情報提供を行うこと。
- ・原子力規制庁の指導を受けながら適切に対応すること。
- ・安全文化を意識して対応すること。

ウ 事案の経緯

平成 28 年 12 月 8 日	2 号機中央制御室空調換気系ダクトに腐食孔を確認 (18:30 法令報告事象と判断) 中国電力が原子力規制庁に報告 中国電力から第 1 報を受信、本県が情報連絡室を設置 (18:58) 安全協定に基づく現地確認を実施 (22:45 ~ 9 日 0:15)
12 月 9 日	中国電力が事案概要を説明 (天野鳥取支社長→城平局長。於県庁) 本県が情報連絡室を廃止
12 月 15 日	常任委員会報告
12 月 16 日	中国電力が実用炉規制 ^{※2} に基づき、原子力規制庁に報告書を提出 安全協定に基づき報告書提出を連絡 (天野鳥取支社長→城平局長。於県庁)
12 月 27 日	類似箇所点検結果を公表
12 月 28 日	安全協定に基づく現地確認を実施
平成 29 年 3 月 9 日	中国電力が原子力規制委員会に報告書を提出 安全協定に基づき報告書提出を連絡 (天野鳥取支社長→城平局長。於県庁)
11 月 27 日	中国電力が原子力規制委員会に報告書の補正書を提出 安全協定に基づき報告書の補正書提出を連絡 (天野鳥取支社長→安田局長。於県庁)
平成 30 年 1 月 31 日	原子力規制委員会が本事案の原因と対策を了承。同委員会は、本事案について、国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES) の「レベル 1 (逸脱)」に該当すると評価
2 月 13 日	原子力規制委員会が本事案の原因と対策を了承したことを受けて安全協定に基づく現地確認を実施

※実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

【島根原子力発電所1号機の中央制御室空調換気系ダクトの腐食について】

上記の腐食事象を受けて、原子力規制庁から全国の原子力発電所及び再処理施設に調査の指示があり、中国電力が点検を行ったところ、島根原子力発電所 1 号機の中央制御室空調換気系ダクトに腐食孔 (15 のダクトに最大で直径約 8 mm、合計 87 箇所) 及び腐食が確認されたことから、中国電力は原子力規制庁に報告書を提出しました。

平成 29 年 1 月 18 日	原子力規制委員会が島根原子力発電所 2 号機を除く全原子力発電所及び再処理施設に対して調査を指示
3 月 1 日～4 月 10 日	中国電力が直接目視による外観点検を実施
4 月 21 日	中国電力が原子力規制委員会に報告書を提出

(3) 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物搬出検査装置における放射能濃度測定プログラムの不具合

ア 事案概要

低レベル放射性廃棄物を発電所から搬出する前にその放射能濃度を計測しているが、計測する装置（低レベル放射性廃棄物搬出検査装置）に組み込まれているプログラムの不具合により、放射能濃度が実際の値よりも低く評価される可能性がある問題について、平成 29 年 8 月 7 日、中国電力から県に報告があったもの。

(ア) 検査済み低レベル放射性廃棄物の調査状況

検査済本数	搬出の有無	検査時データの有無	調査状況
9,096 本	未搬出	あり：824 本	適切に測定されていることを確認済み
	搬出済 8,272 本	あり：5,712 本	適切に測定されていることを確認済み
		なし：2,560 本	試算の結果、埋設基準を満足することを確認済み。 搬出済み低レベル放射性廃棄物で使用した検査装置では、放射濃度データに欠損が発生する可能性がないことを確認

(イ) 原因と対策

低レベル放射性廃棄物搬出検査装置に組み込まれているプログラムに不具合があり、まれに計測データの一部を放射能計算機に保存しないまま、プログラムが進行して放射能評価を行う場合があったため発生したもの。

中国電力は、放射能濃度を測定するプログラムの改修等の対策を着実に実施し、同様の事象が発生しないよう取り組むこととしている。

平成 29 年 8 月 7 日	中国電力が事案を報告
12 月 11 日	中国電力が原因と対策を取りまとめた報告書を低レベル放射性廃棄物の搬出先である日本原燃(株)へ提出
平成 30 年 1 月 31 日	日本原燃(株)が中国電力を含む今回事案に関わる電力事業者の報告を原子力規制庁に報告

7. 日本の原子力発電所の状況

日本の原子力発電所の運転・建設状況(2018年1月時点)

	設置者	発電所名(設備番号)	所在地	炉型	出力(万kW)	運転開始年月日
運転中	日本原子力発電(株)	東海第二	茨城県東海村	BWR	110	1978. 11. 28
	"	敦賀(2号)	福井県敦賀市	PWR	116	1987. 2. 17
	北海道電力(株)	泊(1号)	北海道泊村	"	57.9	1989. 6. 22
	"	"(2号)	" "	"	57.9	1991. 4. 12
	"	"(3号)	" "	"	91.2	2009. 12. 22
	東北電力(株)	女川原子力(1号)	宮城県女川町、石巻市	BWR	52.4	1984. 6. 1
	"	"(2号)	" "	"	82.5	1995. 7. 28
	"	"(3号)	" "	"	82.5	2002. 1. 30
	"	東通原子力(1号)	青森県東通村	"	110	2005. 12. 8
	東京電力(株)	福島第二原子力(1号)	福島県楢葉町	"	110	1982. 4. 20
	"	"(2号)	" "	"	110	1984. 2. 3
	"	"(3号)	" 富岡町	"	110	1985. 6. 21
	"	"(4号)	" 富岡町	"	110	1987. 8. 25
	"	柏崎刈羽原子力(1号)	新潟県柏崎市	"	110	1985. 9. 18
	"	"(2号)	" "	"	110	1990. 9. 28
	"	"(3号)	" "	"	110	1993. 8. 11
	"	"(4号)	" "	"	110	1994. 8. 11
	"	"(5号)	" 柏崎市、刈羽村	"	110	1990. 4. 10
	"	"(6号)	" "	ABWR	135.6	1996. 11. 7
	"	"(7号)	" "	"	135.6	1997. 7. 2
	中部電力(株)	浜岡原子力(3号)	静岡県御前崎市	BWR	110	1987. 8. 28
	"	"(4号)	" "	"	113.7	1993. 9. 3
	"	"(5号)	" "	ABWR	138	2005. 1. 18
	北陸電力(株)	志賀原子力(1号)	石川県志賀町	BWR	54	1993. 7. 30
	"	"(2号)	" "	ABWR	120.6	2006. 3. 15
	関西電力(株)	美浜(3号)	福井県美浜町	PWR	82.6	1976. 12. 1
	"	高浜(1号)	" 高浜町	"	82.6	1974. 11. 14
	"	"(2号)	" "	"	82.6	1975. 11. 14
	"	"(3号)	" "	"	87	1985. 1. 17
	"	"(4号)	" "	"	87	1985. 6. 5
	"	大飯(1号)	" おおい町	"	117.5	1979. 3. 27
	"	"(2号)	" "	"	117.5	1979. 12. 5
	"	"(3号)	" "	"	118	1991. 12. 18
	"	"(4号)	" "	"	118	1993. 2. 2
	中国電力(株)	島根原子力(2号)	島根県松江市	BWR	82	1989. 2. 10
	四国電力(株)	伊方(2号)	愛媛県伊方町	PWR	56.6	1982. 3. 19
	"	"(3号)	" "	"	89	1994. 12. 15
	九州電力(株)	玄海原子力(2号)	佐賀県玄海町	"	55.9	1981. 3. 30
	"	"(3号)	" "	"	118	1994. 3. 18
	"	"(4号)	" "	"	118	1997. 7. 25
	"	川内原子力(1号)	鹿児島県薩摩川内市	"	89	1984. 7. 4
	"	"(2号)	" "	"	89	1985. 11. 28
		小計		(40基)	3913.2	
建設中	中国電力(株)	島根原子力(3号)	島根県松江市	ABWR	137.3	未定
	電源開発(株)	大間原子力	青森県大間町	"	138.3	"
	東京電力(株)	東通原子力(1号)	青森県東通村	"	138.5	"
		小計		(3基)	414.1	
計画中	日本原子力発電(株)	敦賀(3号)	福井県敦賀市	APWR	153.8	未定
	"	"(4号)	" "	"	153.8	"
	東北電力(株)	東通原子力(2号)	青森県東通村	ABWR	138.5	"
	東京電力(株)	東通原子力(2号)	" "	"	138.5	"
	中国電力(株)	上関原子力(1号)	山口県上関町	"	137.3	"
	"	"(2号)	" "	"	137.3	"
	九州電力(株)	川内原子力(3号)	鹿児島県薩摩川内市	APWR	159	"
		小計		(7基)	1018.2	
		合計		(54基)	5777.1	
(認可申請中を含む)	日本原子力発電(株)	東海	茨城県東海村	GCR	16.6	1966. 7. 25~98. 3. 31
	"	敦賀(1号)	福井県敦賀市	BWR	35.7	1970. 3. 14~15. 4. 27
	中部電力(株)	浜岡原子力(1号)	静岡県御前崎市	BWR	54	1976. 3. 17~09. 1. 30
	"	"(2号)	" "	"	84	1978. 11. 29~09. 1. 30
	関西電力(株)	美浜(1号)	福井県美浜町	PWR	34	1970. 11. 28~15. 4. 27
	"	"(2号)	" "	"	50	1972. 7. 25~15. 4. 27
	中国電力(株)	島根原子力(1号)	島根県松江市	BWR	46	1974. 3. 29~15. 4. 30
	四国電力(株)	伊方(1号)	愛媛県伊方町	PWR	56.6	1977. 9. 30~16. 5. 10
	九州電力(株)	玄海原子力(1号)	佐賀県玄海町	PWR	55.9	1975. 10. 15~15. 4. 27
	東京電力(株)	福島第一原子力(1号)	福島県大熊町	"	46	1971. 3. 26~12. 4. 19
	"	"(2号)	" "	"	78.4	1974. 7. 18~12. 4. 19
	"	"(3号)	" "	"	78.4	1976. 3. 27~12. 4. 19
	"	"(4号)	" "	"	78.4	1978. 10. 12~12. 4. 19
	"	"(5号)	" 双葉町	"	78.4	1978. 4. 18~14. 1. 31
	"	"(6号)	" "	"	110	1979. 10. 24~14. 1. 31
	廃止決定	関西電力(株)	大飯(1号)	PWR	117.5	1979. 3. 27~2018. 3. 1
	"	"(2号)	" "	"	117.5	1979. 12. 5~2018. 3. 1

(注) BWR: 沸騰水型軽水炉、PWR: 加圧水型軽水炉、ABWR: 改良型沸騰水型軽水炉、APWR: 改良型加圧水型軽水炉、GCR: ガス冷却炉

第3章 人形峠環境技術センター

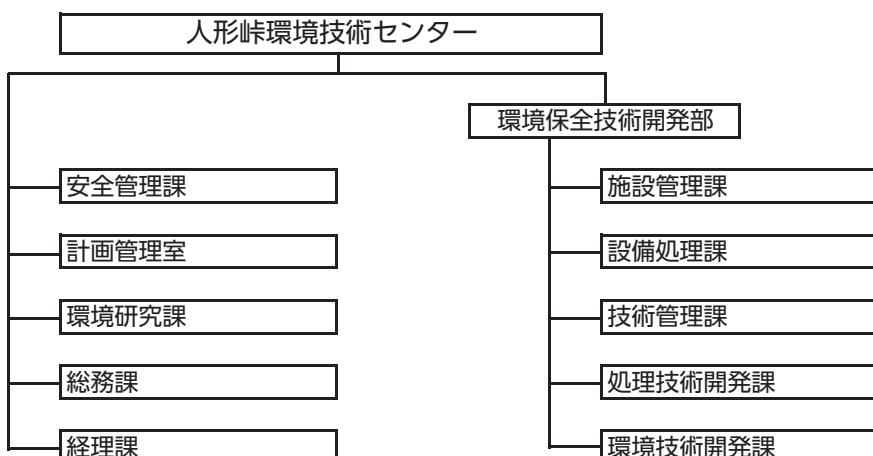
1. 人形峠環境技術センターの概要

(1) 概要

事業者：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 バックエンド研究開発部門 人形峠環境技術センター

所在地：岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550

組織：



(2) 沿革

- 昭和 30 年 11 月：日本で初めてウラン鉱床露頭が人形峠で発見される
- 昭和 31 年 8 月：原子燃料公社発足
- 昭和 32 年 8 月：原子燃料公社が人形峠に出張所を開設
- 昭和 34 年 5 月：採鉱試験開始
- 昭和 39 年 7 月：製錬試験開始
- 昭和 51 年 11 月：六フッ化ウラン転換試験開始
- 昭和 54 年 9 月：ウラン濃縮パイロットプラント運転開始
- 昭和 57 年 3 月：ウラン濃縮パイロットプラント全面運転
- 昭和 57 年 3 月：製錬転換パイロットプラント全面運転開始
- 昭和 63 年 4 月：ウラン濃縮原型プラント操業開始
- 昭和 63 年 8 月：回収ウラン利用実証試験研究開始
- 平成元年 4 月：ウラン濃縮原型プラント全面運転開始
- 平成 2 年 3 月：ウラン濃縮パイロットプラント試験運転終了
- 平成 6 年 8 月：回収ウラン転換実用化試験開始
- 平成 11 年 5 月：遠心機処理技術の研究開発を開始（継続中）
- 平成 11 年 7 月：製錬転換施設運転終了
- 平成 13 年 3 月：ウラン濃縮原型プラント運転終了
- 平成 14 年 12 月：ウラン濃縮原型プラントにて滞留ウラン除去開始（継続中）
- 平成 20 年 4 月：製錬転換施設の整備の解体を開始（継続中）
- 平成 24 年 7 月：製錬転換施設の主要な整備解体を終了
- 平成 26 年 6 月：濃縮工学施設内の設備解体を開始（継続中）
- 平成 28 年 12 月：ウラン環境研究プラットフォーム構想の公表
- 現在：原子力施設・設備の維持、解体及び関連技術開発の導入

福島第一原子力発電所の事故収束に向けた中長期的な重要課題の解決に貢献するため、除染活動や復旧活動並びに環境回復等への技術開発

(3) 施設概要と現状

・製鍊転換施設

ウラン鉱石からウランを抽出、精製（製鍊）し、濃縮工程で使用する六フッ化ウランに転換（ガス化）する施設。平成3年6月から回収ウラン転換実用化試験を開始し、平成11年7月に終了。

平成24年7月までに製鍊転換施設のうち、ウランを取り扱った主な設備の解体を終了し、解体物はドラム缶等に収納した状態で、施設内で安全に保管している。

・濃縮工学施設（旧ウラン濃縮パイロットプラント）

昭和54年9月から運転を開始し、遠心法カスケードやプロセスのウラン濃縮の実用化試験を行ってきた。

平成11年5月からウラン濃縮を行うために使用してきた遠心分離機について、汚染部分を分離除去し、放射性廃棄物を大幅に低減すること及び核拡散防止の観点から機微情報を消滅すること目的とした遠心機処理を実施中。

・ウラン濃縮原型プラント

ウラン濃縮の商業化のため、遠心機の量産技術、機器設備の大型化・合理化等の研究開発を行ってきた。

昭和63年4月に運転を開始した第1運転単位（DOP-1）は平成13年3月に、また平成元年4月に運転を開始した第2運転単位（DOP-2）は平成11年11月に、それぞれ濃縮ウランの役務生産運転を終了。

平成19年11月までDOP-2の工程内に滞留しているウランを除去・回収する技術開発試験を行った。

現在は、DOP-1の工程内に滞留しているウランを除去・回収する技術開発試験を実施中。

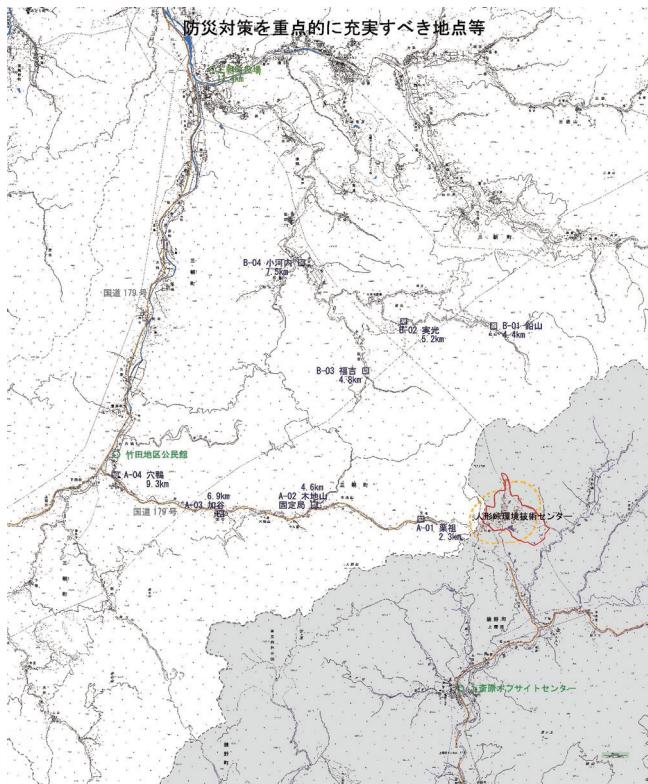
・鉱山跡措置

ウランの探鉱、採鉱、製鍊の技術開発を進めてきた結果発生した捨石や鉱さいを保管しているたい積場等の安全な維持管理を行うとともに、これらの施設について恒久的措置の対策を実施している。

(4) ウランと環境研究プラットフォーム構想

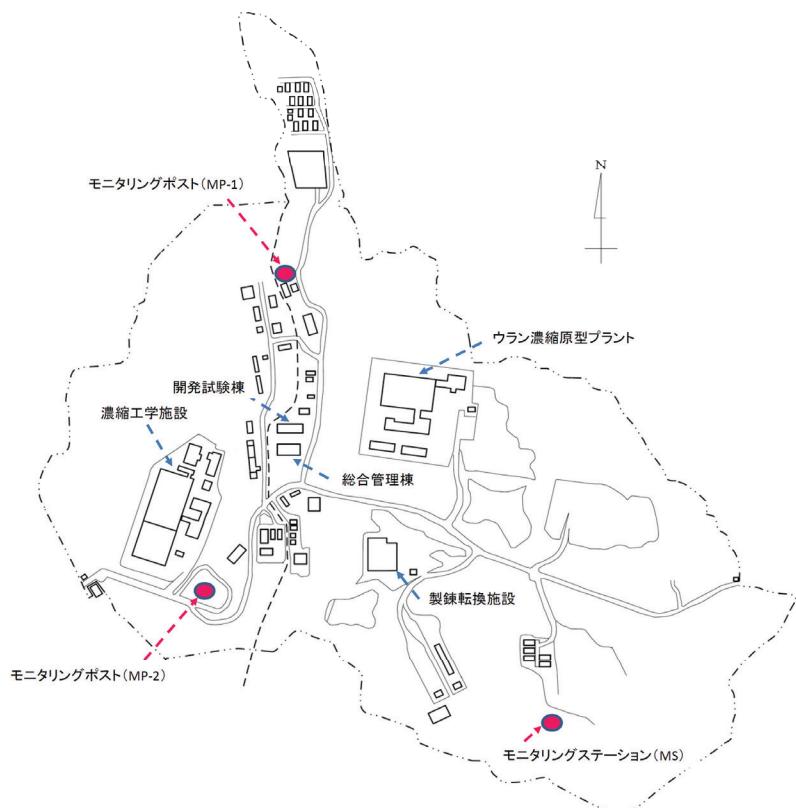
日本原子力研究開発機構は、平成28年12月に「ウランと環境研究プラットフォーム構想」を公表しました。同構想は、ウランと環境をテーマとした研究開発として、人形峠周辺環境の特徴を活かした「環境研究」及び人形峠環境技術センターの施設やポテンシャルを活かした「ウラン廃棄物工学研究」を行うというもので、現在、外部の専門家で構成される「ウランと環境研究懇話会」を設置し、構想の具体化に向けて検討を進めています。

(5) 位置図



(注) 平成 29 年 3 月の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、人形嶺環境技術センターにおいては、原子力災害対策を実施すべき地域を設定しませんが、防災対策の実施の観点から人形嶺環境技術センターで事故が発生した場合においては、原子力施設から 500m を基準として施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておき、原子力災害時には国の指示、緊急時モニタリング等の状況に応じて具体的な対応を判断します。

(6) 施設配置図



2. 人形峠環境技術センターのトラブル事象

(1) 中部地震に係る警戒事態の発生

平成 28 年 10 月 21 日（金）に発生した鳥取県中部地震において、鳥取県内で最大震度 6 弱が観測されました。この事象は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会策定）に定める警戒事態に該当するものであり、鳥取県においては地震対応と合わせて人形峠環境技術センターへの対応を行いました。

なお、人形峠環境技術センターの原子力施設に係る人体及び環境への影響はありませんでした。

ア 事案概要

(ア) 発生日時

平成 28 年 10 月 21 日（金）午後 2 時 07 分

(イ) 震源及び震源の深さ、マグニチュード

鳥取県中部（北緯 35 度 22.8 分、東経 133 度 51.3 分）、深さ 11km（暫定値）

マグニチュード 6.6（暫定値）

(ウ) 各地の震度

震度 6 弱 倉吉市、湯梨浜町、北栄町

震度 5 強 鳥取市、三朝町、岡山県（鏡野町、真庭市）

(エ) 警戒事態認定の基準

原子力施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合（※鳥取県も岡山県と同等の扱いとされている）

イ 対応経過

平成 28 年 10 月 21 日 14:07	鳥取県災害対策本部設置、鳥取県モニタリング本部設置
14:22	人形峠環境技術センターから第 1 報の受信
14:39	国から警戒事態認定及び要請文の受信
14:47	愛媛地方放射線モニタリング対策官から国 EMC（緊急時モニタリングセンター）への参集要請
16:09	人形峠環境技術センターから第 2 報の受信
16:12	国警戒本部の解除に伴い、派遣しているモニタリング要員へ帰庁連絡

(2) 総合管理棟ウォーターバス（湯せん器）の電源プラグ等の焦げ跡事案

人形峠環境技術センターから、総合管理棟 2 階排水管理室にあるウォーターバス（湯せん器）の電源プラグ等に溶融跡を発見したとの連絡があり、鳥取県では、連絡を受け直ちに情報連絡室を設置し、情報収集にあたるとともに、現地の状況を確認するため、職員 2 名を現地に派遣しました。

また、再発防止策は確実にかつ迅速に行うとともに、対応の状況について十分に広く県民を含め説明すること等を人形峠環境技術センターへ要請しました。

ア 事案概要

総合管理棟 2 階排水管理室にあるウォーターバス（湯せん器）の電源プラグ等に溶融跡を発見（10 時 40 分頃）

公設消防署に 119 番通報（10 時 45 分頃）

公設消防署による火災判断（12 時 04 分）

イ 対応経過

平成 28 年 8 月 30 日	人形峠環境技術センターから第 1 報受信 原子力安全対策課職員 2 名を現地に派遣し、現地確認を実施
8 月 31 日	人形峠環境技術センターに申入れを実施

(3) 排風機電源ケーブル焦げ跡

平成 27 年 7 月 8 日に人形峠環境技術センターから、ウラン濃縮原型プラントにおいて、排風機の切替作業後に動力盤内を確認したところ、ケーブルの焦げ跡を発見したとの連絡がありました。

これを受け、県では原子力安全対策課内に情報連絡室を設置し、情報収集を実施するとともに、原子力安全対策課職員 2 名を現地に派遣し、現場状況の確認を行いました。

また、今回の事案について徹底した原因究明と実効性のある再発防止策の策定、迅速な関係自治体への状況報告を人形峠環境技術センターへ申入れを行いました。

ア 事案概要

ウラン濃縮原型プラントにおいて、作業員が排風機の切替作業後に動力盤内を確認したところ、ケーブルの焦げ跡を発見。公設消防署による事後聞知により建物火災（ボヤ火災）と判断される。

なお、放射線による環境への影響はなかった。

イ 対応経過

平成 27 年 7 月 8 日	人形峠環境技術センターから第 1 報受信 原子力安全対策課職員 2 名を現地に派遣し、現地確認を実施
7 月 9 日	人形峠環境技術センターに申入れを実施
8 月 10 日	人形峠環境技術センターが原因究明結果及び再発防止策を県に報告

(4) 大型特殊車庫におけるバッテリー充電中の火災

平成 26 年 11 月 11 日に人形峠環境技術センターから、大型特殊車庫において除雪機車両用のバッテリー充電中、充電器から白煙が発生したとの連絡がありました。（公設消防により火災の判断）

これを受け、県では原子力安全対策課内に情報連絡室を設置し、情報収集を実施するとともに、原子力安全対策課職員 2 名を現地に派遣し、現場状況の確認を行いました。

また、今回の事案について速やかな状況報告、原因究明と実効性のある再発防止策の策定、再発防止策の徹底を人形峠環境技術センターへ申入れを行いました。

ア 事案概要

大型特殊車庫において、除雪機車両用のバッテリーを充電中、充電器より白煙が発生。即座にコンセントを抜く対応をした後、公設消防に 119 番通報を実施。公設消防署が状況確認を行った結果、火災と判断された。

なお、放射線による環境への影響はなかった。

イ 対応経過

平成 26 年 11 月 11 日	人形峠環境技術センターから第 1 報受信 原子力安全対策課職員 2 名を現地に派遣し、現地確認を実施 人形峠環境技術センターに申入れを実施
平成 27 年 1 月 30 日	人形峠環境技術センターが原因究明結果及び再発防止策を県に報告

(5) 製鍊転換施設の排気ダクトからの水滴の漏出

平成 25 年 1 月 4 日に人形峠環境技術センターから、製鍊転換施設の排気ダクト（非管理区域）から水滴が滴下していることを発見したとの連絡がありました。

これを受け、県では危機対策・情報課内に情報連絡室を設置し、情報収集を実施するとともに、危機対策・情報課職員 2 名を現地に派遣し、現場状況の確認を行いました。

また、今回の事案について漏えいした放射性物質を含む水滴の適切な処理と安全確認、原因究明と実効性のある再発防止策の策定等を人形峠環境技術センターへ申入れを行いました。

ア 事案概要

製鍊転換施設の巡回点検中に、管理区域内の排気ダクト（非管理区域）から水滴が滴下しているのを巡回点検中の従業員が発見。ただちに飛散防止の応急処置を実施。

なお、放射線による環境への影響はなかった。

イ 対応経過

平成 25 年 1 月 4 日	人形峠環境技術センターから第 1 報受信 危機対策・情報課職員 2 名を現地に派遣し、現地確認を実施 人形峠環境技術センターに申入れを実施
1 月 5 日	危機対策・情報課職員 2 名を現地に派遣し、処置状況を確認
5 月 10 日	人形峠環境技術センターが水滴の適切な処理と安全確認、原因究明結果及び再発防止策を県に報告
8 月 30 日	再発防止策の取組状況について、現地確認を実施

第4章 原子力安全対策

1. 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

(1) 協定の締結

島根原子力発電所の30キロ圏内に鳥取県米子市的一部分及び境港市全域が含まれます。県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、平成23年5月から中国電力との安全協定締結に向け調整した結果、全国初の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」(当時)外での安全協定を締結しました。

この安全協定締結までの経緯としては、平成19年に島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画導入の動きを契機に県議会で更なる監視体制が必要との議論を受け、安全協定締結、若しくはそれに準じた通報連絡体制の充実を中国電力に申入れをし、その後、平成23年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故で30キロ圏内に甚大な被害が発生したことから、同年5月から安全協定締結に向け調整し、周辺地域として全国初の安全協定の締結に至ったものです。

締結式

日 時：平成23年12月25日（日）
場 所：知事公邸第1応接室
出席者：鳥取県：平井伸治鳥取県知事
米子市：野坂康夫米子市長
境港市：安倍和海副市長（市長代理）
中国電力（株）：舛田知英取締役社長、岩崎昭正島根原子力発電所長



(2) 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱の概要

鳥取県、米子市、境港市及び中国電力は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定及び運営要綱を締結しています。

協定及び運営要綱の主な内容

※ 鳥取県（甲）、米子市（乙）、境港市（丙）、中国電力（丁）とそれぞれ表記する。

特徴的な項目	項目説明	記載箇所
①計画等の報告	<ul style="list-style-type: none">丁は、発電所の増設に伴う土地の利用計画及び原子炉施設の重要な変更、原子炉の廃止措置計画及び同計画の重要な変更について甲、乙及び丙に運営要綱に基づき報告する。甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べることができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行う。	協定第6条 (1) (2) (3) 協定第20条 (2) 要綱第3条 (2)

②現地確認	<ul style="list-style-type: none"> 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができる。 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。 甲、乙、丙及び丁は、現地確認において相互に意見を述べことができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 	協定第11条 協定第20条(2)
③核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料等の輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、事前に連絡する。 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までにまた、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡する。 ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。 	協定第7条 要綱第4条
④協定の改定	<ul style="list-style-type: none"> この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。なお、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。 甲、乙、丙又は丁のいずれかから改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催する。 	協定第19条 要綱第11条
⑤安全確保等の責務	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守に万全の措置を講ずる。 	協定第1条
⑥情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努める。 	協定第2条
⑦環境放射線等の測定	<ul style="list-style-type: none"> 甲、乙、丙及び丁は、甲が定める計画に基づき鳥取県内の環境放射線に関する測定を行う。 乙、丙及び丁は、甲が定める計画の策定又は変更について意見を述べることができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができる。 甲は、測定結果を公表する。 	協定第5条 協定第20条(2)
⑧平常時における連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、甲、乙及び丙に対し、発電所建設工事の計画及び進捗状況、廃止措置の実施状況などについて、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。 	協定第8条
⑨保安規定における運転上の制限等を満足しない場合の連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡する。 	協定第9条
⑩異常時における連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、甲、乙及び丙に対し、原子炉施設等の故障関係などの事項について発生時に連絡するものとする。 	協定第10条
⑪公衆への広報	<ul style="list-style-type: none"> 丁は原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。 	要綱第8条
⑫損害の補償	<ul style="list-style-type: none"> 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たる。 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるとき、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずる。 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずる。 	協定第17条 要綱第10条
⑬運用	<ul style="list-style-type: none"> この協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 甲、乙及び丙は、平常時・異常時等における連絡等を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡する。 	協定第20条

(3) 安全協定の改定

ア 協定改定の申し入れについて

鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、中国電力に対して平成24年11月1日に安全協定第19条の規定に基づき、立地県並みの協定となるよう改定を申し入れており、平成25年3月15日に中国電力より、「安全協定の運営においては、立地自治体と同様の対応を行う」旨の回答を受けています。

また、平成25年12月17日に、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告への回答にあわせて、早期改定の申し入れを行っています。

イ 1号機の廃止に伴う協定改定の申し入れについて

島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日をもって営業運転を終了したことから、廃止措置計画を作成し、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会の認可を受けることが必要となりました。

県では、1号機の廃止措置に対して、安全協定に基づき中国電力に対して厳正に対応していく中で、安全協定第6条の「原子炉の解体」について、法令の手続きに沿って明確化する必要があるため、安全協定等の一部改正について、米子市及び境港市を代表して中国電力に対して協定改定の申入れを行いました。

申入れの結果、平成27年12月22日に、原子炉の廃止に伴う法令上の手続きを明確化するなど安全協定の一部改正がされました。

【改定内容】

協定及び同要綱ともに、廃止措置の法令に沿った手続きについては、全て立地自治体の協定と同じになりました。

(ア) 事前の報告（協定第6条、運営要綱第3条）

「原子炉の解体」を「廃止措置計画の認可」及び「廃止措置計画の重要な変更」と表記することによって、法令に沿って事前に報告すべき手続き等を明確化。

(イ) 平常時における連絡（協定第8条、運営要綱第5条）

廃止措置の実施状況を確認するための平常時における連絡として、「廃止措置の実施計画」「廃止措置状況」等を明記。

(ウ) 保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡（協定第9条、運営要綱第6条）

廃止措置を実施する際に、廃止措置段階の保安規定に新たに加わる「施設運用上の基準」を追記し、明確化。

(エ) 安全確保の責務（協定第1条）

廃止措置中の原子炉施設においても中国電力に安全確保の責務があることを明確化。

(オ) その他

本協定の締結後に行われた法令等の改正に伴う文言等の修正。

ウ 経緯

平成23年12月25日	協定締結（鳥取県、米子市、境港市、中国電力㈱）
平成24年11月1日	知事、米子市長、境港市長から中国電力苅田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申入れ
11月20日	第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル） 改定項目を提示（計画等の事前了解、立入調査、措置の要求、核燃料物質等の輸送情報）
平成25年1月23日	第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル） 現協定の実効性確保のための運用面での内容確認（県専門家委員の現地確認、広報等）
3月6日	統轄監から中電島根原子力本部長へ、安全協定の改定協議状況に関する申入れ（県庁）
3月13日	副知事、米子市（水道事業管理者）、境港市副市長から中電副社長へ、安全協定の改定に関する申入れ（中電広島本社）
3月15日	中国電力清水副社長が知事へ直接申入れに対する文書回答を持参（県庁）
11月21日	中国電力から本県に対し、安全協定第6条に基づく島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告（島根県等にも同日対応）
11月22日	第3回原子力安全対策PT会議（米子・境港市長との意見交換）
11月25日	第4回原子力安全対策PT会議（中電による説明）
11月30日	原子力防災専門家会議（中電による説明（申請内容に係る技術的検討等））
12月4日	中電主催の地元での説明会（住民も参加）
12月11日	3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長）
12月12日	鳥取県議会全員協議会（中電による説明、事前報告について）
12月13日	覚書に基づく島根県からの意見照会

平成 25 年 12月 17 日	安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答について、知事から中電副社長へ申入れ（鳥取県庁）（意見留保） 適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中電から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
12月 25 日	知事が中電刈田社長と意見交換（県庁）
平成 26 年 3月 10 日	中電主催説明会（2県6市の職員対象）
10月 20 日	知事から中電社長へ、原子力防災対策（人件費など）の負担への協力要請（中電本社）
平成 27 年 3月 18 日	知事から中電副社長に申入れ（県中部総合事務所） 島根 1 号機廃止に係る申入れ（厳正な安全対策の徹底、協定改定、防災対策への協力等）
3月 19 日	県から中電に対し、申入れ書「島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に伴う申入れについて」を手交
5月 1 日	県から中電に対し、申入れ書「島根原子力発電所 1 号機の運転終了に伴う申入れについて」を発出（危機管理局長名）
5月 15 日	県から中電に対し、申入れ書「島根原子力発電所 1 号機の営業運転終了に伴う安全確保について」を手交
12月 8 日	知事から中電副社長へ、島根 1 号機廃止に伴う安全協定改定の申入れ（県庁） 原子炉等規制法第 43 条の 3 の 33 第 1 項に規定される廃止措置が講じられることから、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、安全協定を改定すること。
12月 22 日	原子力安全協定等の一部を改定する協定を締結（県、米子市、境港市、中電） 廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定等の一部を改定する協定を締結
平成 28 年 4月 28 日	知事から中国電力副社長へ申入れ 島根 1 号機の廃止措置計画及び同 2 号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと
5月 22 日	第 1 回鳥取県原子力安全対策合同会議（原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、中国電力からの聞き取り等）
6月 12 日	原子力安全対策 P T 会議（コアメンバー）・3 首長意見交換
6月 15 日	鳥取県議会全員協議会「島根 1 号機の廃止措置計画及び同 2 号機の特定重大事故等対処施設の設置等について」
6月 17 日	知事が中国電力副社長へ、安全協定に基づく回答及び安全協定の改定を申入れ ・島根 1 号廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。 ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。

（4）原子力専門職員の採用等

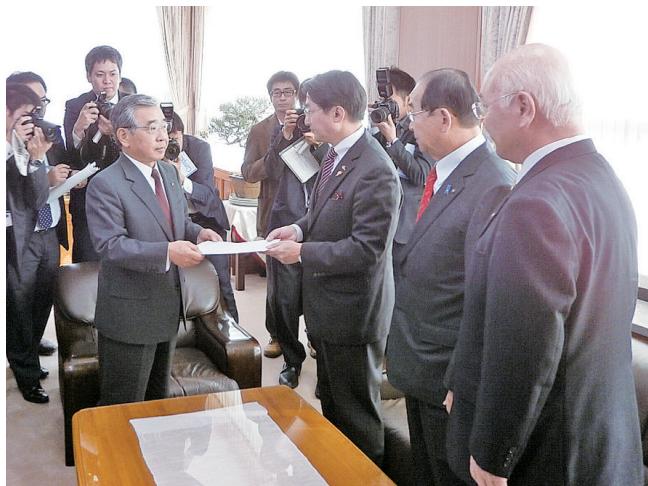
- 平成 24 年 1 月から、原子力施設における安全対策の実施状況や安全協定にもとづき報告を受けた内容について、適切に進められているか確認するため、原子力専門職員の採用を実施（原子力工学等 5 名）
- 平成 24 年 4 月から、鳥取県と島根県の間で原子力防災分野への職員相互派遣を実施
- 平成 25 ~ 28 年度に原子力規制庁に職員を派遣して研修を実施（2 名、各 2 年間）

2. 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書の締結について

島根県が国、中国電力等に対し、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっては、鳥取県・米子市・境港市の意見等を踏まえ誠意をもって対応するとともに、国・中国電力等に鳥取県・米子市・境港市の意見等を伝えることについて、平成25年11月1日に、鳥取県知事・米子市長・境港市長が合同で島根県知事に対して申入れを行いました。

この申入れを踏まえ、島根県が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっての手続きについて、平成25年11月7日に鳥取県・米子市・境港市は島根県と覚書を締結しました。

(島根県は、平成25年10月29日に出雲市・安来市・雲南市とも覚書を締結。)



島根県知事への申し入れ

3. 島根原子力発電所に係る中国電力への申入れ等について

本県では、平成 23 年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以後、島根原子力発電所に係る事項について適宜中国電力への申入れ等を実施しています。

年月日	場所	応対者	内 容
平成 23 年 3月 14 日	中国電力本社	山下社長	福島第一原子力発電所で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等の申入れ
4月 8 日	中国電力本社	山下社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ（関西広域連合の一員として）
5月 27 日	中国電力本社	山下社長	以下について申入れ ①福島第一原子力発電所の事故原因等を踏まえた点検等の実施、②安全確保のための必要な対策の実施、③安全協定の締結、④EPZ 範囲見直しへの国への働き、⑤協議の場の設置
8月 8 日	中国電力本社	苅田社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ（関西広域連合の一員として） ・原子力発電に關し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底 ②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進 ③省エネルギーの取組促進 ・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること ・原子力施設立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること
12月 25 日	中電電力本社	苅田社長	島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等締結
平成 24 年 11月 1 日	中国電力本社	苅田社長	立地県並みの安全協定への改定について申入れ
平成 25 年 3月 15 日	県庁	清水副社長	本県申入れに対する文書回答・・・立地県と同等の対応を行う ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（回答） ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係る確認事項について（回答）
12月 17 日	中国電力本社	清水副社長	以下について申入れ ・原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の改定について →（清水副社長）立地自治体と同様の対応を私ども真摯に受け止めて、誠実に全ての項目に対しまして、対応させていただきたい。等
12月 25 日	県庁	苅田社長	苅田社長との意見交換
平成 26 年 10月 20 日	中国電力本社	苅田社長	原子力防災対策（人件費など）の負担への協力要請
平成 27 年 3月 19 日	中部総合事務所	清水副社長	島根 1 号機廃止に係る申入れ（厳正な安全対策の徹底、協定改定、防災対策への協力等）
5月 15 日	県庁	芦谷支社長	島根 1 号機の廃炉措置に係る申入れ（廃止措置に関する安全確保、廃止措置計画、協定改定等）
12月 8 日	県庁	清水副社長	島根 1 号機の廃止措置等を踏まえた安全協定等の改定の申入れ（法令に沿った手続きの明確化等）
平成 28 年 4月 28 日	県庁	迫谷副社長	島根 1 号機の廃止措置計画及び同 2 号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること
6月 17 日	県庁	迫谷副社長	・島根 1 号機廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中電から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
平成 29 年 6月 27 日	県庁	迫谷副社長	・島根 1 号機廃止措置計画について、8 項目の条件を付して、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間（第 1 段階）の実施に限り了解する旨回答。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること

4. 島根原子力発電所に係る国要望について

本県では、平成 23 年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以後、原子力発電所における安全対策の強化、再稼働の判断、国の費用負担など島根原子力発電所に係る事項について国に対して要望をしています。

年月日	要望先	内 容
平成 23 年 3月 15 日	内閣総理大臣 経済産業大臣 (※東京本部を通じて文書 要望)	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い (中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報 を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指 導すること、など。)
4月 20 日	内閣府、経済産業省、民主 党本部、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所における安全対策の強化について (中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報 を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指 導すること、など。)
7月 26 日	内閣府、経済産業省 (原子 力安全・保安院)、地元選 出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報 を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指 導すること。 ・島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、 原子力災害合同対策協議会への参加など。
10月 13 日, 20 日	内閣府、文部科学省、経済 産業省 (原子力安全・保 安院)、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報 を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指 導すること。 ・島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、 原子力災害合同対策協議会への参加、スピード精度の向上など。
12月 20 日	内閣府、文部科学省、経済 産業省 (原子力安全・保 安院)、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報 を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結し、締結後も 国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、必要な改定を迅速に 行うよう指導すること。 ・島根原発の EPZ の拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い、 原子力災害合同対策協議会への参加、スピード精度の向上、防災資 機材の具体的な整備方針 (配備必要数等) を提示するとともに、当該 整備や住民等への情報公開、専門職員人件費等を国が負担することな ど。
平成 24 年 4月 11 日	内閣府 (後藤斎副大臣)、 内閣官房、文部科学省 (平 野大臣)、経済産業省 (牧 野副大臣 (原子力安全・保 安院))、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周 辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状 況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導する こと。 ・島根原発の EPZ の拡大と原子力発電所の運転に係る政府の判断に当 たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を 踏まえ慎重に判断すること、など。
5月 25 日	内閣官房、文部科学省、経 済産業省 (原子力安全・保 安院)	中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に も被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを 踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 早急に UPZ の導入を前提とした事業実施が可能となるよう交付金措置 すること、など。
7月 13 日	文部科学省 (平野大臣) 環境省、厚生労働省 地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に も被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを 踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし て、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること、原子力 防災体制の整備 (初期投資) を緊急に実施する必要があるため、必要 な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付する こと、など。
7月 31 日	内閣府・環境省 (細野大臣) 経済産業省 (中根政務官)	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に も被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを 踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし て、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること、原子力 防災体制の整備 (初期投資) を緊急に実施する必要があるため、必要 な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付する こと、など。

平成 24 年 10月 10 日	原子力規制委員会（原子力規制庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の運転に当たっては、地方自治体の地域防災計画などの防災対策が整備されていることを確認すること、交付金の執行は、原子力関係施設等が特殊なものであることを考慮し、新たに指定された UPZ に対応するための機器等の整備が可及的速やかに行えるよう柔軟な対応を行うこと、など。
10月 24 日	原子力規制委員会（原子力規制庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の運転に当たっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見や防災体制の整備状況を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原発事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する規制基準に基づき、十分な説明を行い国民的理解を得たうえで政府が責任を持って判断すること。 ・原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること、など。
平成 25 年 1月 8 日	経済産業省（茂木大臣） 原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））、地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の運転に当たっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見や防災体制の整備状況を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原発事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する規制基準に基づき、十分な説明を行い国民的理解を得たうえで政府が責任を持って判断すること。 ・原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること、など。
4月 9 日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
7月 2 日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
7月 31 日	経済産業省（平政務官） 地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
10月 15 日	原子力規制委員会 資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
10月 24 日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 ・福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
11月 15 日	経済産業省（立岡事務次官） 地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。
12月 18 日	経済産業省（立岡事務次官）	中国電力の島根原子力発電所 2号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について
12月 19 日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官）） 地元選出国会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・原発の汚染水対策について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど。
平成 26 年 1月 14 日	経済産業省（磯崎産業政務官） 原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	国の費用負担について <ul style="list-style-type: none"> ・UPZ の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施することが必要であることから、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EMC）等の整備を進めており、平成 27 年度までの 3 力年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。
7月 9 日	原子力規制委員会（原子力規制庁（池田長官））	国の費用負担について <ul style="list-style-type: none"> ・UPZ の原子力防災体制初期投資として、原子力環境センター（EMC）等を 27 年度までの 3 力年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。 ・原発の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞き、意見を踏まえて行うこと。また、新規制基準や新たな知見により厳格に審査を行い安全対策の進ちょく状況等も精査し、国が責任を持って判断し、国民に説明し理解を得ること。 ・原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること、など。

平成 26 年 7月 28 日	経済産業省 (田中良生政務官)	<p>再稼働について</p> <ul style="list-style-type: none"> 原発の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。また、新規制基準や新たな知見により厳格に審査を行い安全対策の進ちょく状況等も精査し、国が責任を持って判断し、国民に説明し理解を得ること。 原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること、など。
11月 20 日	資源エネルギー庁 (対応者: 多田電力・ガス事業部長) *未永総務部長、渡辺原子力安全対策監対応	<ul style="list-style-type: none"> 再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 <p>国の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること、など。
平成 27 年 1月 9 日	原子力規制委員会 (原子力規制庁 (池田長官))	<ul style="list-style-type: none"> 川内原子力発電所の地元同意のプロセスについては地方それぞれの事情があつての判断であり、このプロセスが他の地域の再稼働判断のプロセスを規格化するものであつてはならない。 国は、再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集約あるいは安全判断を行うこと。 宍道断層の活断層評価をはじめ、地震・津波について、最新の知見を反映し、改めて確認を行うとともに、2号機に係るフィルタベントや事故時における組織としての危機対応力などの新規制基準の適合性確認審査を厳正に行うこと。 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。
2月 10 日	経済産業省 (関芳弘政務官)	<ul style="list-style-type: none"> 再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 島根原発において、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 <p>国の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること、など。
6月 4 日	原子力規制委員会 (原子力規制庁 (池田長官))	<ul style="list-style-type: none"> 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むよう、厳正な検査等の規制及び中国電力への厳格な指導を行うこと。 廃止措置については、その適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、安全対策をはじめとし実効性を厳正に審査し、その結果をていねいに地元に説明すること。さらに、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について具体的にするとともに、本県をはじめとする地元自治体に説明すること。 廃止措置段階の防災対策についても万全を期すこと。また、地元自治体に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するように、中国電力を指導すること。

平成 27 年 10月 15 日	経済産業省 資源エネルギー庁 (高橋次長)	<ul style="list-style-type: none"> 再稼働の判断に当たっては、地方それぞれの事情に基づくプロセスにより、安全を第一義として、立地と同等に本県等周辺地域の意見を聞き慎重に判断するとともに、国や電力事業者の責任体制を明確にした上で、国が責任を持って再稼働の安全と必要性を住民に説明すること。 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。 中国電力に対して、安全協定の立地自治体と同等な内容への迅速な見直し及び再稼働に向けての一連の手続きに対し、立地と同等に対応するよう指導を行うこと。 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査するとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう措置すること。 UPZ の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。 UPZ 圏内ですら十分ではない周辺地域の原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費や UPZ 圏外 (30km 以遠) も含めた対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するよう、中国電力を指導すること。
12月 17 日	内閣府 (白石政務官)	<ul style="list-style-type: none"> UPZ の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。 本県の原子力防災対策を充実させるため原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
平成 28 年 6月 17 日	原子力規制庁 (清水長官) 資源エネルギー庁 (多田次長)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原発 1 号機に係る廃止措置計画等の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うとともに、廃止措置計画の審査状況や審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民へ分かりやすい説明を行うこと。 廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡、放射性廃棄物等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。 原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 中国電力に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという実情等を踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。
10月 19 日	内閣府 (山本大臣)	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の原子力防災対策に向けた財源の確保について 放射線防護対策施設の整備について 広域避難に係る輸送手段の確保について 安定ヨウ素剤 (ゼリー剤) の追加製品化について 人形峠環境技術センターの防災対策について

平成 29 年 4月 24 日	原子力規制庁 (安井長官)	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画の認可を受け、廃止措置に係る周辺地域の安全・安心確保等について適切な対処を強く求める。 ・廃止措置計画等の審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。 ・中国電力に対し、廃止措置計画等の審査結果（審査により追加・変更した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。 ・中国電力に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。 ・使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。 ・原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。
6月 28 日	内閣府 (山本内閣府特命担当大臣 (原子力防災))	<p>島根原子力発電所 1 号機廃止措置に伴う要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、引き続き国が前面に立って調整・支援すること。 2 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 3 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。
	原子力規制庁 (安井長官)	<p>島根原子力発電所 1 号機廃止措置に伴う要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃止措置の実施については、住民の安全と環境の保全を図るため厳正な保安検査等によって監視するとともに、実施内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。特に、汚染状況の調査・除去及び施設の解体撤去についてはリスク管理を含めて厳しく監視すること。また、廃止措置計画の変更認可申請の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うこと。 2 島根原子力発電所 1 号機に係る廃止措置期間中の保安検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。 3 今後の計画変更においても、廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止及び地震等の自然災害への対応の観点も含め、放射性廃棄物等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。 4 中国電力株式会社に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう引き続き指導すること。 5 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分に関する規制基準等のうち未整備のものについては、安全を第一として適切に整備すること。この際、国民の十分な理解を得るように丁寧に説明すること。 6 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、国が前面に立って調整・支援すること。 7 原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 8 原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。

平成 29 年 6 月 29 日	経済産業省資源エネルギー 庁 (多田次長)	<p>島根原子力発電所 1 号機廃止措置に伴う要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。 2 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。 4 中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。 5 中国電力に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。 6 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 7 中国電力に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 8 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
7 月 20 日	原子力規制庁 (安井長官)	<ul style="list-style-type: none"> ・宍道断層の厳正な審査について基準地震動策定に当たっての宍道断層の評価について、科学的に一点の疑義もないように厳正に審査等を行うこと。審査結果について、鳥取県等へ分かりやすい説明を行うこと、など。 ・原子力発電所における安全確保について
	経済産業省 (大串政務官)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 ・中国電力に対し、万が一原子力災害が発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 ・本県の原子力防災対策を充実させるため、原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること、など。
12 月 18 日	経済産業省 (平木政務官)	<ul style="list-style-type: none"> ・本県が原子力防災対策の責務を果たすためには、原子力防災対策の確実な財源措置が必須であり、人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

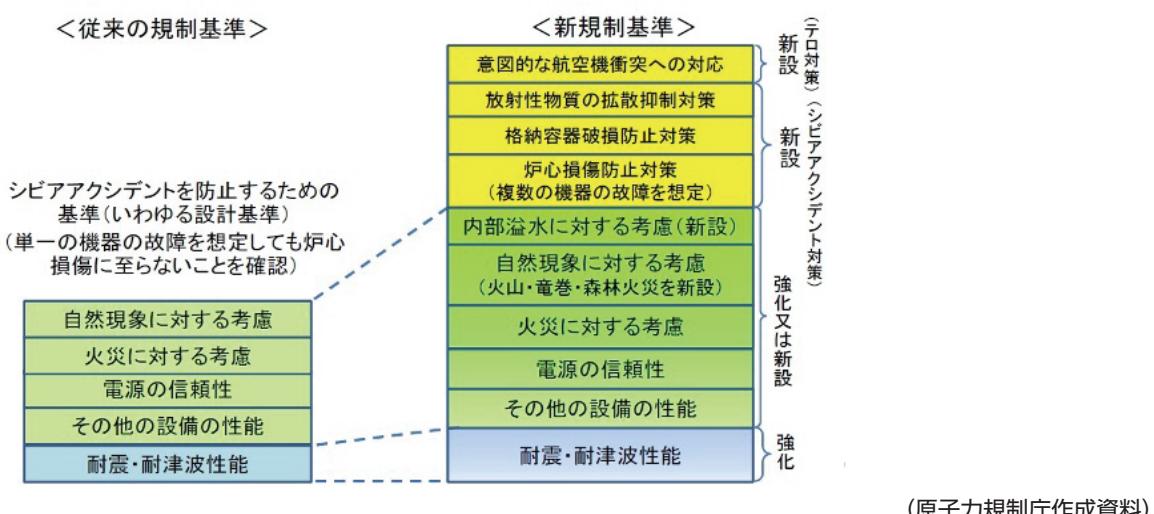
5. 島根原子力発電所2号機の新規制基準に係る安全対策に関する原子炉設置変更許可申請

(1) 原子力発電所の新規制基準について

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受け、国会事故調や政府事故調等の提言、国際原子力機関（IAEA）の基準等を踏まえ、原子炉等規制法が改正され、①重大事故対策（シビアアクシデント）の強化、②許可済み原子力施設に対して最新の技術的知見を踏まえた新たな規制基準が設けられた場合の当該基準への適合の義務づけ（バックフィット制度の導入）、③運転期間延長認可制度の導入（運転可能期間を最初の使用前検査合格後日から起算して40年とする。ただし、原子力規制委員会が認可した場合は、1回に限り20年を限度に延長可能とする。）、④発電用原子炉施設に関する規制の原子炉等規制法への一元化などの規制強化が追加されました。

これまでの規制基準と新規制基準との主な変更点は、地震、津波をはじめとする自然災害等への対策の強化や、これまで事業者の自主的な取組に任せられてきたシビアアクシデント対策（炉心損傷を伴うなど重大事故への対策）の義務化、シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準の新設、新たな規制を既存プラントにまで反映させるバックフィット制度の導入等であり、この新規制基準は平成25年7月8日に施行されました。

事業者は、新規制基準適合性に係る審査の申請を行う必要があります。



(2) 原子力発電所に係る規制

原子力規制委員会が、原子炉等規制法に基づき、設計・建設段階、運転段階の各段階で規制が行われます。

ア 設計・建設段階

原子力事業者が設備の設計方針について記した「原子炉設置（変更）許可申請」を原子力規制委員会に提出し技術基準に適合しているかが審査され、原子炉の設置（変更）許可が判断されます。原子炉の設置（変更）許可を受けた原子力事業者は、設備の詳細な設計内容を示した「工事計画」について、原子力規制委員会に認可申請を行います。工事の各工程においては、原子力規制委員会が「使用前検査」を実施し、工事計画との整合性や技術基準との適合性について確認します。

運転開始に当たっては「保安規定」の審査・認可が行われます。

イ 運転段階

原子力事業者による「定期事業者検査」、原子力規制委員会による「施設定期検査」等を通じて技術基準への適合性が確認されます。さらに原子力保安検査官による「保安検査」や「保安調査」等を通じて原子力事業者が保安規定を遵守しているかが確認されます。さらに、原子力事業者は、運転に関する主要な情報については定期的に、事故や故障等のトラブルについては直ちに、原子力規制委員会に報告することになっています。

(3) 新規制基準の適合性確認審査の申請提出に関する事前報告への対応

鳥取県は、平成25年11月21日に中国電力から、安全協定（第6条）に基づき島根原子力発電所2号機の新規制基準の適合性確認審査の申請提出に関する事前の報告を受けました。

事前報告から回答までの経緯	
平成25年9月19日	鳥取県全員協議会にて、(中国電力から)原子力発電所の新規制基準について説明
平成25年11月21日	安全協定に基づき中国電力が鳥取県に事前報告
22日	第11回（平成25年度第3回）原子力安全対策プロジェクトチーム会議 中国電力からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けての情報提供及び今後の進め方についての協議
25日	第12回（平成25年度第4回）原子力安全対策プロジェクトチーム会議 申請内容の把握を目的に開催。中国電力から「新規制基準適合申請の内容」について説明が行われた
30日	第9回鳥取県原子力防災専門家会議
平成25年12月4日	島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性申請内容に関する中国電力主催説明会（米子市内）
11日	鳥取県知事、米子市長及び境港市長がTV会議により意見交換
12日	鳥取県議会全員協議会
17日	安全協定に基づき鳥取県の意見を中国電力に回答 覚書に基づき、鳥取県の意見を島根県に回答 (併せて経済産業省〔18日〕、原子力規制庁〔19日〕に要望)
25日	中国電力が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可等を申請

ア 回答の内容

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請の事前報告については、平成25年12月17日に以下のとおり、安全協定第6条に基づき鳥取県の意見を回答しました（最終的な意見は留保）。

また、安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を同日申し入れています。

ア 安全協定第6条に基づく回答

- a. 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- b. 再稼動に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- c. 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- d. 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- e. 穴道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- f. フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- g. 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

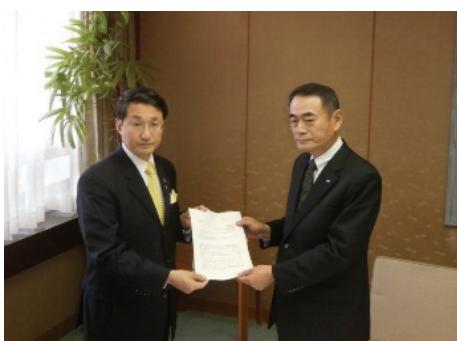
(イ) 安全協定の改定の申入れ

このことについては、平成24年11月1日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定を立地自治体並の安全協定となるように改定すべく、現在、本県、米子市、境港市及び貴社とで協議を継続中です。

このような中、平成25年11月21日に貴社より安全協定第6条に基づき、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告がありました。このことを受け、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日提出したところですが、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼動への準備が現実に進められようとしている現状の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものであり、その改定は、県民の安全・安心のため喫緊の課題であります。

については、貴社に対し、鳥取県民に対するこのような安全の差別的取扱いに繋がる状況を解消すべく、安全協定の立地自治体と同等の内容への早期改定について強く求めます。



中国電力への申入れ

イ その他の対応

(ア) 覚書に基づく島根県への回答

- a. 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- b. 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行う。
- c. 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- d. 穴道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- e. フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- f. 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め 原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

(イ) 国への要望

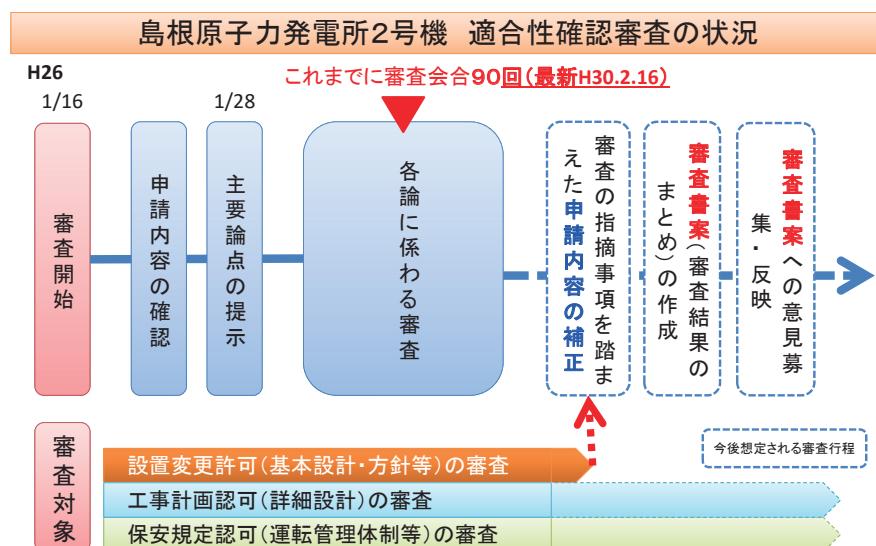
- ・原子力規制庁 平成25年12月19日
- ・経済産業省 平成25年12月18日

(4) 原子力規制委員会による審査状況

原子力規制委員会は、今般の新規制基準への適合性確認について、設置変更許可、工事計画認可、保安規定認可に関する申請を同時期に受け付け、ハード・ソフト両面から一体的に審査を行うこととし、これらの審査手続後に必要な検査を実施するといった基本的な方針を示しています。

中国電力は、島根原子力発電所2号機の新規制基準への確認審査を受けるため、平成25年12月25日に原子力規制委員会に申請を行い、同委員会での審査が行われています。

平成28年7月4日、中国電力は2号機設置変更許可（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置）を原子力規制委員会に追加申請しています。



ア 新規制基準適合性審査会合

	開催日	審査会合*	内 容
1	平成26年 1月16日	第 68 回	島根原子力発電所2号機に係る申請の概要
2	1月28日	第 73 回	島根原子力発電所2号機の申請内容に係る主要な論点
3	2月20日	第 83 回	敷地周辺陸域の活断層評価
4	3月19日	第 95 回	敷地周辺海域の活断層評価
5	4月 9 日	第 103 回	敷地周辺海域の活断層評価【コメント回答】
6	4月16日	第 106 回	地下構造評価
7	5月 1 日	第 109 回	敷地周辺陸域及び海域の活断層評価【コメント回答】
8	6月27日	第 121 回	震源を特定せず策定する地震動
9	7月22日	第 125 回	確率論的リスク評価（内部事象）
10	8月 5 日	第 129 回	静的機器の単一故障に係る設計
11	8月28日	第 133 回	格納容器フィルタベント系
12	9月 5 日	第 135 回	地下構造評価【コメント回答】
13	9月11日	第 137 回	指摘事項の回答（格納容器フィルタベント系）
14	9月30日	第 142 回	確率論的リスク評価（外部事象）
15	10月 2 日	第 144 回	事故シーケンス等の選定
16	10月14日	第 147 回	重大事故等対策の有効性評価
17	10月16日	第 148 回	重大事故等対策の有効性評価
18	10月23日	第 151 回	外部火災の影響評価
19	10月30日	第 154 回	内部溢水の影響評価
20	11月 6 日	第 155 回	外部火災の影響評価
21	11月13日	第 159 回	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート
22	11月20日	第 163 回	重大事故等対策の有効性評価
23	11月21日	第 164 回	地下構造評価【コメント回答】
24	12月 4 日	第 168 回	火災防護
25	12月 9 日	第 171 回	重大事故等対策の有効性評価
26	平成27年 1月15日	第 182 回	重大事故等対策の有効性評価
27	1月16日	第 183 回	敷地周辺陸域の活断層評価【コメント回答】
28	1月27日	第 187 回	重大事故等対策の有効性評価
29	2月 3 日	第 190 回	竜巻影響評価
30	2月10日	第 193 回	緊急時対策所
31	2月19日	第 197 回	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路
32	2月24日	第 199 回	原子炉冷却材圧力バウンダリ
33	2月26日	第 200 回	格納容器フィルタベント系

34	平成27年 3月3日	第 202 回	原子炉格納容器の限界温度・圧力に関する評価
35	3月5日	第 203 回	静的機器の单一故障に係る設計〔指摘事項回答〕
36	3月6日	第 204 回	地下構造評価〔コメント回答〕
37	3月17日	第 207 回	重大事故等対策の有効性評価
38	3月19日	第 209 回	外部火災の影響評価〔指摘事項回答〕
39	3月24日	第 211 回	通信連絡設備
40	3月31日	第 213 回	竜巻影響評価〔指摘事項回答〕
41	4月2日	第 214 回	監視設備および監視測定設備
42	4月7日	第 216 回	フィルタベント系
43	4月9日	第 217 回	竜巻影響評価
44	4月21日	第 220 回	共用に関する設計上の考慮
45	4月24日	第 223 回	敷地の地質・地質構造
46	5月12日	第 224 回	重大事故等対策の有効性評価(その1)
47	5月15日	第 226 回	敷地周辺海域の活断層評価〔コメント回答〕
48	5月21日	第 227 回	内部溢水の影響評価〔指摘事項回答〕
49	5月28日	第 231 回	格納容器フィルタベント系〔指摘事項回答〕(その1)
50	6月2日	第 233 回	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路〔指摘事項回答〕
51	6月9日	第 236 回	重大事故等対策の有効性評価(その2)
52	6月11日	第 237 回	原子炉制御室
53	6月12日	第 238 回	火山影響評価
54	6月19日	第 241 回	敷地周辺陸域の活断層評価
55	6月23日	第 242 回	重大事故等対策の有効性評価に係るシビアアクシデント解析コード
56	6月30日	第 244 回	確率論的リスク評価〔指摘事項回答〕(その1)
57	7月2日	第 245 回	確率論的リスク評価〔指摘事項回答〕(その2)
58	7月9日	第 247 回	外部事象の考慮
59	7月14日	第 249 回	事故シーケンス選定〔指摘事項回答〕(その1)
60	7月16日	第 250 回	事故シーケンス選定〔指摘事項回答〕(その2)
61	7月21日	第 251 回	格納容器フィルタベント系〔指摘事項回答〕(その2)
62	7月28日	第 254 回	内部火災の防護〔指摘事項回答〕(その1)
63	7月31日	第 257 回	敷地周辺陸域および海域の活断層評価〔コメント回答〕
64	8月4日	第 258 回	水素爆発防止対策
65	8月6日	第 259 回	内部火災の防護〔指摘事項回答〕(その2)
66	9月9日	第 271 回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
67	10月15日	第 283 回	重大事故等対策の有効評価に係るシビアアクシデント解析コード〔指摘事項回答〕
68	11月20日	第 297 回	「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」を踏まえた活断層評価
69	12月16日	第 309 回	敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答および穴道断層西端の評価〕
70	平成28年 1月15日	第 318 回	敷地の地質・地質構造について〔コメント回答〕
71	1月29日	第 324 回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
72	3月31日	第 345 回	今後のBWRプラントの審査の進め方
73	4月21日	第 353 回	BWR審査における論点及び今後の審査の進め方
74	4月28日	第 358 回	島根原子力発電所 火山影響評価〔コメント回答〕
75	5月13日	第 360 回	島根原子力発電所 震源を特定して策定する地震動
76	5月26日	第 363 回	島根原子力発電所 2号機 地震による損傷の防止について ・島根原子力発電所 施設の耐震重要度分類の変更 ・島根原子力発電所 重大事故対策の有効性評価〔コメント回答〕
77	7月12日	第 379 回	島根原子力発電所 重大事故対策の有効性評価〔コメント回答〕
78	8月25日	第 393 回	島根原子力発電所 重大事故対策の有効性評価〔コメント回答〕
79	9月15日	第 400 回	島根原子力発電所 重大事故対策の有効性評価
80	11月11日	第 414 回	島根原子力発電所 震源を特定して策定する地震動
81	11月17日	第 415 回	島根原子力発電所 耐震設計の論点
82	12月16日	第 423 回	島根原子力発電所 2号機 基準津波の策定
83	平成29年 2月17日	第 414 回	島根原子力発電所 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動
84	6月9日	第 474 回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
85	7月28日	第 491 回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
86	9月29日	第 515 回	島根原子力発電所 敷地周辺陸域の活断層評価〔コメント回答〕
87	10月27日	第 524 回	島根原子力発電所 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動〔コメント回答〕
88	12月1日	第 530 回	島根原子力発電所 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動〔コメント回答〕
89	平成30年 2月2日	第 544 回	島根原子力発電所 基準地震動の策定について
90	2月16日	第 549 回	島根原子力発電所 基準地震動の策定について〔コメント回答〕

※原子力規制委員会による「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」の回数。(平成30年2月16日現在)

平成26年12月19日(金)、平成27年2月5日(木)・6日(金)及び10月29日(木)・30日(金)には、原子力規制委員会による島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査に関する現地調査が実施されています。

イ 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に係る審査会合

	開催日	審査会合	内 容
1	平成28年 9月13日	第 399 回	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の申請の概要

(5) 中国電力による自治体向け説明会

2県6市は、中国電力より島根原子力発電所2号機に係る審査状況等について説明を受けています（一般傍聴も可能）。

回数	開催日	内 容
第1回	平成26年3月10日	3回目審査会合の概要説明
第2回	4月21日	4～6回目審査会合の概要説明
第3回	5月16日	7回目審査会合の概要説明
第4回	7月1日	8回目審査会合の概要説明
第5回	8月12日	9・10回目審査会合の概要説明
第6回	9月12日	11～13回目審査会合の概要説明
第7回	10月31日	14～19回目審査会合の概要説明
第8回	11月26日	20～23回目審査会合の概要説明
第9回	12月25日	24・25回目審査会合の概要説明
第10回	平成27年2月12日	26～30回目審査会合の概要説明 島根原子力発電所の地下水対策について
第11回	3月16日	31～36回目審査会合の概要説明 海域活断層に係る追加調査結果の概要
第12回	4月17日	37～42回目審査会合の概要説明
第13回	5月29日	44～49回目審査会合の概要説明
第14回	7月10日	50～58回目審査会合の概要説明
第15回	9月3日	59～63回目審査会合の概要説明
第16回	12月22日	64～69回目審査会合の概要説明
第17回	平成28年1月28日	70回目審査会合の概要説明 宍道断層の評価について
第18回	4月21日	71～72回目審査会合の概要説明
第19回	7月22日	73～77回目審査会合の概要説明
第20回	9月27日	78～79回目審査会合の概要説明
第21回	平成29年1月25日	80～82回目審査会合の概要説明
第22回	7月13日	83～84回目審査会合の概要説明
第23回	平成30年2月20日	85～90回目審査会合の概要説明

（平成30年2月20日現在）

(6) 住民説明会の開催

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性申請に伴い、中国電力主催による米子市及び境港市の住民を対象とした住民説明会（公民館単位）が開催されました。

また、米子市・境港市主催の住民避難計画の説明も併せて実施されました。

ア 開催に至る背景

新規制基準適合申請に当たっての安全協定第6条に基づく事前報告に対する本県回答（最終的な意見を留保）の際、住民説明会の開催を求めていたものです。

【安全協定の本県回答（抜粋）H25.12.17】

島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

※審査結果の説明については、別途原子力規制委員会や中国電力に求めています。

中国電力による説明内容

- ・島根原発の安全対策の取組状況
- ・原子力規制委員会での審査状況
- ・新規制基準適合性申請の概要
- ・その他質疑応答

イ 開催状況（参加人数は概数）※平成26年に実施

（ア） UPZ圏内〔16か所、730人〕

米子市〔9か所〕 370人			境港市〔7か所〕 360人		
場所	開催日	参加人数	場所	開催日	参加人数
和田公民館	6月19日（木）	60	中浜公民館	7月15日（火）	70
住吉公民館	6月25日（水）	50	余子公民館	7月17日（木）	55
彦名公民館	6月27日（金）	30	渡公民館	7月22日（火）	65
加茂公民館	7月 2日（水）	35	境公民館	7月24日（木）	55
夜見公民館	7月 4日（金）	50	上道公民館	7月29日（火）	35
大篠津公民館	7月 7日（月）	20	外江公民館	8月 1日（金）	45
崎津公民館	7月14日（月）	35	誠道公民館	8月 7日（木）	35
河崎公民館	7月28日（月）	35			
富益公民館	9月12日（金）	55			

（イ） UPZ圏外〔2か所、45人〕

米子市〔2箇所〕 45人		
場所	開催日	参加人数
米子市文化ホール	9月18日（木）	20
淀江文化センター	9月22日（月）	25



米子市和田公民館での説明会



境港市中浜公民館での説明会

6. 被災地等の視察

(1) 知事の福島県被災地視察(平成26年5月)

東日本大震災の発生から3年余りが経過した福島県の被災地や東京電力福島第一原子力発電所を視察し、被災地の現状や復興状況等を確認するとともに、現地関係者の生の声を聞くことで、本県の防災対策の充実に役立てる目的で、知事が視察を行いました。

視察日 平成26年5月15日（木）

視察者 平井知事 〔随行〕 渡辺原子力安全対策監、原子力安全対策課職員（2名）

視察内容

ア 福島県庁（佐藤福島県知事（当時）と面会）

- ・13万人を超える避難者があり、その対応に苦労 →平井知事から支援継続の考えを表明
- ・風評被害については、厳しい状況が継続



佐藤知事（当時）との面会状況

イ 除染現場〔川俣町山木屋地区〕（環境省福島環境再生事務所 小沢副本部長等から説明）

- ・山木屋地区だけで毎日2,000人以上が除染作業に従事
- ・除染作業は、山林、湖沼、河川を除く区域を実施
- ・農地除染は、放射線量に応じてはぎ取りや反転耕等の工法を実施
- ・宅地除染は、拭き取りが基本で、1戸当たり1ヶ月以上の期間が必要。住民とのコミュニケーションに配慮
- ・除染作業で発生した廃棄物はフレコンパック（収納袋）に入れ、除染廃棄物仮置場で不燃物は5段、可燃物は3段に積み重ね、遮へい土のうで養生
- ・帰還困難区域は放射線量が高く、除染作業は未着手



除染廃棄物仮置場での説明



住宅除染作業の状況

ウ 福島第一原子力発電所

- ◆ Jヴィレッジにて概要説明（東京電力(株) 石崎福島復興本社代表等から概要説明）
- ・津波の状況と設備の被害状況
- ・現在の原子炉の冷却状況（建屋内の滞留水を処理（セシウム除去、淡水化）し、循環冷却）
- ・汚染水対策（現状（約400m³/日の地下水流入）、緊急対策（地下水バイパス等）、抜本対策（海側・陸側遮水壁の設置、サブドレンからの地下水くみ上げ））
- ◆免震重要棟での概要説明（福島第一原子力発電所 小野所長等から概要説明）
- ・概要説明（新潟県中越沖地震を踏まえ建設、昼夜200名が勤務等）
- ・知事からの激励
- ◆構内視察（構内バスから視察、約1時間）
 - ・視察施設（1～4号機外観、多核種除去設備（ALPS）、乾式キャスク（使用済み燃料貯蔵容器）仮保管設備現場、地下水バイパス揚水井、5～6号機海側設備 等）
 - ・経路上の空間放射線量率は1.6～46μSv/h（視察中に受けた被ばく線量は10μSv（γ線））
*胸のエックス線集団検診 50μSv/回



福島第一原子力発電所 小野所長の説明（免震重要棟）



構内バスから見る4号機

工 津波被害現場、避難指示区域内

- ◆富岡駅周辺の津波被害現場
 - ・津波被害の状況が被災当時のままとなっている状況を確認
- ◆避難指示区域内
 - ・移動経路上の帰還困難区域（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町）、居住制限区域（川俣町、浪江町、富岡町）、避難指示解除準備区域（川俣町、浪江町、双葉町、富岡町、楢葉町）を車窓より確認
 - ・帰還困難区域を中心に、被災当時のままとなっている状況を確認
 - ・避難指示解除準備区域では除染作業が進みつつある状況を確認



富岡駅周辺の津波被害状況



帰還困難区域の通行規制（浪江町内）

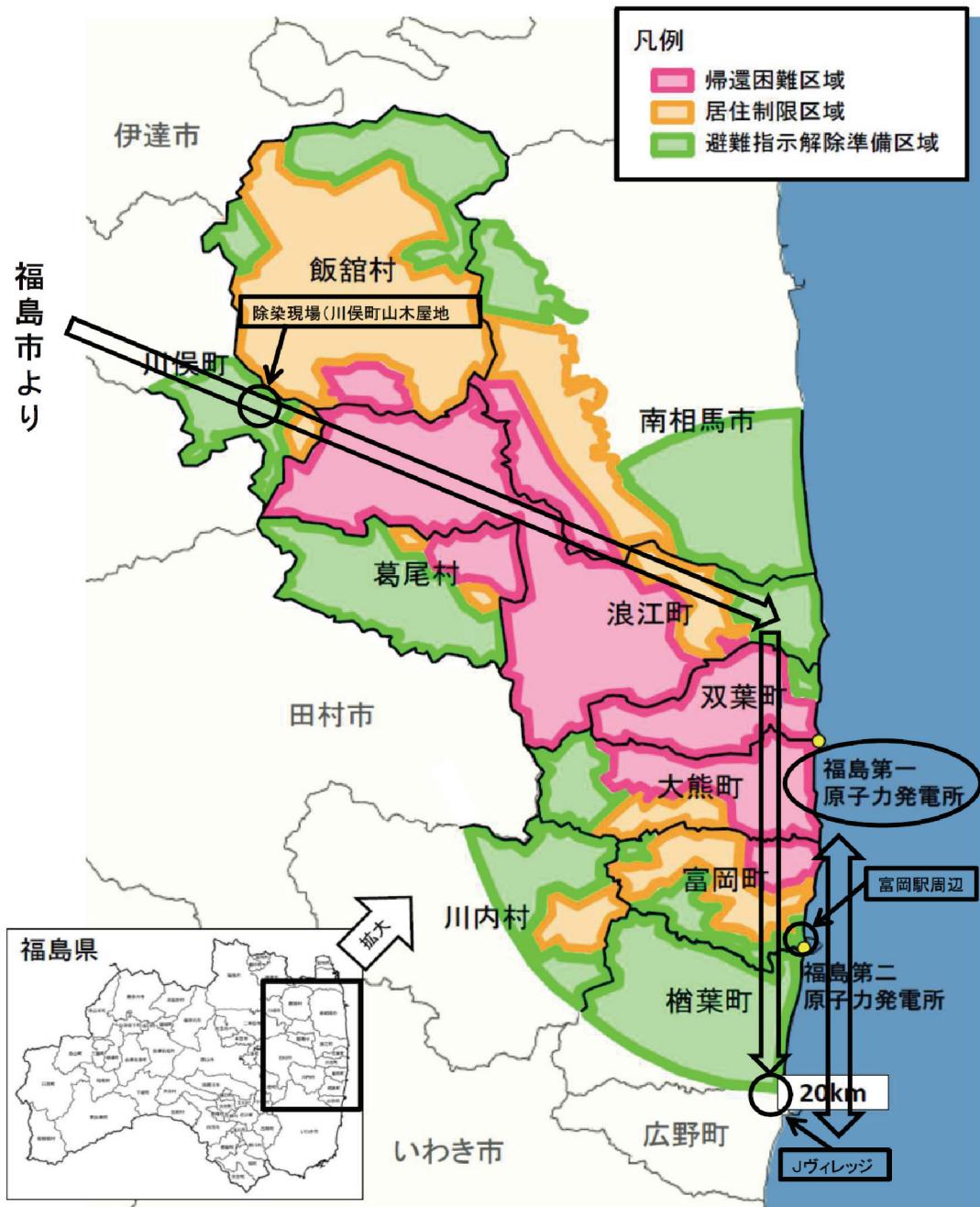
※対応者の所属等については、当時のものです。

◆視察概要図

※図は、平成26年4月1日時点の状況です。

* 経済産業省「避難指示区域の概念図」に加筆

避難指示区域の概念図



(2) 被災地聞き取り調査(平成24年5月)

危機管理局長ほか7名が、原子力防災体制の強化を図ることを目的に福島県庁等を訪問し、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故当時の状況や現在の体制等について聞き取り調査を行いました。

訪問日 平成24年5月11日（金）

調査内容

ア 福島県庁

- ・当時の住民避難状況
 - ・原子力災害対策本部運営
 - ・広域避難所の運営 ほか
- イ 南相馬市立総合病院
- ・当時の対応状況及び現在の体制
 - ・当時の状況等を踏まえた教訓



福島県庁にて聞き取り



南相馬市立総合病院

(3) 島根原子力発電所周辺5市長の福島県内視察(平成27年11月)

島根原子力発電所の30キロメートル圏内にある5市（米子市、境港市、出雲市、安来市、雲南市）の市長が、原子力発電所の事故対策及び防災体制強化の参考にするため、福島第一原子力発電所等の視察を行いました。

鳥取県も担当者が同行し、今後の原子力防災対策に資すべく現状と課題について把握しました。

視察日 平成27年11月27日（金）

視察者 野坂米子市長、中村境港市長、出雲市長、安来市長、雲南市長

視察内容

ア 楢葉町役場（松本町長と面会）

- ・福島第一原子力発電所事故時の避難について
- ・現在の復興に向けた取組状況

イ 除染現場及び仮置き場

- ・除染作業について

ウ 東京電力福島第一原子力発電所

- ・現状について
- ・発電所構内の視察



松本楢葉町長面会（楢葉町役場）



仮置き場視察（富岡町内）

(4) 福島第一原子力発電所事故に対する支援

福島第一原子力発電所事故に対する本県からの支援として、次のとおり職員派遣、原子力防災資機材等の貸与等を実施しています。

ア 人的支援

期間	内 容
H23.3.26～4.10	①環境モニタリング専門家の派遣（2名／回） ・要請元：文部科学省
H23.4.8～4.16	・活動内容：放射線量の測定、分析
H23.4.15～4.23	・その他：県のモニタリング車を1台派遣
H23.4.22～4.30	
H23.6.27～7.2	②緊急被ばくスクリーニング支援
H23.7.18～7.23	・要請元：福島県
H23.7.24～7.30	

イ 移動式ホールボディカウンタの貸与

自民党政務調査会の要請を受け、次のとおり移動式ホールボディカウンタを貸与

- ・貸出期間：平成23年6月28日～9月3日
- ・測定場所：福島県南相馬市立総合病院
- ・利用者数：1,073人（平均18.8人／日、土・日・祝日を除く57日間）

(5) 知事の島根原子力発電所1号機等の視察（平成28年7月）

平成28年7月4日の島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請を受け、この度、平井知事が島根原子力発電所1号機等の視察を行いました。

視察日時 平成28年8月17日（水）15:10～17:00

視察者 平井鳥取県知事（随行者）水中原子力安全対策監 他

説明者 中国電力株式会社 古林島根原子力本部長、北野島根原子力発電所長、天野鳥取支社長 他

視察内容

ア 島根原子力発電所1号機

- ・[燃料プール] 使用済燃料の保管状況や燃料輸送の流れ等を確認
- ・[原子炉格納容器] 原子炉格納容器内の機器の状況や汚染状況等を確認

イ 特定重大事故等対処施設等の予定地

- ・特定重大事故等対処施設及び耐震構造緊急時対策所の予定地を確認

視察後の主な知事コメント等

- ・本日確認したところでは直ちに問題がある状況ではないと感じたが、安全の上にも安全を確認し、周辺を含めた地元の声を聞いた上で慎重に進めてもらいたい。
- ・周辺県として、初めて廃炉計画の原発に入らせていただいた。視察内容は、今後の廃炉の審査の進展に従って、私どもの方で参考にさせていただく。
- ・今後も審査状況について県に説明していただくとともに、県民への説明もお願いしたい。
- ・燃料プール、原子炉格納容器内を視察したが、原子炉格納容器内の配管の一部の取替に伴う系統除染が行われていたことも幸いしたのか、私自身の被ばく線量はゼロであり、他の廃炉となる原発とは違った要素があるのかもしれない。
- ・地元の懸念としては、汚染が外に漏れ出すことはないか、安全が保たれるかということであり、廃炉計画の実効性等について検証が必要である。
- ・六ヶ所再処理工場が完成しておらず、使用済燃料の搬出に懸念があるが、中国電力から地元と協議していくとの話があり、今後、密に連携しながら、慎重に協議を続けていく。



7. 原子力規制事務所

(1) 概要

国の方機関として原子力施設の近傍に原子力規制事務所が設置されており、原子力運転検査官及び原子力防災専門官、上席放射線防災専門官が配属されています。

原子力運転検査官

平常時においては原子力施設に対して、保安規定の遵守状況、運転管理状況、教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査等での立会いなどの保安検査を実施し、トラブル等発生時においては、本省への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認等を実施する。

原子力防災専門官

平常時業務においては、防災に係る事業者への指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線影響の予測機器や環境モニタリング装置の保守管理、原子力防災計画策定等に対する地方自治体への指導・助言、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。

緊急事態発生時には、情報収集及び国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという重要な役目を担っている。

上席放射線防災専門官

平常時業務においては、環境放射線モニタリングの実施に関する関係自治体、関係機関等との連絡・調整、訓練・研修等を通じた地方自治体職員への技術的支援、原子力事業者防災業務計画に関する指導及び助言、原子力事業者の放射線測定設備に対する検査などを行う。

緊急事態発生時には、緊急時モニタリングセンターの立上げや緊急時モニタリング活動を県などと協力して行う。

(2) 関係する原子力規制事務所

鳥取県に関係する原子力規制事務所としては、島根原子力規制事務所及び上齋原原子力規制事務所があります。

島根原子力規制事務所

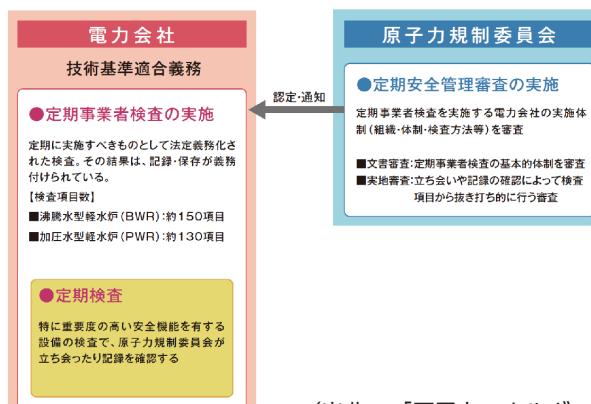
対象施設	中国電力（株）島根県原子力発電所
所在地	〒690-0873 島根県松江市内中原町52 島根県原子力防災センター2階 電話：0852-22-1947、ファクシミリ：0852-28-4879
所員（計：7名）	所長：統括原子力運転検査官（原子力防災専門官併任） 副所長：原子力防災専門官（原子力運転検査官併任） 所員：原子力運転検査官 3名 ：上席放射線防災専門官 ：事務補佐員

上齋原原子力規制事務所

対象施設	（国研）日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
所在地	〒708-0601 岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1 上齋原オフサイトセンター1階 電話：0868-44-7688、ファクシミリ：0868-44-7685
所員（計：2名）	所長：統括原子力運転検査官（原子力防災専門官併任） 副所長：原子力防災専門官（原子力運転検査官併任）

(3) 定期検査制度の概要

定期検査制度の概要



(出典：「原子力エネルギー図面集2014」)

8. 鳥取県原子力安全顧問

(1) 鳥取県原子力安全顧問の設置

鳥取県では、平成 20 年 4 月 1 日に鳥取県原子力防災専門家会議（環境放射能や原子炉工学等の専門家を委員として任命）を設置し、原子力防災対策等に関して指導・助言等をこれまで受けてきました。

原子力災害対策等について、柔軟かつ機動的に原子力安全に関する幅広い分野の専門家から指導・助言を得るためのさらなる体制強化を目的として、従来の鳥取県原子力防災専門家会議を廃止し、新たに平成 26 年 10 月 17 日に鳥取県原子力安全顧問を設置しています。

平成 29 年 7 月 19 日、原子力規制委員会における宍道断層の延長の審査を受け、新たに地震関係（強振動、震源断層）の分野の専門家である香川敬生氏に顧問を委嘱しています。

項目	概要
設置目的	<ul style="list-style-type: none">環境放射線等モニタリング、原子力防災対策、原子力施設の安全対策について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得る
顧問の職務	<ul style="list-style-type: none">環境放射線等モニタリング結果の評価、原子力防災対策・原子力安全対策への指導、助言<u>安全協定に基づく現地確認への同行</u> ※安全協定の改定協議の経過を踏まえ新たに規定
顧問の委嘱	<ul style="list-style-type: none">学識経験者の中から知事が委嘱任期は 2 年以内（再任可）
資格基準	<ul style="list-style-type: none">原子力事業者等の役員、従業員等でない者（過去 3 年間）原子力事業者等で組織する団体（電事連等）の役員、従業員等でない者（過去 3 年間）同一の原子力事業者から年間 50 万円以上の報酬を受領していない者（過去 3 年間）
委嘱手続き	<ul style="list-style-type: none">委嘱に当たり、資格基準に抵触しないことを自己申告書で確認過去 3 年間の研究に対する寄附、所属学生の就職状況について確認上記の 2 項目について結果を公表研究に対する寄附等の状況は、毎年 4 月 30 日までに確認し、その結果を公表
顧問会議	<ul style="list-style-type: none"><u>複数の顧問の出席による顧問会議の開催</u> ※顧問は独任制を原則とするが、顧問会議を開催できる旨を規定出席顧問の中から県が座長を選任

概要欄の下線部は、原子力防災専門家会議からの主な変更点

(2) 原子力安全顧問名簿

（平成 29 年 7 月 19 日、分野内は五十音順）

分野	専門分野	顧問名	所属・役職
環境モニタリング	放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学・教授
	環境放射能	遠藤 晓	広島大学・教授
	放射能環境動態	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所・准教授
放射線影響評価	放射線治療、放射線物理	内田 伸恵	鳥取大学医学部附属病院・教授
	線量評価（内部被ばく）	甲斐 優明	大分県立看護科学大学・教授
	緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学・副学長、特任教授
原子炉工学	原子力工学	青山 卓史	日本原子力研究開発機構・研究主席
	原子力工学	片岡 熱	大阪大学・名誉教授 福井工業大学・教授
	原子炉物理	北田 孝典	大阪大学・教授
	熱加工力学、材料力学	望月 正人	大阪大学・教授
放射性廃棄物	核燃料サイクル	佐々木 隆之	京都大学・教授
地震関係	強震動、震源断層	香川 敬生	鳥取大学・教授
	地震活動・震源メカニズム	西田 良平	鳥取大学・名誉教授
地下水対策	水工学	檜谷 治	鳥取大学・教授

【任期】平成 28 年 10 月 17 日～平成 30 年 10 月 16 日（香川顧問を除く）
平成 29 年 7 月 19 日～平成 30 年 10 月 16 日（香川顧問）

(3) 会議の開催状況

ア 鳥取県原子力安全顧問会議

開催日等		内 容
平成 26 年度 第1回	平成 26 年 11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災訓練のふりかえりについて ・原子力防災図上訓練計画について ・島根原子力発電所 2 号機の適合性審査の状況等について ・広域住民避難計画の住民説明会の開催結果について
平成 26 年度 第2回	平成 27 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災図上訓練について ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・緊急時モニタリング計画〔人形峠環境技術センター編〕（案）について ・平成 27 年度平常時モニタリング計画について ・島根原子力発電所 2 号機の適合性審査の状況等について
平成 27 年度 第1回	6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度原子力施設周辺環境放射線等測定結果について ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・平成 27 年度の原子力防災に係る主要事業について ・島根原子力発電所 2 号機の適合審査の状況等について ・島根原子力発電所の地下水対策について ・島根原子力発電所 1 号機の営業運転終了について
平成 28 年度 第1回	平成 28 年 5 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置について ・島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について ・平成 27 年度環境放射線モニタリング結果の評価等について ・平成 28 年度原子力防災に係る県の取組について
平成 28 年度 第2回	12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の審査状況について ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画審査状況について ・島根原子力発電所の安全対策の実施状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に係る再発防止対策の進捗状況について ・島根原子力発電所 2 号機 中央制御室空調換気系ダクトの腐食について ・平成 28 年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施結果について ・鳥取県中部地震に係る人形峠環境技術センターでの警戒事態の発生について
平成 29 年度 第1回	平成 29 年 5 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可に係る審査結果について ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所 2 号機適合性審査の状況について ・不適切事案（L L W, ダクト問題）の対応状況について ・平成 28 年度モニタリング結果の評価について ・平成 29 年度平常時モニタリング計画について

(平成 29 年 5 月 26 日現在)

イ 鳥取県原子力防災専門家会議

開催日等		内 容
第1回	平成 23 年 5 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災連絡会議の設立について ・原子力防災の課題等について ・今後の検討について
第2回	9 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告について ・今後の進め方について
第3回	平成 24 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の連絡会議の位置づけについて ・住民避難対策等の検討状況について ・原子力防災訓練について ・連絡会議の参加機関について
第4回	7 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画の検討状況について ・モニタリングポストの配備計画について ・原子力規制組織等の見直しに係る状況について ・地域防災計画（原子力災害編）の見直しについて ・原子力防災訓練の実施について
第5回	11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難計画について ・地域防災計画（原子力災害編）の作成・修正について ・平成 24 年度原子力防災訓練の実施について
第6回	12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針及び拡散シミュレーションに関する説明 ・島根県及び鳥取県における原子力安全・防災対策の状況について
第7回	平成 25 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の振り返り ・人形峠環境技術センター事故事案（停電事故、非管理区域における放射性物質の漏洩）について ・原子力事業者防災業務計画の修正について
第8回	5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度環境放射線モニタリング結果の評価について ・平成 25 年度主要事業について ・鳥取県地域防災計画、広域住民避難計画の策定について ・鳥取県緊急被ばく医療計画について ・島根原子力発電所の安全対策実施状況について ・人形峠環境技術センターの事案報告について
第9回	11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機新規制基準への適合性確認申請の概要について
第10回	平成 26 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機新規制基準への適合性審査について ・平成 25 年度原子力防災訓練の振り返りについて ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について
第11回	5 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機新規制基準適合性に係る審査状況等について ・平成 25 年度環境放射線モニタリング結果の評価について ・平成 26 年度原子力行政の取組について
第12回	9 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性審査の状況等について ・平成 26 年度原子力防災訓練について

9. 原子力事業者からの報告

鳥取県では、原子力施設の情報等について、中国電力（株）島根原子力本部及び（国研）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターから報告を受けています。

報告を受けた内容については、週ごとに取りまとめてホームページで公表しています。

(1) 中国電力（株）島根原子力本部からの報告

<http://www.genshiryoku.pref.tottori.ip/index.php?view=5429>

平成29年12月3週分

11日

- ・島根原子力発電所2号機 第17回施設定期検査の実施状況について（平成29年12月10日現在） [pdf:97KB]
- ・島根原子力発電所3号機 建設工事の進捗状況について（平成29年11月末現在） [pdf:380KB]

12日

- ・島根原子力発電所 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況について（平成29年11月末） [pdf:57KB]
- ・島根原子力発電所敷地境界モニタリングポストの測定結果について（平成29年11月） [pdf:18KB]
- ・島根原子力発電所1号機の廃止措置状況について（平成29年11月末） [pdf:73KB]

(2) 人形峠環境技術センターからの報告

<http://www.genshiryoku.pref.tottori.ip/index.php?view=5314>

平成29年度分（人形峠環境技術センター週報第3四半期）

平成29年10月 週報一覧

- ・平成29年9月30日～平成29年10月5日 [pdf:330KB]
- ・平成29年10月6日～平成29年10月13日 [pdf:231KB]
- ・平成29年10月14日～平成29年10月20日 [pdf:242KB]
- ・平成29年10月21日～平成29年10月27日 [pdf:354KB]
- ・平成29年10月28日～平成29年11月2日 [pdf:241KB]

第5章 原子力防災対策

1. 原子力防災対策

(1) 原子力防災

原子力災害は、施設外に放出された放射性物質による放射線被ばくや環境の汚染がもたらすものが主となるが、放射性物質あるいは放射線は人の五感では感じることができず、火災のように熱や煙を感じて避難するといった判断をすることができません。このため、原子力防災では放射線計測（モニタリング）のための設備・機器及び体制・手順の整備が必須となります。

原子力災害の再発防止のための努力と更なる安全性向上が必要である一方、原子力災害が万一発生した場合には、原子力施設周辺住民や環境等に対する放射線影響を最小限にするとともに、発生した被害に対し応急対策を的確かつ迅速に実施しなければなりません。

(2) 原子力防災体制

ア 原子力防災対策の枠組

原子力防災は、災害対策基本法及び同法に基づき制定されている防災基本計画（原子力災害対策編）により実施されていましたが、1979年に発生した米国スリーマイルアイランド（TMI）原子力発電所での事故を契機として、原子力安全委員会（当時）が原子力発電所を対象とした防災指針を策定し、本格的な取り組みが開始されました。その後、1999年に発生したJCO臨界事故の教訓を踏まえて、原子炉等規制法の特別法として、原子力災害特別措置法が制定されました。

福島原子力発電所事故後に、各種事項調査報告書の提言を基に、原子力災害対策に関する枠組み及び防災体制が抜本的に見直され、防災基本計画の見直し（2012年9月）、原災法の改正（2012年9月）、原子力災害対策指針の策定（2012年10月）が行われました。

新たに法定化された原子力災害対策指針では、原子力災害対策に係る専門的・技術的事項等が定められているほか、原子力災害対策重点区域としてこれまでの約10kmの範囲としていたEPZに替えて、約30kmに範囲を拡大したUPZを設けたほか、緊急時に直ちに避難等を実施するPAZ（約5kmの範囲）が設けられています。

イ 原子力防災体制

平時には、原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進に係る総合調整を行う「原子力防災会議」が常設され、防災基本計画に位置づけられた「地域原子力防災協議会」で、国と関係地方公共団体が地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化に取り組んでいます。地域原子力防災協議会において具体的かつ合理的なものであることを確認し、確認結果は原子力防災会議に報告されます。原子力緊急事態が発生した場合には、原子力災害に係る応急対策及び事後対策の調整を行う原子力災害対策本部が設置されます。

(3) 原子力防災の取り組み

国、自治体、事業者は、これらの新たな原子力防災の枠組みに基づき、防災業務計画の策定や必要な体制、設備・機器の整備、訓練等を行っています。

常に安全性の向上に向けた取り組みを続けることが必要です。原子力防災に関しては、実際に事故が起るとの認識のもとに、十分な準備と訓練を行い、また、訓練の結果をもとに継続的に改善していくことが必要です。

JCO臨界事故

平成11年9月30日に茨城県東海村の核燃料加工会社JCOにおいて発生しました。JCOでは、当時、実験炉「常陽」で使用するU-235濃縮度約20%のウランの粉末から溶液をつくる作業を行っており、本来使用できない溶解槽に制限値を大きく超えたウラン溶液を投入したことにより、溶液が臨界状態に達し核分裂連鎖反応が発生しました。これにより、至近距離で多量の放射線を浴びた作業員3人中、2人が死亡しました。臨界状態は、約20時間継続し、この間に、敷地周辺50m内住民の避難勧告が東海村の判断により行われた他、茨城県の判断により敷地周辺10km内住民の屋内待避勧告がなされました。

2. 原子力安全対策プロジェクトチーム

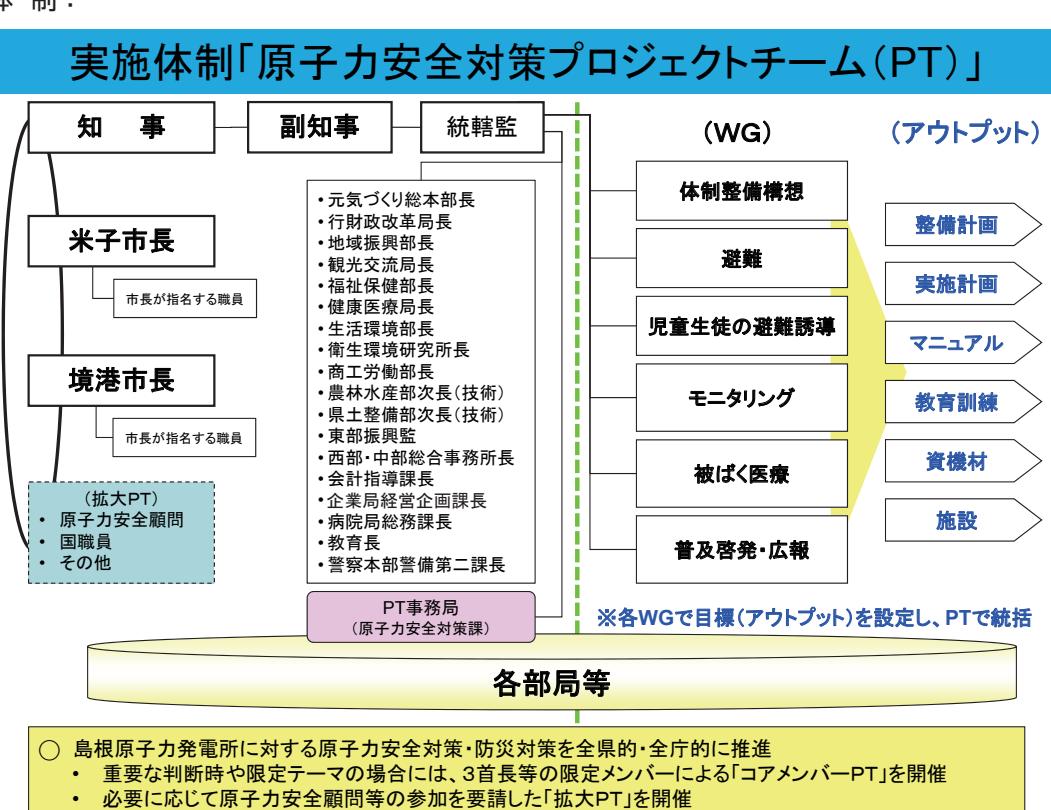
(1) プロジェクトチームの概要

鳥取県では平成24年に「原子力安全対策プロジェクトチーム」を設置し、島根原子力発電所にかかる原子力防災体制を全庁的体制で整備を進めています。

目的：島根原子力発電所に関する防災対策の実施に関する企画
チーム長：知事
副チーム長：副知事、統轄監
事務局長：危機管理局長
事務局：危機管理局（原子力安全対策課）
構成メンバー：元気づくり総本部長、行財政改革局長、地域振興部長、観光交流局長、健康医療局長、生活環境部長、衛生環境研究所長、商工労働部長、農林水産部次長（技術）、県土整備部次長（技術）、東部振興監、西部・中部総合事務所長、会計指導課長、企業局経営企画課長、病院局総務課長、教育長、警察本部警備第二課長

ワーキンググループの設置：全体又は個別課題毎に課長級等で構成するワーキンググループ（WG）を設置
設置期間：防災対策の実施体制構築までの間

実施体制：



(2) プロジェクトチーム会議の開催状況

開催日等		内 容
第 1 回	平成 24 年 1 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県原子力発電所の現状 ・閣議決定の内容等 ・鳥取県等への影響とその対応
第 2 回	2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練を通じて参考となった事項（よかったですと思われる事項） ・訓練を通じて明らかとなつた問題点と検討の方向等 ・新たな課題と今後の検討の方向等
第 3 回	5 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力行政の現状 ・原子力安全体制整備スケジュール ・ワーキンググループ (WG) の設置 ・課題と対策 ・福島県への調査チーム派遣
第 4 回	7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・最新情報 ・住民避難の進捗状況等の報告 ・避難段階ごとの課題の把握と避難に伴う防護対策、後方支援等についての検討 ・中国電力との安全協定の見直し
第 5 回	9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・最新情報 ・防災基本計画（原子力災害対策編）の修正と県の対応 ・県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成 ・住民避難計画の作成
第 6 回	12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・現状 ・地域防災計画 ・鳥取県広域住民避難計画 ・進捗状況
第 7 回	平成 25 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・国の原子力行政の現状について ・放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について ・鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の各訓練実施要領について
第 8 回	1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の分析結果の検討について ・原子力災害体制整備の検討について ・今後のスケジュール等
第 9 回	4 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組方針 ・原子力災害対策指針の改定原案について（原子力規制庁から説明） ・原発の新規制基準（案）について（原子力規制庁から説明）
第 10 回	9 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取組状況と今後のスケジュールについて ・新規制基準について（原子力規制庁から説明） ・交付金の交付決定状況への対応 ・原子力防災訓練について
第 11 回	11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けての情報提供と、今後の進め方についての協議
第 12 回	11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中国電力による説明「新規制基準適合申請の内容」
第 13 回	平成 26 年 4 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機の審査状況等 ・検討事項（取組の基本方針） ・今年度の取組
第 14 回	7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所 2 号機の状況等 ・平成 26 年度原子力防災訓練等について ・広域住民避難計画説明会の状況（米子市、境港市）
第 15 回	平成 27 年 10 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録における不適切な取り扱いについて ・島根原子力発電所 2 号機の審査状況について ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について ・鳥取県の原子力防災対策の取組みについて
コアメンバー会議	平成 28 年 6 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置等の経緯について
第 16 回	平成 29 年 5 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置計画の認可について
コアメンバー会議	6 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置等の経緯について
コアメンバー会議	平成 30 年 2 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所の基準地震動について

(平成 30 年 2 月 21 日現在)

3. 鳥取県原子力安全対策合同会議

(1) 鳥取県原子力安全対策合同会議の概要

島根原子力発電所に関する原子力安全対策等について、重要な判断をする場合において、住民等との情報共有や率直な意見交換、そして専門家である鳥取県原子力安全顧問の意見等を聞くため、米子・境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県（原子力安全対策PT会議、原子力安全顧問会議）が合同で会議を開催するものです。平成28年5月22日に第1回を開催し、平成29年5月26日に2回目を開催しています。

(2) 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議

中国電力（株）から原子力安全協定に基づき事前報告のあった島根原子力発電所1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3系統目）の設置等について、意見交換を行うため、第1回鳥取県原子力安全対策合同会議を開催しました。

ア 開催日時

平成28年5月22日（日）15時～16時16分

イ 開催場所

西部総合事務所 2階「講堂」（米子市糸町1丁目160）



ウ 出席者

- ①県 知事、副知事、原子力安全対策PT会議関係部局長
- ②原子力安全顧問 7名（占部顧問、遠藤顧問、神谷顧問、青山顧問、片岡顧問、森山顧問、西田顧問）
- ③関係市 米子市長、境港市長及び原子力発電所環境安全対策協議会委員38名（米子市20名、境港市18名）
- ④島根県 岸川防災部長（オブザーバー）、一般傍聴者2名
- ⑤国 原子力規制委員会原子力規制庁 竹原島根原子力規制事務所長 ほか
- ⑥中国電力（株） 古林島根原子力本部長、芦谷鳥取支社長 ほか

エ 議題及び主な結果

＜平井知事総括＞

○地域の安全を皆で監視をし、守っていかなければならない。安全を第一義に考え、周辺自治体も立地自治体と同じように万が一の時は被害がある。我々としても意見が言える仕組み・プロセスを求めていく。

①審議事項（4/28 安全協定に基づく事前報告の内容）

（ア）「島根原子力発電所1号機 廃止措置計画」「島根原子力発電所2号機 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）」について、国（島根原子力規制事務所）及び中国電力から説明が行われ、質疑応答を行った。

（イ）原子力安全対策顧問会議としての意見（5月16日開催）

- ・廃止措置には30年という長期な課題であるという視点と、廃止措置計画の段階から自然災害・事故など何が起きるか分からぬ。その対処の仕方・心構えを十分にイメージして対応を具体的かつ詳細に今後検討して欲しい。
- ・今後は、原子力規制庁の審査状況を踏まえながら、継続して顧問会議として検討していく。
- ・廃止措置の各段階に応じた防災体制を明確に規定して欲しい。
- ・2号機特定重大事故等対処施設等については、バックアップ施設として施設整備されるが、事故時の既存のフィルターベントや中央制御室等との関連性を明確にして欲しい。
- ・使用済燃料のプール貯蔵時における様々な事故・操作ミス等が発生した場合の対応のあり方等について明確に規定して欲しい。

②報告事項

「島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に関する再発防止対策の実施状況」について、国（島根原子力規制事務所）及び中国電力から説明が行われ、質疑応答を行った。

国の平成27年度第4回保安検査結果については、「再発防止対策は、一部継続中のものを除き着実に実施されている。引き続き保安検査等において実施状況を確認していく。」という評価であった。

(3) 平成29年度第1回鳥取県原子力安全対策合同会議

島根原子力発電所1号機廃止措置計画が認可されたことを受け、原子力規制庁及び中国電力から審査結果等の説明を聞き、住民等との情報共有や率直な意見交換を行うとともに、専門家である鳥取県原子力安全顧問の意見を聞くため、平成29年度第1回鳥取県原子力安全対策合同会議を開催しました。



ア 開催日時

平成29年5月26日（金）14時30分～15時42分

イ 開催場所

米子ワシントンホテルプラザ（米子市明治町125）

ウ 出席者

- ①県 知事、副知事、原子力安全対策PT会議関係部局長
- ②原子力安全顧問4名（佐々木顧問、内田顧問、青山顧問、西田顧問）
- ③関係市 米子市長、境港市長及び原子力発電所環境安全対策協議会委員39名（米子市24名、境港市15名）
- ④島根県 岸川防災部長（オブザーバー）、一般傍聴者
- ⑤国 原子力規制委員会原子力規制庁 丸山安全規制調整官 ほか
- ⑥中国電力㈱ 古林島根原子力本部長 ほか

エ 議題及び主な結果

<平井知事総括>

- 廃炉作業を適正に実施することが必要であり、残された課題として使用済燃料の搬出や廃棄物の課題も提示された。
- 30年という長いスパンのため、フォローアップが必要であり、規制庁や中国電力で適正に監視、管理を行っていただくことが絶対に曲げてはならない原則。
- 県としても両市の最終的なご意見も踏まえながら県議会と協議し、意見を取りまとめたい。

①審議事項

- (ア) 「島根原子力発電所1号機 廃止措置計画認可に係る審査結果」、「島根原子力発電所1号機 廃止措置計画」について、国（原子力規制庁）及び中国電力から説明が行われ、質疑応答を行った。

（イ）原子力安全顧問会議からの報告（同日午前中に開催）

各原子力安全顧問からそれぞれの専門の観点から、廃止措置計画が原子力規制委員会の認可基準に基づき適正な内容であると確認したことが報告され、同日午前中の原子力安全顧問会議で座長を務めた佐々木顧問から総括的な報告があった。

《佐々木顧問からの報告》

- ・鳥取県原子力安全顧問会議としては、今回、鳥取県から依頼を受けて、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について、原子力規制庁の審査内容、中国電力の廃止措置作業内容、そして認可申請の事前報告に対して昨年6月の回答で鳥取県が付した条件への対応について、専門的な観点から審議した。
- ・その結果、中国電力の廃止措置計画が原子力規制庁において厳格に審査され認可基準に適合していること、さらに中国電力が行う廃止措置作業が安全に行われる見込みであること、また、実施段階において、国が保安検査等で適正な履行を確認していくこと、以上の点を確認し、現時点では廃止措置計画が適正であることを確認した。
- ・しかし、廃止措置は長期に渡るプロセスが必要であること、また各段階で作業内容が異なること、更に、使用済燃料の搬出や低レベル放射性廃棄物の処分等は第2段階以降のことであることを考慮し、第2段階の開始前には改めて確認する必要があることを申し添えておく。

4. 原子力防災連絡会議

(1) 原子力防災連絡会議の概要

原子力防災に関する事項については、関係自治体間で連携、調整を行う必要があることから、鳥取・島根両県、島根原子力発電所周辺30km圏市（松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市）の防災担当責任者で構成する「原子力防災連絡会議」を平成23年5月24日に設立しました。

これまで原子力防災連絡会議では、避難計画の実効性向上に関する検討や避難時間推計（ETE）に関する連携、調整等を行ってきました。

(2) 原子力防災連絡会議の構成員

（平成27年4月1日現在）

団体名	構成員		担当窓口
	所属	職名	
松江市	防災安全部	部長	原子力安全対策課
出雲市	総務部	防災安全管理監	防災安全課
安来市	総務部	統括危機管理監（次長）	危機管理課
雲南市	総務部	統括危機管理監	危機管理室
米子市	総務部	部長	防災安全課
境港市	市民生活部	防災監	自治防災課
島根県	防災部	部長	原子力安全対策課
鳥取県	危機管理局	局長	原子力安全対策課
島根県警察本部	警備部	部長	警備第二課
鳥取県警察本部	警備部	部長	警備第二課

(3) 原子力防災連絡会議の開催状況

開催日等		審議の内容
第1回	平成23年5月24日	<ul style="list-style-type: none">・原子力防災連絡会議の設立について・原子力防災の課題等について・今後の検討について
第2回	9月14日	<ul style="list-style-type: none">・中間報告について・今後の進め方について
第3回	平成24年3月28日	<ul style="list-style-type: none">・今後の連絡会議の位置づけについて・住民避難対策等の検討状況について・原子力防災訓練について・連絡会議の参加機関について
第4回	7月19日	<ul style="list-style-type: none">・避難計画の検討状況について・モニタリングポストの配備計画について・原子力規制組織等の見直しに係る状況について・地域防災計画（原子力災害編）の見直しについて・原子力防災訓練の実施について
第5回	11月21日	<ul style="list-style-type: none">・広域避難計画について・地域防災計画（原子力災害編）の作成、修正について・平成24年度原子力防災訓練の実施について

開催日等		審議の内容
第6回	平成 24 年 12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針及び拡散シミュレーションに関する説明 ・島根県及び鳥取県における原子力安全、防災対策の状況について ・意見交換
第7回	平成 26 年 2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準適合性確認審査への対応について ・地域防災計画の修正について ・原子力防災訓練の評価結果について ・避難時間推計（E T E）について ・意見交換
第8回	4 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難に係る取り組みの状況について ・平成 26 年度原子力防災訓練について ・島根、鳥取両県におけるモニタリング体制について ・島根県知事による福島第一原子力発電所等の視察について ・オフサイトセンター等の放射線防護対策について
第9回	5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時間推計について
第10回	9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災対策に係る取り組みについて ・緊急時モニタリング計画について ・平成 26 年度原子力防災訓練について
第11回	平成 27 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング体制について ・避難計画実効性向上のための取り組みについて ・社会福祉施設等に対する放射線防護対策の実施状況について ・安定ヨウ素剤の配布体制について
第12回	5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・設置要項の改正について ・平成 27 年度原子力防災訓練について ・「島根地域の緊急時対応」の策定について ・原子力災害における避難行動要支援者等の把握について
第13回	11 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災対策に関する取組について ・「島根地域の緊急時対応」について
第14回	平成 28 年 2 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について ・島根原発 2 号機の取水槽等の鉄筋工事に係る申告について ・原子力防災訓練の訓練評価について ・地域防災計画（原子力災害対策編）の修正項目（案）について ・避難退域時検査候補地について
第15回	3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時における避難方法等の実態把握調査について ・広域避難計画の修正について ・原子力防災対策に関する取組について
第16回	平成 29 年 3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に関する取組について
第17回	10 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災に関する取組について ・避難手段の確保について ・避難先との連携について ・避難誘導の円滑化について ・地域防災計画等の修正について ・原子力防災訓練について



第 16 回原子力防災連絡会議（島根オフサイトセンター）

5. 島根地域原子力防災協議会

(1) 地域原子力防災協議会の概要

国は、平成 25 年 9 月に道府県や市町村が作成する地域防災計画（避難計画などを含む）の内容の充実化を支援するとともに、自治体だけでは解決が困難な課題の解決をするため、地域毎にワーキングチーム（以下、WT）を設置（全国 13 地域）しました。

島根地域においては、島根県・鳥取県を対象とする島根地域 WT が設置されました。

平成 27 年 3 月 20 日からは名称を「地域原子力防災協議会」するとともに、防災基本計画にも明確に位置付けられ、活動が強化されました。

地域原子力防災協議会は、各自治体副知事及び各省庁指定職級が基本構成員となっており、避難計画等の原子力防災の取組をまとめた「緊急時対応」の確認等の重要事項を協議します。

なお、島根地域原子力防災協議会では、鳥取県・島根県及び関係市の担当課長や関係省庁の担当者等で構成する島根地域原子力防災協議会作業部会（従来のワーキングチームに相当）を設置し、作業部会において「島根地域の緊急時対応」に係る個々の論点について検討を進めています。

ア 地域原子力防災協議会の設置地域

(ア) 対象道府県 島根県、鳥取県

(イ) 基本構成※

- ・鳥取県・島根県両県の副知事
- ・内閣府政策統括官（原子力防災担当）、各省庁指定職級

※関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして参加することができます。

ウ 島根地域原子力防災協議会作業部会の基本構成

- ・島根地域担当の内閣府原子力防災専門官
- ・内閣府政策統括官（原子力防災担当）
- ・鳥取県・島根県の担当課長
- ・関係機関担当 等

(2) 島根地域原子力防災協議会の開催状況※

種別	開催日等		議 題
地域WT	合同会議 第 1 回	平成 25 年 9 月 13 日	・WT の設置について
	合同会議 第 2 回	10 月 9 日	・共通課題についての対応方針 ・今後の進め方 ・地域防災計画、避難計画の作成状況確認
	島根地域 WT 第 1 回	10 月 25 日	・今後の WT の進め方について (島根地域の現状の共有、島根地域 WT における当面の検討課題の決定、当面の検討スケジュール)
	島根地域 WT 第 2 回	平成 26 年 1 月 16 日	・第 3 回原子力防災会議の状況報告 ・避難手段、避難ルートについての考え方等 ・避難手段の定量整理に係る依頼
	合同会議 第 3 回	1 月 21 日	・WT の活動報告について
	島根地域 WT 第 3 回	5 月 16 日	・WT の構成員について ・避難計画の充実に向けた当面の課題について (避難手段の確保、要支援者避難のしくみ) ・避難計画の充実に向けた当面の課題への対応方針について
	合同会議 第 4 回	6 月 9 日	・地域防災計画・避難計画の作成状況について ・緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について ・今後の進め方について
	島根地域 WT 第 4 回	10 月 7 日	・川内地域の緊急時対応について ・原子力防災訓練について (原子力防災訓練の評価と防災対策への反映)

種別	開催日等		議題
地域WT	島根地域WT 第5回	平成26年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災訓練の検証 ・島根地域における防護措置実施区域とモニタリング体制 ・「川内地域の緊急時対応」への質問への回答 ・避難行動要支援者など対象者の把握調査
	合同会議 第5回	平成27年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・WTの「地域原子力防災協議会」への改称等について ・WTの活動報告（2）（照会）
	島根地域WT 第6回	3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・島根地域ワーキングチームの取り組み ・中間とりまとめ ・「地域原子力防災協議会」について
地域原子力防災協議会	合同作業部会会合 第1回	3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングチームの活動報告（2）について
	合同作業部会会合 第2回	4月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の調査について ・島根地域の緊急時対応の検討事項（仮称）について
	合同作業部会会合 第3回	7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時における広域連携について
	合同作業部会会合 第4回	7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改正について ・伊方地域との広域連携について ・平成27年度島根県及び鳥取県の原子力防災訓練について
	合同作業部会会合 第5回	9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根地域の緊急時対応」について ・避難方法等の実態調査について ・島根県庁のBCP ・避難待機時検査
	合同作業部会会合 第6回	10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、社会福祉施設の避難計画について ・緊急時モニタリング実施要領について ・UPZ外の防護措置について ・安定ヨウ素剤の配布について ・「島根地域の緊急時対応」素案について
	合同作業部会会合 第7回	11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根地域の緊急時対応」について ・物資の備蓄・供給について ・外国人、観光客への情報伝達について ・防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会
	合同作業部会会合 第8回	12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根地域の緊急時対応」素案について ・平成27年度原子力防災訓練について ・内閣府からの報告について
	合同作業部会会合 第9回	平成28年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の実態調査の結果について ・避難退域時検査実施計画（マニュアル）について ・原子力災害業務継続計画の素案について
	合同作業部会会合 第10回	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時における避難方法等の実態把握調査について ・「島根地域の緊急時対応」（素案）について ・代替オフサイトセンターの指定について ・平成27年度島根地域原子力防災協議会作業部会について
	合同作業部会会合 第11回	4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根地域の緊急時対応」（素案）について ・平成28年度年度計画について ・「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて ・内閣府からの報告について
	合同作業部会会合 第12回	5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根地域の緊急時対応」について ・内閣府からの報告について
	合同作業部会会合 第13回	平成29年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根地域の緊急時対応」について ・内閣府からの報告について
	合同作業部会会合 第14回	3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根地域の緊急時対応」について ・原子力防災に関する平成28年度島根県・鳥取県の取り組みについて
	合同作業部会会合 第15回	8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根地域の緊急時対応」について ・平成29年度原子力防災訓練について

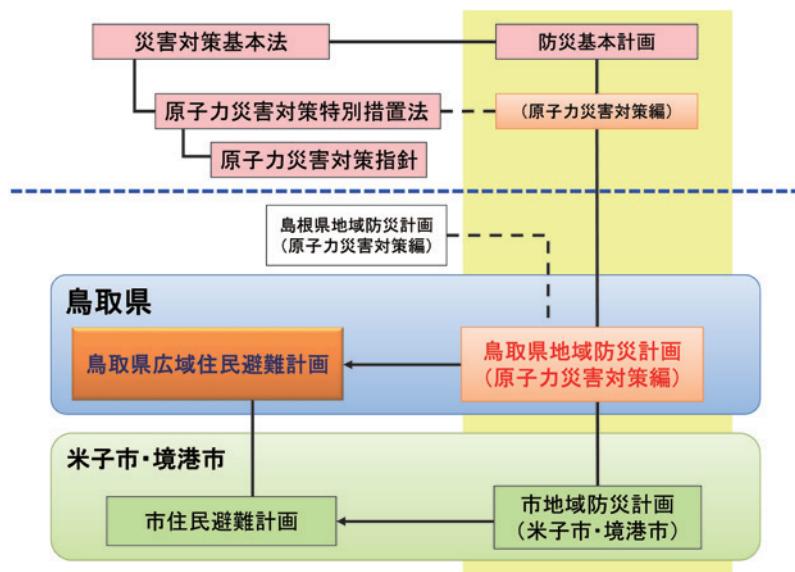
※合同会議を含む。

(平成29年8月末日現在)

6. 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）

（1）計画の位置づけ

- 災害対策基本法に加え、原子力災害対策特別措置法に基づき作成
- 一貫した原子力災害対策を行うため、原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」を遵守し、国や地方公共機関等の防災計画との緊密な連携をとっている



（参考）原子力災害対策指針等の改正等の状況

区分	原災指針	原災指針を補足するマニュアル
平成24年度	準定(10/31) 改正(2/2) ・EALやOILの導入 ・被ばく医療体制の整備 等	
25年度	改正(6/5) ・安定ヨウ素剤の取扱 ・緊急時モニタリングの実施 等 改正(9/5) ・新規制基準に係るFAI の再設定 等	作成(1/29) 「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」 作成(7/19) 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって 修正(10/9)
26年度		作成(6/9) 「原子力災害時に避難する住民等のために地方公共団体が行う汚染検査・除染について」 廃止(4/22) 作成(3/31) 「原子力災害時における避難退避時検査及び簡易除染マニュアル」
27年度	改正(4/22) ・UPZ外の防護措置 ・緊急時モニタリング結果を踏まえた措置 等 改正(8/26) ・原子力災害医療体制 ・避難退避時検査及び簡易除染 等 改正(3/1)	修正(4/22) 修正(8/26) 修正(4/22) 修正(8/26) 修正(12/24)
28年度	改正(3/22) ・核燃料施設等に係る原子力災害対策重点区域の範囲 及び緊急事態区分と防護措置等の枠組み 等	修正(9/26) 修正(3/22) 修正(9/30)
29年度	改正(7/5) ・緊急時活動レベル（EAL）の見直し・策定 等	修正(9/30) 修正(1/30)

(2) 経緯

・平成 13 年度 策定（平成 13 年 12 月 27 日）

平成 11 年の東海村 JCO 臨界事故[※]を受けて、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）を策定。
(島根原子力発電所対応については、EPZ 外であるが策定。)

※ JCO 臨界事故（我が国で初めての原子力災害対策の実施）

平成 11 年 9 月 30 日午前 10 時 35 分頃、茨城県東海村にある株式会社ジェー・シー・オー（JCO）東海事業所の転換試験棟において、臨界事故が発生した。その後、臨界状態を終息させるために、臨界の継続を助長していた沈殿槽外周のジャケット内の冷却水の抜き取り作業を行うまで、約 20 時間にわたり臨界状態が継続し、事業所周辺に放射線が放出された。

この事故により、住民への避難要請や屋内退避要請が行われるなど、我が国で初めて原子力災害対策が講じられる事態となった。また、加工作業に直接従事していた 3 名の JCO の作業員が重篤な放射線被ばくを受け、懸命な医療活動に専念するが、2 人が亡くなられた。

・平成 24 年度 全面修正（平成 25 年 3 月 18 日）

福島第一原子力発電所の事故を踏まえた抜本的な見直し。

○原子力災害対策特別措置法及び同法施行令が改正

⇒島根原子力発電所について、鳥取県が周辺県に位置づけられる

○原子力災害対策指針の改正（法定化）

⇒緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に位置づけられる。

○島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の内容を踏まえた見直し

(H25.3.15 文書回答協定の運用について立地県と同等の対応)

・平成 25 年度 一部修正（平成 26 年 3 月 26 日）

原子力災害対策指針等の改正に加え、原子力防災訓練による検証結果、避難時間推計等を計画に反映。

・平成 27 年度 一部修正（平成 27 年 8 月 24 日）

原子力防災施設・資機材の整備の反映に加え、原子力防災訓練による検証結果、原子力安全顧問の設置、国の制度見直し等を計画に反映。

(3) 平成29年度修正ポイント

原子力防災施設・資機材に係る整備

- 原子力環境センターの整備やモニタリングカードの更新等によるモニタリング体制の強化、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの追加整備に伴うモニタリング結果の集約・共有及び公表の迅速化（H27～29）
- 安定ヨウ素剤の UPZ 内の希望者への事前配付の実施を追加（H29）
- バス等乗務員用の防護資機材整備に伴う安全確保（放射線管理）手順の追加（H27～29）
- フッ化水素検知器の整備に伴う人形峰環境技術センターでのフッ化水素対応の追加（H28）

原子力防災訓練等を通じた見直し

- 避難オペレーション支援システムの整備による迅速な避難用車両の配車等を追加（H29）
- 原子力防災アプリによる空間放射線量、避難所情報等の各種情報の提供を追加（H29）
- 円滑な避難を目的とした琴浦大山警察署での実動機関の現地合同調整所の設置を追加（H29）
- ドローン（小型無人飛行機）による避難実施状況の情報収集を追加（H28～29）
- 避難退域時検査の迅速かつ適切な実施のための資機材の標準化及びシステム化による迅速な検査体制の構築、避難退域時検査実施時の洗浄水の飛散防止を追加（H28～29）
- 県ホームページ等で情報伝達する際の外国語への自動翻訳を前提とした平易でわかりやすい表現の実施及び音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達、新聞による広報を追加（H27～29）

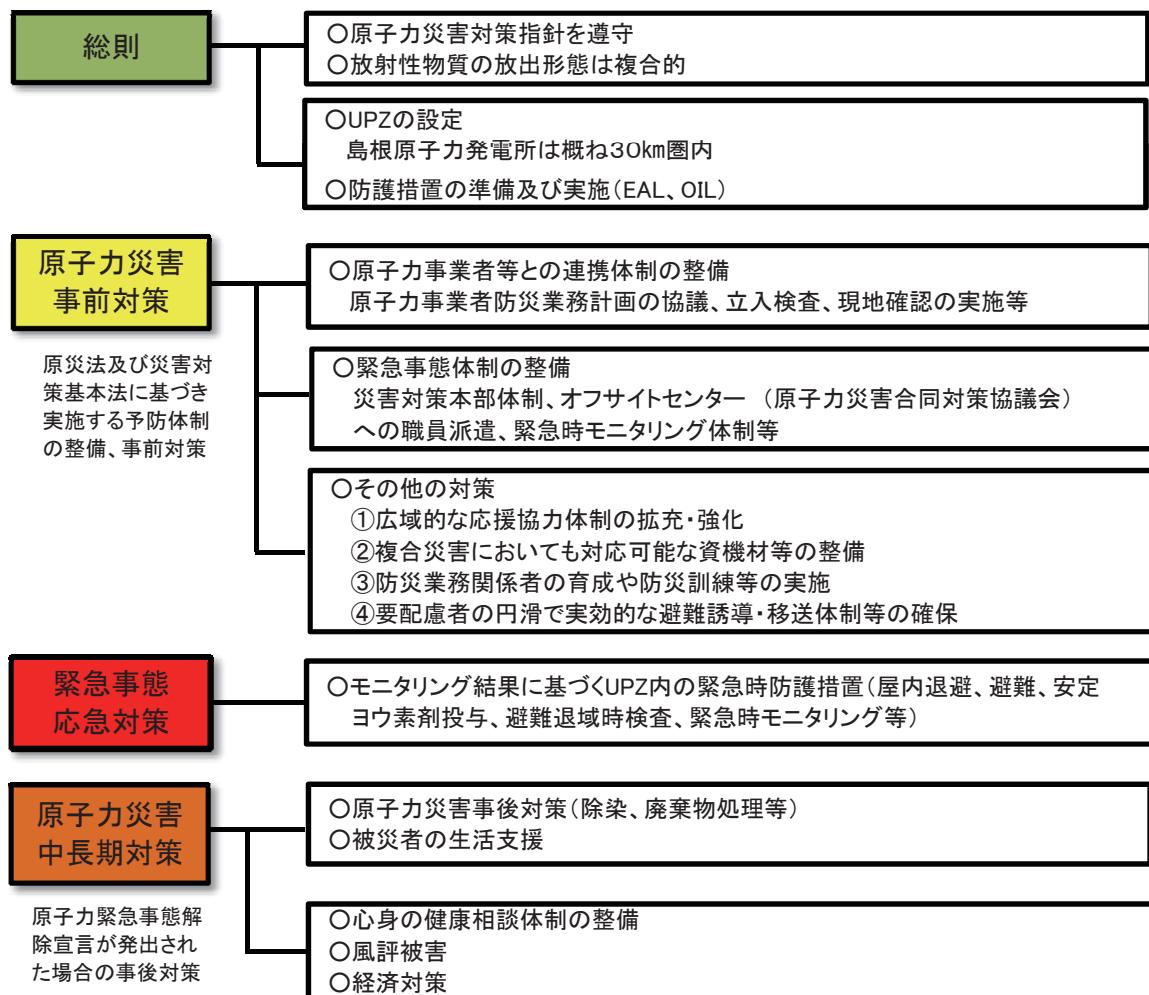
防災体制の強化

- 放射線防護対策施設等での食糧、燃料等の備蓄及び不足する場合の補給を明記（H27～H28）
- 除染等で発生した汚染付着物等の処理方法を追加（H29）
- 中国 5 県バス、ハイヤータクシー協会との協定に基づく避難車両の確保等（H29）

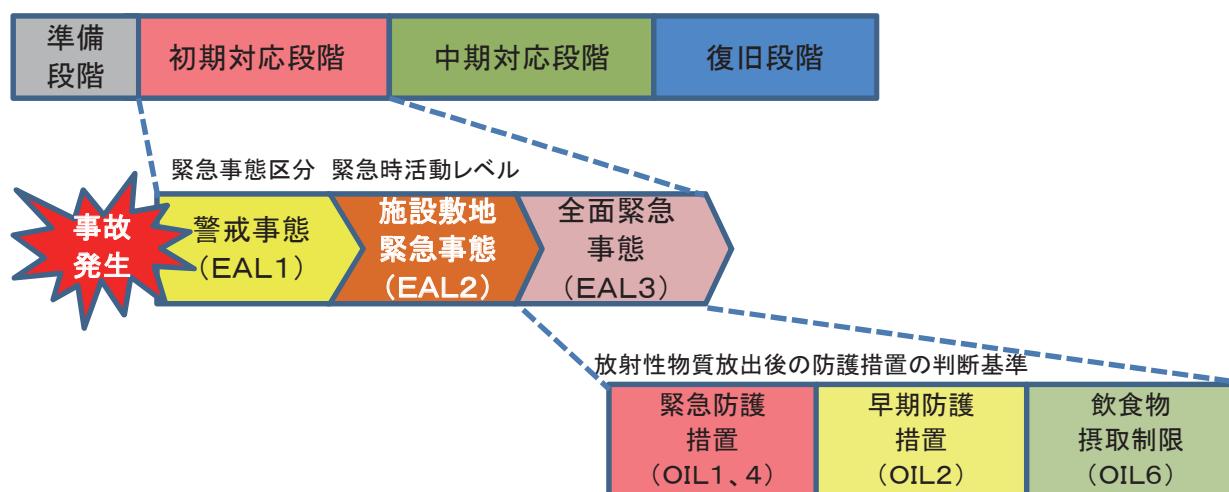
国の制度見直し等の反映

- 原子力災害対策指針の改正
 - ・原子力災害医療体制の見直し（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関の指定）（H27）
 - ・島根原子力発電所 1 号機の廃止措置作業における安全確保（H29）
 - ・人形峰環境技術センターの原子力災害対策重点区域等の見直し（H28～29）

(4) 原子力災害対策編の体系



(5) 防護措置のタイムライン



EAL (Emergency Action Level: 緊急時活動レベル)

OIL (Operational Intervention Level: 運用上の介入レベル)

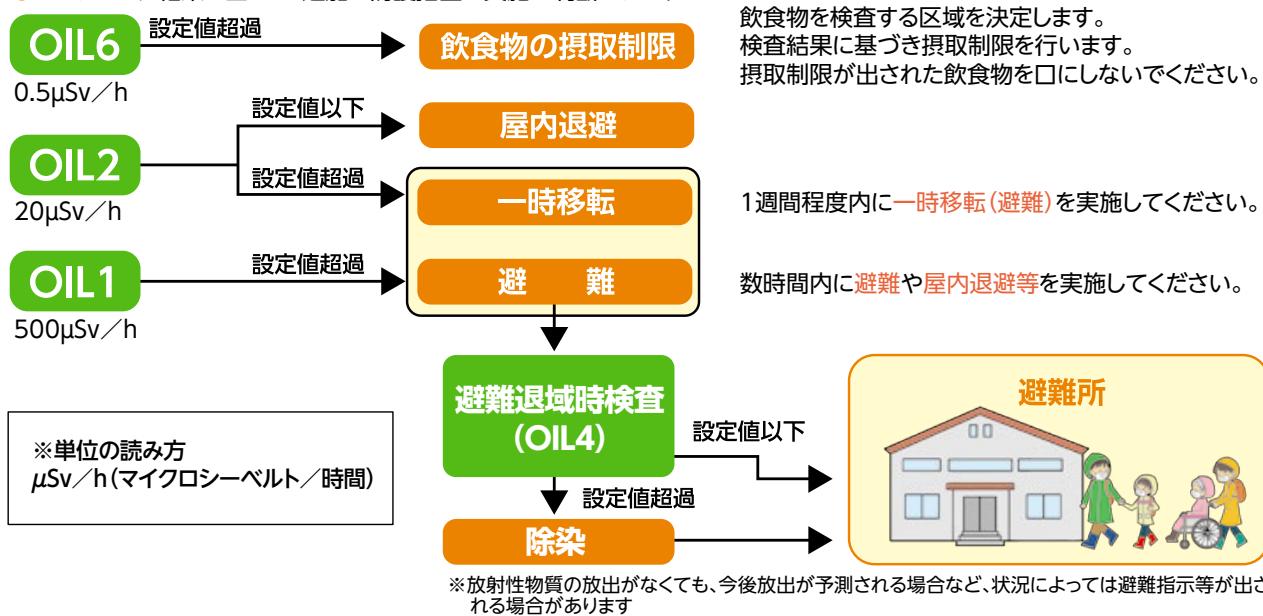
(6) 必要な防護措置の判断基準(UPZ(概ね30km)の対応)

放射性物質放出 前

緊急事態の進展	状 態	防護措置
警戒事態 (EAL1)	異常事象の発生、またはそのおそれがある時 (例 大地震(松江市で震度6弱以上))	特別な対応は必要ありませんが、県・市からの情報に注意してください。
施設敷地緊急事態 (EAL2)	放射線による影響が起きる可能性がある時 (例 原子炉施設の全交流電源の喪失が30分以上)	屋内退避の準備 をお願いします。
全面緊急事態 (EAL3)	放射線による影響が起きる可能性が高い時 (例 原子炉の冷却機能喪失)	屋内退避等 を実施してください。

放射性物質放出 後

●モニタリング結果に基づき、追加の防護措置の実施が判断されます。



EAL (Emergency Action Level) :緊急時活動レベル	OIL (Operational Intervention Level) :運用上の介入レベル
避難や屋内退避等の予防的な防護措置を原子力施設の状況に応じて行うための判断基準	避難や屋内退避等の防護措置の実施を判断するための放射線モニタリングなどの計測値の基準

7. 鳥取県広域住民避難計画

(1) 避難計画の策定

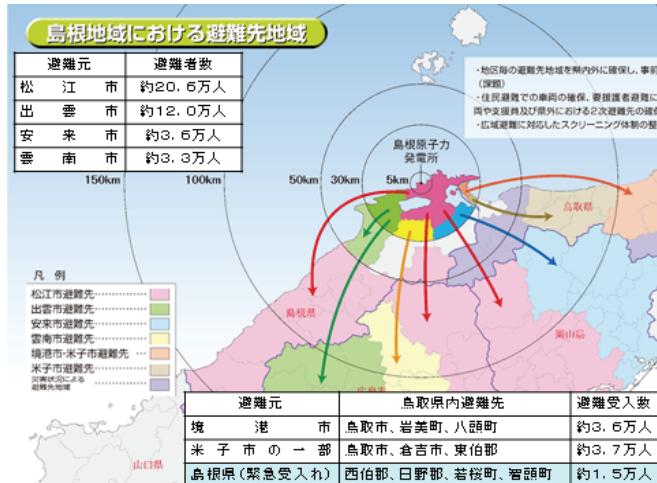
鳥取県では、平成25年3月に「鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」を策定しました。

平成29年度の修正では、補完的手段である鉄路、海路、空路の特性と使用する場合の条件等を定めるなどの修正を行っています。

(2) 避難計画の作成根拠及び作成意義

避難計画は、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて、原子力災害における住民避難の要領をまとめたものであり、どのような事態に対応しなければならないかという事態に焦点を当てて作成した計画です。

避難計画をあらかじめ作成しておくことにより、万が一の事故が発生した際にも迅速な対応が可能となります。



(3) 避難計画の概要

想定条件等

ア 特定の不測事態を想定せずに、島根原子力発電所において何らかの事故が起き、U P Z (30km圏内) 内の全住民避難が必要となったことを想定。

イ 鳥取県内の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できないものとする。

(使用の可否を優先的に把握する)

※上記は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件であり、事故が起きた場合は、実際に避難等が必要な全ての地域を対象として避難等の防護措置を実施します。

避難対象地域 (U P Z、概ね30km圏内)

＜想定避難者数＞ 約7.3万人

避難元	避難者数	避難先地域※
境港市	約3.6万人	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町を除く）、岩美町、八頭町
米子市の一部	約3.7万人	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町）、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町

※ 不測の事態に備えるため、これ以外に1.5万人分の避難予備を確保

避難経路

経路1	山陰道・国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路
経路2	米子自動車道・国道181号沿い	米子自動車道から蒜山ICを経由した県中部地域への避難経路
経路3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山ICを経由した県東部地域への避難経路

段階的避難

避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了(30km圏からの100%避難が完了)する。

U P Z (10～20km) の避難指示が発出された時点を「H時」とする。

※放射性物質は放出されておらず、E A Lにに基づき避難指示がなされるものとする。

本計画においては、警戒事態 (E A L 1) から鳥取県の避難指示があるまでは、24時間あると仮定し、この間に避難準備を行うものとする。

避難シナリオ

時間的推移	避難等の状況
警戒事態 (EAL1) H-24h	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態 (EAL2)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL3)	(原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対策本部の設置。) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示 予防的防護措置（屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保等の避難準備や安定ヨウ素剤の配付準備）の指示
H	UPZ（10~20km）の避難指示 鳥取①の避難開始 → H+5h 避難完了
H+ 5h	鳥取②の避難開始 → H+10h 避難完了
H+10h	鳥取③の避難開始 → H+15h 避難完了
H+15h	鳥取④の避難開始 → H+20h 避難完了
H+20h	鳥取県内UPZ避難完了

段階的避難における区分

区分	避難区域	市	町名等
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地
	A-②		渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町
鳥取②	A-③		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町
鳥取③	A-④		竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目
	B-①	米子市	大篠津町、和田町
鳥取④	B-②		霞津、大崎、大篠津町（一部）、彦名町（一部）
	C-③		富益町、彦名町、安倍、上後藤（一部）、旗ヶ崎（一部）
	C-④		夜見町、河崎、両三柳（一部）



(4) 避難退域時検査

避難される住民の方について、体表面に放射性物質が付着していないか確認することを目的とする検査を、避難退域時検査といいます。もしも付着している場合には、服を脱いだり拭き取などの簡易除染を行います。

県は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリングの結果により、必要があると判断された場合、UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行います。

また、併設する避難支援ポイントでは、避難者に対する総合的な支援（食糧、水、燃料、トイレ、事故情報等）を実施します。



避難経路と避難退域時検査会場



避難退域時検査会場

区分	検査会場		備考
	名称	住所	
避難支援 ポイント併設 (主要経路沿い)	① 東伯総合公園体育館	〒689-2356 琴浦町田越560	避難者 (避難経路①)
	② 中山町農業者トレーニングセンター	〒689-3112 大山町下甲1022-5	
	③ 名和農業者トレーニングセンター	〒689-3212 大山町名和1247-1	
	④ 江府町立総合体育館	〒689-4413 江府町大字洲河崎62	避難者 (避難経路②または③)
	⑤ 伯耆町B&G海洋センター	〒689-4102 伯耆町大原1006-3	
	⑥ 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	〒682-0411 倉吉市関金町関金宿1560-18	
	⑦ 旧那岐小学校	〒689-1451 智頭町大背205	
避難所併設 (東部・中部)	① 布勢総合運動公園県民体育館 (コカ・コーラ ウエスト スポーツパーク)	〒680-0944 鳥取市布勢146-1	避難者のうち 検査を受けられなかつた方
	② 鳥取砂丘コナン空港国際会館	〒680-0947 鳥取市湖山町西4丁目110-5	
	③ 倉吉体育文化会館体育館	〒682-0023 倉吉市山根529-2	
保健所併設 <small>※ 米子保健所は速やかに、鳥取市保健所・倉吉保健所は避難指示後20時間以内に設置</small>	鳥取市保健所	〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2(さんか会館2階)	検査希望者
	倉吉保健所	〒682-0802 倉吉市東巣城町2	
	米子保健所	〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45	

資料:鳥取県健康政策課

(5) 避難時間シミュレーション

島根原子力発電所30km圏内の住民が避難に要する時間のシミュレーションを島根県と共同で実施しました。

ア 避難時間シミュレーション

住民の方々の避難行動と避難時間との関係に着目し、30km圏内の住民が段階的に避難を行う場合と、一斉に避難を行う場合のシミュレーションを実施しました。

イ シミュレーションの位置づけ

結果についてはあくまでも計算結果であり、計画の妥当性判断、実行可能性の判断資料として位置づけています。

ウ 主なシミュレーション項目

(ア) 避難指示から30km圏外に避難するまでの避難時間

(イ) 住民の避難行動が避難時間に与える影響

(ウ) 避難時間に大きな影響を与える交通渋滞の発生個所

また、避難時間に影響すると想定される状況設定（季節・時間など）を付加した場合についてもシミュレーションを実施しています。（全23パターンで推計）

エ 主なシミュレーション条件（両県の合計）

対象人口 470,745人（世帯数：182,090世帯）

車両台数 想定台数：約18万9千台（自家用車台数：約188,500台、バス450台）など

オ シミュレーション結果の概要（ほぼ1日で避難は可能）

	5km圏 退避時間	30km圏 避難完了 時間	避難指示発 令後の平均 移動時間	避難指示発令後の移動時間（鳥取県内）			
				鳥取①	鳥取②	鳥取③	鳥取④
段階的避難	2時間 30分	27時間 50分	5時間 20分	3時間 25分	3時間 30分	2時間 40分	2時間 25分
一斉避難	10時間 00分	21時間 45分	16時間 00分	14時間 15分	15時間 30分	11時間 00分	12時間 25分
段階的避難 <small>（自家用車乗り合わせ、観光客の早期 誘導、高速道路料金所開放対策後）</small>	1時間 55分	24時間 10分	4時間 35分	3時間 00分	3時間 05分	2時間 20分	2時間 00分

一斉避難では、全体の避難時間は短いが、集中して避難するため移動時間が16時間もかかり、段階的避難の場合より10時間以上長くなります。

→ 避難途中の被ばくの恐れ・運転者への負担・燃料切れが予想されます。

カ 計画への反映と今後の対応

鳥取県ではシミュレーション結果について、先行的に平成26年3月改定の住民避難計画に反映しています。

今後は、渋滞緩和策の検討や住民への説明を行うなど、避難計画のさらなる実効性の確保を図ります。

【鳥取県計画の反映内容】

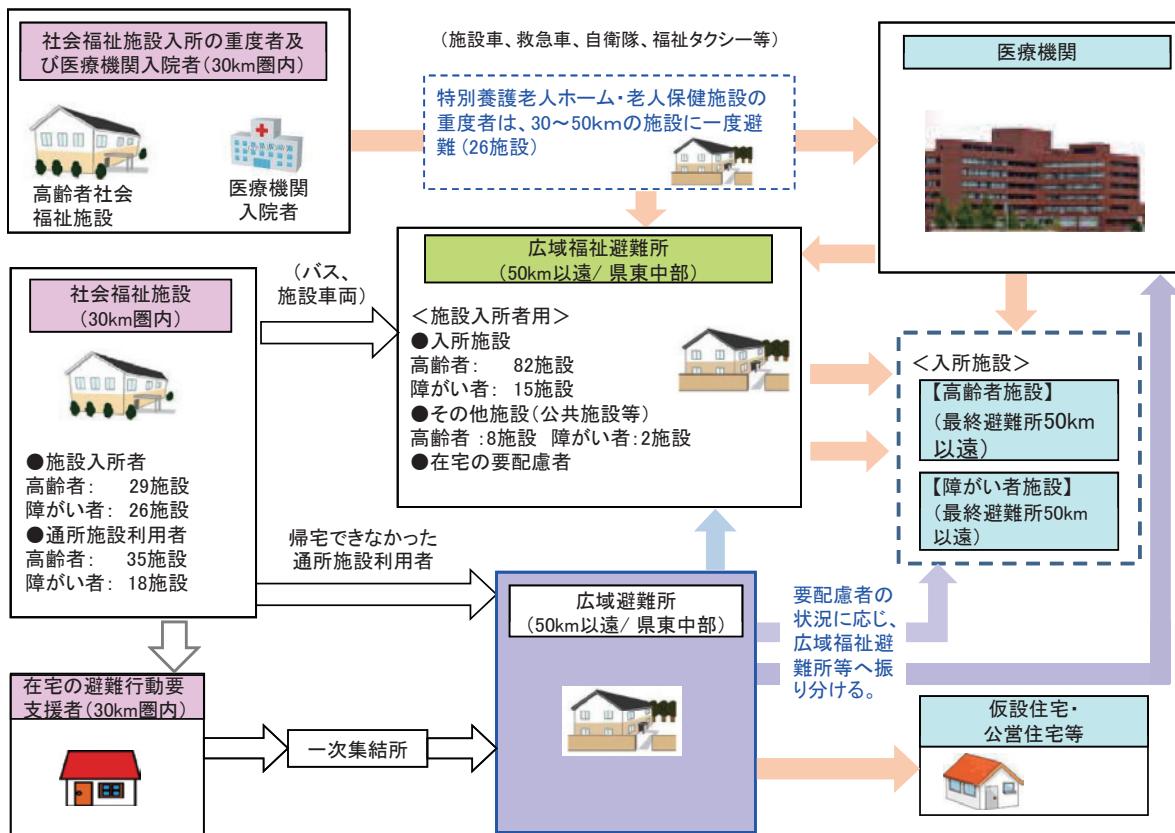
- 4日間避難 →避難指示後20時間で避難
- 4区分による段階避難
- JR、船舶、航空機など多様な避難手段を補完的手段として位置づけ
- 大規模自主避難への対応

(6) 避難行動要支援者等の避難

施設敷地緊急事態発生時のPAZ避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえUPZの避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始します。

また、長時間の輸送が、避難行動要支援者等の負担となり健康状態を悪化させないよう配慮に努めます。

避難行動要支援者避難のイメージ



8. 原子力防災訓練

(1) 鳥取県原子力防災訓練(島根原子力発電所対応)

中国電力(株)島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練を、2県6市共同で実施しています。

島根原子力発電所対応の原子力防災訓練は、平成23年度から2県6市の枠組みで実施しており、今回で7回目となります。(実動の住民避難を伴う訓練は6回目の実施)

訓練名	平成29年度鳥取県原子力防災訓練(島根原子力発電所対応)
日 時	平成29年11月17日(金) 8:30~13:00(本部等運営訓練等) 平成29年11月19日(日) 8:00~13:00(避難訓練)
	平成29年8月9日(水) 7:00~13:30(船舶訓練(海上保安庁)、広域避難所開設訓練) ※荒天により海上自衛隊の艦艇による訓練を延期
	平成29年10月19日(木) 7:00~10:00(船舶訓練(海上自衛隊)) ※荒天により、鳥取港への航行を中止
主 催	鳥取県側:鳥取県、米子市、境港市 島根県側:島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市
訓練の目的	国における原子力防災体制の見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、鳥取県広域住民避難計画等の実効性向上を目的として訓練を実施。
主要訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> 県が計画する避難退域時検査会場の代替会場として大型商業施設を使用する場合の検査手順等の確認 平成28年度に整備した大型車両除染システム及び今年度新たに整備するゲートモニタを活用した車両確認検査手順等の確認 大型車両除染システムの機動的な輸送体制にかかる検証 避難行動要支援者の避難手順等の検証 ドローンを活用した避難実施状況の情報収集手順等の確認
場 所	鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所(米子市内・境港市内)、避難退域時検査会場(イオンモール日吉津)、西部総合事務所、原子力環境センター(県モニタリング本部)、島根県原子力防災センター(OFC)、中国電力株式会社島根原子力発電所、その他関係機関等
参加者	40機関、約950名(うち、住民約310人)
参加機関	<p>①行政機関等 鳥取県警察本部、鳥取県教育委員会、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、自衛隊鳥取地方協力本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、航空自衛隊第3輸送航空隊、原子力規制庁島根原子力規制事務所、境海上保安部、境港管理組合 他</p> <p>②民間団体、企業 西日本旅客鉄道(株)米子支社、社会福祉法人真誠会、県薬剤師会、中国電力(株) 他</p>
事象想定	本部等運営訓練(初動対応訓練)及び本部等運営訓練に連動する独自訓練、オフサイトセンター訓練については、島根県と同一想定で実施。 その他の独自訓練については、別想定(時間)で実施。
訓練内容	<p>①本部等運営訓練(初動対応訓練)〔緊急時通信連絡訓練を含む。〕 ②オフサイトセンター訓練 ③住民避難訓練(在宅要支援者等避難含む) ④避難行動要支援者避難訓練(高齢者、入院患者) ⑤緊急被ばく医療活動訓練(初期・二次被ばく医療・避難退域時検査・安定ヨウ素剤) ⑥緊急時モニタリング訓練 ⑦県営広域避難所開設訓練 ⑧広報・情報伝達訓練(道路情報表示訓練を含む) ⑨学校等の避難訓練 ⑩避難誘導、交通規制等措置訓練 ⑪避難支援ポイント設置・運営訓練 ⑫車両確認検査等訓練 ⑬原子力防災講座等 ⑭西部7町村合同避難所開設運営訓練</p>
その他	<p>①訓練評価等 第三者(安全顧問7名、原子力規制庁島根規制事務所1名、関西広域連合1名、岡山県1名、徳島県1名、京都府1名)による訓練の評価を実施するとともに、訓練参加者に対するアンケートを実施。</p> <p>②原子力防災講座の実施 訓練参加住民に放射線基礎や原子力防災についての知識・理解を深めていただくとともに、ワークショップを通じて主体的に訓練へ参加いただく機運を高めるため、訓練の前に原子力防災講座(講演、ワークショップ)を実施</p>
教訓等	<ul style="list-style-type: none"> 強風時に大型車両除染テントが傾くケースが見受けられたため、荒天時における当該テントの取扱(固定方法)について検討が必要 ドローンによる情報収集訓練では、ドローンの飛行が天候に左右されることが確認でき、飛行実施基準を含めた運用方法について整理が必要。

«平成 29 年度訓練の特徴»

- ・(新) 計画上の会場が使用できない場合に、代替施設として大型商業施設で検査を行うための会場運営手順の確認
→資機材の機動的な輸送体制の検証
- ・(新) 新たに整備した大型車両除染システムの運用検証
- ・(新) パネル式ゲートモニタを用いた避難者の検査
- ・(新) 原子力防災アプリによる情報伝達
- ・(新) 住民避難開始までの屋内退避の実施
- ・(新) 複合災害を想定したコンクリート屋内退避施設への避難及び自衛隊車両による救出の実施
- ・ドローンによる情報収集
- ・(新) 放射線防護対策施設への燃料補給
- ・多様な避難手段の検証 (鉄道、航空機等)
- ・在宅の要支援者、高齢者施設及び医療機関等の避難計画の検証



本部等運営訓練 (鳥取県災害対策本部)



避難退域時検査会場 (イオンモール日吉津)



車両除染



避難退域時検査



JRによる住民避難



自衛隊車両による住民避難

訓練名	平成 29 年度鳥取県原子力防災図上訓練（島根原子力発電所対応）
日 時	平成 29 年 7 月 19 日（水）9:30 ~ 11:30
主 催	鳥取県
主要訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施方針（案）に基づく避難実施計画の作成及び課題の抽出 ・先行的な業務活動の実施 ・避難オペレーション支援システムの運用検証
場 所	鳥取県庁（第 22 会議室）
参加者	<p>50 名</p> <p>ア 災害対策本部事務局 危機管理局、元気づくり総本部、総務部、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、教育委員会、警察本部</p> <p>イ 評価員 島根県防災部、岡山県危機管理課</p>
訓練の流れ	<p>(1) 訓練開始前の態勢 島根原子力発電所において、トラブルが発生し、警戒事態（EAL 1）～施設敷地緊急事態（EAL 2）、全面緊急事態（EAL 3）に進展。県は災害対策本部を立ち上げ、活動を行っている。</p> <p>(2) 訓練開始後の活動内容 対策本部では、国からの避難指示を見据え、先行的に避難実施計画（案）を作成する。</p>
訓練内容	<p>県災害対策本部事務局の各機能班が次の各細部実施計画に基づき、事態の進展に応じた対応。</p> <p>ア 災害対策本部（本部の設置・運営、関係機関との情報伝達、要員派遣等）</p> <p>イ 避難行動要支援者避難計画（入院患者、高齢者、障がい者）</p> <p>ウ 緊急被ばく医療計画（初期被ばく医療、スクリーニング、安定ヨウ素剤）</p> <p>エ 学校・保育所・幼稚園の避難計画（各学校での対応状況の取りまとめ等）</p> <p>オ 広域避難所運営計画（避難所開設に向けた準備の実施等）</p> <p>カ 食糧、生活関連物資供給計画（食糧、物資、輸送の供給体制の確保等）</p> <p>キ 住民避難輸送計画（交通機関の運行状況、避難用車両の確保等）</p> <p>ク 動員計画（動員者割り当ての決定等）</p> <p>ケ 避難誘導・交通規制等（避難誘導体制の確保等）</p>
教訓等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課間、関係機関及び協定事業者等との調整項目に関しては、調整・指示様式を整備し、検証していくことが重要である。



(2) 鳥取県原子力防災訓練(人形峠環境技術センター対応)

(国研) 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける原子力事故・トラブル発生時の対処能力の向上を図るため、岡山県と合同で訓練を実施しており、今回で 18 回目となります。

訓練名	平成 29 年度鳥取県原子力防災訓練 (人形峠環境技術センター対応)
日 時	平成 29 年 10 月 31 日 (火) 8:30 ~ 15:00
主 催	鳥取県側：鳥取県 岡山県側：岡山県、鏡野町
訓練の目的	人形峠環境技術センターにおける事故・トラブルを想定し、緊急時における対応能力の向上を図ることを目的として訓練を実施。
主要訓練 項 目	・県対策本部及びオフサイトセンターでの状況の進展に応じた、一連の対応手順の確認 ・ホールボディカウンタ車の運用、内部被ばく検査手順の確認
訓練の特徴	核燃料施設等に係る国の原子力災害対策指針改定後の初の訓練
場 所	鳥取県庁、中部総合事務所、原子力環境センター、上齋原オフサイトセンター、三朝町役場等
参加者	4 機関、約 70 名 (鳥取県)
参加機関	鳥取県 (危機管理局、原子力環境センター、水・大気環境課、中部総合事務所)、鳥取県警 (本部、倉吉警察署)、三朝町、人形峠環境技術センター
事象想定	人形峠環境技術センター内のウラン濃縮原型プラント第 3 貯蔵庫 (核燃料物質使用施設) において、施設内で発生した火災が拡大し、加熱された六フッ化ウラン (UF_6) シリンダが損傷を受けて UF_6 が漏えい。 UF_6 が屋外に漏えいし、その漏えい量が原子力災害対策特別措置法第 10 条の規準に該当する量に達したため事業者から特定事象通報。
訓練内容	①本部等訓練 ・災害対策本部等を運営し、事故発生時における基本的対応要領を確認 ・災害対策本部と他機関及びオフサイトセンターとの連携を確認 ②オフサイトセンター訓練 ・各機能班活動や現地事故対策連絡会議の運営等を実施 ③機能別訓練 ・緊急時モニタリング訓練 (原子力環境センター、三朝町内) ・県に配備されているホールボディカウンタ車の派遣手順の確認
訓練評価	第三者 (委託業者) による訓練の評価を実施するとともに、訓練参加者に対するアンケート及び振り返り会議を実施。
教訓等	・事象進展を見据えた先行的な本部活動の一層の向上が必要である。 ・受信した FAX 等の情報整理を確実に行うために、管理簿等を作成するなどの情報整理が必要である。



鳥取県庁緊急事態対処センター (TV会議)



ホールボディカウンタ車 (内部被ばく検査訓練)

9. 原子力防災対策に関する研修

(1) 国の研修

内閣府は、地方自治体等の防災業務関係者に原子力防災対策指針の防護措置の考え方を理解していただくとともに、原子力災害時の対応力の向上を目的として、原子力防災対策要員研修等を実施しています。

研修名	主催	研修概要
原子力災害対策要員研修	内閣府	原子力防災基礎研修を受講済、又は同等の知識を有する者を対象に、住民防護措置に関する基礎知識や対応能力を習得するための研修を実施。 ・福島原発事故の教訓を踏まえた防護措置の枠組み ・法令、指針、地域防災計画における具体的な規定等
原子力災害現地対策本部図上演習	内閣府	自治体職員、実動機関等の災害対策要員として、原子力災害への対応能力を高め、現地本部要員等として必要な運用知識及び専門知識を身に着けるとともに、地域防災計画（避難計画）等の実効性を検証し、改善につなげる
防災業務関係者自らの放射線防護研修	(国研)日本原子力研究開発機構	国、地方公共団体、警察、消防等公的機関に所属する防災業務関係者を対象に、防災業務関係者自らが活動時に放射線被ばくや汚染を防護するための基礎研修を実施。

(2) 県の研修

県では、市町村や県の職員等を対象に、原子力災害時の住民防護措置やモニタリングなどに必要な知識を習得するため、次のとおり研修を実施しています。

研修名	主催	研修概要
原子力防災基礎研修	鳥取県	原子力防災業務に初めて従事する方を対象に、原子力災害時の住民防護措置を実施するために必要な放射線の基本的な知識を習得するための研修を実施。 ・原子力災害の特殊性：放射性物質の放出、五感で感じられないことなど ・放射線と放射能の違い、単位、測定方法など (平成29年度までは内閣府主催で実施していたもの)
バス等乗務員研修会	鳥取県	原子力災害時に住民避難に活用するバス等の乗務員を対象にして、原子力災害や放射線等に関する知識を習得するための研修を実施。 (平成29年度までは内閣府主催で実施していたもの)
緊急時モニタリング研修	鳥取県	原子力施設（島根原子力発電所・人形峠環境技術センター）の緊急時に設置するモニタリング本部の要員に対し、モニタリングの概要説明や放射線の測定器等の取扱い実習を通じて、緊急時モニタリングに必要な知識や技術を習得するための研修を実施。

10. 鳥取県原子力防災ネットワークシステム

(1) システムの概要

国は、原子力災害発生時等に国と地方公共団体の連携を強化するため、全国規模のネットワークを構築しています（統合原子力防災ネットワーク）。

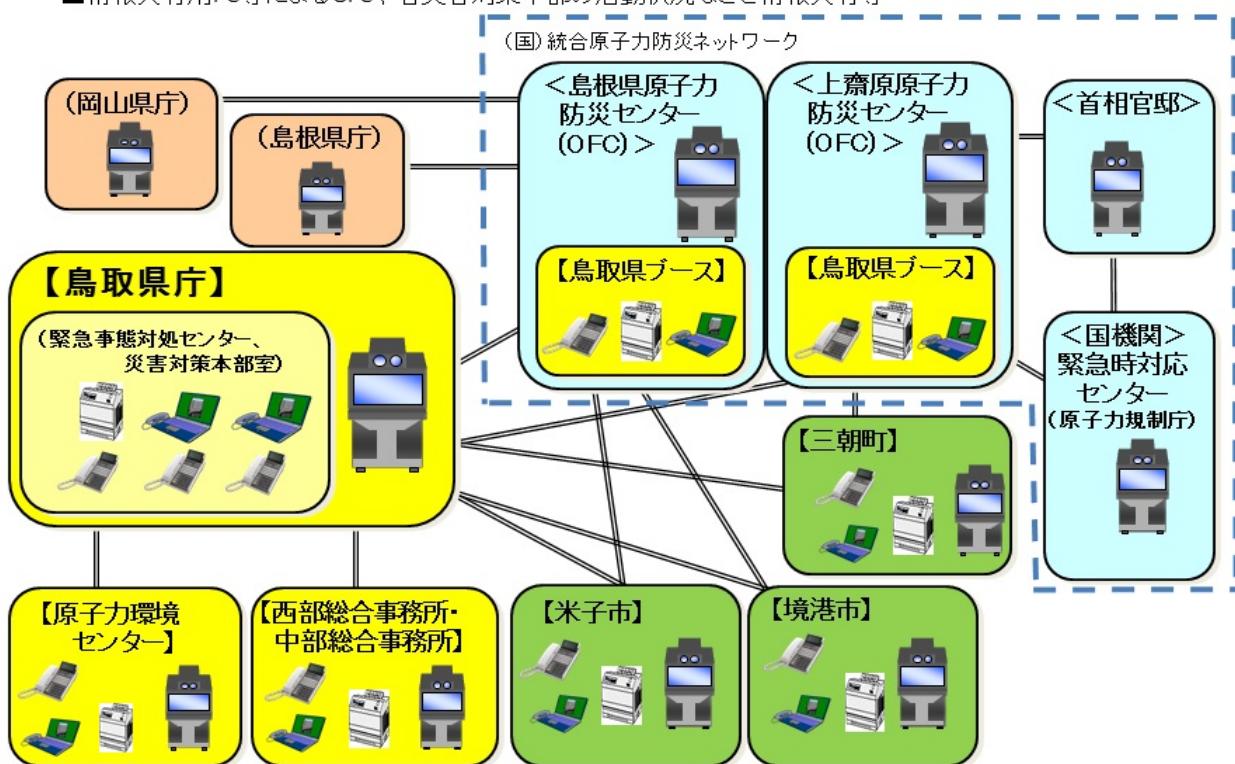
鳥取県においても、平成20年度から鳥取県原子力防災ネットワークシステムとして、鳥取県庁、三朝町役場及び上齋原オフサイトセンター（以下、OFC）にIP電話システム、テレビ会議システム、FAXシステムを整備し、統合原子力防災ネットワークと相互接続しています。

平成24年度には、新しく衛生環境研究所（原子力環境センター）、西部総合事務所、米子市役所、境港市役所、島根OFCにIP電話システム、テレビ会議システム、FAXシステム等の各設備を整備し、既設のネットワークに接続し、緊急時における各拠点の通信を確保するとともに、統合原子力防災ネットワークとの接続拠点を上齋原OFCから島根OFCへ移転させるなど、ネットワークを再構築しました。

(2) 原子力防災ネットワーク図

原子力防災ネットワーク図

- テレビ会議システムによる対策協議
- 電話、ファクシミリ通信（連絡員からモバイルPC、衛星電話等での連絡調整）
- 情報共有用PC等によるOFCや各災害対策本部の活動状況などを情報共有等



11. 鳥取県緊急事態対処センター (TERC)

(1) センターの概要

平成 25 年度に実施した県庁災害対策本部室の再整備と併せ、緊急事態対処センターを整備しました。原子力防災に関する各種情報を収集・整理し、適時的確な指示が行える体制を整備するとともに、市町村、関係機関に対して同様の情報を配信することで円滑に情報共有を図り、迅速な防災対策に繋げるものです。これにより、迅速かつ的確な状況判断を支援します。

また、平成 27 年度に映像閲覧用タブレットの整備、操作ソフトの必要な追加改修を行いました。

ア 名称

「鳥取県緊急事態対処センター」(鳥取県庁第二庁舎 2 階)

Tottori Emergency Response Center (通称「TERC」ティーエイ-アールシー)

イ 整備費用 1 億 3200 万円

※災害対策本部室及び情報配信システムの整備費等も含む。

(平成 25 年 2 月補正 島根原子力発電所に係る原子力防災緊急対策事業〔臨時経済対策〕)

ウ 運用開始 平成 26 年 4 月 1 日

エ 収集および配信する内容

(ア) 環境放射線モニタリング

鳥取県、島根県、原子力事業者のモニタリング結果 (リアルタイム表示)

(イ) ヘリテレ映像 (鳥取県防災ヘリコプター等の撮影映像)

(ウ) 気象情報

(エ) テレビ会議 (それぞれの TV 会議システムと相互に乗り入れ可能)

災害対策本部室の映像、県庁テレビ会議システム・原子力防災ネットワークシステム等の映像

(オ) 道路情報

(カ) ERSS (緊急時対策支援システム)

格納容器内の圧力や温度等の原子力施設のプラント情報等の状況

(キ) その他 (書面カメラ映像、会議資料、電話音声等)

オ 情報配信方法

(ア) 専用回線による情報配信先 (災害時の輻そう対策のため)

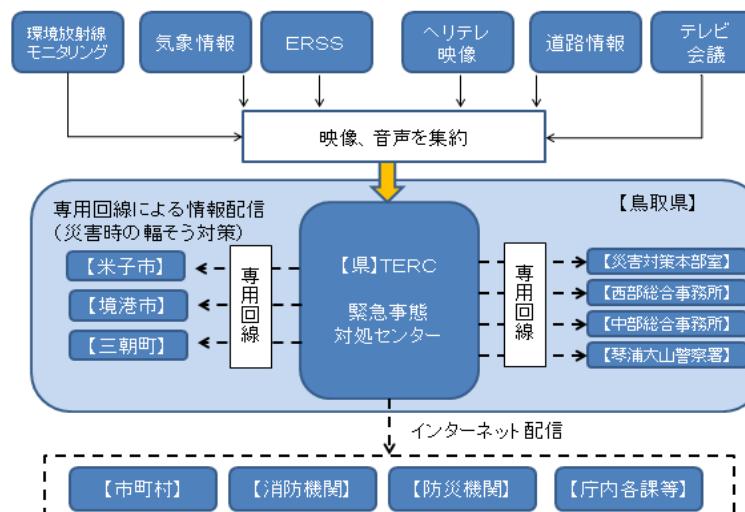
米子市、境港市、三朝町、鳥取県災害対策本部室、知事室、危機管理局長室、教育委員会室、西部総合事務所、中部総合事務所、琴浦大山警察署

(イ) インターネットによる情報配信先

7 チャンネルの情報配信を実施

(2) 情報配信ネットワーク図

緊急事態対処センター (TERC) 整備に伴う情報配信ネットワーク図



12. 実動機関現地合同調整所

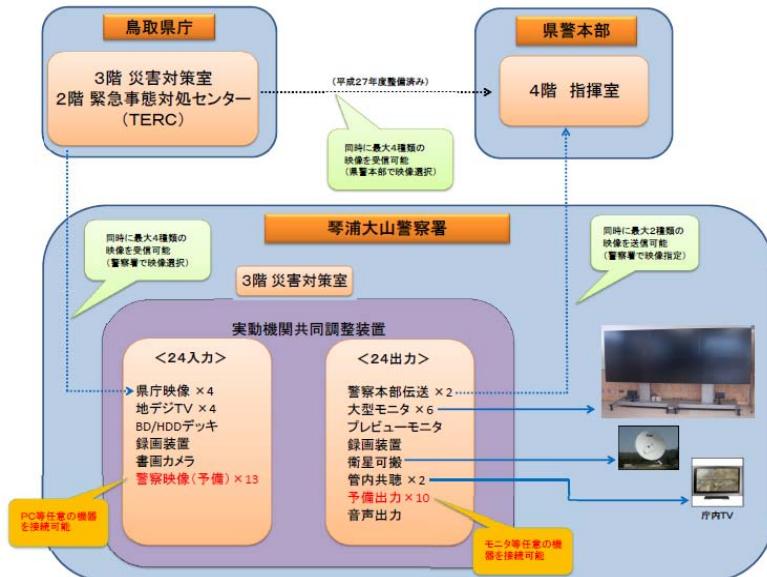
(1) 実動機関現地合同調整所の概要

原子力災害時における実動機関（警察・消防・自衛隊・海保）が、県災害対策本部や原子力災害対策本部との情報共有・活動調整を円滑に行い、迅速かつ的確な状況把握と指揮を行うための実動機関現地合同調整所を琴浦大山警察署内に整備しています。

【整備内容】

- ア 大型映像表示装置
関係機関と映像情報を共有するため、55型マルチモニターを計6台設置
- イ 映像・音声切替制御器
災害対策室で報告される電子資料情報を大型モニターで閲覧可能とするデジタルマトリクススイッチャを設置
- ウ 映像選択装置
県庁LANを利用し、県庁災害対策室の既設映像分配装置から映像をIP化し、伝送が可能となるIPエンコーダ・デコーダを設置

《実動機関共同調整システムの概念図》



13. 放射線防護対策施設

(1) 事業概要

鳥取県では、島根原子力発電所の UPZ において、早期の避難が困難である等の理由により一定期間その場にとどまるを得ないことを想定し、医療機関・社会福祉施設等の放射線防護対策を進めています。

これら施設については、気密性の確保、放射性物質の影響緩和（外気の放射性物質除去フィルター等）等の対策を実施しています。

なお、これら施設については耐震性や津波の影響に問題がないことを確認しているとともに、鳥取県地域防災計画に位置付け、整備を進めています。

(2) 事業実施施設

平成25年度実施施設（平成24年度繰越事業）

施設名	鳥取県済生会境港総合病院
住 所	〒684-8555 鳥取県境港市米川町44番地
工事箇所	西病棟北側 24室（64床）
主 な 工事内容	<ul style="list-style-type: none">窓や建具のシール等を交換し、気密性を向上「非常時外気取入ユニット」を屋上に設置し、導入外気の浄化を行う1階（職員玄関等）に汚染検査可能な区画を設置



平成26年度実施施設（平成25年度繰越事業）

施設名	社会福祉法人しらゆり会「光洋の里」
住 所	〒684-0072 鳥取県境港市渡町2480
工事箇所	デイサービス・機能回復訓練室等
主 な 工事内容	<ul style="list-style-type: none">陽圧化と放射性物質除去済外気を取込むための外気取入ユニットの設置気密化を図るためのシャッター設置、既存建具の調整、パッキン取替え等空調設備の増強



施設名	医療法人・社会福祉法人真誠会「弓浜ホスピタウン」
住 所	〒683-0104 鳥取県米子市大崎1511-1
工事箇所	建物3階の老人保健施設全体
主 な 工事内容	<ul style="list-style-type: none">陽圧（加圧）にするための換気設備（フィルター内蔵型）設置ダクトにダンパ設置換気設備、空調系統の自動制御装置設置発電機、非常用コンセント設備設置退避区域内密閉性向上のための窓・扉等の改修



施設名	鳥取大学医学部附属病院
住 所	〒683-8504 鳥取県米子市西町36-1
工事箇所	鉄骨造2階を増築
主 な 工事内容	<ul style="list-style-type: none">杭基礎外壁に押出成形型セメント板設置屋根にシート防水設置 <p>※被ばく患者及び被ばくのおそれのある患者の治療にあたる施設として整備</p>



非常時外気取入ユニット（済生会境港総合病院）



非常時外気取入ユニット（光洋の里）

14. 原子力災害医療体制

(1) 原子力災害時の医療機関

原子力災害時も医療体制を確保し、傷病者や被ばく患者に対して適切な診療等を行います。

鳥取県では、原子力災害の医療機関として、県内16の医療機関を指定しています。

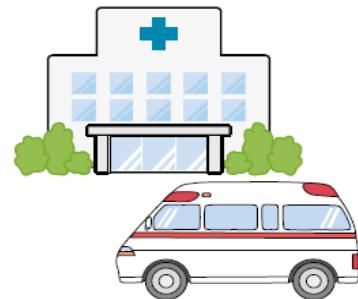
ア 原子力災害拠点病院 [2機関]

原子力災害時に汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行います。
鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院

イ 原子力災害医療協力機関 [14機関]

原子力災害医療や県等の原子力災害対策を支援します。

東部	中部	西部
4病院	3病院	7病院
・鳥取赤十字病院	・県立厚生病院	・済生会境港総合病院
・鳥取市立病院	・野島病院	・博愛病院
・岩美病院	・清水病院	・山陰労災病院
・智頭病院		・米子医療センター
		・西伯病院
		・日野病院
		・日南病院



ウ 高度被ばく医療支援センター [5機関]

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な治療等を行います。

弘前大学（弘前市）、福島県立医科大学（福島市）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（千葉市）、長崎大学（長崎市）、広島大学^{*1}（広島市）

*1：鳥取県域担当：広島大学

エ 原子力災害医療・総合支援センター [4機関]

原子力災害拠点病院に対する支援や原子力災害医療派遣チーム^{*2}の派遣調整等を行います。

弘前大学（弘前市）、福島県立医科大学（福島市）、長崎大学（長崎市）、広島大学^{*3}（広島市）

*2：原子力災害発生時に派遣を行う医療チーム

*3：鳥取県域担当：広島大学

医療機関位置図



(2) ホールボディカウンタ

鳥取県では、内部被ばく検査用のホールボディカウンタ*を整備しています。

- ・車載型 1台（移動式ホールボディカウンタ車）
- ・据付型 2台（鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院）

*体内の放射性物質を計測するための装置

ア 移動式ホールボディカウンタ車（平成 30 年 2 月更新）

事故等により原子力施設から放射性物質が放出等された場合に、対象地域に速やかに移動し、地域住民や防災活動要員に対し、体内に取り込まれた放射性物質から放出される放射線の量を迅速かつ正確に測定し、内部被ばくの有無を確認することができます（計測時間は 1 名あたり約 2 分〔受付、身体測定等除く〕）。

福島第一原子力発電所の事故の際には、本県の移動式ホールボディカウンタ車を平成 23 年 6 月 28 日～9 月 3 日まで福島県に貸与し、南相馬市立総合病院で 1,073 人が利用しました。

平成 13 年 3 月に人形峠環境技術センターに係る緊急被ばく対策用として配備しましたが、新たに島根原子力発電所の対応も含めて、老朽化のため、平成 30 年 2 月に更新（整備費 117,720 千円）しました。



※左側手前が平成 30 年 2 月整備の新車両、右側奥が平成 13 年整備の旧車両

＜平成 30 年 2 月更新車の概要＞

【車両】

10 t 車両を改造、後輪駆動式、A T 車、全長 10.8 m × 全幅 2.6 m × 全高 3.9 m

【装備】

測定室：体表面モニタ、ホールボディカウンタ（甲状腺カウンタ（放射性ヨウ素 (¹³¹I) を測定）、体幹部カウンタ（¹³⁷Cs などを測定）、測定部、計測制御・データ管理ソフトウェアにより構成）を搭載。

イ 据付型

体外に設置した検出器で測定し、人体内部に存在する放射能を計算によって求める全身用放射能測定装置で、甲状腺カウンタでは甲状腺に存在する放射能を測定します。



据付型（鳥取大学医学部附属病院）



据付型（鳥取県立中央病院）

【据付型設備概要】

型式：富士電機 NMW

測定時間：2 分（検出感度 200Bq 以下）

【据付型設備概要】

型式：日立アロカメディカル RC54-20654

測定時間：2 分（検出感度 200Bq 以下）

(3) 安定ヨウ素剤

ア 目的と効果

原子力災害の際には、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性物質が放出されることがあります。

このうち放射性ヨウ素は、呼吸や飲食物を通じて体内に取り込まれると、のどの甲状腺に集まり、将来（数年～数十年後）に、甲状腺がんを発生させる可能性があります。

「安定ヨウ素剤」は、放射性でないヨウ素を製剤化したもので、服用することで、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、甲状腺への放射性ヨウ素による内部被ばくを防止・低減する効果があります。これにより、将来的な甲状腺がんの発生リスクを低減することが期待されます。

効果は服用後 24 時間続きますが、適切なタイミングで服用することが大切です。

(安定ヨウ素剤には、外部被ばくや、放射性ヨウ素以外の内部被ばく防止に効果はありません。)



安定ヨウ素剤（丸剤）
(ヨウ化カリウム 50mg)

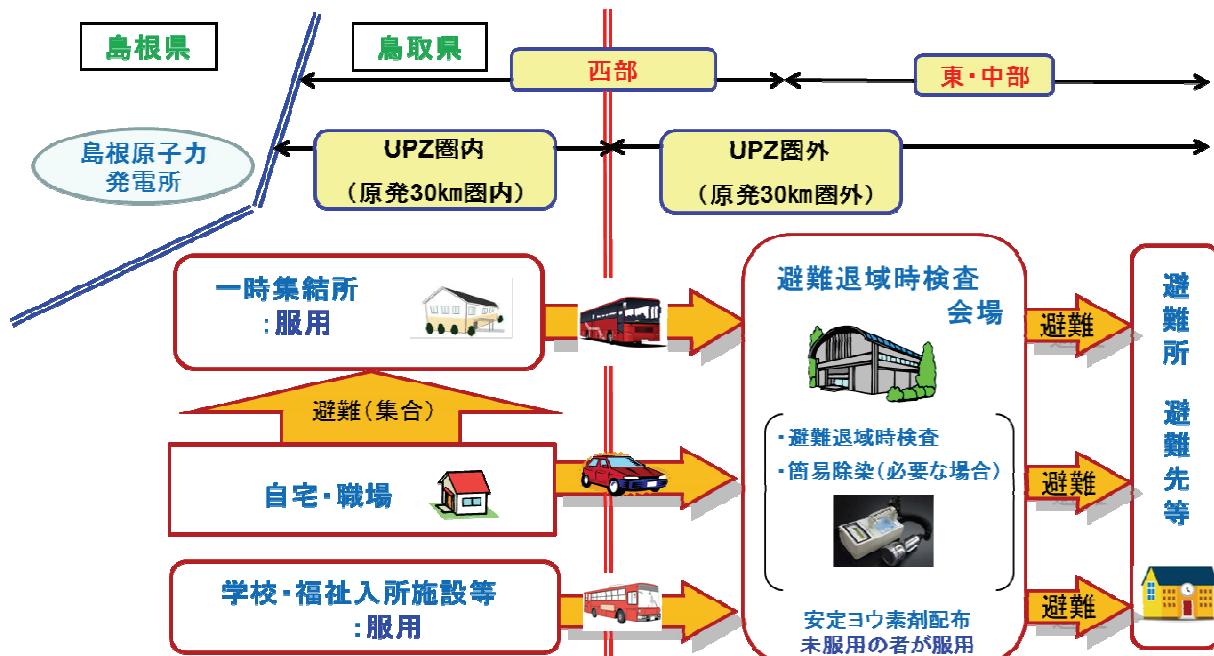


安定ヨウ素剤（ゼリー）
(ヨウ化カリウム 16.3mg 又は 32.5mg)

イ 備蓄・配布体制

- 服用は、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）又は地方公共団体の指示により行うことになっています。服用指示が出た場合に配布され、服用は原則1回です。
- 服用量は年齢に応じて、新生児は16.3mgゼリー剤1包、生後1ヶ月以上3歳未満は32.5mgゼリー剤1包、3歳以上13歳未満は丸剤1丸、13歳以上は丸剤2丸服用することを基本としています。
- 米子市及び境港市の一時集結所（公立学校、公民館等）に、住民全員の概ね2～3日分の安定ヨウ素剤を備蓄しています。また、UPZ圏内の学校（小・中・高・高専）に児童生徒・教職員分を、さらに、福祉入所施設に利用者・職員分を、住民分に上乗せ配備し、迅速な配布・服用を可能にしています。
- 「一時集結所」に立ち寄らずに避難された方は、避難退域時検査会場で配布を受けることができます。
- 平成30年度より、UPZ圏内の希望者に対して事前配布を行う予定です。

（参考）緊急時の服用体制



15. 原子力防災に関する知識の普及啓発

(1) 原子力防災現地研修会(見学会)

鳥取県では、原子力発電についての正しい知識と安全対策などについて知っていただくため、県民のみなさんを対象とした原子力防災現地研修会（見学会）を開催しています。

実施状況

年度	回数	開催日	参加者数
平成 24 年度	第 1 回	平成 25 年 3 月 21 日 (木)	38
	第 1 回	平成 25 年 6 月 28 日 (金)	22
平成 25 年度	第 2 回	9 月 27 日 (金)	37
	第 3 回	12 月 13 日 (金)	17
	第 1 回	平成 26 年 5 月 23 日 (金)	25
平成 26 年度	第 2 回	7 月 26 日 (土)	28
	第 3 回	11 月 28 日 (金)	18
	第 1 回	平成 27 年 5 月 31 日 (日)	18
平成 27 年度	第 2 回	7 月 26 日 (日)	25
	第 3 回	11 月 27 日 (金)	15
	第 1 回	平成 28 年 5 月 22 日 (日)	12
平成 28 年度	第 2 回	7 月 31 日 (日)	33
	第 3 回	10 月 6 日 (木)	9
	第 1 回	平成 29 年 4 月 23 日 (日)	24
平成 29 年度	第 2 回	8 月 6 日 (日)	73
	第 3 回	10 月 25 日 (水)	23
計			417

見学先

●島根県原子力防災センター（島根県松江市内中原町）

- ・放射線の基礎知識の説明
- ・原子力防災の概要説明
- ・施設見学
- ・身の回りのものの放射線を測定してみよう！
(夏休み限定企画)

●島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町）

- ・概要説明
- ・原子力発電所構内見学（バス車内から）
- ・島根原子力館内見学
- ・質疑応答



親子での放射線の簡易測定実験の様子

(2) 原子力防災講演会

鳥取県では、放射線や放射線防護などについて学び、原子力災害時に適切な対応や行動がとれるようにするため、県民のみなさんを対象とした原子力防災講演会を開催しています。

第9回（平成 29 年度）

日 時	平成 29 年 6 月 18 日 (日) 10:00 ~ 11:30
会 場	境港市保健相談センター講堂
参 加 者	県民等 約 50 名
内 容	「放射線と私たちの健康 ～長崎大学川内村復興推進拠点での活動～」
講 師	長崎大学原爆後障害医療研究所 助教 折田 真紀子 氏
実施体制	主催：鳥取県・境港市 後援：米子市・西部町村



第8回（平成 29 年度）

日 時	平成 29 年 6 月 17 日 (土) 13:30 ~ 15:00
会 場	米子市役所本庁舎 4 階 401 会議室
参 加 者	県民等 約 50 名
内 容	「放射線と私たちの健康 ～長崎大学川内村復興推進拠点での活動～」
講 師	長崎大学原爆後障害医療研究所 助教 折田 真紀子 氏
実施体制	主催：鳥取県・米子市 後援：境港市・西部町村



第7回 (平成 28 年度)

日 時	平成 28 年 6 月 19 日 (日) 13:30 ~ 15:30
会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 大会議室
参加者	県民等 約 120 名
内 容	「放射線被ばくによる人体への影響とその防護～正しい判断と行動のための基礎知識～」
講 師	弘前大学被ばく医療総合研究所 教授 床次 真司 氏
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村

第6回 (平成 27 年度)

日 時	平成 27 年 5 月 16 日 (土) 13:30 ~ 15:30
会 場	夢みなとタワー 夢みなとシアター
参加者	県民等 約 140 名
内 容	「放射線の基礎知識・放射線被ばくと人体への影響」
講 師	長崎大学原爆後障害医療研究所 教授 高村 昇 氏
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村

第5回 (平成 26 年度)

日 時	平成 26 年 4 月 19 日 (土) 13:30 ~ 15:30
会 場	米子コンベンションセンター 小ホール
参加者	県民等 約 110 名
内 容	「放射線の基礎とリスクの考え方」
講 師	広島大学大学院工学研究院 教授 遠藤 晓 氏 (鳥取県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、後援：西部町村

第4回 (平成 25 年度)

日 時	平成 26 年 1 月 26 日 (日) 13:30 ~ 15:10
会 場	さざんか会館 (鳥取市総合福祉センター) 大会議室
参加者	一般県民等 定員：200 名
内 容	「放射線の基礎知識と防護対策」
講 師	福山大学工学部 教授 占部 逸正 氏 (鳥取県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催：鳥取県、後援：東部市町
備 考	国民保護講座として開催

第3回

日 時	平成 25 年 8 月 18 日 (日) 10:00 ~ 12:00
会 場	境港市文化ホール
参加者	県民等 約 180 名
内 容	「放射線からまもるー被ばくと健康リスクを考える」
講 師	大分県立看護科学大学 教授 甲斐 優明 氏 (鳥取県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催：鳥取県・境港市・米子市、後援：西部町村

第2回 (平成 24 年度)

日 時	平成 25 年 2 月 17 日 (日) 10:00 ~ 12:00
会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 大会議室
参加者	一般県民等 定員：300 名
内 容	「放射線の基礎知識、放射線からの防護対策」
講 師	(独) 放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター主任研究員 勝部 孝則 氏
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、 後援：西部町村・自衛隊鳥取地方協力本部
備 考	国民保護講座として開催

第1回 (平成 23 年度)

日 時	平成 24 年 1 月 14 日 (土) 10:30 ~ 12:00
会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 大会議室
参加者	一般県民等 定員：300 名
内 容	「原子力災害時における被ばく医療」
講 師	(独) 放射線医学総合研究所 特別上席研究員 山田 裕司 氏 (鳥取県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催：鳥取県・米子市・境港市、 後援：西部町村・自衛隊鳥取地方協力本部
備 考	国民保護講座として開催

※講師の所属等については、当時のものです。

(3) 放射線研修会

住民からの放射線に関する健康影響等に係る問い合わせや相談対応等を行う可能性のある市町や県の職員等を対象として、放射線の基礎知識や原子力災害時の対応などについて理解を深めていただくことで、住民のみなさんへの適切な対応ができるよう研修会を開催しています。

平成 29 年度開催内容

	東部地域	中部地域
日 時	平成 29 年 8 月 1 日 (火) 10:00 ~ 11:45	平成 29 年 7 月 31 日 (月) 13:30 ~ 15:00
会 場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参 加 者	東部地域の市町・県職員等約 20 名	中部地域の市町・県職員等約 20 名
内 容	「福島第一原発事故の教訓を得て～今から学ぶ放射線と健康影響～」	
講 師	公益法人 原子力安全研究協会 研究参与 菊地 透 氏	
実施体制	主催：鳥取県 共催：鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	主催：鳥取県 共催：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町



平成 28 年度開催内容

	東部地域	中部地域
日 時	平成 28 年 7 月 29 日 (金) 9:30 ~ 11:30	平成 28 年 7 月 28 日 (木) 13:30 ~ 15:30
会 場	鳥取県東部庁舎	エキパル倉吉
参 加 者	東部地域の市町・県職員等約 20 名	中部地域の市町・県職員等約 20 名
内 容	「放射線の基礎知識と人体への影響」	
講 師	広島国際大学保健医療学部診療放射線学科 准教授 林 慎一郎 氏	
実施体制	主催：鳥取県 共催：鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	主催：鳥取県 共催：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町

平成 27 年度開催内容

	東部地域	中部地域
日 時	平成 27 年 8 月 5 日 (水) 9:00 ~ 10:45	平成 27 年 8 月 4 日 (火) 13:30 ~ 15:30
会 場	鳥取県東部庁舎	エキパル倉吉
参 加 者	東部地域の市町・県職員等約 30 名	中部地域の市町・県職員等約 30 名
内 容	「放射線の人体への影響」	
講 師	福井大学附属国際原子力工学研究所 教授 安田 仲宏 氏	
実施体制	主催：鳥取県 共催：鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	主催：鳥取県 共催：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町

平成 26 年度開催内容

	東部地域	中部地域
日 時	平成 26 年 8 月 8 日 (金) 10:00 ~ 12:00	平成 26 年 8 月 7 日 (木) 13:30 ~ 15:30
会 場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参 加 者	東部地域の市町・県職員等約 50 名	中部地域の市町・県職員等約 30 名
内 容	「放射線の基礎知識～原子力災害に備えるために知っておきたいこと～」	
講 師	大阪大学 安全衛生管理部 講師 高橋 賢臣 氏	
実施体制	主催：鳥取県 共催：鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	主催：鳥取県 共催：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町

平成 25 年度開催内容

	東部地域	中部地域
日 時	平成 25 年 8 月 9 日 (金) 13:30 ~ 15:20	平成 25 年 8 月 6 日 (火) 13:30 ~ 15:30
会 場	鳥取県東部庁舎	倉吉市役所本庁舎
参加者	東部地域の県民及び市町・県職員等約 50 名	中部地域の市町・県職員等約 40 名
内 容	「放射線の基礎知識～原子力災害に備えるために知っておきたいこと～」	「放射線の基礎知識と原子力災害に対する留意点」
講 師	広島国際大学 保健医療学部 診療放射線学科 准教授 林 慎一郎 氏	九州大学大学院工学研究院 エネルギー量子工学 専攻 教授 池田 伸夫 氏
実施体制	主催：鳥取県 共催：鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、 智頭町	主催：鳥取県 共催：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、 琴浦町

※講師の所属等については、当時のものです。

(4) 避難先及び避難経路確認訓練

広域住民避難計画で計画している避難経路、避難退域時検査会場、避難先施設等を事前に確認していただくことにより、広域住民避難計画に対する理解の促進及び住民不安の軽減に繋げ、広域住民避難計画の検証と実効性向上を図ることを目的として訓練を実施しています。

また、訓練を通じて、避難者の受入れをお願いしている東・中部の市町及び各施設管理者、自治会等の関係者との認識の共有、理解促進に繋げています。

平成 28 年度開催内容

	米子市	境港市
日 時	平成 29 年 3 月 29 日 (水) 8:30 ~ 17:00	平成 29 年 3 月 26 日 (日) 8:30 ~ 17:00
会 場	倉吉未来中心、倉吉交流プラザ ほか	面影地区公民館、倉田体育館 ほか
参加者	米子市和田地区の住民 32 名	境港市米川地区の住民 12 名
内 容	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れについて研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れについて研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、倉吉市	主催：境港市 共催：鳥取県、鳥取市



平成 27 年度開催内容

	米子市	境港市
日 時	平成 27 年 9 月 30 日 (水) 8:00 ~ 17:00	平成 28 年 3 月 13 日 (日) 8:00 ~ 14:40
会 場	加茂公民館、名和農業者トレーニングセンター ほか	中浜公民館、名和農業者トレーニングセンター ほか
参加者	米子市加茂地区の住民 18 名	境港市中浜地区の住民 26 名
内 容	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れについて研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認	・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れについて研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催：米子市 共催：鳥取県、大山町、琴浦町、北栄町、三朝町 倉吉市	主催：境港市 共催：鳥取県、八頭町

(5) 原子力防災広報紙

原子力災害に備えて、基本的な原子力防災の知識の普及啓発のため、平成25年度から広報紙を作成しています。

(広報紙の電子データはホームページに掲載しています。

[http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5273\)](http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5273)

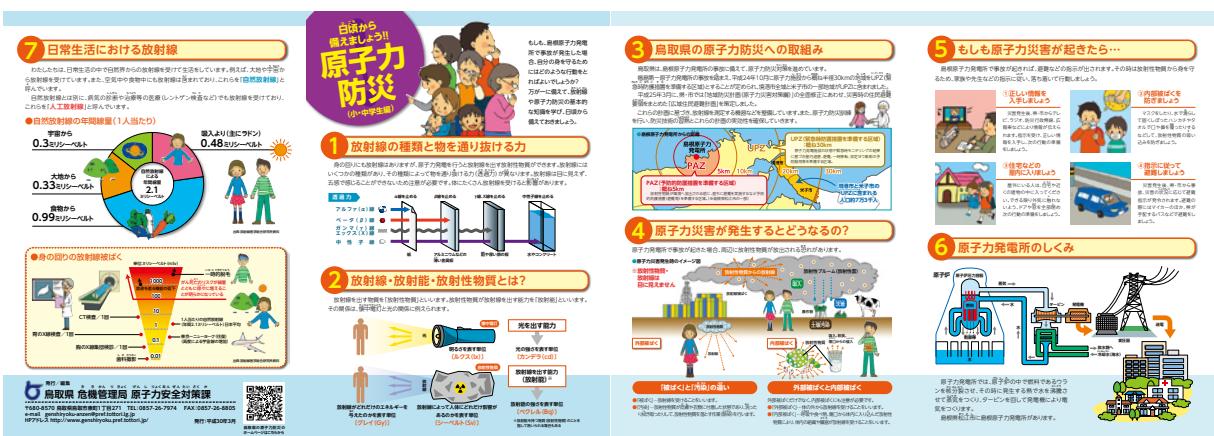
原子力防災ハンドブック

原子力災害の特徴や必要な対応、放射線の基礎知識、日ごろからの備えなどをできるだけわかりやすくまとめ、原子力災害発生時において、住民の方にとつていただく適切な対応の手引きとして作成しています（最新版は平成30年3月発行）。



原子力防災チラシ（小・中学生向け）

原子力災害の特徴や必要な対応、放射線の基礎知識、原子力防災に関する事項を小・中学生用に分かりやすくまとめています。



(6) 鳥取県の原子力防災ホームページ

原子力防災に関して県民の方が知りたい情報を平素から分かりやすく伝えることで、原子力防災に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、緊急時においては、トラブル等の状況や必要な防護措置等を速やかに情報提供することを目的として、平成26年5月に原子力防災ホームページをリニューアルしました。

「鳥取県の原子力防災ホームページ」のアドレス

<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp>



The screenshot shows the homepage of the Tottori Prefecture Nuclear Emergency Response website. The header features a colorful illustration of people in a park and includes links for 'HOME', '品 サイトマップ', '文字サイズ 小 標準 大', 'カスタム検索', and a search bar. There are also buttons for 'ツイート', '文字色 黒 白', '背景色 黒 白', and a '音声で読み上げる' (Read Aloud) button.

The main banner reads: '県民の安全と安心を守るため、原子力防災対策を行っています。' (For the safety and peace of mind of the people, we are carrying out nuclear emergency response measures.)

The left sidebar contains a navigation menu with the following items:

- ▶ 原子力防災の取り組み
- ▶ 島根原子力発電所の安全対策
- ▶ 人形峰環境技術センターの安全対策
- ▶ モニタリング
- ▶ 原子力に関する知事コメント等
- ▶ 知事記者会見（原子力関連）
- ▶ 入札、調達情報
- ▶ 原子力防災資機材
- ▶ 原子力防災に関する普及啓発
- ▶ パブリックコメント（意見募集）
- ▶ 福島原発事故
- ▶ 参考情報
- ▶ リンクページ
- ▶ 御意見、問い合わせフォーム
- ▶ 「鳥取県の危機管理（危機管理ポータルサイト）」のページへ

The right sidebar features a '緊急情報 RSS' section with the message '現在、緊急情報はありません。' and a '各種募集情報' section with the message '現在、緊急情報はありません。' Below these are several news items under 'お知らせ RSS':

- 「入れ、調達情報」 2018/03/16 (平成30年3月16日) 避難退避時検査用資機材保管等業務の調達公告
- 「原子力防災に関する普及啓発」 2018/03/06 (平成30年4月22日開催) 平成30年度第1回原子力防災現地研修会（見学会）を開催します
- 「お知らせ」 2018/02/27 (平成30年2月27日) パブリックコメント結果（平成29年度修正）
- 「お知らせ」 2018/02/22 (平成30年3月1日) 島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食問題等に関する中国電力主催説明会の開催
- 「お知らせ」 2018/02/21 (平成30年2月21日) 平成29年度第3回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）の開催
- 「お知らせ」 2018/02/16 (平成30年2月16日) 「新型移動式ホールボディカウンタ車の運用開始式」について

The right sidebar also includes a QR code for the mobile site, a 'とっとり原子力防災' (Tottori Nuclear Emergency Response) YouTube channel link, and a '鳥取県原子力防災アプリ' (Tottori Nuclear Emergency Response App) download link.

(7) 鳥取県原子力防災アプリ

鳥取県では、モニタリングなどの原子力防災に関する情報や住民避難に必要な各種情報を iOS 及び Android 向けのスマートフォン用のアプリで提供しています。

ア 目的等

放射線の測定結果（モニタリング情報）や避難退域時検査会場、避難所等の情報を速やかに情報提供することで、原子力災害時の円滑な避難及び避難者の安全と安心を確保します。また、平素から原子力防災に関して県民の皆さんのが知りたい情報を分かりやすく伝え、原子力防災に関する正しい知識の普及を図ります。

イ 原子力防災アプリの特徴

- (ア) 緊急時には、画面が自動で切り替わり（緑→赤）、緊急事態の発生を知らせます。
- (イ) モニタリング情報や避難指示が直ぐに確認できます。
- (ウ) 防災情報（気象情報、あんしんトリビーメール、県からのお知らせ）や渋滞情報も確認できます。
- (エ) 原子力防災ハンドブックを見るることができます。
- (オ) 原子力防災に関する理解度がチェックできます。

ウ 利用料等

無料（ただし、ダウンロードの際の通信費用は利用者の負担となります）

鳥取県原子力防災アプリ

平常時

現在地から一番近い放射線測定値
0.059 μ Sv/h

緊急時

緊急時には、画面が自動で切り替わり、緊急事態の発生をお知らせ

鳥取県公式アプリ誕生！

POINT 1 モニタリング情報が確認できる

POINT 2 避難経路が検索できる！

POINT 3 ハンドブックが確認できる！

POINT 4 防災検定で力試し！！

POINT 5 避難指示等も確実に伝わる

App Store または Google Play でダウンロードできます。

Download on the App Store

GET IT ON Google Play

鳥取県 危機管理局 原子力安全対策課



〒680-8570 鳥取市東町1丁目 271

電話:0857-26-7974、FAX:0857-26-8805

e-mail:genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp

(8) ケーブルテレビを活用した原子力防災情報の広報

原子力防災に関する普及啓発を様々な形で実施することが必要なため、次のとおり原子力防災情報提供番組を作成し、ケーブルテレビを活用した広報活動を実施しています。

- ア 番組名 とっとりの原子力防災 ～知ろう、学ぼう、考えよう～
イ 内容 原子力防災対策や日頃の備えなど、住民の方に知りたい内容を紹介するほか、原子力防災訓練の実施などの情報提供を行う（月1回更新）。
ウ 時間 2分
エ 放送 県西部地域を対象に週2回以上放送



(9) 原子力防災動画チャンネル

とっとり原子力防災動画チャンネルは原子力防災訓練の記録動画の投稿や、ケーブルテレビで放送した原子力防災情報番組など、鳥取県の原子力防災に関するお知らせ動画の投稿を行っています。

「鳥取県原子力防災動画チャンネル」のアドレス

<https://www.youtube.com/channel/UCj5oB2cUycOGoOV8dOWKwvg>



16. 原子力防災資機材

(1) 平成29年度に整備した主な資機材

【車両用ゲート型モニタ】

原子力災害が発生し、放射性物質が放出された場合、国の指示に基づき、避難退域時検査（避難車両等が放射性物質に汚染されていないことを確認するための検査）を実施することとなっており、それらを検査するために必要な機器の整備を実施

《主な特徴》

- ・小型車からバスなど大型車まで計測可能（最大幅2.5m、最大高3.8m）
- ・ポールとポールの間（ゲート）をおよそ5km/h以下の速度で通過する車両を測定可能
- ・車両全体の放射性物質の付着状況を自動的に測定可能



【避難オペレーション支援システム】

原子力災害の発生時には、モニタリングの結果に基づき避難エリア等が決定されるが、円滑な避難を行うためには、避難に必要な車両数、避難行動要支援者の見積もりや、それらの確保等も含めた対応を迅速に行うことが必要である。

そのため、本県が「原子力防災避難オペレーション支援システム」を新たに開発し、あらかじめ必要なデータを入力し、避難が必要となった時には、対象エリア内の人口や避難行動要支援者数（在宅、高齢者施設、障がい者施設等）、必要な車両数等を速やかに算出し、避難実施計画、避難指示書を作成することとしている。

＜避難オペレーション支援システムに事前入力している項目＞

- ア 町区別の人口
- イ 避難行動要配支援者（在宅、高齢者、障がい者施設、医療機関）の所在、人数、避難に必要な車両数
- ウ 一時集結所及びマッチング先の避難施設（名称及び位置情報）
- エ 放射線防護対策施設（名称、位置情報、収容可能人数）
- オ 防護措置を判断するモニタリングポストとの紐付け、段階的避難を行う際の避難順



【小型無人機（ドローン）】

原子力災害が発生し、避難指示区域への立ち入りが制限されるような状況においても、空間線量率の高い地域を含めた避難経路の道路状況の把握や避難者の搜索等に活用するため、小型無人機（ドローン）の整備を実施

《配備先及び利用形態》

具体的な実用性評価、技術評価等を検証するため、次のとおり機器整備を行い、訓練等を通じて検証を行う

- ア 鳥取県警察本部（1台）
 - ・住民避難の実施に関する状況把握
 - ・避難指示区域の治安確保に関する状況把握
 - イ 原子力安全対策課（1台）
 - ・避難退域時検査会場等の周辺の交通状況の把握



(2) 平成28年度以前に整備した主な資機材

【大型車両除染システム】

避難退域時検査におけるバス等の大型車両の除染について、
使用する資機材の迅速な輸送・展開及び除染で発生する水の飛
散防止を図る。

《コンテナに収納する主な資機材》

- ・大型車両除染用テント
 - ・高圧洗浄機
 - ・発電機
 - ・排水処理ポンプ 等



《参考》これまでの車両除染の様子

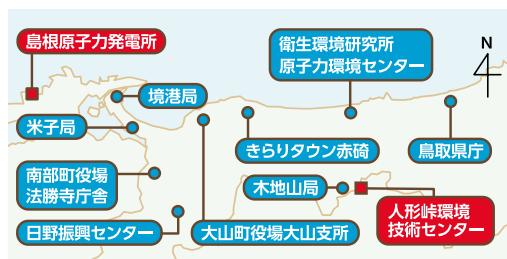
- ・除染で発生した水が飛散する懸念あり
 - ・多種多様な特殊資機材を緊急に集める必要あり



【モニタリングポスト】

図では、原子力施設からの放射線を平常時から監視するため、固定型及び可搬型モニタリングポストの整備を実施

《固定型モニタリングポスト位置図》



《可搬型モニタリングポスト位置図》 《固定型モニタリングポスト》



A small, light-colored concrete building with a satellite dish on top, surrounded by a chain-link fence. A utility pole is visible in the background.

【モニタリング車・サーベイ車】

原子力施設からの放射線を平常時から監視するため、モニタリングポスト設置地点以外の場所における定期的な放射線測定を実施するとともに、緊急時において走行サーベイ（走行しながら連続測定）を行い、防護措置の判断等に活用するため、モニタリング車・サーベイ車の整備を実施

車種	配置場所	台数
モニタリング車	米子市内	1台
	倉吉市内	1台
	計	2台
サーバイ車	米子市内	1台
	倉吉市内	1台
	計	2台

『H28 整備王ニタリング車』

〔装備機能〕 低線量測定装置（シンチレーション検出器）、高線量測定装置（電離箱検出器）、ダストヨウ素モニタ、気象観測装置（風向・風速計、温度計）、測定データ伝送装置（測定データは衛星通信で中央局（県庁）に伝送）



17. 鳥取県原子力防災対策基金

(1) 鳥取県原子力防災対策基金の概要

本県では、原子力防災体制を早期に構築すべく組織体制の充実を含め必要な施設・設備整備を進めてきました。

その対策経費については国交付金など活用可能なものもありますが、人件費等単県措置を余儀なくされるものもあり、立地県のような財源を持たない本県にとっては不合理かつ多大な負担になっていました。

国に対して、繰り返し「国や電力会社が相応の負担を行う仕組みの構築」について要望を行っていますが、実現しない状況でした。

このような状況の中で、原子力防災対策を円滑に実施するため、国において適切な財源制度が整備されるまでの応急措置として、中国電力からの拠出金を財源として、平成27年12月に次のとおり基金を設置し、平成30年3月に追加で積立しています。

基 金 名	鳥取県原子力防災対策基金
積 立 額	600,000千円（平成27年12月積立） 260,000千円（平成30年3月追加積立）
基金設置目的	島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること

(2) 鳥取県原子力防災対策基金の活用状況

現行制度上、国の交付金を充当できない原子力防災対策に係る人件費や原子力防災資機材などの財源については、鳥取県原子力防災対策基金を充てている。

〔基金活用の主なもの〕

- ・職員人件費
- ・大型車両除染システム整備（大型車両の除染用資機材をコンテナで一括管理）
- ・避難退避時検査会場の高度化（Wi-fi整備、大型バス侵入路の拡幅等の改良）
- ・実動機関共同調整システム（実動機関の現地合同調整所を琴浦大山警察署に常設）
- ・小型無人機（ドローン）の整備（渋滞等の交通状況、住民の避難状況等の確認に活用）
- ・米子市、境港市への交付金（島根原子力発電所に係る原子力防災対策への支援）

第6章 環境放射線モニタリング

1. 環境放射線モニタリング

(1) 概要

鳥取県では、原子力施設の周辺住民の健康と安全を守るため、

- ・平常時において、原子力施設による周辺住民等への影響がないことを確認すること。
- ・原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出があった場合に適切に対応すること。
- ・緊急時モニタリング結果の評価のための比較対象とすること。

などを目的として、平常時の環境における放射線のレベル及びその変動を調査しています。

また、原子力規制庁からの委託事業である環境放射能水準調査において、放射線の測定や、食品・降水等に含まれる放射性核種の測定を行っています。

そのほか、核実験等の国外で発生する原子力関係の事象についても、モニタリング強化等の必要な対策を行っています。

(2) 平常時モニタリングの実施内容

毎年度、測定計画を定めて調査を実施しています。

【島根原子力発電所の周辺地域】

- 実施機関：原子力環境センター、水・大気環境課
- 測定項目：空間放射線量率（連続測定）
積算線量（四半期毎）
大気浮遊じん中の全 α ・全 β 放射能濃度（連続測定）
環境試料中の放射性核種濃度（定期的）

【人形峠環境技術センターの周辺地域】

- 実施機関：原子力環境センター、中部総合事務所生活環境局、原子力安全対策課
- 測定項目：空間放射線量率（連続測定）
積算線量（四半期毎）
大気浮遊じん中の全 α 放射能濃度及びフッ素濃度（連続測定）
空間放射線量率、全 α ・全 β 放射能濃度（移動局により四半期毎）
環境試料中の放射性核種及びフッ素濃度（定期的）

結果については、鳥取県原子力安全顧問による評価後、報告書としてとりまとめて公表します。

(3) 鳥取県環境放射線モニタリングシステム

島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターにおいて、予期しない放射性物質及び放射線の放出による環境放射線状況の情報収集や、原子力災害が発生した際の防護措置の実施の判断材料となる空間放射線量率を情報提供するため、鳥取県環境放射線モニタリングシステムにより、原子力施設の平常運転時から空間放射線量率等の測定を実施しています。

環境放射線モニタリングシステムは、平成13年度に人形峠環境技術センター周辺の空間放射線量率等の監視強化のために固定局、移動局、レーメータ等を整備しました。その後、平成24・25年度には島根原子力発電所周辺の空間線量率等の監視強化のために米子市・境港市に固定局及び可搬局を追加整備し、平成25年度には鳥取県と島根県及び中国電力の測定データを連接しました。

平成29年度、システムの堅牢性・効率性を向上させるため、機器更新を行っています。

鳥取県環境放射線等モニタリングシステム

<http://monitoring.pref.tottori.lg.jp/pg/map/index.php>

モバイルサイト

<http://monitoring.pref.tottori.lg.jp/mobile/index.php>

地図上表示



データ推移図表示

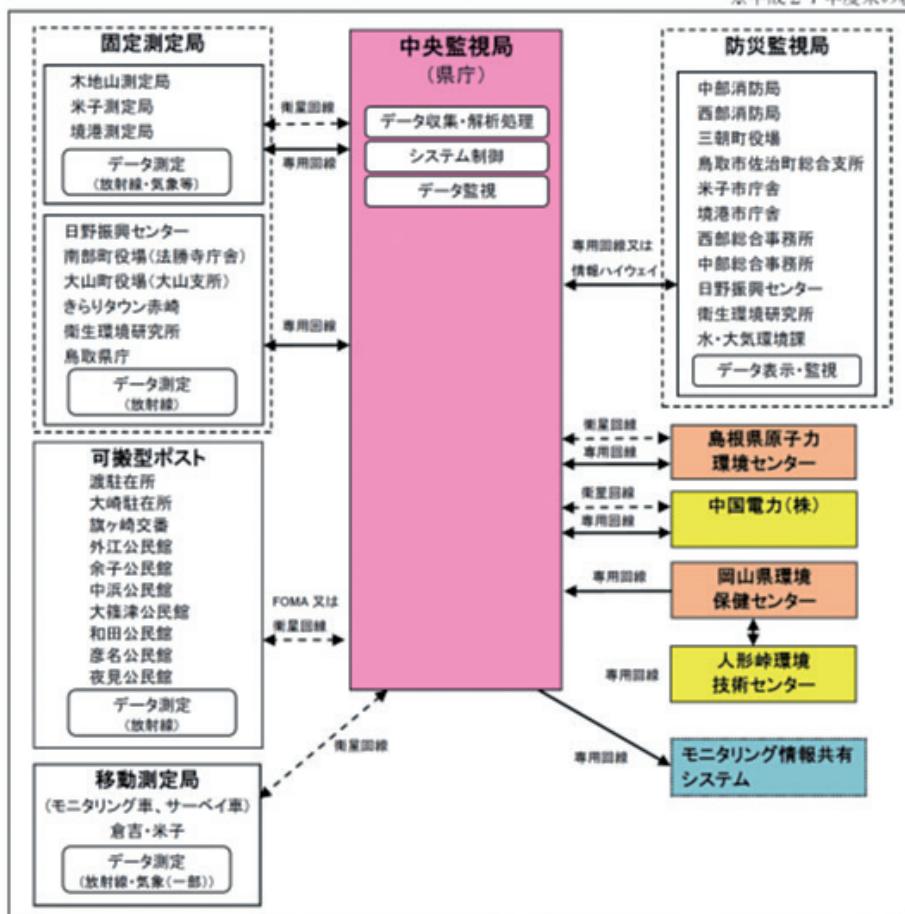


時系列表形式表示

島根県原爆放射線モニタリングシステム														
観測	地図表示	データ詳細	データ時系列	データ時系列	島根県にリリットルへ換算									
現在の環境放射線等の状況(時系列表示形式表示)														
観測地名: 鳴石(三宅) 鳴石														
日付	2015/02/19	表示	時	測定値	γ線	α線	β線	γ線	β線					
1時	22	6.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
2時	23	6.93	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
3時	24	6.404	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
4時	24	6.214	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
5時	26	6.308	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
6時	22	6.571	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
7時	29	6.003	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
8時	29	6.013	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
9時	33	6.609	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
10時	28	5.749	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
11時	24	5.213	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
12時	24	5.220	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
13時	24	5.229	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
14時	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
15時	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
16時	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
17時	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
18時	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
19時	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
20時	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
21時	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
22時	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
23時	-	-	-	-	-	-	-	-	-					

システム概要図

平成27年度末の状況



(4) モニタリングポスト

固定型及び可搬型のモニタリングポストを設置し、空間放射線量率の連続測定を行っています。

ア 固定型モニタリングポスト

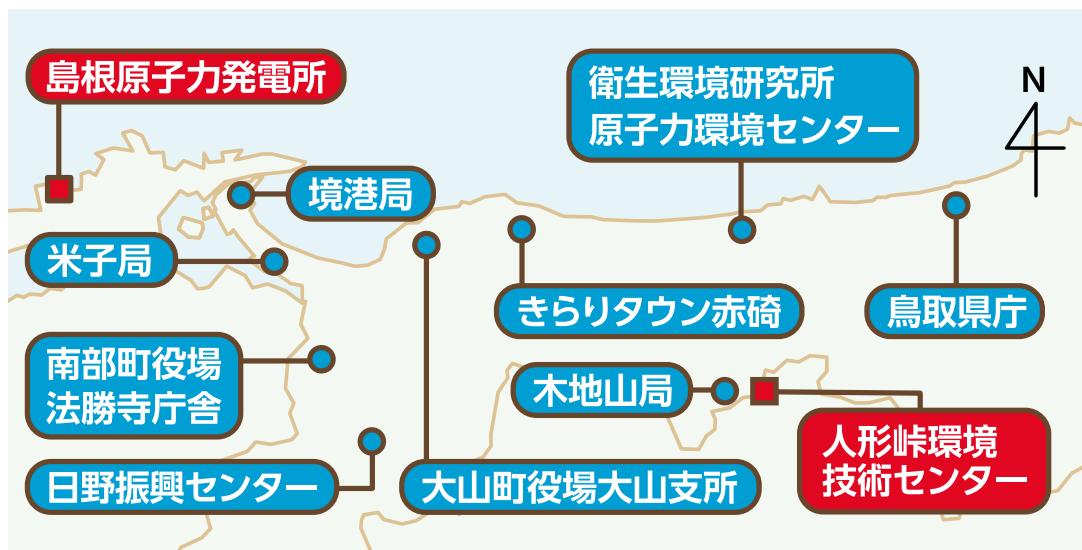
測定地点	所在地	備考
米子局（河崎小学校）	米子市河崎	※ 1
境港局（境中央公園）	境港市上道町	※ 1
木地山局	三朝町木地山	※ 1
衛生環境研究所	湯梨浜町南谷	※ 2
きらりタウン赤崎	琴浦町赤崎	※ 2
南部町役場法勝寺庁舎	南部町法勝寺	※ 2
日野振興センター	日野町根雨	※ 2
大山町役場大山支所	大山町末長	※ 2
鳥取県庁	鳥取市東町	※ 2

※ 1：原子力施設のモニタリングのための機器、※ 2：環境放射能水準調査のための機器



固定型モニタリングポスト

固定型モニタリングポストの位置図



イ 可搬型モニタリングポスト

鳥取県では、平成 25 年度に 22 基の可搬型モニタリングポストを整備しました。

平成 26 年度から測定を開始（常時監視：11 基、予備：11 基）し、測定値を県ホームページで公開しています。

測定地点	所在地	測定地点	所在地
渡駐在所※	境港市渡町	夜見公民館	米子市夜見町
外江公民館	境港市外江町	大篠津公民館	米子市大篠津町
余子公民館	境港市竹内町	旗ヶ崎交番※	米子市旗ヶ崎
中浜公民館	境港市財ノ木町	大崎駐在所※	米子市大崎
彦名公民館	米子市彦名町	光洋の里※	境港市渡町
和田公民館	米子市和田町		

※緊急時運用として設置しており、平常時にはホームページで公開していません。

公民館に配備したポストでは、電光表示器に測定値を表示し、住民啓発用としても活用しています。



可搬型モニタリングポスト

可搬型モニタリングポストの位置図



(5) 移動局(モニタリング車、サーベイ車)

原子力施設からの放射線を平常時から監視するため、モニタリングポスト設置地点以外の場所においても、移動局(モニタリング車、サーベイ車)を用いて定期的に放射線測定を行っています。

また、緊急時には、走行サーベイ(走行しながら連続測定)を行うことで、詳細に放射線の状況を把握し、防護措置の判断等に活用されます。

モニタリング車及びサーベイ車各1台を、米子市内(島根原子力発電所近傍)と倉吉市内(人形峠環境技術センター近傍)に分散管理して運用しています。

平成28年度及び29年度において、モニタリング車を1台ずつ更新しています。



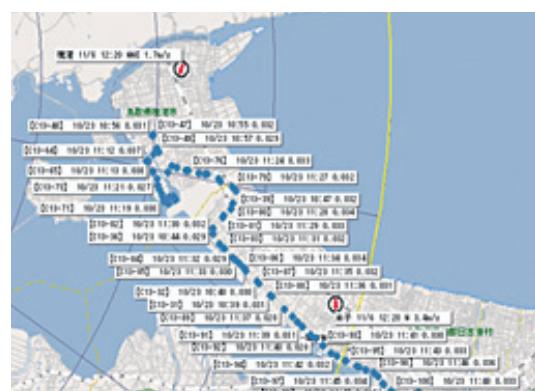
【モニタリング車】



【サーベイ車】



モニタリング車による定点観測(例)



サーベイ車による走行サーベイ(例)

《モニタリング車、サーベイ車の配備状況》

区分	種類	車両 (取得年月)	配置場所	装備機能
M-05	モニタリング車	トヨタハイエース (平成30年1月)	米子市内	低線量測定装置(シンチレーション検出器)、高線量測定装置(電離箱検出器)、ダストヨウ
M-06		トヨタハイエース (平成29年3月)	倉吉市内	素モニタ、気象観測装置(風向・風速計、温度計)、測定データ伝送装置(測定データは衛星通信で中央局(県庁)に伝送)
M-02	サーベイ車	マツダボンゴ (平成13年3月) ※平成29年度予算で 更新予定	米子市内	低線量測定装置(シンチレーション検出器)、高線量測定装置(電離箱検出器)、気象観測装置(風向・風速計、温度計)、測定データ伝送装置(測定データは衛星通信で中央局(県庁)に伝送)
M-03		マツダボンゴ (平成13年3月) ※平成29年度予算で 更新予定	倉吉市内	

(6) 原子力環境センターの設置

島根原子力発電所の周辺地域を中心に、県内の平常時の環境中の放射線や放射性核種のモニタリング体制を強化するとともに、緊急時に必要なモニタリングに迅速に対応できるよう、平成 25 年度から衛生環境研究所の敷地内に原子力環境センターの整備を進め、平成 28 年 1 月に運用を開始しました。

更に、平成 29 年 4 月には、その運用を適確に実施するため原子力環境センターを組織化して体制を強化するとともに、機能強化を図るための追加整備を進め、同年 11 月に増設の建屋が完成しました。平成 30 年度には、分析装置等の追加整備を行い、整備を完了させる予定です。

場所



住所

鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷 526-1

外観



機能

- ・緊急時の防護措置の判断のためのモニタリング機能
- ・平常時のモニタリング機能を強化

整備内容

主な設備・機器名	概要
ゲルマニウム半導体検出器	環境試料（水、土壤等）や飲食物に含まれるガンマ線を放出する放射性核種（ヨウ素 131、セシウム 137 等）を分析する装置
液体シンチレーションカウンター	放射性核種であるトリチウムを測定する装置
積算線量測定装置	一定期間中の放射線量の積算値を測定する装置
低バックグラウンド β 線測定装置	環境試料等に含まれるストロンチウム 90 を測定する装置
灰化装置（乾燥機、電気炉）	微量成分を検出するため、生物試料を灰化（濃縮）する装置



開所式（平成 28 年 1 月）



設置式（平成 29 年 4 月）



サンプルチェンジャー付ゲルマニウム半導体検出器



液体シンチレーションカウンター

2. 緊急時モニタリング計画

(1) 緊急時モニタリング計画の策定

緊急時モニタリング計画は、緊急時モニタリング体制の整備等及び緊急時モニタリングに関する基本的事項について定め、国が統括する緊急時モニタリングの活動を迅速かつ効率的に実施できるようにするものです。

鳥取県でも緊急時モニタリング計画を作成していましたが、円滑な緊急時モニタリングの実施を図る観点から、国(原子力規制庁)作成の「緊急時モニタリング計画作成要領(H26.6.12)」に沿って標準化した「鳥取県緊急時モニタリング計画[島根原子力発電所編]」を平成26年8月に策定しました。

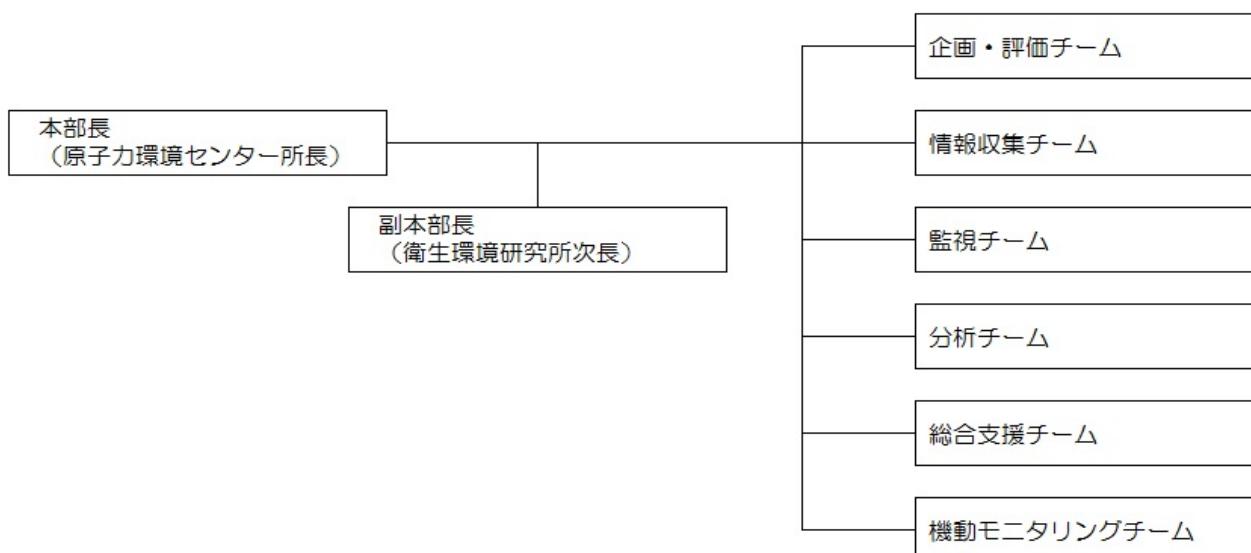
また、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施することを目的に具体的な実施内容等を定めた「鳥取県緊急時モニタリング実施要領[島根原子力発電所編]」を平成27年3月に策定しました。

(人形崎環境技術センターに係る緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領も別途作成しています。)

(2) 緊急時モニタリングの体制

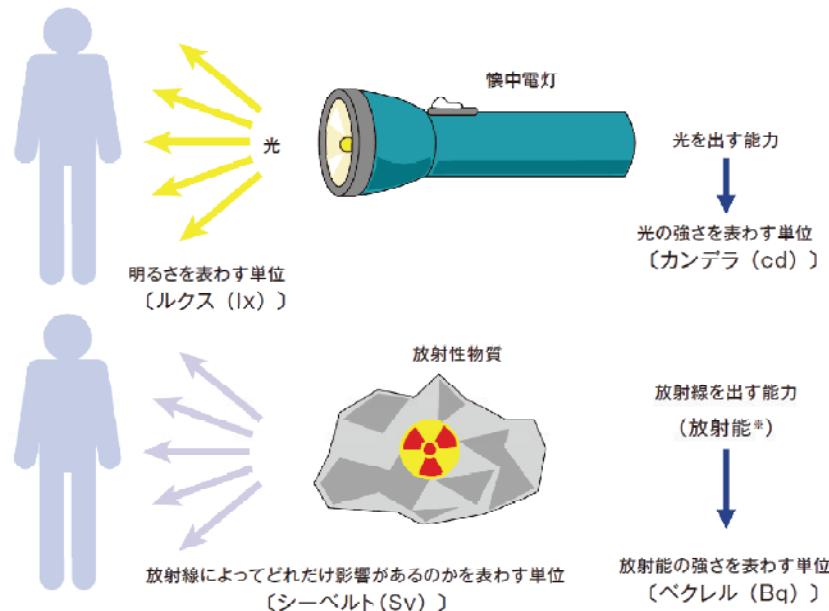
緊急事態区分	体制	実施内容
情報収集事態	—	<ul style="list-style-type: none">平常時モニタリングの継続環境放射線の推移を注視
警戒事態	<ul style="list-style-type: none">鳥取県モニタリング本部(別図) (原子力環境センターに設置)	<ul style="list-style-type: none">緊急時モニタリングの準備モニタリングシステム等の情報通信機器の稼働状況確認可搬型モニタリングポストの追加設置(必要に応じて)測定機器等の確認
施設敷地 緊急事態	<ul style="list-style-type: none">EMC*	<ul style="list-style-type: none">EMCへ参画(要員派遣を含む)
全面緊急事態	<p>国が島根オフサイトセンター に設置</p> <ul style="list-style-type: none">鳥取県モニタリング本部を維持	<ul style="list-style-type: none">国が作成する「緊急時モニタリング実施計画」に基づいて鳥取県内のモニタリングを実施

* EMC: 緊急時モニタリングセンター



別図 鳥取県モニタリング本部の組織

放射能と放射線



*放射能を持つ物質(放射性物質)のことを指して用いられる場合もある

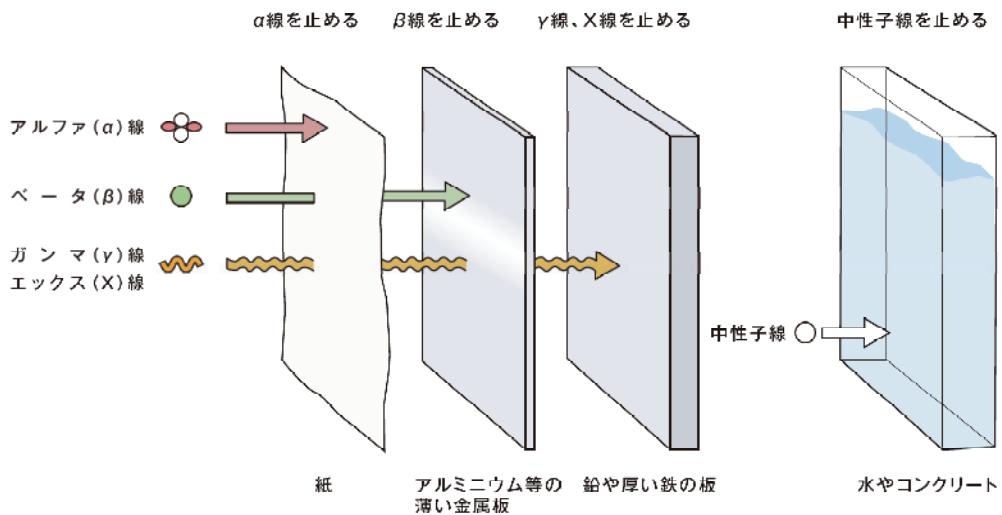
(出典：「原子力エネルギー図面集2015」)

放射線に関する単位

名 称	単 位 名 (記 号)	定 義
放射能の単位 国際単位系(SI)		
放射能	ベクレル(Bq)	1秒間に原子核が壊変する数を表す単位
放射線量の単位 国際単位系(SI)		
吸收線量	グレイ(Gy)	放射線が物や人に当たったときに、どれくらいのエネルギーを与えたのかを表す単位 1グレイは1キログラムあたり1ジュールのエネルギー吸収があったときの線量
線 量	シーベルト(Sv)	放射線が人に対して、がんや遺伝性影響のリスクをどれくらい与えるのかを評価するための単位 (1シーベルト=1000ミリシーベルト)
エネルギーの単位 国際単位系(SI)		
エネルギー	ジュール(J)	放射線等のエネルギーを表す単位 (1J=6.2×10 ¹⁸ eV)

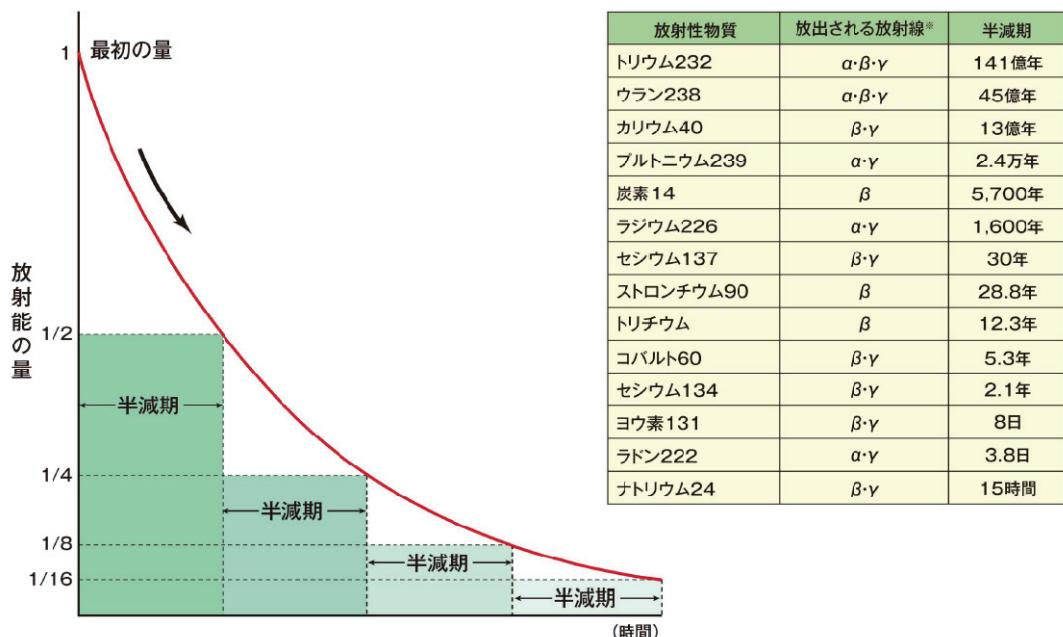
(出典：「原子力エネルギー図面集2015」)

放射線の種類と透過力



(出典：「原子力エネルギー図面集2015」)

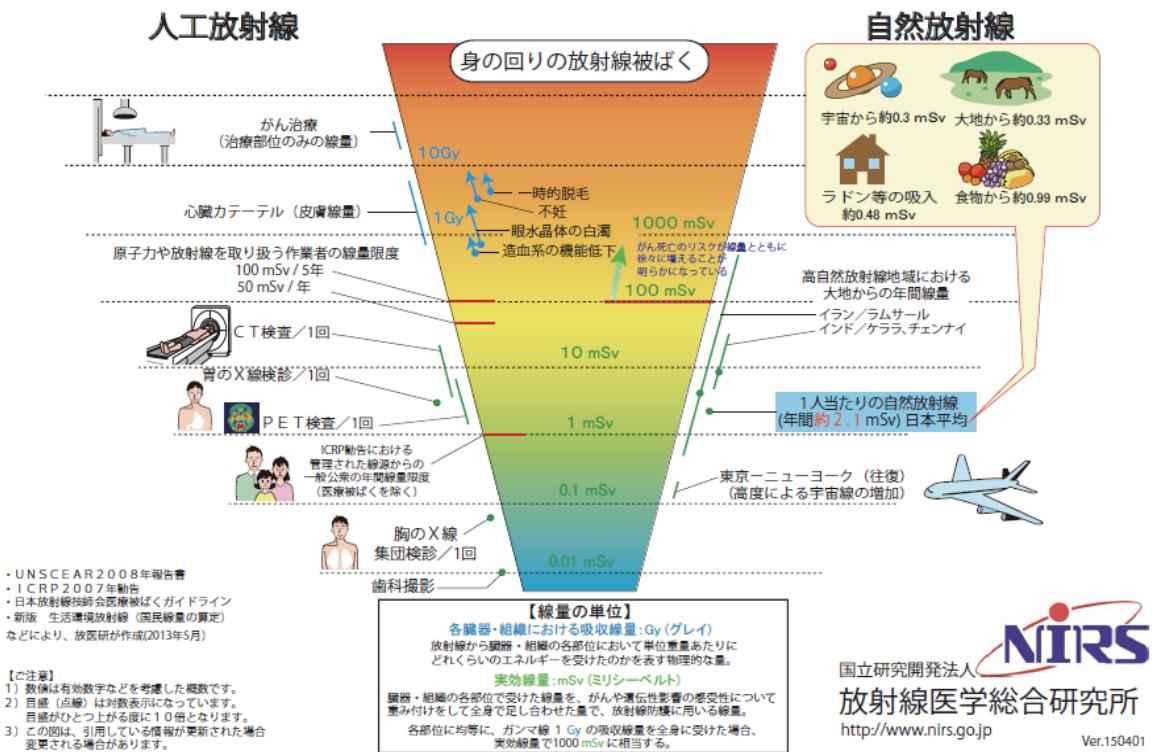
放射能の減り方



* 壊変生成物 (原子核が放射線を出して別の原子核になったもの) からの放射線も含む

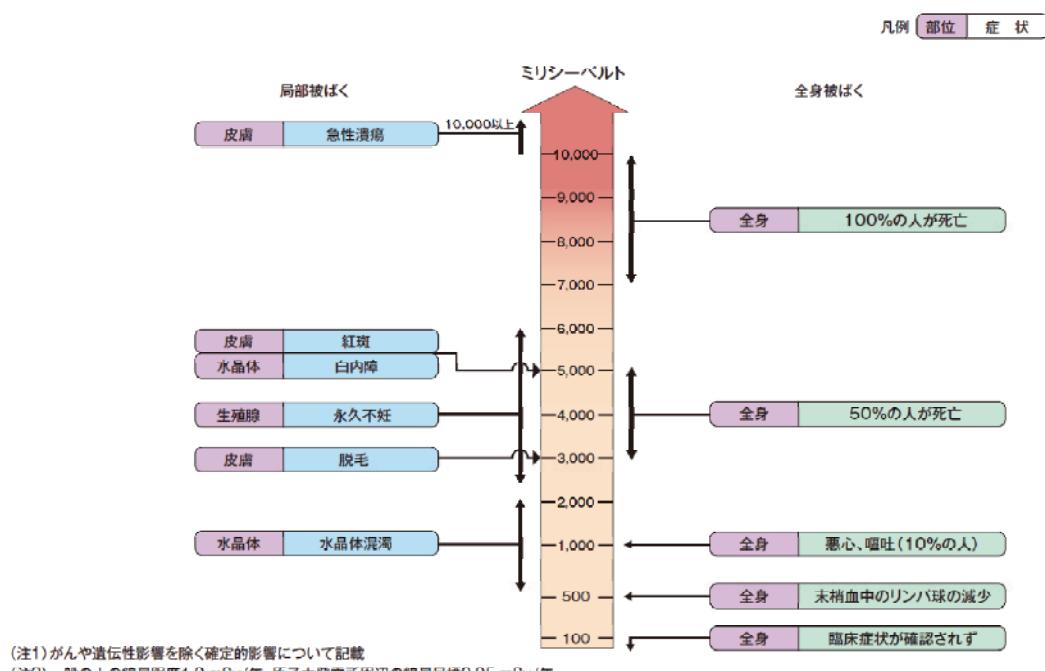
(出典：「原子力エネルギー図面集2015」)

放射線被ばくの早見図



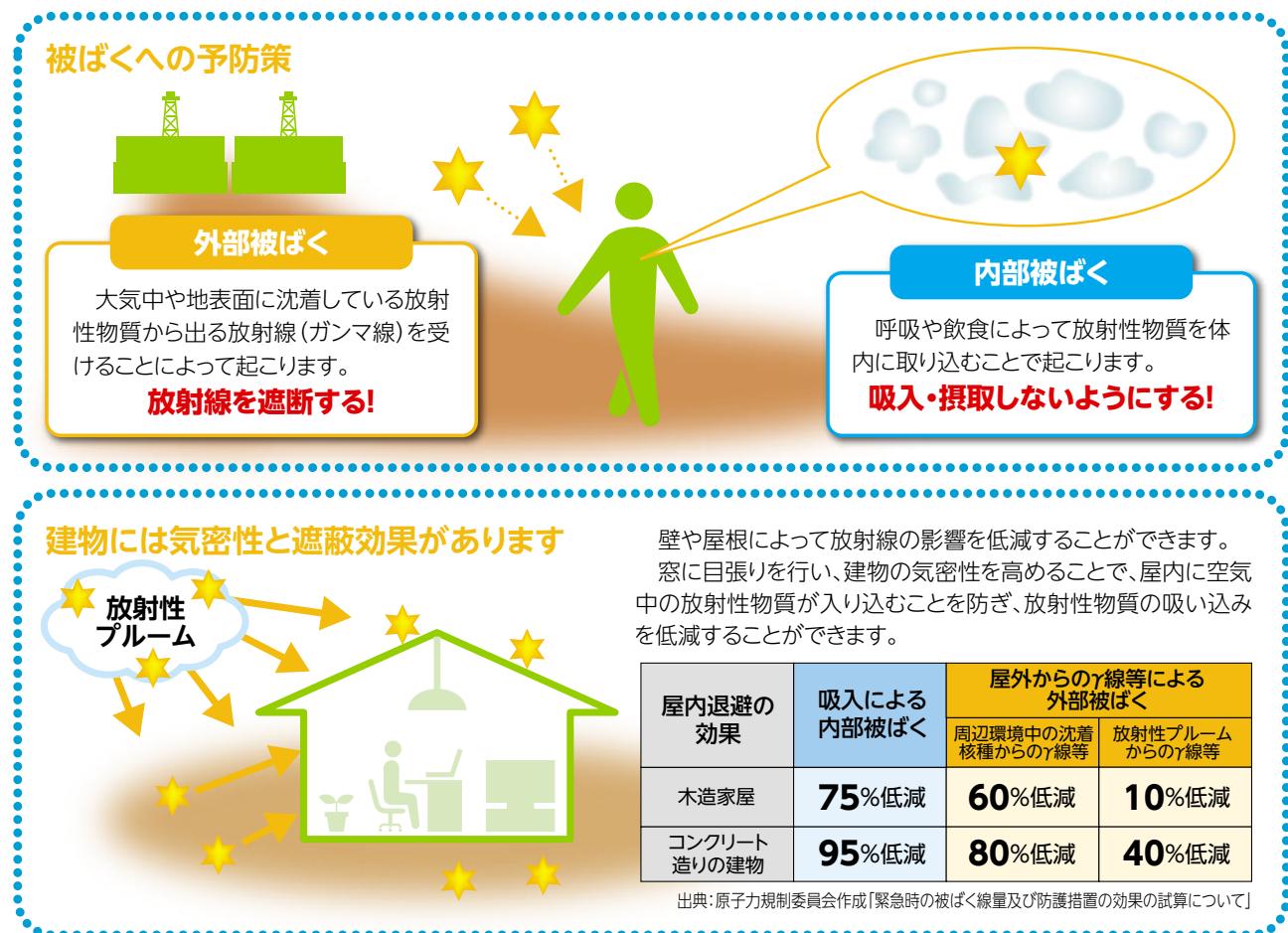
(出典: 「放射線医学総合研究所」ホームページ)

放射線を一度に受けたときの症状



(出典: 「原子力エネルギー図面集2015」)

▼屋内退避の効果



資料編

新たな原子力規制体制の構築（新規制基準の施行まで）

（1）経過

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、東京電力（株）福島第一原子力発電所は被災し、炉心溶融（メルトダウン）と水素爆発を伴う過酷事故（シビアアクシデント）によって、避難等の措置を講じた地域の範囲が E P Z の範囲を超えるなど、極めて重大で広範囲に影響を及ぼす大量の放射性物質の飛散と汚染水の海洋流出などの原子力事故（*1）を引き起こした。

当時、福島第一原発発電所から半径 20km 圏内の地域は、国が警戒区域として原則として立入りが禁止され、半径 20km 圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなどして、これまでに、11 万人を超える住民が避難し、現在も、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。放出された放射性物質は、福島県だけでなく、東日本の広範な地域に拡散し、放射能汚染の問題は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている（*2）。

（*1）国際原子力事象評価尺度（INES）では、旧ソ連のチェルノブイリ事故と同じレベル 7（深刻な事故）とされる。

（*2）政府事故調査委員会「福島第一原発事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言」（抜粋）

・福島第一原子力発電所事故は、その重大性の点からも、事故後対応において政府も当事者であった点からも、事業者である東京電力や政府とは独立した主体による、客観的かつ多面的な事故分析と課題の整理が求められ、国会、政府、民間、東京電力にそれぞれ事故調査委員会が設置され、それぞれの調査方針により事故の調査と検証を進めて、事業者と政府（行政）の事故防止対策、事故対応、防災対策等に不備、不手際、改善すべき課題が数多く存在していることが明らかになった。

これらの具体的な問題を着実に解決するため、国・地方自治体・事業者は防災体制・各種計画の見直しや充実強化に継続して取り組んでいる。

○4つの事故調査委員会の概要

	国会	政府	民間	東京電力（株）
名称	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	福島原発事故独立検証委員会	福島原子力事故調査委員会
委員長	黒川清（元日本学術会議会長）	畠村洋太郎（東京大学名誉教授）	北澤宏一（前科学技術振興機構理事長）	山崎雅男（東京電力代表取締役副社長（当時））
調査方針	事故及び事故による被害の原因、事故対応、原子力政策の調査検証と、それらを踏まえての提言を行う	事故及び事故による被害の原因の究明と被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等の政策提言を行う	真実（truth）、独立（independence）、世界（humanity）をモットーとして、政府と東電の責任を検証する	事故原因を究明し、原子力発電所の安全性向上に寄与するため、必要な対策を提案する
提言と課題	〔7 つの提言〕 ①規制当局に対する国会の監視、②政府の危機管理体制の見直し、③被災住民に対する政府の対応、④電気事業者の監視（含む国会による監視）、⑤新しい規制組織の要件、⑥原子力法規制の見直し、⑦独立調査委員会の活用	〔7 項目の提言〕 ①安全対策・防災対策の基本的視点、②原発の安全対策、③原子力災害に対応する態勢、④被害の防止・軽減策、⑤国際的調和、⑥関係機関の在り方、⑦継続的な原因解明・被害の全容調査の実施	・独立性と専門性のある安全規制機関、米国の連邦緊急事態管理庁（FEMA）に匹敵するような過酷な災害・事故に対する本格的実行部隊、首相に適切な助言を行う独立した科学技術評価機関（機能）の創設等が必要	〔課題〕（設備面） 徹底した津波対策、電源喪失を前提とした炉心損傷防止機能の確保、炉心損傷後の影響緩和策など。 （運用面） ①緊急時対応態勢の確立、②事故情報の伝達・共有手段の改善、迅速かつ正確な情報公開、③資機材輸送に

				関する取り決め、④放射線管理教育の強化、内部被ばく評価方法の整備など。 (国等に対して) ①津波などの外的事象の基準策定と国による審査の実施、②国が保有する津波データの利用など。
報告書提出	平成24年7月5日	平成24年7月23日	平成24年2月27日	平成24年6月20日

(出典) 各報告書から抽出

○国の原子力対策の見直しと本県の対応

【平成 23 年】

- ・ 7月 11 日 内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣で「我が国原子力発電所の安全性の確認について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」をとりまとめる。
→安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に、どの程度の安全裕度を有するか、欧州各国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続や安全評価を原子力事業者が行い、その評価結果を経済産業省原子力安全・保安院が確認し、更に内閣府原子力安全委員会がその確認の妥当性を確認する。
- ・ 8月 15 日 原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針について閣議決定
→原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るための改革を進める。
- ・ 11月 17 日 原子力安全委員会で、「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」が示され、「U P Z 半径 30 キロ」が了承される。

＜旧 EPZ を見直し、U P Z として半径 30km に拡大した経過＞

- ・ 11月 1日 原子力安全委員会専門部会防災指針検討ワーキンググループ会議とりまとめ
- ・ 11月 11日 原子力安全委員会専門部会（原子力施設等防災専門部会）とりまとめ
- ・ 11月 17日 専門部会から原子力安全委員会（本委員会）に報告され、了承される
☆原発事故時に、直ちに避難する区域「予防防護措置区域（P A Z）」を新設（概ね 5 km 圏）。
☆「防災対策を重点的に充実すべき地域（E P Z）」を、I A E A に合わせ「緊急防護措置区域（U P Z）」と改める（概ね 30 km 圏）

- ・ 12月 25 日 鳥取県と中国電力が安全協定を締結（EPZ 外で初）

【平成 24 年】

- ・ 1月 23 日 原子力防災への取り組み強化に係る自治体等への説明会開催〔環境省主催〕
→原子力防災への取り組み強化の全体像、地域防災計画の策定に向けたガイドラインの概要等（内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室説明）
- ・ 2月 17 日 地域防災計画（原子力災害対策編）策定に関する県内市町村説明会
※講師：内閣府原子力安全規制組織等改革準備室 金子参事官
会場：西部総合事務所会議室
- ・ 3月 12 日 鳥取県と島根県の原子力防災担当課が事前協議〔鳥取県庁〕
※議題：原子力防災計画・避難計画の策定等
- ・ 6月 17 日 原子力災害対策特別措置法及び同法施行令 改正
□第 4 条の 2 国は、大規模な自然災害及びテロリズム等による原子力災害の発生も想定し、万全の措置を講ずる責務を有する。
□第 6 条の 2 原子力規制委員会において原子力災害対策指針を定める。
□第 13 条の 2 原子力事業者にシビアアクシデントを想定した防災訓練の実施と報告を求め、必要な場合は改善その他必要な措置を命ずる。

- 第23条の2「原子力緊急事態解除宣言後も合同対策協議会を存続し、原子力災害事後対策について相互に協力する等を明記。」
 - ・6月20日 「原子力規制委員会設置法案」が参議院本会議において可決され成立
 - ・6月27日 災害対策基本法の改正
 - 第2条 政府は、教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。
 - ・同日 原子力規制委員会設置法案 公布
→国家行政組織法に基づく3条委員会(環境省外局、事務局は原子力規制庁)
 - ・同日 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)の改正
→電気事業法の原子力発電所に対する安全規制を、原子炉等規制法に一元化
「バックフィット制度」「40年運転制限」等の導入
 - ・同日 原子力災害対策特別措置法の改正
→原子力災害対策指針の法定化等
 - ・9月6日 防災基本計画(原子力災害対策編)を中央防災会議で決定
→原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化
 - ・9月19日 原子力規制委員会設置法 施行(原子力規制委員会 発足)
→原子力安全・保安院、原子力安全委員会は同年9月18日をもって廃止
 - ・9月19日 原子力災害対策特別措置法改正
→法律施行から6ヶ月が自治体地域防災計画の修正期限(平成25年3月18日まで
(根拠:原災法第28条及び災害対策基本法第40条))
→鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)に盛り込むことで、本県は関係周辺都道府県、米子・境港両市は関係周辺市町村に位置づけられる。
※本県においては、既に平成13年12月27日に県防災計画「原子力対策編(人形岬環境技術センター編、島根原子力発電所編)」の基本案決定。
平成14年4月16日付けで内閣総理大臣から基本案の承認通知
 - ・10月4日 県と米子・境港両市の原子力防災関係課(総務・衛生・観光・福祉等)の打合会(県主催)
→「県避難計画」作成に関する意見交換(原子力安全対策PT会議各WG単位)
会場:米子コンベンションセンター
 - ・10月24日 原子力規制委員会が拡散シミュレーション公表
※試算誤りにより、平成24年12月13日最終版公表
 - ・10月31日 原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正
原災法第6条の2に基づき、決定(法定化)
※旧原子力安全委員会が策定していた防災指針を見直し法定化
UPZ(緊急時防護措置準備区域:30km)等の定義化を実施
防護措置、緊急時モニタリング体制・緊急被ばく医療体制等の整備等
 - ・12月10日 第6回原子力安全対策プロジェクトチーム会議で地域防災計画(原子力災害対策編)の全面修正内容を確認
【修正のポイント】
□県内に、防災対策を重点的に充実すべき地域として、UPZが設定されたことから、原子力災害対策指針を踏まえた地域防災計画の全面修正を実施
☆法令による新たな権限の追記
立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等
☆島根県との連携
情報連絡、UPZの線引き*、モニタリング、OFCへの参加等
※UPZの範囲は、原子力災害対策指針で示された「概ね30km」を基本に、米子市、境港市の地域防災計画に定めた区域とする。なお半径30kmの安全側に設定することとし、30kmに含まれる全ての最小単位の地区とする。
- 【平成25年】
- ・2月27日 原子力災害対策指針に安定ヨウ素剤の予防服用についてを明記
→PAZ内住民への事前配布等、安定ヨウ素剤の予防服用の体制について明確化

- ・ 3月 18日 鳥取県防災会議（……地域防災計画（原子力災害対策編）の策定期限）
→鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の全面修正を決定
(平成 25 年 1 月 11 日～平成 25 年 2 月 7 日：パブリックコメント)
- ・ 4月 3日 原子力規制委員会が新規制基準の骨子を取りまとめ
(平成 25 年 4 月 11 日～平成 25 年 5 月 10 日：パブリックコメント)
- ・ 6月 5日 原子力災害対策指針改正において、安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部が指示することとする等、配布・服用方法を具体化
- ・ 6月 19日 原子力規制委員会が実用発電用原子炉に係る新規制基準を決定
- ・ 6月 28日 新規制基準公布
- ・ 7月 8日 新規制基準施行
→新規制基準は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、①地震、津波とも基準を強化した上で、既存の原子炉に対しても遡及適用（バックフィット）されることに加え、②基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷、格納容器の破損、放射性物質の拡散等が生じないための対策を講じることを要求。
なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて必要とされた機能（設備・手順）は全て、平成 25 年 7 月 8 日の新規制基準の施行段階で要求するとともに、信頼性をさらに向上させるバックアップ施設については、新規制基準の施行段階で必要なシビアアクシデント対策等に係る工事計画認可の日から 5 年後までに適合することを要求。

【主な法律等（抜粋）】

→原子力規制委員会（平成 24 年 9 月設置）が、改正原災法第 6 条の 2 に基づき、原子力災害対策指針を策定（平成 24 年 10 月 31 日）。

（参考）原子力災害対策特別措置法（抜粋）

第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための原子力災害対策指針を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項
- 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項

（参考）原子力災害対策指針（抜粋）

IAEA の国際基準を参考に原子力災害対策指針では、UPZ は原発から概ね 5～30km 圏（PAZ は原発から概ね 5km 圏）とすること等を定める。

第2 原子力災害事前対策

（3）原子力災害対策重点区域

②原子力災害対策重点区域の範囲

（i）発電用原子炉施設

（ロ）緊急防護措置を準備する区域（UPZ :Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZ とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述の EAL、OIL に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係る UPZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、UPZ の最大半径は原子力施設から 5～30km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。

③原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記①及び②の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が

実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聞くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

中国電力と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係る今までの取り組み概要(平成11年度～平成29年度)

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H11	■H11.12.27「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡について(平成11年12月27日付広原第9号)」により、鳥取県への異常時等の連絡体制を開始 →鳥取県から米子市、境港市へ情報提供	OH11.10.5 JCO事故を受け、鳥取県議会議長名で、①安全管理・防災対策の充実、②島根県と同時に鳥取県へも連絡、鳥取県、市町村と対策マニュアルを協議について、中国電力へ申し入れ	H11.10.12茨城県東海村の核燃料加工会社JCO東海事業所で発生した「臨界被爆事故」を受け防災体制の強化、すみやかな情報伝達、米子市との安全協定締結について申し入れ	
H13	■H13.6.12「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成13年6月12日付)」→原災法の制定に伴う同法第10条事象発生時についても連絡することに変更 ■H13.11.26「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成13年11月26日付)」→発電所敷地内の放射能の連絡基準値の変更	○地域防災計画 原子力災害対策編(島根原子力発電所)編を策定		
H17			H17.11.2島根原子力発電所におけるブルサーマル計画、3号機の建設計画を受け米子市との安全協定締結について申し入れ	H17.11.28 2号機ブルサーマル導入計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について中国電力へ申し入れ
H18			地域防災計画(島根原子力発電所)編を策定	域防災計画(原子力災害対策編)を策定
H19		○中電との防災計画等の見直しに係る事前協議(H19.6.22、7.9) ○本協議(H19.8.31)通報連絡体制・基準、2号機ブルサーマル計画、3号機建設等について		H19.9.20 新潟県中越沖地震により東京電力柏崎刈羽原子力発電所のトラブルを受け、安全協定の締結について中国電力へ申し入れ
		○本協議(H19.11.14)県から中電への要望①原災法10条事象未満のトラブル事象の情報提供、②2号機ブルサーマル導入に伴うEPZの見直し、③安全協定の締結又はそれに準じた通報連絡体制の充実、④第三者的立場の専門家を入れた客観的な活動層調査の実施等		H19.10.17新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所における災害発生を受け米子市との安全協定締結について申し入れ
		○H20.3.7「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(依頼)(平成20年3月7日付第200700184133号)」により中国電力鳥取支社長へ防災監名で依頼		
H20	■H20.5.16「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(回答)(平成20年5月16日付鳥支広11号)」→鳥取県への平常時連絡事項の情報提供(核燃料輸送経路等の機微情報を除く)が開始。→鳥取県から米子市、境港市へ情報提供 ■H20.6.16「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成20年6月16日付広環工第1号)」→放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送中事故も連絡することに変更			
H21		○H22.3.31 島根原発点検不備について、原因分析・安全対策の確立・情報公開等について申し入れ		
H22	H22.4.30 点検不備に係る中間報告書を国に提出するとともに、県等へ報告	OH22.4.30 点検不備に係る中間報告を受けて、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告について申し入れ		H22.4.1 点検不備を受け、安全管理体制の徹底について、中国電力へ申し入れ
	H22.6.3 点検不備に係る最終報告書を国に提出するとともに、県等へ報告	OH22.6.3 点検不備に係る最終報告を受け、安心できる運営体制の確立、再発防止策等の報告と情報公開、その他安全に係る情報の適切な報告と十分な情報公開と県民説明について申し入れ		
		H22.9.3 島根原発の点検不備に係る鳥取県側での説明会の開催を検討するよう防災監から口頭申入れ	H22.9.1島根原子力発電所の点検不備を受け米子市民に対する説明会の開催、米子市との安全協定締結について申し入れ	
	H22.10.21 島根原発2号機運転再開について島根県等に報告するとともに国へ届出と、鳥取県等へ説明。	H22.10.21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が安心できる原発運営、取り組み状況等の報告及び情報公開等について申し入れ		H22.12.1 保守管理等の不備を受け、安全管理体制及び安全協定締結について、中国電力へ申し入れ
	H23.3.17、24 島根原発の津波対策について公表	OH23.3.14 福島第一原発事故を受けて、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ	H23.3.15福島第一原子力発電所での事故を受け、ブルサーマル計画を含めた島根原子力発電所の耐震性・安全性について検証と結果の公表、米子市との安全協定締結について申し入れ	

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
	<p>H23.4.13 島根原発の津波対策について公表</p> <p>H23.4.22 島根原発における緊急安全対策の実施状況を国に報告</p> <p>H23.5.16 島根原発の外部電源の信頼性の確保に係る評価及び対策の実施状況を国に報告</p> <p>H23.6.14 島根原発におけるピアグレーディングへの対応に関する措置の実施状況について国へ報告</p>	<p>○H23.4.8 関西広域連合からとして、原発の一層の安全確保対策、原子力災害対策のための体制整備、自然エネルギー導入への積極的な取り組みについて緊急申し入れ</p> <p>○H23.5.27 知事から中国電力社長へ4項目(安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望)について申し入れ【8.8 関西広域連合の一員として知事から申入れ】</p>		<p>H23.5.9 東日本大震災を受け、安全協定締結について、中国電力へ申し入れ</p>
12月25日 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱 締結				
	<p>※5月27日の中国電力山下社長(現会長)への申入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開(原則一般傍聴も可能)で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容等は県HPでも情報公開してきた。</p> <p>また、住民の代表である県議会(常任委員会、特別委員会)に対しても、その都度説明をしてきた。</p>	<p>【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】</p> <p>○H23.8.8 知事から中国電力社長へ直接、申入れ(関西広域連合の一員として)</p> <p>【申入れ項目】原子力発電に關し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底、②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進、③省エネルギーの取組促進・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること・立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること</p> <p>○H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>○H23.11.28 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p> <p>○H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>○H23.12.15 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p>	<p>【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】</p> <p>H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>H23.12.1 市議会全員協議会</p> <p>H23.12.12 市議会全員協議会</p> <p>　　挙手により賛成を「確認」</p> <p>H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p>	<p>H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>H23.11.30 経済厚生委員会勉強会</p> <p>H23.12.5 経済厚生委員会協議会</p> <p>H23.12.14 市議会本会議</p> <p>　　全議員が賛否に係る意見を発言する。</p> <p>H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p>
協 定 等 の 運 用 開 始				
H24		<p>○H24.11.1 知事から中国電力苅田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申入れ</p> <p>○H24.11.20 第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>○H25.1.23 第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>○H25.3.6 統監監から中国電力島根原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申入れ</p> <p>○H25.3.13 副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申入れ</p> <p>○H25.3.15 中国電力清水副社長が知事へ直接申入れに対して(文書)回答…立地県と同等の対応を行う</p> <p>・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて(回答)</p> <p>・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係る確認事項について(回答)</p>		
H25	H25.12.25 原子力規制委員会に「島根原子力発電所2号機における新規制基準適合性確認申請」	<p>※H25.11.7 島根県と覚書を締結(島根県が島根原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、本県として島根県知事に意見を伝える)。</p> <p>○H25.11.21 中国電力から鳥取県に対し、安全協定第6条に基づく島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告(島根県等にも同日対応)</p> <p>○H25.11.22 第3回原子力安全対策PT会議(米子・境港市長との意見交換)</p> <p>○H25.11.25 第4回原子力安全対策PT会議(中国電力による説明)</p> <p>○H25.11.30 原子力防災専門家会議(中国電力による説明(申請内容に係る技術的検討等))</p> <p>○H25.12.1 中国電力主催の地元での説明会(住民も参加)</p> <p>○H25.12.11 3首長意見交換(知事、米子市長、境港市長)</p> <p>○H25.12.12 鳥取県議会全員協議会(中国電力による説明、事前報告について)</p> <p>○H25.12.13 覚書に基づく島根県からの意見照会</p> <p>○H25.12.17 安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答について知事から中国電力副社長へ直接、申入れ(県庁)</p> <p>⇒(意見保留)適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。</p> <p>○H25.12.25 知事が中国電力苅田社長と意見交換(県庁)</p> <p>○H26.3.10 中国電力主催説明会(2県6市の職員対象)</p> <p>※H26.3.26 鳥取県防災会議(地域防災計画と広域住民避難計画の修正) → 避難時間を4日間から20時間に短縮</p>	<p>H25.12.11 3首長意見交換(知事、米子市長、境港市長)</p>	<p>H25.12.11 3首長意見交換(知事、米子市長、境港市長)</p>

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H26	H27.3.18 中国電力清水副社長が知事に1号機廃止の事前報告	OH26.10.21 知事が中国電力苅田社長に原子力防災対策(人件費などの負担への協力を要請(中国電力本社) OH27.3.18 中電は取締役会で1号機を廃止決定し、本県に対し廃止を決定し電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行うことの報告を知事が受領(立地と同等の対応) OH27.3.18 知事が中国電力清水副社長へ、1号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手続きにおける県等への安全協定に基づく報告、安全協定等の改定等について申入れ…立地と同等の対応を行う		
H27	H27.4.30 島根原子力発電所1号機営業運転終了 H27.9.11 中国電力清水副社長から副知事に計器の校正記録の不適切な取扱いに関する調査結果を報告	OH27.5.1 1号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同様に対応するよう申入れ OH27.5.15 1号機営業運転終了に伴い、厳正な安全確保、立地自治体と同様に対応すること及び安全協定を立地自治体と同等の内容に改定すること等について申入れ OH27.9.14 計器の校正記録の不適切な取扱いに関することについて、再発防止対策の徹底、再発防止対策取り組み状況の適宜報告、国の確認・指導・監督内容報告及び積極的かつわかりやすい情報の公開すること等を申入れ OH27.12.8 知事が中国電力清水副社長に、島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定改定に関する申入れ(米子市長及び境港市長連名) OH27.12.14 中国電力より、申入れに対する文書回答(安全協定を改定する協議について等)	H28.2.18 第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会開催	H27.9.4 第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会開催
12月22日「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定 締結 ※廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定」及び「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定の運営要綱」の一部を改定する協定を締結				
H28	OH28.4.28中国電力清水副社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告 OH28.5.21中電主催の住民説明会(夢みなどタワー(境港市)) OH28.7.4原子力規制委員会へ申請	OH28.4.28知事から中国電力副社長へ申入れ ・島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと OH28.5.16第1回原子力安全顧問会議(中電からの聞き取り) OH28.5.22第1回島根県原子力安全対策合同会議(島根原子力規制事務所、中電からの聞き取り) OH28.5.31島根県議会常任委員会 OH28.6.12原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換 OH28.6.15島根県議会全員協議会 OH28.6.17中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ ・島根1号廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。 ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中電から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。 OH28.6.17島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答 OH28.6.17国要望(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府) OH28.7.4原子力規制委員会へ申請 OH28.7.4安全協定に基づき申請した旨の報告受	OH28.5.19米子市議会全員協議会(中電からの聞き取り) OH28.6.10米子市議会全員協議会 OH28.6.12原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換 OH28.6.17境港市議会(中電からの聞き取り) OH28.6.8境港市議会全員協議会 OH28.6.12原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換	OH28.5.17境港市議会(中電からの聞き取り) OH28.6.8境港市議会全員協議会 OH28.6.12原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換 OH28.7.4安全協定に基づき報告受
H29	OH29.4.19中国電力天野鳥取支社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画が認可された旨を報告 OH29.6.1中電主催の住民説明会(米子市) OH29.7.28中国電力が廃止措置作業に着手	OH29.4.26国要望(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府) OH29.5.16原子力安全対策PT会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り) OH29.5.19島根県議会議員全員協議会 OH29.5.26第1回原子力安全顧問会議及び第1回原子力安全対策合同会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り) OH29.6.24原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換 OH29.6.26鳥取県議会議員全員協議会 OH29.6.27中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ ・島根1号機廃止措置計画の事前報告の可否に関しては、8項目の条件を付した上で、廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間(第1段階)の実施に限り了解する。 ・安全協定も立地自治体と同内容に改定すること。 OH29.6.28~29国要望(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省) OH29.7.7島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答	OH29.5.26第1回原子力安全対策合同会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り) OH29.6.19米子市議会全員協議会 OH29.6.24原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換	OH29.5.26第1回原子力安全顧問会議及び第1回原子力安全対策合同会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り) OH29.6.7境港市議会(中電からの聞き取り) OH29.6.14境港市議会から市長への回答 OH29.6.24原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（安全確保等の責務）

第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べができるものとする。

3 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせができるものとする。

4 甲は、測定結果を公表するものとする。

(計画等の報告)

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - (2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
 - (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
- 2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べができるものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係

- ① 原子炉施設の故障があったとき。
 - ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
 - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
 - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
 - (2) 放射性物質の漏えい関係
 - ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
 - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
 - (3) 放射線被ばく関係
 - ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
 - ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。
 - (4) その他
 - ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。
- 2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(現地確認)

- 第 11 条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。
- 2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲、乙、丙及び丁は、第 1 項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるるものとする。

(教育訓練)

- 第 12 条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

- 第 13 条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に

協力するものとする。

(公衆への広報)

第 14 条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第 15 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第 7 条及び第 8 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第 9 条、第 10 条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第 16 条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第 17 条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

- 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第 18 条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第 19 条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第 20 条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 11 条第 3 項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第 8 条第 1 項、第 9 条又は第 10 条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとす

る。

(その他)

第 21 条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 12 月 25 日
平成 27 年 12 月 22 日 (一部改定)

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地
米子市
米子市長 野 坂 康 夫

丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地
境港市
境港市長 中 村 勝 治

丁 広島県広島市中区小町 4 番 33 号
中国電力株式会社
取締役社長 茂 田 知 英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第20条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

- 第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）
- 2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。
- 3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。
- 4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標値）

- 第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）」による。

（計画等の報告）

- 第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。
- 2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。
- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
- (2) 前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が相互に合意するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
- (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。

2 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - ① 原子力発電所建設計画（その都度）
 - ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
 - ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
 - ④ 建設工事計画（毎年度当初）
 - ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
 - ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
 - ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
 - ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
 - ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
 - ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
 - ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
 - ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
 - ③ 発電所の運転状況（毎月）
 - ④ 計画運転停止の計画（その都度）
 - ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
 - ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
 - ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
 - ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
 - ⑨ 廃止措置状況（毎月）
- (3) 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況
 - ① 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況（毎月）
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
 - ① 定期検査の計画（その都度）
 - ② 定期検査の実施状況（毎週）

- ③ 定期検査の結果（その都度）
 - (5) 環境放射線の測定結果
 - ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
 - ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
 - (6) 温排水等の調査結果
 - ① 取放水の水温（毎月）
 - ② 沿岸定点の水温（毎月）
 - ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
 - (7) 品質保証活動の実施状況
 - ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
 - (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
 - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
 - (9) その他必要と認められる事項
 - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
 - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
 - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
 - ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
 - ⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）
 - ⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
 - ⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
 - ⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）
 - ⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
 - ⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）
- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
- 3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとし、準備が整い次第運用を開始する。
- ① 各号機の発電出力
 - ② 各号機の排気筒モニタ値
 - ③ 各号機の放水路水モニタ値
 - ④ 敷地境界モニタリングポスト値
 - ⑤ 風向及び風速

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）

第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

（異常時における連絡）

第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていてなくとも、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。

2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子

炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設とする。

また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定される故障とする。

- 3 協定第 10 条第 1 項第 1 号②に規定する「安全関係設備」とは、別表 1 に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第 10 条第 1 項第 1 号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が 5 パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第 10 条第 1 項第 2 号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）
- 6 協定第 10 条第 1 項第 3 号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第 44 条第 1 項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
- 7 協定第 10 条第 1 項第 4 号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第 10 条第 1 項第 4 号⑤に規定する「通報基準値」は、別表 2 に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
- 9 協定第 10 条第 1 項第 4 号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
- 10 協定第 10 条第 2 項に規定する「測定結果等」は、同条第 1 項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

（公衆への広報）

第 8 条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

（連絡の方法）

第 9 条 協定第 15 条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

（損害の補償）

- 第 10 条 協定第 17 条第 1 項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。
- 2 協定第 17 条第 2 項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。
- 3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

（協定の改定）

第11条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第19条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

(運用)

第12条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日（一部改定）

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市
米子市長 野坂康夫

丙 境港市
境港市長 中村勝治

丁 中国電力株式会社
島根原子力発電所長

別表1 第7条第3項で規定する安全関係設備

	1号機	2号機	備考
(1)	液体ポイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高圧注水系	高圧炉心スプレイ系	
(4)	低圧注水系	低圧注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	放射性物質の閉じ込め機能
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

別表2 第7条第8項で規定する異常時通報基準値

(1)

計器名	通報値
敷地境界モニタリングポスト	220nGy/h

(2)

計器名	通報値A 〔下記の状態が10時間 続くとき〕		通報値B 〔下記の状態になつたとき〕	
	1号機	2号機	1号機	2号機
1号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps	
	タービン建物排気筒モニタ	150cps	300cps	
	放水路水モニタ	7cps	70cps	
2号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps	
	放水路水モニタ	8cps	80cps	

(3)

計器名	通報値	備考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	150cps	積算放射能量の計測値が左の値になったとき

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の一部を改定する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所の原子炉の廃止及び確認書（平成25年11月20日）を踏まえ、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の一部を次のように改定する。

第1条中「建設及び運転・保守」を「建設、運転・保守及び廃止」に改める。

第6条第1項第2号中「(昭和32年法律第166号)」の次に「(以下この条において「法」という。)」を加え、「第2条」を「第3条」に改め、同条同項第3号中「原子炉の解体」を「原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更」に改める。

第8条第1項第1号中「進捗状況」の次に「並びに廃止措置計画」を加え、同条同項第2号中「運転状況」の次に「並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況」を加える。

第9条中「運転上の制限」の次に「及び施設運用上の基準」を加える。

第10条中「原子炉施設等」を「原子炉施設」に改める。

平成27年12月22日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 野坂康夫

丙 鳥取県境港市上道町3000番地
境港市
境港市長 中村勝治

丁 広島県広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
取締役社長 茂田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱の一部を改定する要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所の原子炉の廃止及び確認書（平成25年1月20日）を踏まえ、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱の一部を次のように改定する。

第1条第1項中「指針類」を「内規等」に改め、第3項中「「高経年化に関する基本的な考え方」（平成8年4月資源エネルギー庁）及び「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の充実について」（平成17年8月原子力安全・保安院）等」を「「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）」に改める。

第3条第1項中「（昭和32年法律第166号）」の次に「（以下この条において「法」という。）」を加え、「第26条第1項」を「第43条の3の8」に改め、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。

- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
- (2) 前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更

3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が相互に合意するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

第5条第1項第1号の本文中「進捗状況」の次に「並びに廃止措置計画」を加え、同項同号⑤の次に次を加える。

- ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
- ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
- ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
- ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
- ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）

第5条第1項第2号本文中「運転状況」の次に「並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況」を加え、同項⑥の次に次を加える。

- ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
- ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
- ⑨ 廃止措置状況（毎月）

第6条中「運転上の制限」の次に「及び施設運用上の基準」を加える。

第7条第2項中「第2条第1項第2号に規定する原子炉施設とし、「等」とは、「発電機、主要変圧器（主変圧器、所内変圧器等）、しゃ断器」」を「第3条第1項第2号に規定する施設」に改める。

平成27年12月22日

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市
米子市長 野坂康夫

丙 境港市
境港市長 中村勝治

丁 中国電力株式会社
島根原子力発電所長 北野立夫

第 201200118956 号
平成 24 年 11 月 1 日

中国電力株式会社
取締役社長 荘田 知英 様

鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

米子市
米子市長 野坂 康夫

境港市
境港市長 中村 勝治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る 9 月 19 日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足とともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（U P Z）に鳥取県が位置付けられることになりました。

については、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第 19 条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同運営要綱第 11 条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

(写)

島原本企第4号
平成25年3月15日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く
御礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定を立地県・立地市並の協定に改定するよう申入れをいただいておりますが、今後も誠意をもって協議を継続させていただきたいと考えておりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

また、原子力災害対策特別措置法におきましては、貴県が立地県と同等の権限を有していることから、当社は同法にもとづき立地県と同等の対応を行ってまいります。

当社は今後とも鳥取県民の皆様の安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行ってまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(写)

島原本企第7号
平成25年3月15日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係るご確認事項について（ご回答）

平成25年1月23日に開催されました「第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会」におきまして、貴県、米子市および境港市よりご確認のありました島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）等の運用に係るご確認事項につきまして、別紙のとおりご回答申し上げます。

（別紙）安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

以上

別 紙

安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

ご確認いただきました事項につきまして、下記のとおり了承し協力するものといたします。

なお、具体的な実施方法等につきまして詳細協議のうえ、対応いたします。

1. 専門家会議委員による現地確認

【ご確認事項】

安全協定第11条第1項に定める現地確認することができる職員に、鳥取県原子力防災専門家会議委員は含まれる。

【ご回答】

鳥取県が委嘱される鳥取県原子力防災専門家会議の委員につきましては、現地確認することができる鳥取県の職員として対応いたします。

2. 「立入検査」の運用確認

【ご確認事項】

原子力災害対策特別措置法第32条に規定する立入検査の運用について確認する。

1. 概要

鳥取県は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員を島根原子力発電所に立入検査させるときは以下の項目について行うものとする。

2. 主な想定検査項目

主な想定検査項目について以下のとおりとして検査を行う。

- (1) 原子力事業者防災業務計画（原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策など）の履行状況等（原災法第7条）
- (2) 原子力防災組織の設置状況（原災法第8条第1項）
- (3) 原子力防災要員の配置状況（原災法第8条第3項）
- (4) 原子力防災管理者等の状況（原災法第9条第1項、第3項）
- (5) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備（原災法第11条第1項、第2項）
- (6) その他原子力防災対策に必要な事項（原災法第3条）

3. 運用等

鳥取県は、立入検査の結果、鳥取県が行う原子力防災対策に関する事務のため、必要があると認める場合には、中国電力株式会社に対して、適切な履行を求めるものとする。

【ご回答】

原子力規制庁において確認された検査項目等であり、法令に基づく立入検査として留意し、真摯に対応いたします。

なお、貴県がこの立入検査を行う場合、米子市および境港市の職員は安全協定第11条第1項に基づく現地確認として同行することができます。

立入検査の詳細の運用につきましては、今後ご検討、ご協議のうえお知らせいただきますようお願ひいたします。

3. 原子力安全文化の育成**【ご確認事項】**

島根原子力発電所の安全文化の育成に当たっては、万が一事故が起これば、避難や健康被害等に対して不安を抱く周辺地元住民の気持ちを察して育成に努めてもらいたい。このため、たとえば、中国電力の自主的取組である原子力安全文化有識者会議などへ地元代表をいれるなどして、住民の声を反映してもらいたい。

【ご回答】

当社における原子力安全文化醸成にあたりましては、住民の方々のご意見もお聞きしながら進めていくことは大変重要なことと考えております。

原子力安全文化有識者会議は社外有識者を中心に第三者の視点から提言をいただいているものであり、今後、委員構成の見直しを行う場合には、鳥取県内からも委員を選任することといたします。

4. 県民への広報について**【ご確認事項】**

広報の目的と理念を共有し、それに基づき事務レベルで広報・情報伝達に関する運用を今後詰める。

<共有理念（案）>

中国電力が発信する島根原子力発電所に関する情報について、県民の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう、県民に正確な情報提供を行うことが重要である。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の締結により、すべてに優先する安全確保の範囲が鳥取県内の周辺地域住民にも拡大されたことを踏まえ、中国電力が報道機関へ情報提供する際には、鳥取県内においても島根県内と同時に資料提供するなど、両県民が同様に情報提供を受ける手段を確保するようつとめるものとする。

【ご回答】

住民の皆様の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう、ご提案いただいた理念を共有し、正確かつ確実な情報提供に努めてまいります。具体的な運用につきましては事務レベルで協議してまいります。

5. 原子力防災対策への協力**【ご確認事項】**

安全協定は、県民の安全確保等を目的とするが、安全は防災との両輪であり防災が欠落した安全はあり得ない。原子力事業者が、原子力災害対策について大きな責務を有している。

協定の実効性を確保し、地域防災計画へ反映する。

【ご回答】

原子力事業者として、原子力災害対策に大きな責務を有していることは当然であり、地域防災計画をはじめとした原子力防災対策には、可能な限り協力させていただきます。

協力の具体的な内容（モニタリング、スクリーニング、情報伝達等）につきましては、引き続き協議をさせていただきますようお願いいたします。

以上

写

第 201300148747 号
平成 25 年 12 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 荘田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

このことについては、平成 24 年 11 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体並の安全協定となるように改定すべく、現在、本県、米子市、境港市及び貴社とで協議を継続中です。

このような中、11 月 21 日に貴社より安全協定第 6 条に基づき、島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告がありました。このことを受け、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日提出したところですが、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼働への準備が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものであり、その改定は、県民の安全・安心のため喫緊の課題であります。

については、貴社に対し、鳥取県民に対するこのような安全の差別的取扱いに繋がる状況を解消すべく、安全協定の立地自治体と同等の内容への早期改定について強く求めます。

(写)

第 201300119491 号

平成 25 年 1 月 1 日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 野 坂 康 夫

境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する意見の
反映について（申入れ）

本年 7 月 8 日、原子炉等規制法に基づく新規制基準が施行され、中国電力株式会社においても島根原子力発電所に係る当該基準への適合に向けた準備が進められているところです。

このような中、島根原子力発電所の周辺地域における住民の安全確保等のため、国、中国電力等に対し、周辺地域としての意見等を伝え、その施策や安全対策等に適切に反映していただくことが必要であり、これに当たっては貴県との連携が必要と考えているところです。

については、貴県において、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たり、本県の意見等を踏まえ誠意をもって対応されるとともに、国、中国電力等に本県の意見等をお伝えいただくよう申し入れます。

(写)

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」という。）は、甲が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。

記

- 1 甲は、乙及び丙の考え方をよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考え方を届けるものとする。
その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲は、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年11月7日

甲 島根県知事 溝口 善兵衛

乙 鳥取県知事 平井 伸治

丙 米子市長 野坂 康夫

丙 境港市長 中村 勝治

(写)

電 原 総 第 24 号
平成 25 年 1 月 21 日

鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治 様

中 国 電 力 株 式 会 社
取 締 役 社 長
苅 田 知 英

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準
に係る安全対策について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、東京電力㈱福島第一原子力発電所での事故以降、島根原子力発電所において緊急安全対策及びシビアアクシデント対策など、安全性をより一層向上させるための対策を実施しております。

これらの対策につきましては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）の改正に伴う新たな規制基準（新規制基準）が本年 7 月 8 日に施行されたことから、原子炉設置変更許可などの申請手続きを行い、新規制基準への適合性について国の審査を受ける必要があります。

つきましては、島根原子力発電所 2 号機におけるこれらの対策について「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（平成 23 年 12 月 25 日付）第 6 条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

当社といたしましては、島根原子力発電所の安全性を不斷に追求し続けるとともに、地域の皆様方のご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

<添付書類>

- ・島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2 号原子炉施設の変更）
- ・原子炉設置変更許可申請の概要について（島根原子力発電所 2 号機）

(添付書類)

原子炉設置変更許可申請の概要について

(島根原子力発電所2号機)

原子炉設置変更許可申請の概要

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて平成 24 年 6 月 27 日に改正された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」を受け、同年 9 月 19 日に発足した原子力規制委員会において検討されてきた、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則・内規（以下、「新規制基準」という。）が平成 25 年 6 月 19 日に決定し、同年 7 月 8 日に施行された。

当社は、島根原子力発電所において必要な安全対策を実施するとともに、新規制基準への適合性確認の申請を行うため、島根原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更許可申請書を作成した。申請書における主な対応状況は以下の通りである。

新規制基準において新たに要求される機能と島根 2 号機の対応状況の概要

新たに要求される機能		島根 2 号機の対応状況
設 計	耐震・耐津波機能	耐震機能（活断層評価、地下構造調査 等）
		耐津波機能（津波評価、浸水防止対策 等）
基 準	自然現象に対する考慮	火山・竜巻影響評価 等
火災・内部溢水		火災・内部溢水
対 応	電源の信頼性	外部電源の強化
	その他の設備の性能	海水ポンプの物理的防護
重 大 事 故 等	炉心損傷防止対策	代替注水機能確保、代替熱交換設備の配備
	格納容器破損防止対策	代替注水機能確保、格納容器フィルタベント系の設置
	放射性物質の拡散抑制対策	静的触媒式水素処理装置、水素放出設備等の設置 敷地外への放射性物質の放出抑制対策
	その他	①水供給機能 ②電気供給機能 ③緊急時対策所機能
	①水供給機能	輪谷貯水槽の耐震補強
	②電気供給機能	代替交流電源・直流電源の確保
	③緊急時対策所機能	免震重要棟の設置

要求される機能及び対応状況の詳細を別紙-1 に示す。

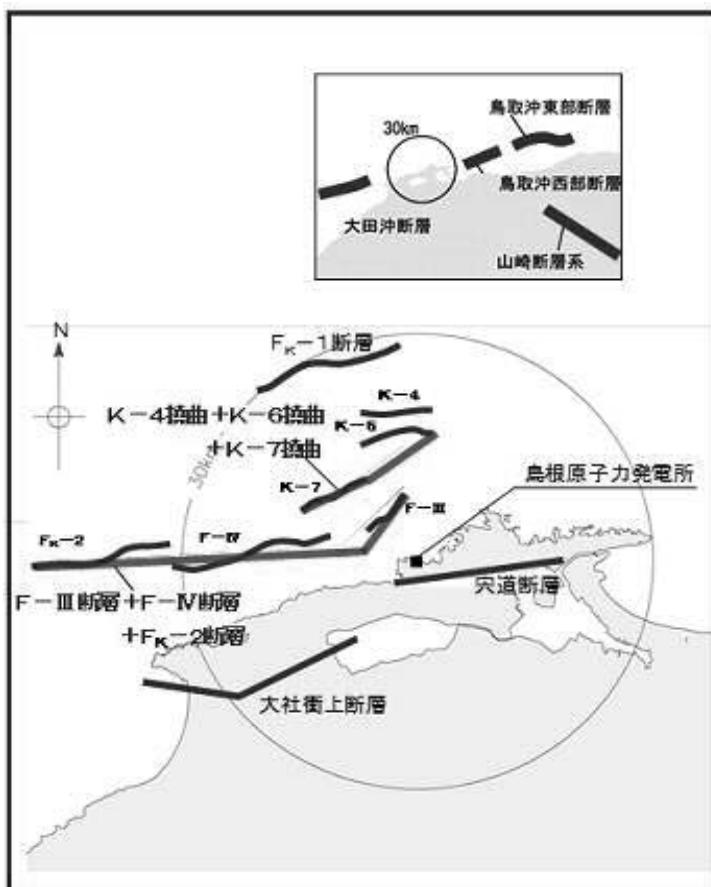
『設計基準への対応』

1. 地震対策

平成18年の耐震設計審査指針改訂に伴い、広範囲にわたり詳細な地質調査を実施し、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層を活断層と判断するとともに、様々な不確かさ（応力降下量、傾斜角等）を考慮して基準地震動を策定した。

策定した基準地震動は、宍道断層（約22km）や880年出雲の地震等から策定したSs-1（600ガル）、2007年新潟県中越沖地震の知見を反映したSs-2（586ガル）、敷地前面海域の活断層の3連動（約51.5km）を考慮したSs-3（489ガル）であり、これらの基準地震動に対し施設が十分な耐震安全性を有することを確認した。

また、新規制基準では、後期更新世（約12～13万年前）の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡った活断層評価が要求されているが、島根原子力発電所敷地周辺の活断層については後期更新世の地層が欠如する場合は安全側に活断層と評価すること等により、後期更新世以降の活動性が明確に判断できるため、活断層評価に変更がないことを確認した。



耐震設計上考慮する主な活断層分布図

2. 津波対策

新規制基準では、地震のほか、地震以外の要因及びこれらの組合せによるものも検討し、不確かさを考慮して数値解析を実施するとともに、行政機関及び地方自治体による津波評価について検討を行った上で、既往最大を上回るレベルの基準津波を策定することが要求されており、これらを踏まえて基準津波を検討した結果、安全側の評価を実施する観点から、平成 24 年に鳥取県が日本海東縁部に想定した地震に伴う津波を基準津波として選定した。

基準津波による敷地における最高水位は、施設護岸で海拔 9.5m であり、津波対策として設置した海拔 15m の防波壁の高さを下回ることを確認した。

また、取水槽内の最低水位は、海拔 -7.2m であり、現在実施中の原子炉補機海水ポンプの長尺化工事により取水可能水位を上回ることを確認した。



3. その他自然現象

(1) 火山対策

新規制基準では、発電所から半径 160km 圏内の第四紀火山（約 258 万年前以降に活動した火山）を調査し、火碎流、火山灰等の到達の可能性、到達した場合の影響を評価することが要求（火山灰は 160km 以遠も評価）されており、対象火山について、火山事象の影響評価を実施した。

その結果、発電所の運用期間中に想定される噴火規模、敷地との位置関係等を踏ま

えると、火砕流、溶岩流等が敷地に到達することはないことを確認した。

また、敷地において考慮する火山灰（対象は鬱陵島火山：発電所の北西約 290km）の堆積厚さは 2cm であり、この火山灰の堆積荷重に対して必要な機能が維持され、安全性が損なわれないことを確認する。

（2）竜巻対策

新規制基準の要求に基づき、竜巻の検討地域を日本海側の沿岸（北海道～本州）で、かつ海岸線から海側 5km、山側 5km の地域（面積約 33,000km²）として、過去に発生した竜巻の風速等を調査した結果、設計竜巻は藤田スケール 2（最大風速は 69m/s）とした。

この設計竜巻の最大風速等から設定した設計竜巻荷重に対して、重要安全施設の構造健全性等が維持され、安全性が損なわれないことを確認する。

4. 火災対策

新規制基準の要求に基づき、火災対策を行う。

（1）火災の発生防止

- ・発火性又は引火性物質の漏えい防止及び堰等の設置による漏えい拡大防止を行う。
- ・安全系設備は、基本的に不燃性又は難燃性材料を採用する。

（2）火災の検知・消火

- ・異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を設置する。
- ・火災感知設備は、非常用所内電源系から電源を確保するとともに、専用の蓄電池を設置し、中央制御室で監視できるようにする。
- ・大規模地震時でも消火活動が行えるように、補助消火水槽を水源とし、多重性のある電動駆動の補助消火ポンプにより消火用水を供給でき、基準地震動 S s に対し耐震性を有する独立した水消火設備を設置する。

（3）火災の影響軽減

- ・原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持するための安全設備が設置される区域は、耐火性能を有する壁の設置や、その他の延焼を防止するための措置等を講じる。

5. 内部溢水対策

新規制基準の要求に基づき、内部溢水対策を行う。

- (1) 溢水に対し、原子炉が運転状態にある場合は、原子炉を高温停止するとともに引き続き低温停止することができる設備とする。また、原子炉が停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設備とする。
- (2) 燃料プールにおいては、プール冷却機能及びプールへの給水機能を維持できる設備とする。
- (3) 原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により、当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じた設備とする。

6. 電源の信頼性

原子炉施設に接続する送電線は、220kV送電線2回線及び66kV送電線1回線で構成され、それぞれ異なる変電所から受電しており、信頼性のある設備であることを確認した。

『重大事故等への対応と有効性評価』

7. 重大事故対策

新規制基準の要求に基づき、全ての交流電源を喪失した場合などにおいても、代替設備を使用した重大事故対策を行う。

(1) 炉心損傷防止対策

原子炉への代替注水系として、常設の代替注水ポンプと可搬型の送水車を設置し、多重化された配管から原子炉へ注水する等により、炉心損傷を防止する。

(2) 格納容器破損防止対策

格納容器内を冷却するための代替注水系として、可搬型の送水車を設置し、多重化された配管から格納容器内へのスプレイや格納容器下部のペデスタルへの注水を行うとともに、格納容器フィルタベント系を設置し、格納容器内の放射性物質を低減させた後、大気に排気することにより、格納容器内の圧力と温度を低下させ、格納容器の加圧破損を防止する。

(3) 放射性物質の拡散防止対策

大型の送水ポンプ車及び放水砲等で構成する原子炉建物放水設備を配備し原子炉建物に向けて放水することにより、放射性物質の拡散を抑制する。

これらの設備の駆動用の代替電源として高圧発電機車（500kVA）の配備やガスタービン発電機車（4,000kVA）を設置するとともに計測・制御用の代替電源として蓄電池の強化や直流給電車の配備を行う。また、淡水源として使用する輪谷貯水槽の耐震補強を実施した。

8. 重大事故対策の有効性評価

炉心損傷などに至る事故シーケンスに基づき評価し、これらの重大事故対策が炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策として有効であることを確認した。

また、炉心損傷を防止するために行うベント操作に伴い、放出される希ガスやヨウ素の被ばく量を評価した結果、敷地境界での実効線量は約 1.3mSv であり、審査ガイドに示す概ね 5mSv 以下であることを確認するとともに、仮に著しい炉心損傷が発生した場合において格納容器破損防止のためのベント操作を行っても、格納容器フィルタベント等によりセシウム 137 の総放出量は約 0.002TBq であり、審査ガイドに示す 100TBq を下回っていることを確認した。

以上

別紙－1：新規制基準において新たに要求される機能と島根2号機の対応状況

別紙－2：島根原子力発電所2号機 新規制基準への適合性確認申請の概要

写

第 201300148743 号
平成 25 年 12 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 茂田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあったことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求める。

記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201300148746 号
平成 25 年 12 月 18 日

経済産業大臣 茂木 敏充 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

については、今回貴省に対し、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望します。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり汚染水対策を適切に実施することなど 7 項目の意見を付しています。

別紙 1

経済産業省への要望

<原子力発電所の汚染水対策について>

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、中国電力株式会社に対し、その内容を具体的かつ分かりやすく説明するよう指導すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について>

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 中国電力株式会社に対し、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【原子力防災体制の強化】

- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

別紙 2

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201300148745 号
平成 25 年 12 月 19 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所 2 号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、11月21日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、12月17日にこれに対する意見を提出したところです。

については、今回貴庁に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙 1 のとおり強く要望いたします。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙 2 のとおり汚染水対策を適切に実施することなど 7 項目の意見を付しています。

別紙 1

原子力規制委員会への要望

<原子力発電所の汚染水対策について>

【汚染水対策】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について>

【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宍道断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。
- フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 島根原子力発電所 2 号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。

- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【国の費用負担について】

- 緊急時防護措置準備区域（U P Z）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施するため、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（E M C）等の整備を進めており、平成 27 年度までの 3 力年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。

併せて、U P Z 内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たに U P Z が設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。

- 平成 25 年度補正予算の執行に当たっては、道府県における原子力防災資機材（ホールボディカウンター等）等の緊急整備ができるよう配慮すること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

<原子力発電所における防災対策の強化について>

【原子力防災体制の強化】

- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るSPEEDI等による予測情報は不可欠なことから、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

別紙 2

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

(写)

電立第18号
平成27年3月18日

鳥取県知事 平井伸治様

中国電力株式会社

取締役社長 厄田知英

島根原子力発電所1号機の今後の取り扱いについて

拝啓 早春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、営業運転開始後40年を経過した島根原子力発電所1号機の取り扱いにつきましては、原子力発電を取り巻く事業環境の変化、今後の電力需要や供給力等を総合的に勘案し、本日の取締役会において、平成27年4月30日をもって廃止することといたしました。

島根原子力発電所1号機は昭和49年3月に営業運転を開始して以来、長きにわたりて地域の電力安定供給の一翼を担うことができましたことは、貴県をはじめ、地域の皆さまのご理解とご協力の賜物であり、厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所の運営につきましては、今後の廃止措置も含め、安全の確保を最優先に、地域の皆さまのご理解をいただきながら取り組んでまいる所存でございますので、引き続き、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

(写)

第 201400197757 号
平成 27 年 3 月 19 日

中国電力株式会社
取締役社長 荘田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）

平成 27 年 3 月 18 日に貴社より報告のあったこのことについて、下記のとおり申入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 1 号機については、引き続き厳正に安全管理を行うこと。
- 2 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続に際しては、鳥取県、米子市及び境港市に安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応すること。これに当たり、まずは廃止措置計画の申請内容等について、鳥取県、米子市及び境港市に対して具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 3 島根原子力発電所 1 号機についても、鳥取県、米子市及び境港市が行うべき安全対策及び防災対策について全面的に協力すること。
- 4 現在改定協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の規定内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

(写)

第 201400197757 号
平成 27 年 3 月 19 日

経済産業大臣 宮沢洋一様

鳥取県知事 平井伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定にともなう要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3月18日に、中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を貴省に行ったことについて報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置が徹底した安全管理の下で行われるよう、貴省におかれても中国電力への指導を適切に行うこと。
- 2 廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含めた財源等の対応を検討すること。
- 3 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。

(写)

第 201400197595 号
平成 27 年 3 月 19 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に対する要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3 月 18 日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行ったことについての報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関する適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 2 廃止措置においては安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うように指導・監督すること。
- 3 廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財政的支援を行うこと。

(写)

第201500028555号
平成27年5月15日

中国電力株式会社
取締役社長 茂田知英様

鳥取県知事 平井伸治

島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について

島根原子力発電所1号機の営業運転の終了に当たり、今後の廃止措置を憂慮して下記のとおり申し入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むこと。
- 2 廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性のあるものにすること。また、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、具体的にするとともに、安全対策をはじめ地元自治体の理解を得ること。
- 3 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同様に対応すること。
- 4 廃止措置が終了するまでの間について、鳥取県、米子市及び境港市が行う安全対策及び防災対策について、事業者としての役割を積極的に果たすこと。
- 5 現在協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

第201500136982号
平成27年12月8日

中国電力株式会社
取締役社長 荏田 知英 様

鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

米子市
米子市長 野坂 康夫

境港市
境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

平成23年12月25日に鳥取県及び米子市、境港市並びに中国電力株式会社が締結した島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）については、立地県・立地市同等の協定となるよう継続して協議を行っているところです。

平成27年4月30日に島根原子力発電所1号機が運転を終了したことに伴い、今後、中国電力株式会社において核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の33第1項に規定される廃止措置（以下「廃止措置」という。）が講じられることになります。

については、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり安全協定第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

1 島根原子力発電所1号機の廃止措置については、安全協定第6条第1項第3号の「原子炉の解体」に該当し、関係自治体に対して報告等が行われるとの認識ですが、法令に沿った手続きを明確にするため、当該事項について協定に明記すること。あわせて、協定の運営要綱についても同様の改正を行うこと。

2 安全協定を立地県・立地市同等の協定となるよう改定すること。



島原本広第492号
平成27年12月14日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く
御礼申し上げます。

さて、平成27年12月8日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定の改定を申入れいただいたことにつきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

当社は、今後とも貴県との安全協定の対応を誠実に行うとともに、事業者として鳥取県民の皆さまの更なる安全・安心が確保できるよう最大限努力してまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 原子炉施設の廃止措置に係る安全協定における対応の明確化について
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律における廃止
措置に関する規定をもとに、安全協定第6条第1項第3号に定める「原
子炉の解体」について手続きを明確化するとともに、廃止措置において
も、建設中または運転中の原子炉施設と同様の対応を行うよう、安全協
定および同協定の運営要綱の必要な改正をすることで協議させていた
だきます。

なお、廃止措置に係る具体的な計画の報告や連絡などの項目については立地自治体と同じ内容にするとともに、安全協定の運用においては、廃止措置における対応についても、立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

2. 立地県・立地市と同等の協定への改定について

本件につきましては、平成24年11月1日付文書で申入れをいただいて以来、協議を継続しているところですが、原子力発電所周辺自治体と原子力事業者との間における安全協定のあり方につきましては、現在も様々な場で議論が重ねられているところであり、平成25年3月15日付文書でご回答申し上げましたとおり、鳥取県民の皆さまの安全の確保および環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同じものであり、今後とも安全協定の運用においては立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

当社といたしましては、この度改めて申入れをいただいた趣旨を真摯に受け止め、引き続き、誠意をもって協議をさせていただきたいと考えております。

以上

(写)

第 201600047798 号
防起第 622 号 - 1
受 境 自 第 33 号
平成 28 年 6 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について（回答）

平成 28 年 4 月 28 日付島原本広第 82 号、同第 83 号及び同第 84 号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、別紙のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

別紙

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。
- 2 廃止措置の各段階に係る一連の手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。

第 201600047801 号
防起第 622 号-1
発 境 自 第 57 号
平成 28 年 6 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定
について（申入れ）

このことについては、平成 24 年 1 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同等の安全協定となるように改定すべく、現在、貴社、鳥取県、米子市及び境港市とで協議を継続中です。

このような中、平成 28 年 4 月 28 日に、貴社より安全協定第 6 条に基づき、島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請及び同 2 号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3 系統目）の設置）に関する事前報告がありました。このことを受け、鳥取県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を 6 月 17 日に提出したところですが、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼働や廃止措置への準備が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものです。

については、貴社に対し、県民の安全と安心の確保のため、安全協定の立地自治体と同内容への改定について再度強く求めます。

(写)

第 201700080193 号
防起第 671 号-1
受境自第 33 号
平成 29 年 6 月 27 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について（回答）

平成 28 年 4 月 28 日付島原本広第 82 号、同第 83 号及び同第 84 号で報告のあったこのことについては、平成 28 年 6 月 17 日に最終的な意見を留保すると回答していたところです。

このたび、平成 29 年 4 月 19 日の貴社からの認可に関する報告を受け、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、あらためて別紙のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

別紙

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、原子力規制委員会の審査を受けた廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第1段階）の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。

特に、放射性物質の扱いを伴う廃止措置作業については、安全神話に陥ることなく、起これり得る事故を十分に想定しているか常に検討するリスク管理を徹底し、自発的な改善によって事故リスクを解消すること。

万が一、人と環境に影響する恐れのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。
- 3 解体工事準備期間（第1段階）における認可を受けた廃止措置計画の変更及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 6 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 原子力発電所については、廃止措置段階においても原子力防災対策など行政の財政負担が引き続き生じることから、長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、国による適切な財政措置が実現するまでの間、引き続き事業者として必要な負担を行うこと。

(写)

第 201700080193 号
防起第 671 号-1
発 境 自 第 72 号
平成 29 年 6 月 27 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定
について（申入れ）

このことについては、平成 24 年 1 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同内容の安全協定となるように改定すべく、現在、貴社、鳥取県、米子市及び境港市とで協議を継続中です。

このような中、かねてより安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否について最終的な意見を留保していた島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請について、平成 29 年 4 月 19 日に、貴社より認可されたとの報告を受け、鳥取県、米子市及び境港市では、貴社に対する最終的な意見を 6 月 27 日に提出したところです。

これまでの安全協定の改定協議の中で、運用上において立地自治体と同様の対応を行う旨を文書で確認しているところですが、貴社において、再稼働や廃止措置が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものです。

については、貴社に対し、県民の安全と安心の確保のため、安全協定の立地自治体と同内容への改定について再度強く求めます。

(写)

第 201500059436 号
平成 27 年 7 月 7 日

中国電力株式会社
取締役社長 茂 田 知 英 様

鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市
米子市長 野 坂 康 夫

境港市
境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所における校正及び記録の不適切な取扱いに関する申入れ

貴社から報告を受けた島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計等の点検不備及び虚偽報告については、平成 22 年の点検不備問題以来、こうしたことが起こらないように取組を進める中で起きたことであり、安全と信頼を不可欠とする原子力発電所の運用に対する信頼関係を根本から揺るがすものです。これは、県民に疑惑や不安を抱かせるものであり、誠に遺憾です。

今後は、協力会社を含めて全社一丸となり、島根原子力発電所に対する安全管理体制の確保及び原子力安全文化の醸成に向けて、原因究明と再発防止等に取り組むため、下記事項に適切に対応するよう強く申し入れます。

記

- 1 第 3 者機関による全容解明と徹底した原因究明を行い、関連会社を含めて全社を挙げて実効的な再発防止に取り組むこと。この際、本事案だけでなく他にも同様の事案がないか、あるいは生起しうることがないか改めて確認すること。
- 2 中国電力の対応状況などについて、積極的な情報公開を行うこと。また、県民に対して分かりやすく説明すること。さらに、住民との対話など県民の信頼を得るための活動を積極的に行っていくこと。
- 3 原因の究明状況、再発防止策の実施状況、定着状況等を継続的に確認していくので、適宜、その取組状況等を報告すること。

(写)

第 201500092467 号
平成 27 年 9 月 11 日

中国電力株式会社
取締役社長 茂田 知英 様

鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

米子市
米子市長 野坂 康夫

境港市
境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所における計器の校正記録の不適切な取扱いに関する申入れについて

今回の虚偽報告は、平成 22 年の島根原子力発電所の点検不備に対する再発防止策を進める中で発生したものであり、中国電力株式会社の安全管理に対する信頼を土台から揺るがすもので、憤りを禁じ得ないところであります。

このことについては、7 月 7 日に本県等より貴社に対して、強く申入れを行ったところであります。

このたび、貴社からの調査結果等に関する説明を受け、今後は、貴社との安全協定に基づいてその内容を確認することとしていますが、あらためて下記のとおり再発防止の徹底等を強く求めます。

記

- 1 再発防止に徹底して取組み、平成 22 年の点検不備問題も含め、その取組状況を適宜報告すること。
- 2 原子力規制委員会が、保安規定違反（監視）と認定し、今後、保安検査等で再発防止対策等について確認することとされているが、原子力規制庁の確認を適切に受けるとともに、その指導に従い対策を進めること。また、その確認、指導・監督の内容について報告すること。
- 3 積極的かつ分かりやすい情報公開など県民の信頼を得る取組みを積極的に行うこと。

鳥取県原子力安全顧問設置要綱

(顧問の設置)

第1条 本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング（以下「環境放射線等モニタリング」という。）、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

(顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に關すること。
 - (2) 原子力災害の防災対策に關すること。
 - (3) 原子力施設の安全対策に關すること。
 - (4) 前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に關すること。
- 2 知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づく現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して委嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

(顧問の欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。

- (1) 原子力事業者等（営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。以下同じ。）又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業者
- (2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者
- (3) 顧問の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者
- (4) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者
- (5) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者
- (6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

(顧問の委嘱手続等)

第5条 知事は、顧問の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第1号）の提出を求める。

- (1) この項の規定により申告する日（以下「申告日」という。）において、前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと思料する事項
 - (2) 当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間（再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
 - (3) 申告日の前直近3年間（再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第2号）を毎年4月30日までに提出するよう求める。
- (1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
 - (2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。
- 4 知事は、顧間に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

(鳥取県原子力安全顧問会議)

第6条 県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適當と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、県は出席する顧問の中から座長を選任することができる。

(事務処理)

第7条 この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

原子力防災連絡会議設置要項

1. 目的

福島第一原子力発電所事故以降、国において事故の教訓等を踏まえた防災対策の見直しが進められている中、島根原子力発電所にかかる原子力防災対策について関係自治体間で連携、調整を図るために情報交換等を行うことを目的に連絡会議を設置する。

2. 組織

- (1) 当該連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。
- (2) 議長は島根県防災部長をもって充てる。
- (3) 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3. 会議

- (1) 当該会議は、議長が招集し、これを主宰する。
- (2) 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する者がその職務を代行する。
- (3) 議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者の参加を求めることができる。
- (4) 当該会議には、必要に応じて作業部会を置くことができる。

4. 事務局等

- (1) 当該会議の事務局は、島根県防災部原子力安全対策課に置く。
- (2) この要項に定めるもののほか当該会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

- | | |
|-----|--------------------------|
| 附 則 | この要項は、平成23年5月24日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成23年9月14日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成23年10月12日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成24年7月19日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成26年2月7日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成26年4月28日から施行する。 |
| 附 則 | この要項は、平成27年5月22日から施行する。 |

(別 表)

団体名	職名	備考
松江市	防災安全部長	
出雲市	防災安全管理監	
安来市	統括危機管理監	
雲南市	統括危機管理監	
米子市	総務部長	
境港市	市民生活部 防災監	
鳥取県警察本部	警備部長	
鳥取県	危機管理局長	
島根県警察本部	警備部長	
島根県	防災部長	議長

地域原子力防災協議会の設置について

平成 27 年 3 月 20 日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

○平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

○協議会は、(別紙 1) の 13 地域に設置する。
○協議会の基本構成員は(別紙 2) とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
○各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
○作業部会の基本構成は(別紙 3) とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
○協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
○協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
○効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

○平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議決定及び平成 27 年 3 月 5 日の 3 年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
(1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
(2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであるとの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- (3) 協議会では、道府県が（2）により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照して行う。

(別紙 1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

(別紙 2)

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

(別紙3)

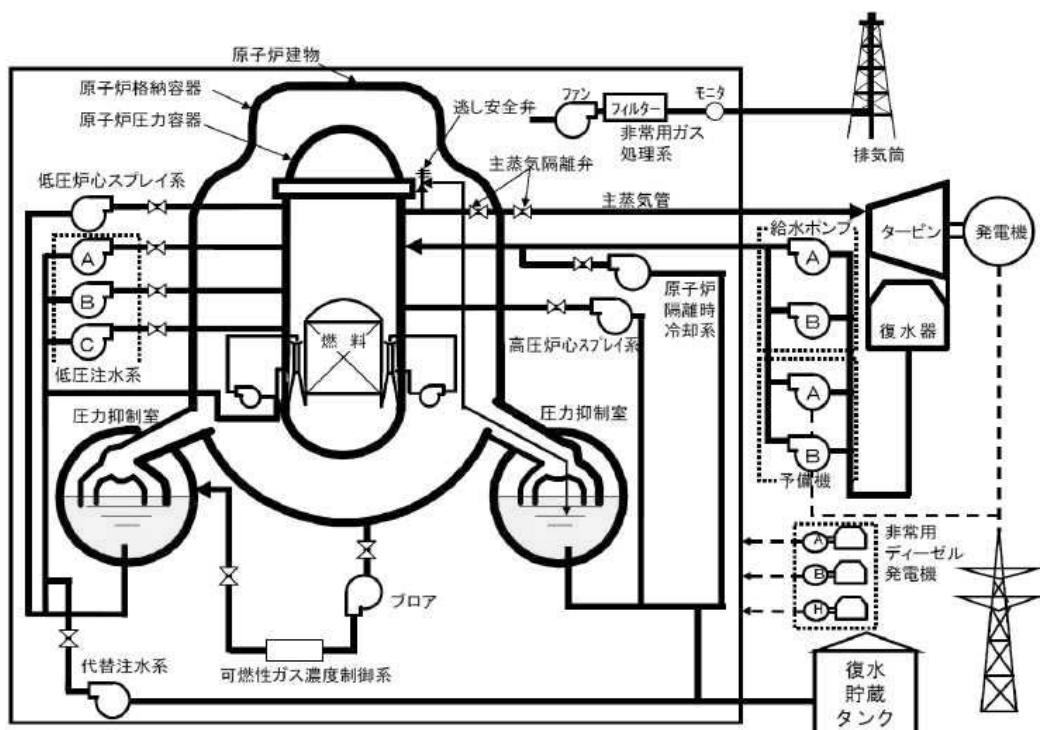
作業部会の基本構成

- ・ 地域の内閣府原子力防災専門官
- ・ 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- ・ 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- ・ 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- ・ 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- ・ 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

島根原子力発電所系統図（2号機）



人形峠環境技術センターでの異常事象発生時の通報基準等について

平成 20 年 1 月 16 日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

1. 異常事象発生時の通報基準

センターの施設等に異常又は異常と思われる事象が発生したときは、速やかに関係機関に通報を行う。本日御説明をさせていただく通報基準は、法律に基づいた報告事象、社会的に影響のあると考える事象をまとめた。一方、社会的に影響のない事象、例えばモータの故障があったものの、代替品により施設の維持管理に影響がないときは、通報の対象外とした。通報基準の判断に迷う事象についても通報の対象とした。

(1) 核燃料物質の不明等

- ①濃縮ウラン・天然ウラン・放射性同位元素等の盗取・不明・脅迫行為。
- ②核燃料物質等に起因する異常事態の発生又はそのおそれがあるとき。
- ③防護区域外で異常事態と思われる状態が発生又はそのおそれがあるとき。

(2) 施設の故障

- ①施設・設備に故障が発生し、再発防止に特別な措置を必要とするとき。
- ②故障が重大で、特別な修復方法・安全対策を講ずる必要があるとき。

(3) 安全機能の喪失

- ①施設等の故障により安全機能（放射線障害の防止・核燃料物質等の閉じ込め機能・安全の担保）の喪失又はそのおそれがあるとき。
- ②保安規定の定めを超えて過充填をしたとき。

(4) 排気・排水の異常

- ①排気口・排水口の濃度が法令又は協定値を超えたとき又はそのおそれがあるとき。
- ②排気モニタで管理できないとき・濃度確認前に誤って送水したとき。

(5) 管理区域外の漏えい

- ①核燃料物質等が管理区域外に漏えいしたとき。
- ②液体（非放射性を含む）が管理区域から管理区域外に拡散（広がった・流れ出た）したとき。

(6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

(7) 臨界

- ①保安規定に定める量以上の取扱いをしたとき。

(8) 管理区域に立に入る者の被ばく

- ①放射線業務従事者 5mSv、従事者以外の者が 0.5 mSv を超え又は超えるおそれがあるとき。
- ②内部被ばく、皮膚汚染が除去できなかつたとき。

(9) 人の障害

- ①核燃料物質等の取扱い作業中に障害を負つたとき。

(10) 火災・爆発

- ①消火器の使用・消防署へ通報したとき。

(11) 事故・故障に係る事象

- ①原子力施設以外で、救急車の出動・台風など自然災害での被害・人の障害等

(12) 地震

- ①鏡野町上齋原震度が 4 以上のとき。

通報基準は、別紙「人形崎環境技術センターにおける通報事象」を参照

2. 製鍊転換施設の現状

(1) 漏えい痕跡場の除染

9月13日に全ての作業を完了。

(2) 設備の改修

①分析廃水配管等（使用停止配管）措置

国の許可を9月末に取得。11月1日から非管理区域の配管撤去作業を開始。

② 廃水配管の二重化措置

9月28日に作業を完了。

3. 規則・マニュアルの見直し

(1) 転換施設処理課所掌

①保守管理要領（平成19年度下期に変更予定）

配管の識別管理及び配管・ダクトの点検方法の見直しについて整備。

②施設巡回点検マニュアル

マニュアルの改訂により、全ての配管・フランジの巡回点検を明文化した。

(2) 転換施設処理課以外の部署

①放射線作業管理要領

予期しない汚染又は汚染のおそれのある場合は、直ちに安全管理課長へ汚染状況の確認を依頼することを明文化した。

②現場対応マニュアル

緊急事態と部長が判断した場合は、現地対策本部が立ち上がる前であっても現場対応班の設置指示を明文化した。

以 上

別紙

人形峠環境技術センターにおける通報事象

(1) 核燃料物質の不明等

- ①核燃料物質等に係る脅迫が発生したとき。
- ②核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ③核燃料物質等の不法持出し行為、運転に対する妨害行為、健康および安全を脅かす行為、又はそのおそれのあるとき。
- ④防護区域外で上記③の可能性が想定されるとき。

(2) 施設の故障

施設等の故障が発生し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするときで、通常以外の修復方法の検討を要する場合又は別に安全確保対策を講じる必要のあるとき。

- ①機器・設備の故障により核燃料物質の使用に支障が及んだとき。
- ②施設内で火災・爆発が発生したとき。
- ③設備の運転中に管理区域の排気設備が故障し、予備系も運転できず負圧が維持できないとき。
- ④廃液処理設備が故障し環境への放出が認められたとき。
- ⑤商用電源が 2 方向とも受電ができなくなり、非常用発電機も運転できなかつたとき。
- ⑥計装空気コンプレッサ設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
- ⑦無停電電源設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
- ⑧放射線測定装置が故障し、監視機能を喪失したとき。
- ⑨設備の運転中、圧力、温度、重量に関する異常警報が吹鳴し、インター ロックが作動しなかつたとき。

(3) 安全機能の喪失

施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線のしゃへい機能、その他安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき。

- ①ウランを取扱う設備が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
- ②閉じこめ機能を有す核燃料物質等の容器（例：UF₆シリンド）が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
- ③UF₆をシリンドに充填する際、保安規定に定めた最大充填量を超えて過充填したとき。

(4) 排気・排水の異常

施設等の故障により、排気施設又は排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。

- ①施設等が故障し、それに伴って排気口又は排水口の濃度が以下の法令又は協定に基づく値を超えたとき又は超えるおそれがあるとき
排気口： α 放射能 $1: 8 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$ (3ヶ月平均 自然放射能を除く)
HF 濃度 $3.3 \times 10^{-4} \text{mg/m}^3$ or 0.4ppb (3ヶ月平均ふつ素)
排水口： α 放射能 $1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ (放出の都度 自然放射能を除く)
ふつ素 8mg/L (管理区域から) 0.5mg/L (河川放出)
- ②排気において、排気モニタによる監視・測定が行えない状態で放出された場合 (代替又は間接的な方法で評価できる場合を除く)。排水においては、濃度確認の前に誤送水したとき。
- ③上記の値以下でも、計画外の異常な放出があったとき。

(5) 管理区域外での漏えい

核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

- ①管理区域外の核燃料物質等を扱う廃水配管が損傷し、管理区域外に廃水が漏えいしたとき。(核燃料物質等の量及び濃度は問わない)
- ②液体 (非放射性を含む) が管理区域内で漏えいし、これが管理区域外に広がったとき。

(6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。

ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

- ①UF₆ シリンダから UF₆ が漏えいし、汚染が発生したとき。
- ②放射性廃棄物ドラム缶に汚染が見つかったとき。
- ③核燃料物質等の漏えい或いは漏えい痕跡から、汚染が見つかったとき。
- ④ウランを扱う設備からウランを含む物質等が漏えいし、汚染が発生したとき。

(7) 臨界

核燃料物質が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。

- ①取扱量を制限している設備で核燃料物質を取り扱っているとき、保安規定に定める最大取扱量（核的制限値）を超えたとき。
- ②UF₆ シリンダを保安規定に定める臨界距離範囲以下で貯蔵したとき。

(8) 管理区域内立ちに入る者の被ばく

管理区域立に入る者について、放射線業務従事者 5mSv、従事者以外 0.5mSv を超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

- ①放射線業務従事者に 5mSv を超える計画外の被ばくが発生したとき。
- ②従事者以外に 0.5mSv を超える被ばくが発生したとき。
- ③内部被ばくのおそれがあったとき。
- ④皮膚汚染が発生し、除染しきれなかったとき。

(9) 施設等に関する人の障害

前項目の他、管理区域内作業および核燃料物質等の運搬作業中に、入院治療又は入院治療を要するおそれのある障害を負ったとき。

(10) 火災・爆発

①センターにおいて、火災の規模、要因に関わらず、消火器を使用したとき、又は消防署に通報したとき。

(11) その他事故・故障に係る事象

- ①救急車が緊急出動したとき。
- ②自然災害等により施設が被災したとき。
- ③業務上において人の障害があったとき。(軽微な怪我、交通事故は除く)
- ④事象が進展したときに法令報告事象になる可能性のあるとき。
- ⑤商用電源の喪失によって非常用発電機が運転されたとき。
- ⑥IF₇、IF₅ボンベから IF₇、IF₅の漏えいが発生したとき。

(12) 地震

- ①鏡野町上齋原震度が 4 以上のとき。

以 上

平成29年度事業計画

平成29年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
バックエンド研究開発部門 人形峠環境技術センター

人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）は、ウラン取扱施設や鉱山関連施設の廃止措置を継続しつつ関連する技術開発等を進めます。業務の実施にあたっては、安全確保を最優先とした効率的な業務の推進に努めます。また、地域社会との共生及び成果普及への取り組みなどを継続します。

昨年度公表した「ウランと環境研究プラットフォーム」構想については、安全・安心や地域社会への貢献等の視点での意見・提言をいただく場（懇話会）を設け、事業計画へ反映します。

平成29年度のセンターの取り組み事項は以下のとおりです。

1. 事業（開発・研究等）に関するこ

1. ウラン濃縮原型プラントは、前年度に終了した滞留ウラン回収作業に使用した設備等の停止措置を進めます。
2. 製鍊転換施設及び解体物管理施設は、放射性廃棄物ドラム缶や解体物等を収納したコンテナの内容物調査、非破壊測定、詰替え及び不要物品等の処置を継続します。
3. 濃縮工学施設は、使用を終えた設備の解体・除染済部品のクリアランス、濁物類の処理方法の確立を目的とした基礎試験及び不要物品等の処置を継続します。
4. 鉱山施設は、適切な維持管理を継続するとともに、鉱さいたい積場の長期にわたる安全性を確保するための措置に必要な調査等を継続します。
5. センター各施設、設備及び放射性廃棄物の安全かつ適正な管理を継続します。
6. 東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故の収束に向けた対応として、環境修復の技術開発やコミュニケーション活動等への支援を継続します。

2. 安全確保・環境保全に関するこ

1. 品質保証活動、潜在的リスクへの対策、基本動作の徹底及び現場でのコミュニケーションの活発化等により、安全確保、法令遵守を最優先とした事業活動を継続します。
2. エネルギー管理により省資源を推進し、地球温暖化防止等、環境に配慮した事業活動を継続します。

3. 地域・社会への対応に関するこ

1. 地域振興への協力、事業説明会等の開催、広報紙の配布等を継続し、地域との積極的なコミュニケーションを図り、地域社会との共生に努めます。
2. 地元の大学や高専との連携、地元自治体や民間の企業との交流の推進を継続します。
3. ホームページ等を活用し、センター事業内容の紹介、研究開発成果及び環境モニタリングデータ等の情報公開を継続し、適時、分かり易い情報発信により、地域社会の理解と安心の向上に努めます。

人形峠環境技術センターの事業計画案 「ウランと環境研究プラットフォーム」構想

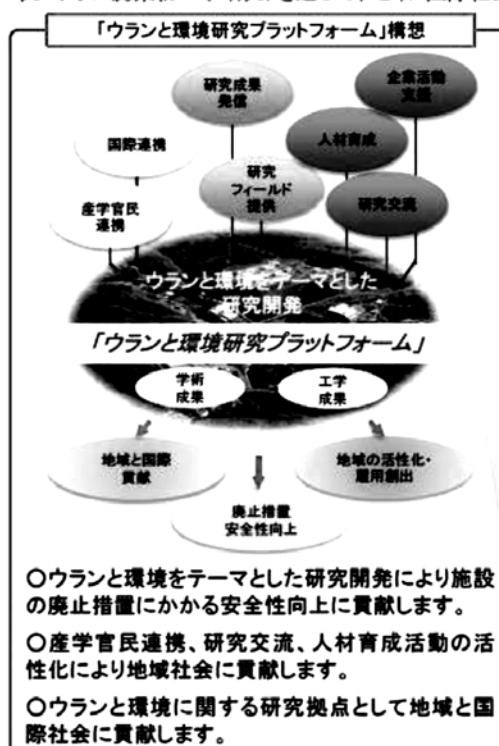
人形峠環境技術センターでは、廃止措置を着実に進めつつ、地域や国際貢献を行うための仕組として、「ウランと環境研究プラットフォーム」構想を取りまとめ、平成28年12月21日発表しました。

今後、地域と意見交換を行う場等を設け、具体的な事業計画をとりまとめていく予定です。

別添1

人形峠環境技術センターの事業計画案の概要-「ウランと環境研究プラットフォーム」構想 -

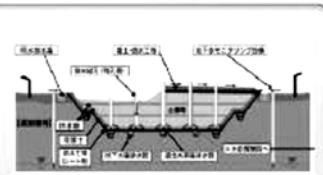
人形峠環境技術センターでは、核燃料サイクルのフロントエンドの研究開発を60年以上にわたり進めてきました。平成13年3月のウラン濃縮原型プラント運転終了をもって、フロントエンドの研究開発を終え、その後は、これらの施設の解体や除染技術の研究開発を行ってきました。今後は、廃止措置を着実に進めるために不可欠な、ウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発に着手する予定です。「ウランと環境研究プラットフォーム」構想は、廃止措置を着実に進めるために必要なウランと環境をテーマとした研究開発(環境研究・ウラン廃棄物工学研究)を通じて、地域・国際社会への貢献を目指す仕組みです。



地表や浅い地中でウラン等がどのように移動しているかを研究します。

- ✓ 人形峠のような山間地で、放射性物質(ウラン等)や有害物質(重金属等)が地下水や河川によって移動する様子を解析するための情報を大学等に提供し、水資源管理や環境対策等の研究に貢献します。
- ✓ 中国地方の地形が、どのように変化してきたかを知るために役立つ情報を大学等の教育機関に提供するなどして、理科(地球科学)教育等に貢献します。

環境研究成果は埋設実証試験施設の設計等に役立ちます。また、このような施設が環境変化から受けける影響を調べます。



ウラン廃棄物を処分するための処理技術の研究開発成果を埋設実証試験施設を使って確認します。

- ✓ 汚泥のような廃棄物(スラッジ類)から有害物質(重金属等)や放射性物質(ウラン等)を取り除く技術の研究開発を通じて得られた成果を民間企業等に提供し、排水処理や有用・有害金属を取り除く技術等の研究に貢献します。
- ✓ 放射線計測技術・分析技術を大学等に提供し、微量放射能の測定や自然環境中の放射能分布調査等の研究に貢献します。

ウラン廃棄物を安全で合理的に処分するために必要な処理技術を確立します。

※ 環境省「除染土壤などの中間貯蔵施設について」(http://www.env.go.jp/chukankoushi/action/briefing_session/pdf/dojyou_ryousan.pdf) (参考: 平成28年12月8日)

(出典: 人形峠環境技術センターホームページ)

人形峠環境技術センター 各施設の沿革

製鍊転換施設

昭和54年11月	製鍊転換施設工事に着手
昭和57年3月	製鍊転換施設全面運転開始
昭和57年12月	製鍊転換施設で製造した六フッ化ウランを初出荷 回収ウラン転換試験開始
昭和63年8月	回収ウラン利用実証試験研究開始
平成2年9月	回収ウラン利用実証試験研究終了
平成3年6月	回収ウラン転換実用化試験開始
平成4年8月	脱硝工程高度化確認試験開始
平成6年8月	回収ウラン転換実用化試験運転開始
平成11年7月	回収ウラン転換実用化試験運転を終了
平成12年9月	製鍊転換施設の湿式設備解体を開始
平成13年4月	四フッ化ウラン破碎乾燥試験開始
平成14年3月	製鍊転換施設の湿式設備解体を終了
平成19年3月	四フッ化ウラン破碎乾燥試験終了
平成20年4月	製鍊転換施設の乾式設備解体を開始
平成24年7月	製鍊転換施設の乾式設備解体を終了
平成25年1月	製鍊転換施設の付帯設備解体開始

濃縮工学施設

昭和53年4月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1建屋工事に着手
昭和53年7月	ウラン濃縮建設所を設置
昭和54年9月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1Aとして運転開始
昭和55年4月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-2建屋工事に着手
昭和55年10月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1B運転開始
昭和56年4月	ウラン濃縮パイロットプラントの製品を初出荷
昭和57年3月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-2運転開始（全面運転）
昭和57年12月	ウラン濃縮パイロットプラントで濃縮したウランを「ふげん」に初出荷
昭和61年7月	ウラン濃縮パイロットプラントより再濃縮ウラン初出荷
平成2年3月	ウラン濃縮パイロットプラント試験終了
平成3年6月	高性能遠心分離機実用規模カスケード試験装置準備着手
平成3年10月	ウラン濃縮パイロットプラントを濃縮工学施設と改称
平成4年3月	実用規模カスケード試験装置建設工事着手
平成5年3月	実用規模カスケード試験装置完成
平成5年5月	実用規模カスケード試験装置運転試験開始
平成8年8月	遠心機処理設備建設工事着手
平成9年3月	実用規模カスケード試験装置運転試験終了
平成12年9月	遠心機処理設備のホット試験を開始
平成23年12月	放射能濃度の「測定及び評価の方法」（クリアランス測定方法）申請
平成24年8月	放射能濃度の「測定及び評価の方法」（クリアランス測定方法）の認可
平成25年11月	放射能濃度に係る確認（クリアランス確認）申請
平成26年3月	放射能濃度に係る確認（クリアランス確認）受領
平成26年6月	OP-1ウラン操作室、OP-2ブレンディング室の設備解体に着手

ウラン濃縮原型プラント

昭和59年10月	ウラン濃縮原型プラント敷地造成工事に着手
昭和60年11月	ウラン濃縮原型プラントの建設に着手
昭和61年11月	ウラン濃縮原型プラントDOP-2建屋工事に着手
昭和63年4月	ウラン濃縮原型プラントDOP-1操業開始
平成元年5月	ウラン濃縮原型プラントDOP-2操業開始（全面運転）
平成8年9月	ウラン濃縮原型プラントによる回収ウランの再濃縮開始
平成11年11月	ウラン濃縮原型プラントDOP-2の運転終了
平成13年3月	ウラン濃縮原型プラントDOP-1の運転終了
平成13年11月	滞留ウラン回収試験開始
平成14年12月	滞留ウラン除去・回収試験開始
平成19年11月	第2運転単位（DOP-2）の滞留ウラン除去・回収試験終了
平成26年現在	第1運転単位（DOP-1）の滞留ウラン除去・回収に向けての準備中

（出典：人形峠環境技術センターホームページ）

環境放射線等測定項目(平成29年度)

(1)島根原子力発電所周辺環境放射線等測定項目

①空間放射線

項目	測定地点	測定月	備考
線量率	境港市上道町(境港局) 米子市河崎(米子局)	連続	固定型モニタリングポスト
	境港市外江町(外江公民館) 境港市竹内町(余子公民館) 境港市財ノ木町(中浜公民館)		
	米子市大篠津町(大篠津公民館)	連続	可搬型モニタリングポスト
	米子市和田町(和田公民館)		
	米子市夜見町(夜見公民館)		
	米子市彦名町(彦名公民館)		
積算線量	境港市上道町(境港局) 米子市河崎(米子局)		
	境港市外江町(外江公民館)		
	境港市竹内町(余子公民館)		
	境港市財ノ木町(中浜公民館)		
	米子市和田町(和田公民館)		
	米子市彦名町(彦名公民館)		
	境港市渡町(渡公民館)		
	米子市大崎(崎津公民館)		

②環境試料中の全 α 及び全 β 放射能

項目	測定地点	測定月	備考
浮遊じん	境港市上道町(境港局) 米子市河崎(米子局)	連続	ダストモニタ

③環境試料中の放射性核種の分析

- ・測定法: γ 線スペクトロメリー
- ・対象核種: Mn-54, Fe-59, Co-58, Co-60, Cs-137, I-131

区分	試料	採取地点	採取月(予定)
浮遊じん	浮遊じん	境港市上道町(境港局) 米子市河崎(米子局)	毎月
降水物	降水物	境港市上道町(境港局) 米子市河崎(米子局)	毎月
陸水	水道水(蛇口)	境港市上道町 米子市河崎	5,11
	水道水(原水)	米子市福市(福市着水井)	
池水	池水	境港市小篠津町	11
植物	松葉	境港市幸神町 米子市夜見町	10

区分	試料	採取地点	採取月(予定)
陸土	陸土	境港市馬場崎町 米子市河崎	7
海水	表層水	米子市葭津地先 米子市大篠津町地先	4,10 5,11
海底土	底質(表層)	米子市葭津地先 米子市大篠津町地先	10 11
農産物	精米	米子市夜見町	10
	白ネギ	境港市中海干拓地	12
	大根(葉、根)	境港市中海干拓地	1
牛乳	原乳	米子市和田町	5、8、11、2
海産物	ワカメ	境港市近海	4
	イワガキ		7
	セイゴ		10
	ナマコ		3

・測定法: β 線スペクトロメトリー

・対象核種:H-3

区分	試料	採取地点	採取月(予定)
陸水	水道水(蛇口)	境港市上道町 米子市河崎	5
	水道水(原水)	米子市福市(福市着水井)	
	池水	境港市小篠津町	11
海水	表層水	米子市葭津地先	10
		米子市大篠津町地先	11

(2) 人形峠環境技術センター周辺環境放射線等測定項目

① 空間放射線

測定項目	測定地点								測定月	備考
	木地山	栗祖	加谷	穴鴨	小河内	福吉	実光	鉛山		
線量率	○								連続	固定局
		○				○	○	○	6, 9, 12, 3	移動局
積算線量		○	○	○	○	○	○	○	3~5 6~8 9~11 12~2	

② 環境試料中の全 α 及び全 β 放射能、フッ素

区分	測定項目	測定地点								測定月	備考
		木地山	栗祖	加谷	穴鴨	小河内	福吉	実光	鉛山		
浮遊じん	全 α 放射能	○								連続	固定局
	全 α 及び全 β 放射能		○				○	○	○	6, 9, 12, 3	移動局
大気	フッ素	○								連続	固定局

③ 環境試料中の放射性核種等の分析

- ・測定法: α 線スペクトロメトリー、放射化学分析、イオンメーターによるフッ素分析
- ・測定対象: U-238、Ra-226、全 β 放射能(土壤のみ)、フッ素

区分	測定地点								測定月
	木地山	栗祖	加谷	穴鴨	小河内	福吉	実光	鉛山	
陸水	河川水		○	○	○	○			7, 11, 1
	飲料水		○	○	○	○			7, 8, 11, 1
土壤	河底土		○	○	○	○			7, 11
	水田土			○	○	○			7, 11
	畑土			○	○	○			7, 11
	未耕土		○						7, 11
農作物	精米			○		○			11
	野菜			○		○			6, 11
植物	樹葉		○						7, 11

コンクリート屋内退避施設一覧

◎米子市：コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧（9箇所）

施設名	住所
大篠津公民館	米子市大篠津町 1619-1
崎津公民館	米子市大崎 1466-4
和田公民館	米子市和田町 1829-1
富益公民館	米子市富益町 788
彦名公民館	米子市彦名町 2850-2
夜見公民館	米子市夜見町 1679-11
河崎公民館	米子市河崎 2620
加茂公民館	米子市両三柳 3305
住吉公民館	米子市旗ヶ崎 7丁目 17-30

◎境港市：コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧（17箇所）

境港市立渡小学校	境港市渡町 901 番地
境港市立外江小学校	境港市外江町 2,105 番地
境港市立境小学校	境港市湊町 27 番地
境港市立上道小学校	境港市上道町 3,026 番地
境港市立余子小学校	境港市竹内町 3,117 番地
境港市立中浜小学校	境港市麦垣町 432 番地
境港市立誠道小学校	境港市誠道町 2,062 番地
境港市立第一中学校	境港市上道町 1,840 番地
境港市立第二中学校	境港市竹内町 2,438 番地
境港市立第三中学校	境港市外江町 1,372 番地
境港市渡公民館	境港市渡町 1,356 番地の1
境港市外江公民館	境港市外江町 2,062 番地1
境港市境公民館	境港市湊町1番地
境港市上道公民館	境港市上道町 3,186 番地
境港市余子公民館	境港市竹内町 393 番地の2
境港市誠道公民館	境港市誠道町 220 番地の3
境港市中浜公民館	境港市財ノ木町 668 番地

保存版 各家庭、事業所等に備えてください

保存版
平成30年日頃の
備えが大事!!

鳥取県

原子力災防ハンドブック

原子力
災害とは?屋内避難
とは?

P10

避難の
方法とは?

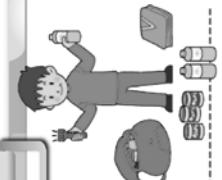
P18

緊急時の
医療体制は?

P20

放射線の
基礎知識

P22

避難する
場所は?平成30年3月
発行／鳥取県実際に「備え」てあるか、
チェックしよう!
用意ができたら□してみよう!

- 家族最低3日分の食料・飲料水
- 長そで・長スパン・帽子
- 救急薬品・常用薬・処方箋
- ラジオ兼ライト(予備の電池)
- 携帯電話・充電器
- 預金通帳・印鑑・現金
- フード付きのビニールカッパ
- 健康保険証・運転免許証・権利証書
- 作業用手袋・マスク
- 衛生用品(歯磨き用具等)・生理用品
- タオル・下着類
- ティッシュ・ウェットティッシュ
- 自家用車のガソリンは普段からタンクに
- その他必需品(例:靴のミクロンムなど)
- ※日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく「日常備蓄」なら、簡単に備蓄出来ます。

他にもあれば書いておこう!

-
-
-

わたしの避難先

●一時集結所:

●避 難 先:

家族の連絡先

氏名	生年月日	生年月日
勤務先 (学校等)	電話番号	電話番号
氏名	生年月日	生年月日
勤務先 (学校等)	電話番号	電話番号

発行／編集
鳥取県 危機管理課 原子力安全対策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271 TEL:0857-26-7974 FAX:0857-26-8805
e-mail: genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp
HPアドレス: http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/
鳥取県の原子力防災の
ホームページから



はじめに

このハンドブックは、万が一、島根原子力発電所で原子力災害が発生した際に、住民の方にとつていていただく対応の手引きとして作成しています。

原子力災害の特徴やその時の必要な対応、放射線の基礎知識、日頃からの備えなどについて、まとめていました。

ですので、各家庭や事業所で保管し、活用してください。

避難者の受け入れを行つていただけ市町村の方も災害時の対応や流れを確認してください。

鳥取県の原子力防災への取組

地域防災計画(原子力災害対策編)と広域住民避難計画

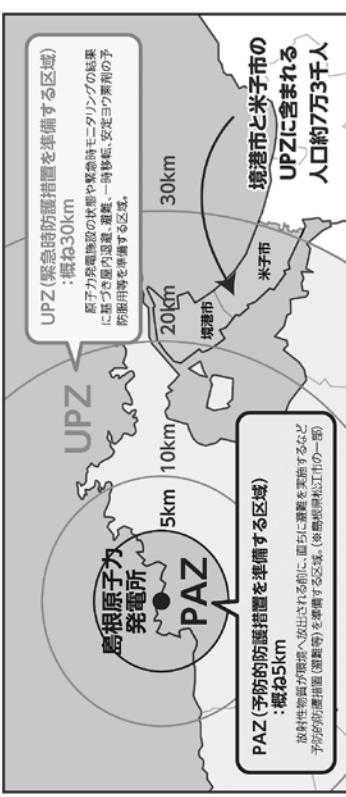
鳥取県では、島根原子力発電所の事故に備えて、原子力防災対策を進めています。

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成24年10月に原子力施設から半径30kmの地域をUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)とすることが定められ、境港市全域と米子市的一部分地域がUPZに含まれました。

平成25年3月に、県・市では地域防災計画(原子力災害対策編)を全面修正するとともに、災害時の住民避難要領をまとめた「広域住民避難計画」を策定しました。

これらの計画に基づき、放射線を測定する機器などの整備に加え、放射線の測定(モニタリング)を強化するために原子力環境センターを整備しました。また、原子力防災訓練を行い、防災技術の習熟とこれらの計画の実効性を向上させています。

▼島根原子力発電所からの距離



県・市が行う事前対策の取組み

●中国電力の原子力防災対策や安全対策が順次行われているが確認し、必要に応じて中国電力や国には正を要求します。

●島根原子力発電所周辺の安全確保のため、必要に応じて中国電力との安全協定に基づき現地確認などを行います。

●災害発生時に迅速な対応ができるよう、平常時からの放射線の測定や各種の防護資機材を整備します。

原子力災害とは？

1 原子力災害とは

原子力災害は、原子力発電所で万が一事故が発生した場合に、放射性物質が外に漏れて、環境や住民に影響を及ぼす災害のことです。

原子力災害は、地震や台風などの災害とは違い、放射性物質や放射線は目に見えないなど、五感で感じることができません。ただし、適切な対応をとることにより、被ばくや汚染を抑えることができます。

原子力災害の特徴や被ばくなどの影響について、あらかじめ知つておくことが大切です！

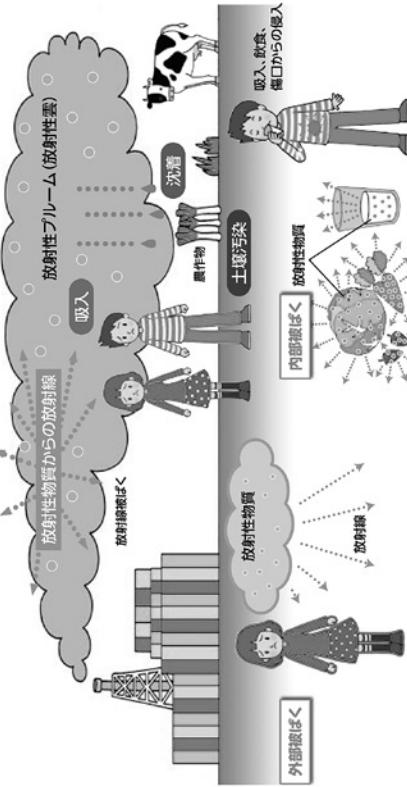
原子力災害の特徴

- 放射性物質または放射線の存在は、放射線測定器を用いることにより検知することができますが、目に見えないなど五感で感じることができないため、被ばくを自ら判断できません。
- 原子力に関する専門的知識が必要なため、専門的機関の役割や指示、助言等が重要となります。
- テレビやラジオなどから県や市の情報に基づいて、屋内退避や避難などが必要となります。

原子力災害が発生するとどうなるの？

原子力発電所で事故が起きた場合、周辺に放射性物質が放出される恐れがあります。

●原子力災害発生時のイメージ図 ※放射性物質・放射線は目に見えません



「被ばく」と「汚染」の違い

- ※被ばくや汚染を防ぐ方法があります。
- 「被ばく」…放射線を受けることをいいます。
- 「汚染」…放射性物質や放射能を含む物質を測定したり取り除いたりする作業(除染)を行います。

●「被ばく」…体の外から放射能を受けることになります。

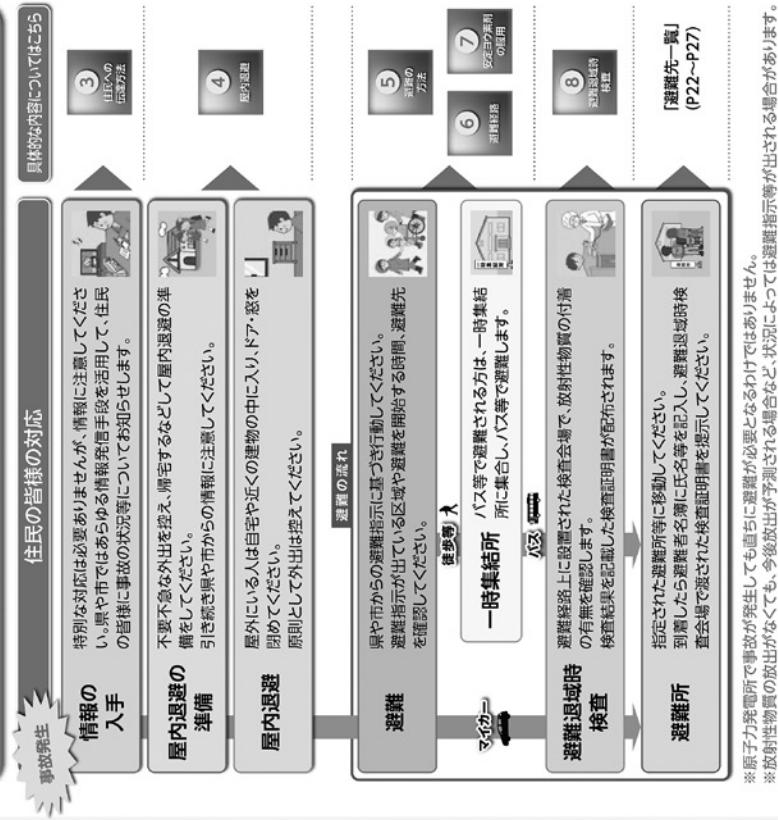
●「汚染」…体の外から放射能を含む物質が体内に入ることになります。

原子力発電所で事故が発生したらどうすればいいの？

2 対応の
方法

原子力発電所で事故が発生した場合、事態の進展に応じて屋内退避や避難などの予防的な防護措置を行います。事故の規模や影響などに応じて必要な防護措置が異なります。県や市からの情報に注意して正しく行動してください！

原子力災害における対応の流れ



防護措置(屋内退避・避難等)の判断基準(UPZ(概ね30kmの対応))

万が一、原子力災害が発生した場合、あらかじめ判断基準を定めておくことにより、予防的な防護措置を適切に実施します。

具体的な防護措置実施の判断は原子力規制委員会が行い、具体的な指示は県や市が行います。

EAL (Emergency Action Level)	OIL (Operational Intervention Level)
緊急活動レベル	運用上の介入レベル
避難や屋内退避等の予防的な防護措置を原子力施設の状況に応じて行ったための判断基準	避難や屋内退避等の防護措置の実施を判断するための放射線モニタリングなどの計測値の基準

資料編

資料 40

※原子力発電所で事故が発生しても、その後放出が予測される場合など、状況によっては避難指示等が示されます。

※放射性物質放出があります。

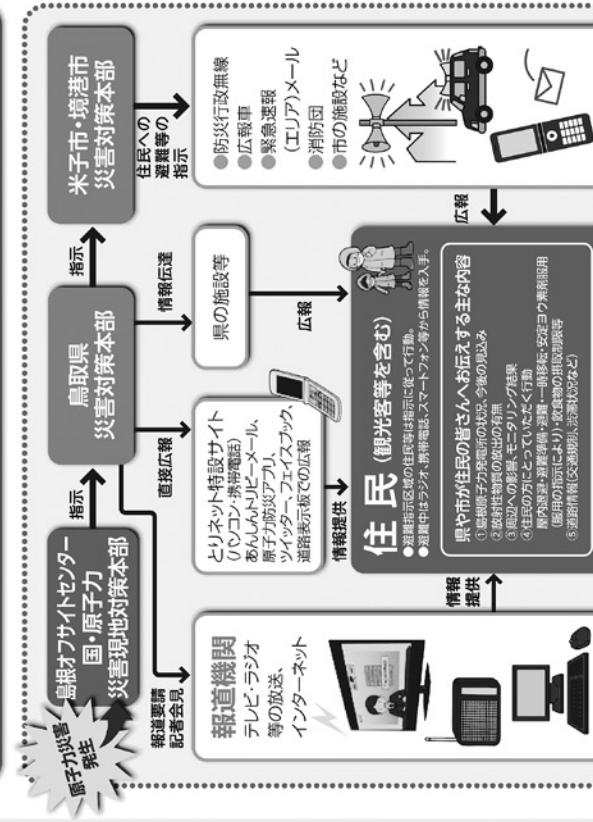
どうやって知るの？

③ 住民への
伝達方法

原子力事故が発生した場合、防災行政無線、緊急速報(エリニア)メール、テレビ、ラジオなどのあらゆる情報伝達手段を活用してお知らせします。くわしい内容や今後の必要な対応などの詳細については県ホームページ、テレビ、ラジオなどで確認してください。

県や市からの情報に注意して落ちついで行動してください。

情報伝達のフローチャート



※事故の状況や注意事項などについて、新聞などでもお伝えする予定にしています。

観光客等一時滞在者への情報伝達

テレビ、ラジオ、防災行政無線等により事故情報等を伝達し、早期に帰宅するよう呼びかけます。
また、外国人の方には、多言語で情報伝達を行います。

情報の入手先

ホームページ

トラブル発生等の緊急時には、原子力施設の状況や県の対応状況、住民の皆さんへのメッセージ等の緊急情報を掲載します。

●鳥取県の原子力防災のホームページでは、原子力防災に関する情報や緊急情報を提供しています。

●鳥取県の原子力防災の取組み

- ・鳥取県原子力安全監査の活動
- ・原子力防災講習会の開催
- ・原子力防災地研修会・見学会の開催
- ・鳥取県地域防災計画(原子力災害対策)
- ・鳥取県庁・県民防災訓練の実施
- ・原子力防災訓練の実施

●空間放射線の測定(モニタリング)結果

●島根原子力発電所に関する情報

●人形形爆発技術センターに関する情報

●鳥取県・原子力

●HPアドレス

<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>

●QRコードで簡単登録

QRコード読み取機能のあるスマート電話の場合は、右記のQRコードからメールを送信できます。

●QRコードで簡単登録

QRコード読み取機能のあるスマート電話の場合は、右記のQRコードからメールを送信できます。

●e-tottori-safe@xpressmail.jp

登録いただいた方の携帯電話等に鳥取県内の防災情報等をメールでお送りするサービスです。携帯電話等から下記のアドレスにメールを送信し、返信メールを開いて登録手続きを行ってください。

●鳥取県原子力防災アプリ(スマートフォン対応)

モニタリング情報、避難区域 時検査会場、交通規制や道路

●モニタリング情報、ガソリンスタンド

の沿線情報、ガソリンスタンドの情報などをスマートフォンで確認できます。

●鳥取県 原子力

●Google Play

●Twitter(ツイッター)

●Facebook(フェイスブック)

●鳥取県危機管理公アカウント@tottori_bousai

●ソーシャルメディア(SNS)の活用

ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアを用いた情報発信も行っています。

●緊急速報(エリニア)メール

災害、避難情報、津波警報などの緊急性の高い情報を対象地域の携帯電話利用者に一斉送信するものです。
配信を行った場合、その配信地域内にある携帯電話やスマートフォン及び画面上の表示でお知らせします。
●受信すると通常のメールと異なる専用の報知音、バイブレーション及び音声が鳴ります。
●マーモードにしていても警報音が鳴ります。
●携帯電話の機種や設定によっては、受信しない場合があります。
●詳細については、お問い合わせ窓口のホームページなどで確認してください。

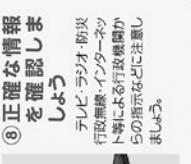
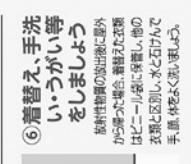
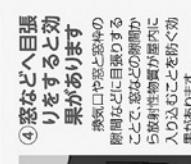
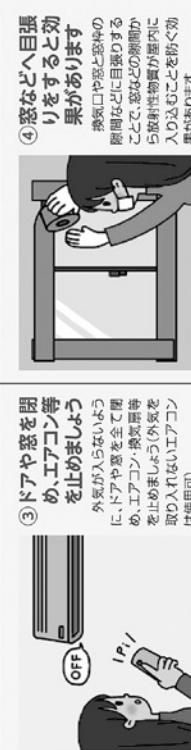
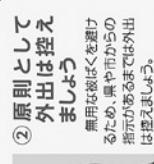
屋内退避はどうすればいいの？

屋内退避とは、放射線による被ばくの影響を低減させるため自宅などの屋内に留まることがあります。

屋内退避の指示が出た場合には、速やかに建物の中に入り、ドア・窓を閉めるなどして、窓から漏れるなどの被ばくを避ける行動をとりましょう。あわせて、口や鼻をマスク等で保護することも効果があります。

屋内退避の指示が出たら…

落ち着いて
対応しましょう！

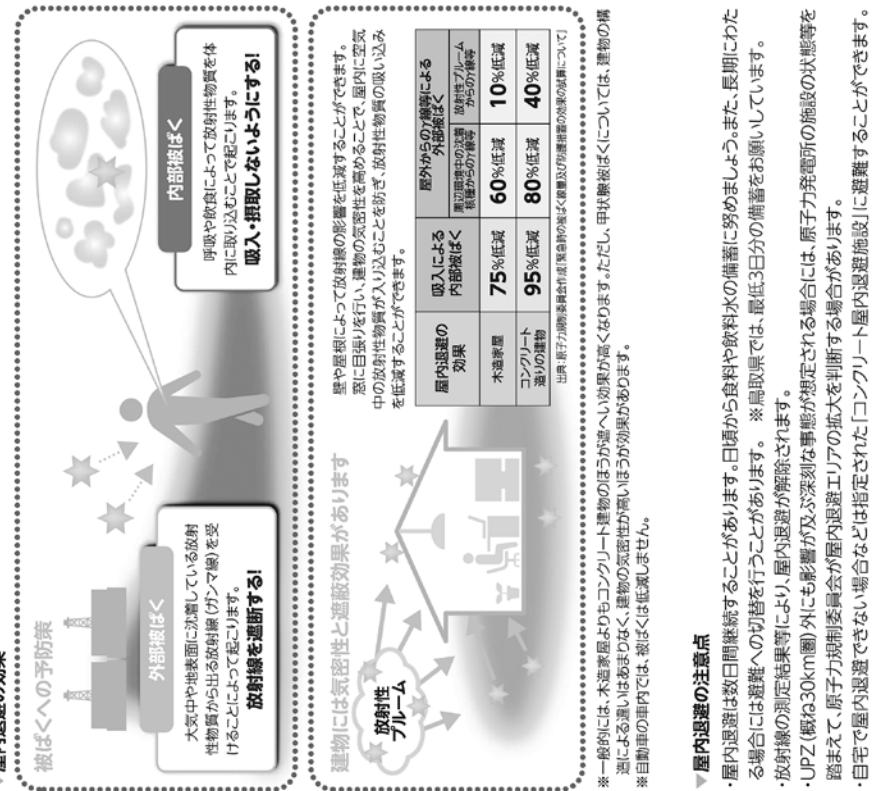


屋内退避は有効な手段です。

原子力災害が発生した時は、放射線による影響を回避したり、低減せることができます。

原子力発電所から放出される放射性物質や放射性アルーム(放射性雲)により、屋外にいると被ばくが増すことがあります。放射性物質が放出される前に予防的に屋内に退避するとともに、放射性物質が通過あるいは放射性物質が地表面や建物に降下した場合でも、放射線が減衰するまで屋内退避を行つことで、外部被ばく・内部被ばくを低減することができます。

▼屋内退避の効果



どうやって避難すればいいの？

5 避難の方法

県や市からの避難指示に基づいて行動します。

避難指示が出された対象区域や避難を開始する時間、避難先を確認し、落ち着いて行動してください。
避難はマイカーのほか、一時集結所から県や市が手配するバスなどで避難します。

※各地区的避難先施設や一時集結所はP22～P27をご確認ください。

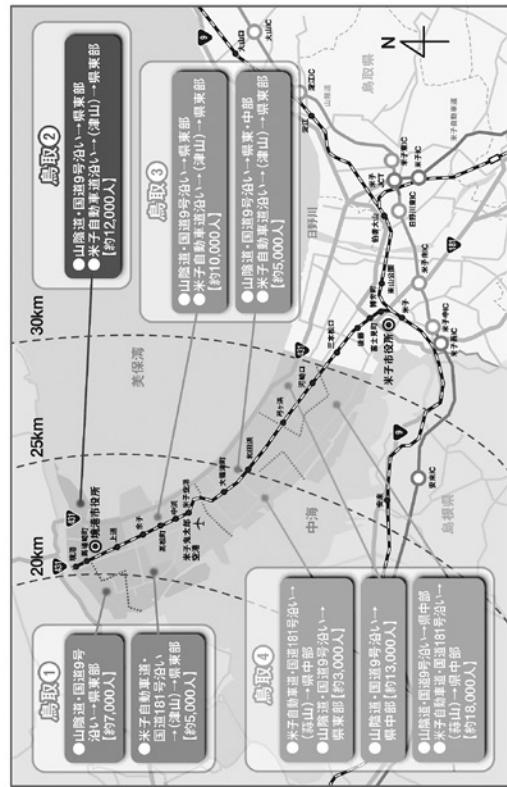
落ち着いて
対応しましょう！

段階的避難の実施（30km圏全域で避難が必要になった時）

「広域住民避難計画」では、30km圏全域に避難が必要になった時、渋滞を避けるため、島根原子力発電所からの距離が近い区域から段階的に避難を行つよう計画しています。

避難区域を4分割（下図）し、5時間間隔で段階的に避難することで避難没滞を回避し、移動（車など）に乗っている場合を短縮することで被ばくのリスクなどの低減を図ります。

一斉に避難を行うと段階的に避難する場合に比べて、避難の移動時間（車に乗つている時間など）が長くなります。



※モニタリング結果等から、一部区域を対象として避難指⽰が発出されるケースもありますので、県、市からの情報に注意してください。

乳幼児・妊娠婦等は、優先的に避難を

乳幼児、妊娠婦、障がい者、傷病者、入院患者等については、早期に避難準備を行います。避難の実施にあたっては、避難中に健康状態を悪化させないように十分配慮します。
行政からの情報に十分注意してください。



避難の
ポイント

支援者（家族、地域住民など）とともに一時集結所に集結して、手話通訳者の避難誘導等により地域住民とともに避難します。なお、あんしントリビーメールによる情報伝達では、ユニバーサルデザイン（背景色を緊急度で赤、黄・青色分け）により、わかりやすく伝達します。

安定ヨウ素剤とはどういうものなの?

8
避難退避時
安定期間時
の活用

安定ヨウ素剤は、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、甲状腺の発生リスクを低減する効果があります。

安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会の判断に基づき、国や地方公共団体(県・市)の指示で行います。また、すぐに配布できるように、一時集結所、学校・福祉入所施設等に備蓄しています。

①目的と効果

原子力災害の際には、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性物質が放出されることがあります。このうち放射性ヨウ素は、呼吸や飲食を通して体内に取り込まれると、どの甲状腺に集まり、将来、甲状腺がんを発生させる可能性があります。

安定ヨウ素剤を服用することで、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、内部被ばくを防止・低減する効果が24時間続きます。これにより、甲状腺がんの発生リスクを低減することが期待されます。

ただし、安定ヨウ素剤には、外部被ばくや、放射性ヨウ素以外の内部被ばく防止には効果がありません。そのため、早朝の屋内退避や避難などの主たる防護措置が最も大切です。

②いつ、どこで飲むの?

服用は、国の原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部(本部長・内閣総理大臣)又は県や市の指示により行なうこととされています。服用は原則1回で、服用指示が出た場合に一時集結所等で配布されます。

●米子市及び境港市の「一時集結所」に、安定ヨウ素剤を備蓄しています。また、学校(住民分)のがん・生徒分)、福祉入所施設(利用者分)などにも備蓄しています。

●「一時集結所」で受け取れず、服用せず避難された場合は、「避難退避時検査会場」で配布され、服用することができます。

③服用量・注意すること

服用量は年齢に応じて決まっています(例 丸剤:小学生1丸、中学生以上2丸)。また、乳幼児は基本的に規定量の液剤又はゼリー剤を服用します。

服用できない方: 安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方。

●体重に服用する必要がある方(心当たりがある方は、主治医に相談しておかれると安心です):

ヨード過敏剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、肺結核、シユーリゾン治療状況歴の既往歴、先天性筋強直症、低補体血症性多癡症の既往歴、肺結核、シユーリゾン治療状況歴の既往歴

避難退避時検査とはどんな検査?

7
避難退避時
安定期間時
の活用

体の表面に放射性物質が付着していないかを確認するための検査です。検査は車両による検査、代表者による検査、全員検査の流れで実施します。代表者による検査及び全員検査では、放射性物質が付着している可能性が高い箇所(頭・顔・手・靴底)を重点的に検査します。

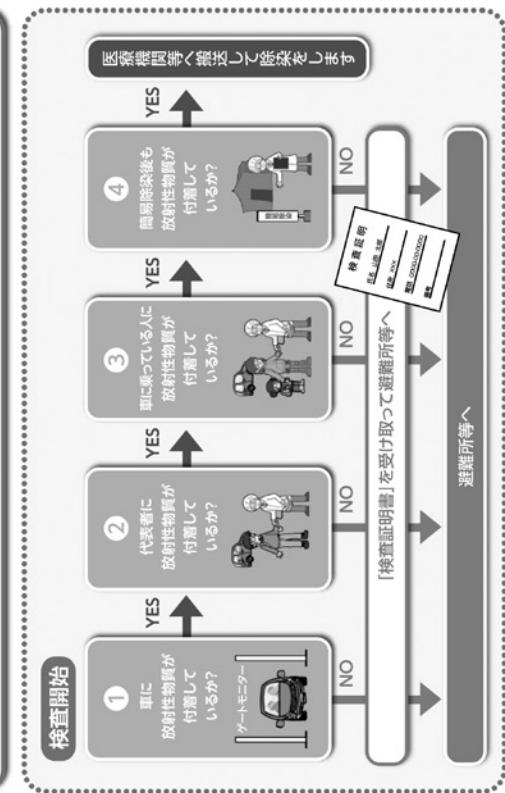
避難の途中に検査会場を設けますので、必ず検査を受けてください!

避難途中で体などに放射性物質が付着していないことを確認することで、避難者の方の不安の解消につなげます。



※検査会場や避難経路は各地区ごとにあらかじめ決められています。

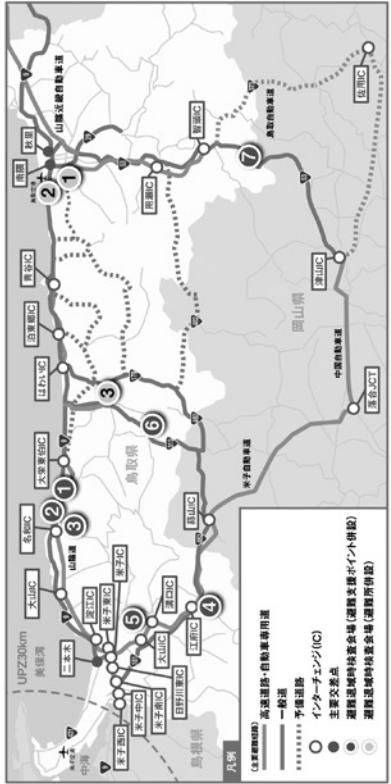
避難退避時検査の流れ



※検査を受けると、検査結果を記載した「検査証明書」が配布されます。検査証明書は避難所で必要となることがありますので大切に保管してください。

避難退域時検査と簡易除染の実施

避難経路と避難退域時検査会場



- ① 避難経路沿いの避難・退域時検査会場において、検査を受けます。
- 交通渋滞状況、複合災害時の道路被災状況等に応じて予備経路を使用することができます。
- 交通渋滞状況、複合災害時の道路被災状況等に応じて予備支援ポイントを設け、情報（避難所情報、ガソリンスタンド情報）や物資等の提供を行います。

区分	名 称	検査会場	住 所	備考
① 東伯沿線公園体育館	〒689-2356 筑前町田舎560			避難者 (通路経路①)
② 中山町農業者トレーニングセンター	〒689-3112 大山町下田1022-5			
③ 名和農業者トレーニングセンター	〒689-3212 大山町名和1247-1			
④ 江間町立吉合公園体育館	〒689-4413 江間町大字須河62			(通路経路②または③)
⑤ 旧伯町B&G海鮮センター	〒689-4102 伯耆町大原1006-3			
⑥ 倉吉市開金農林漁業者等健康指導施設	〒683-0411 倉吉市開金町岡金1560-18			
⑦ 旧伯町立小学校	〒689-1451 鶴頭町大脇205			
① 布勢公民会館・公園国民体育館 (コカ・コーラ・エス・エス・ソーラーク)	〒680-0944 倉敷市布勢146-1			避難者のうち 検査を受けた方 受けなかった方
② 倉敷市丘の空港国際会館	〒680-0947 倉敷市海山町西4丁目110-5			
③ 倉吉市文化会館体育館	〒682-0023 倉吉市山根529-2			
保健所併設	〒680-0845 倉敷市安田2丁目4-2(さんか会館B)			
保健所併設 ※米子保健所は遠やか 保健所は被災時休業示す Q時間以内に休業	〒682-0802 倉吉市東城城町2			
保健所併設	〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45			

資料:福岡県防災課

① 車両検査

車両の表面に放射性物質が付着していないかどうかを検査します。

※グートモニターを通過すると車両に放射性物質が付着しているか確認できます。

② 車に乗っている住民の方(代表者)の検査

車に乗りいる住民の方(代表者)の指定箇所(頭、腕、手)を検査します。放射性物質が付着している場合には、体表面全体を検査します。

③ 車に乗っている住民の方(全員)の検査

代表者に放射性物質の付着が認められた場合、車に乗っている住民の方(全員)を指定箇所(頭、腕、手)を検査します。放射性物質が付着している場合には、体表面全体を検査します。

④ 車両の簡易除染

車両検査で放射性物質が付着した場合は、水で洗い落したり、拭き取つたりします。

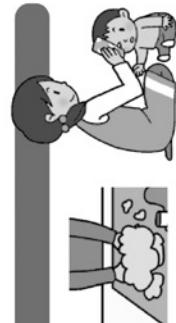
※水で洗い落す場合、周囲に水が漏らないように除染テント内で行い、使用した水を全て回収します。

⑤ 脱染テント

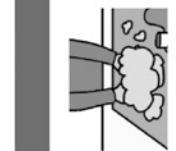
車両検査で放射性物質が付着している場合は、水で洗い落したり、拭き取つたりします。

※水で洗い落す場合、周囲に水が漏らないように除染テント内で行い、使用した水を全て回収します。

Q:住民の代表者を検査するだけいいの?
A:自宅など、駆除した駆除等が自家用車により一緒に避難するなど、駆除された方のために、まずは代表者を検査するのです。(代表者に放射性物質が付着している場合、全員を検査します。)



Q:なぜ車両を検査するの?
A:一般的に、放射性物質は、屋内退避していた住民の方の体表面よりも、屋外に置かれていた車両に多く付着しているものと考えられます。そのため、住民の方の代わりとして車両を検査します。



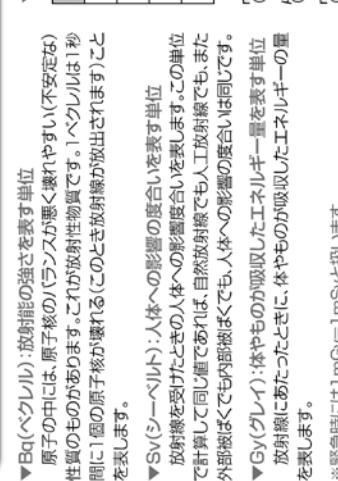
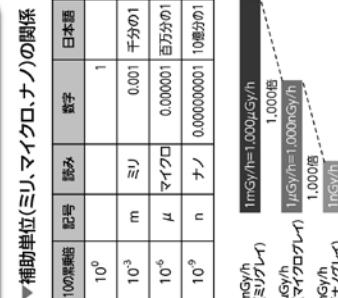
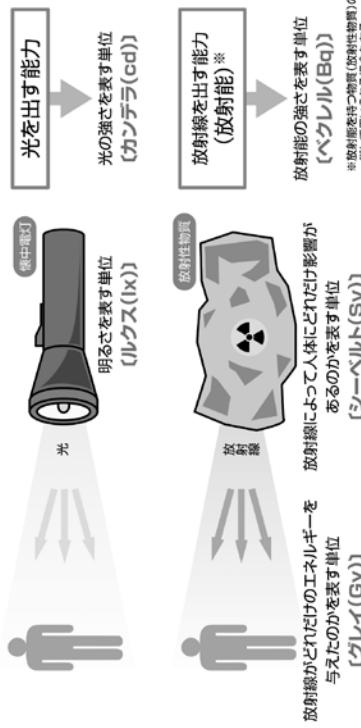
除染とは

除染とは、身体の表面(衣類や皮膚等)に付着した放射性物質を取り除くことです。ウエットティッシュ等で拭き取ることができます。なお、汚染の度合いが高く、検査会場で対応が困難な場合には、医療機関等へ搬送して除染をします。

放射能・放射線・放射性物質

11
吉良からの
知識

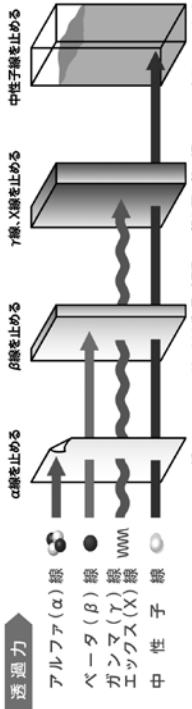
「放射線」を出す物質を「放射性物質」、「放射線」を出す能力のことを「放射能」といいます。
放射能、放射線、放射性物質については、その関係を図中電灯に例えることができます。
懐中電灯の光を「放射線」とすると、「放射性物質」は「懐中電灯」本体に例えられます。
「放射能」とは、放射線を出す能力のことですので、懐中電灯では、光を出す能力に例えられます。また、
懐中電灯から離れるほど光が弱くなるように、放射性物質から離れるほど放射線も弱くなります。



放射線の種類と透過力

放射線には、アルファ(α)線、ベータ(β)線、ガンマ(γ)線などの種類があります。
放射線には物質を突き抜ける能力(透過力)があり、放射線の種類によって突き抜ける能力が異なります。
放射線はいろいろな物質でさえることができます。

▼放射線の種類と透過力

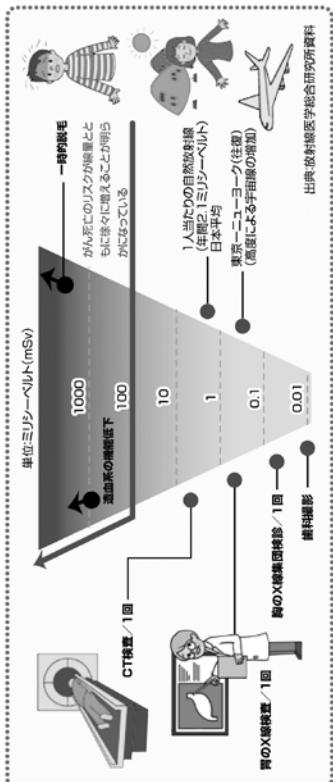


日常生活における放射線

私たちは、日常生活の中で自然界からの放射線を受けて生活をしています。例えば、大地下や宇宙から放射線を受けています。また、空気中や食物中に放電線は含まれており、これらを「自然放射線」と呼んでいます。自然放射線ほどは別に、病気の診断や治療等の医療(X線検査など)でも放射線を受けており、これらを「人工放射線」と呼んでいます。

放射能・放射線の単位

▼身の回りの放射線被ばく



放射能・放射線・放射性物質

放射能、放射線、放射性物質について、その関係を懐中電灯に例えることができます。
懐中電灯の光を「放射線」とすると、「放射性物質」は「懐中電灯」本体に例えられます。

▼放射能・放射線・放射性物質



避難先一覧

※「避難経路」については、13ページをご参照ください。
※防災工事の場所は「コマリート耐久性認定」の場所であります。

境港市

地区名(小字名)	地区名	一時集結所	避難経路	避難避難時 集合会場	施設名	電話番号	町名
遷(watari)地区	夕日ヶ丘2丁目	タ日ヶ丘2丁目集会所	① 東伯総合公園 体育館	霞谷町体育館 霞谷町コミュニティセンター(総合多目的ホール)	-	0857-85-2359 0857-85-1141	鳥取市
外江4区 外江5区	日通小学校 日通地区公民館	0857-23-3371 0857-23-3860	① 各種事業センター センター	中山町農業者 トーニングセンター	中山町農業者 トーニングセンター	0857-53-1042 0857-22-5031	鳥取市
外江6区 外江7区	人情交流プラザ(中央人情福祉センター) 明徳小学校 霞ヶ丘地区公民館	0857-24-8241 0857-23-5661 0857-23-0988	① 市民体育館	鳥取市公民館 霞ヶ丘中学校	鳥取市公民館 霞ヶ丘中学校	0857-24-9033 0857-53-2259	鳥取市
外江8区 外江9区 西工業園地	富穂小学校 富穂地区公民館 城北小学校	0857-27-4239 0857-27-4885 0857-20-3573	① 鳥取市公民館 大正町	鳥取市公民館 大正町	鳥取市公民館 大正町	0857-24-0604 0857-28-2200	鳥取市
外江10区 外江11区	中ノ郷小学校 中ノ郷地区公民館 南中学校 美保小学校	0857-21-5983 0857-26-3536 0857-22-3617 0857-22-4839	① 塙小学校 米町	名和農業者 トーニング センター	名和農業者 トーニング センター	0857-53-0773 0857-28-2239	鳥取市
外江12区 外江13区	中ノ郷地区公民館 稻葉山小学校 稻葉山地区公民館 美保地区公民館	0857-22-3861 0857-24-2542 0857-26-3981	① 塙公民館	中山町農業者 トーニング センター	中山町農業者 トーニング センター	0857-53-0404 0857-28-2200	鳥取市
外江14区 芝町	東中学校 岩倉小学校 岩倉地区公民館 城北地区公民館	0857-22-3017 0857-21-5983 0857-22-3897 0857-22-5621	① 通池町 松林町 中町	第二市民体育館 第二市民体育館 第二市民体育館	第二市民体育館 第二市民体育館 第二市民体育館	0857-54-0226 0857-28-1192	鳥取市
清水町	岩倉小学校 美保南地区公民館 美保南地区公民館 久松小学校	0857-27-8101 0857-53-4454 0857-53-4798 0857-23-3401	① 通池町 花町 伸町 沼和町	第一中学校 第一中学校 第一中学校 上道1区 上道2区	仁和町B&G海洋 センター	0857-22-4455 0857-23-0197 0857-56-0001 0857-51-1581	鳥取市
渡1区 渡2区	伯耆町B&G海洋 センター	0857-26-8038	① 仁和町B&G海洋 センター	仁和町B&G海洋 センター	仁和町B&G海洋 センター	0857-28-0005 0857-28-0054	鳥取市
渡3区 渡4区	伯耆町B&G海洋 センター	0857-23-6060	① 仁和町B&G海洋 センター	仁和町B&G海洋 センター	仁和町B&G海洋 センター	0857-28-0250 0857-28-1020	鳥取市
渡5区 渡6区 渡7区	久松小学校 江府町立総合 体育館	0857-23-4148 0857-26-2666 0857-26-5914	① 上道3区 上道4区	上道小学校 上道小学校	上道小学校 上道小学校	0857-37-3100 0857-28-1064	鳥取市
渡8区 渡9区	渡公民館 第三中学校	0857-36-6060	① 上道5区 上道6区	上道小学校 上道小学校	上道小学校 上道小学校	0857-28-1017 0857-59-1147	鳥取市
渡10区 渡11区	第三中学校 渡小学校	0857-21-8700 0857-22-8495	① 中野1区 中野2区 中野3区	江府町立総合 体育館	江府町立総合 体育館	0857-27-4813 0857-27-0833	鳥取市
渡12区 渡13区	渡小学校 渡小学校	0857-23-3341 0857-22-4539	① 中野1区 中野2区 中野3区	江府町立総合 体育館	江府町立総合 体育館	0857-51-5011 0857-27-4813	鳥取市
渡14区 渡15区	渡小学校 渡小学校	0857-22-8495	-	-	-	0857-27-0711 0857-27-0711	鳥取市
渡16区 渡17区	渡小学校 渡小学校	0857-22-7862 0857-22-7271	① 余子(あまご) 地区	江府町立総合 体育館	江府町立総合 体育館	0857-59-0321 0857-59-0321	鳥取市
渡18区 渡19区	渡小学校 渡小学校	0857-22-8495 0857-22-3417	-	市民体育館 市民体育館	市民体育館 市民体育館	0857-51-9128 0857-51-9128	鳥取市

※「遺傳路路」については、13ページをご参照ください。
※「遺傳子の放出状況や遺伝子の状況」
※「遺伝子生物学の研究所」は、元々「遺伝子生物学研究所」で、現在は「遺伝子生物学研究所」です。
※「遺傳子生物学の研究所」は、元々「遺傳子生物学研究所」で、現在は「遺傳子生物学研究所」です。

米子市

地区名 (小字又は 町名)	地区名	一時集結所	避難路 経路	避難避障 機会場	施設名	避難先	電話番号	番号
御崎・上口				宝木小学校		0657-82-0803	0657-82-0361	鳥取市
立原				瑞穂小学校		0657-84-2026	0657-84-2026	鳥取市(気高郡)
大森津 (おおもりのつ) (公民館地区) (大森津町)	大森津公民館 大森津小学校 美保中学校	中山町農業者 トレーニング センター	気高町農業者トレーニングセンター 気高町公民館	0657-82-6830 0657-82-2322	0657-82-0720	0657-84-1100	0657-84-2131	鳥取市
山口・灘口・ 灘浜				鹿野町農業者トレーニングセンター		0657-85-0511	0657-85-0511	鳥取市
崎津1・2区				青谷高等学校		0658-22-5674	0658-22-5674	鳥取市
崎津 (たきつ) 公民館地区 (鷲津、大船、 大森津町、 高畠町の 一部)	崎津公民館 崎津小学校 美保中学校	倉吉市営体育センター 伯耆町BSQ海洋 センター	倉吉市営武道館 倉吉西中学校 小鶴公民館 倉吉高等学校 倉吉小学校 明鶴公民館 上小鶴公民館	0658-22-5674 0658-28-2841 0658-28-0964 0658-28-1811 0658-28-0954 0658-22-0642 0658-28-0953	0658-22-5674 0658-28-2841 0658-28-0964 0658-28-1811 0658-22-0642 0658-28-0953	0657-84-1100	0657-84-1100	鳥取市
崎津3・4区				栗伯鶴会公園 体育館	倉吉未来中心 倉吉交流プラザ 倉吉文化活動センター	0658-22-1181 0658-32-6095	0658-22-1181 0658-32-6095	鳥取市
崎津5・6区				栗伯鶴会公園 体育館	倉吉東中学校	0658-32-6295	0658-32-6295	鳥取市
崎津7区				栗伯鶴会公園 体育館	上瀬川小学校	0658-22-4772	0658-22-4772	鳥取市
崎津8区				栗伯鶴会公園 体育館	ハワイアロハホール	0658-35-5678	0658-35-5678	鳥取市
崎津9区				栗伯鶴会公園 体育館	羽合西コミュニティ施設	0658-34-6002	0658-34-6002	鳥取市
崎津10区				栗伯鶴会公園 体育館	羽合西中学校	-	-	鳥取市
和田1・2・ 3・4・5・6・ 7・8区	和田公民館 和田小学校	栗伯鶴会公園 体育館	北瀬中学校	0658-35-2731	0658-35-2731	0658-35-2731	0658-35-2731	湯梨浜町
和田9区				和田小学校	羽合小学校	0658-77-5801	0658-77-5801	湯梨浜町
和田11区				栗伯鶴会公園 体育館	栗鶴小学校	0658-38-6700	0658-38-6700	湯梨浜町
川上				栗伯鶴会公園 体育館	栗鶴中学校	0658-32-0456	0658-32-0456	湯梨浜町
南口				栗伯鶴会公園 体育館	東郷湖羽合監海公園	0658-32-2189	0658-32-2189	湯梨浜町
上部				栗伯鶴会公園 体育館	湯梨浜町文化会館	0658-32-0963	0658-32-0963	湯梨浜町
西新田	富益公民館 弓ヶ浜小学校	名和農業者 トレーニング センター	羽合中学校	江所町立綜合体育館	湯梨浜町文化会館	0658-33-2116	0658-33-2116	湯梨浜町
上中				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-1341	0658-32-1341	湯梨浜町
中村				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-0950	0658-32-0950	湯梨浜町
下中				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-3512	0658-32-3512	湯梨浜町
西中・北口				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-0951	0658-32-0951	湯梨浜町
上新田				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-0952	0658-32-0952	湯梨浜町
下新田				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-0953	0658-32-0953	湯梨浜町
彦名1区				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-0954	0658-32-0954	湯梨浜町
彦名2区				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-0955	0658-32-0955	湯梨浜町
彦名3区				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-0956	0658-32-0956	湯梨浜町
彦名4区				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-0957	0658-32-0957	湯梨浜町
彦名5区				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-0958	0658-32-0958	湯梨浜町
彦名6・7区				江所町立綜合体育館	江所町立綜合体育館	0658-32-0959	0658-32-0959	湯梨浜町

地区名 <small>(小学校区)</small>	地区名	一時集会所	避難経路	避難避難待機場所	施設名	電話番号	管理者
中野4区	境高等学校	津ノ井中学校	津ノ井体育馆	津ノ井中学校	津ノ井中学校	0857-51-8136	中野市
中野5区	市民体育馆	江府町立総合体育馆	中野中学校	中野中学校	中野中学校	0857-51-8253	中野市
福住町	境港総合技術高等学校	伯郷町B&G海洋センター	若葉台小学校	若葉台小学校	若葉台小学校	0857-51-14038	福住町
余子 <small>(あそ)</small> 地区	余子小学校	河原町第一小学校	米里中学校	米里中学校	米里中学校	0857-52-7200	福住町
	余子小学校	河原町第一小学校	米里地区公民館	米里地区公民館	米里地区公民館	0857-51-9128	福住町
	境港総合技術高等学校	大茅体育馆	津ノ井地区公民館	津ノ井地区公民館	津ノ井地区公民館	0857-52-2616	福住町
	境港総合技術高等学校	成器体育馆	若葉台体育馆	若葉台体育馆	若葉台体育馆	0857-52-2616	福住町
	第二中学校	国府東小学校	国府東小学校	国府東小学校	国府東小学校	0857-24-1636	福住町
竹内1区	余子小学校	国府町コミニティセンター	国府町コミニティセンター	国府町コミニティセンター	国府町コミニティセンター	0857-24-1642	福住町
竹内2区	余子小学校	福住町未来学園中学校	福住町未来学園中学校	福住町未来学園中学校	福住町未来学園中学校	0857-75-2394	福住町
竹内3区	境港総合技術高等学校	宮ノ下小学校	宮ノ下小学校	宮ノ下小学校	宮ノ下小学校	0857-22-8827	福住町
竹内4区	第二中学校	河原町第一小学校	河原町第一小学校	河原町第一小学校	河原町第一小学校	0857-75-2004	福住町
美保町	余子公民館	河原町第一小学校	河原町第一小学校	河原町第一小学校	河原町第一小学校	0858-85-0556	美保町
竹内4区	余子公民館	河原町総合体育馆	河原町総合体育馆	河原町総合体育馆	河原町総合体育馆	0857-75-2030	美保町
高松町	誠道小学校	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0858-85-0448	高松町
誠道1区	誠道小学校	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0858-85-0448	高松町
誠道2区	誠道小学校	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0858-85-0604	高松町
誠道3区	誠道小学校	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0858-85-0604	高松町
誠道4区	誠道小学校	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0858-85-0604	高松町
誠道19区	誠道小学校	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0857-72-0266	岩美町
誠道6区	誠道小学校	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0857-72-0266	岩美町
誠道(タケ)	誠道小学校	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0857-72-0266	岩美町
三叶屋町	三叶屋町会館	東伯総合公園	東伯総合公園	岩美中学校体育馆	岩美中学校体育馆	0857-72-0121	岩美町
三叶屋町	三叶屋町会館	東伯総合公園	東伯総合公園	岩美中学校体育馆	岩美中学校体育馆	0857-72-0510	岩美町
タヨヶ丘1丁目	タヨヶ丘1丁目	中山町農業者センター	中山町農業者センター	岩美西小学校体育馆	岩美西小学校体育馆	0857-72-0474	岩美町
麦田町	中浜小学校	江府町立総合体育馆	江府町立総合体育馆	大岩町体育馆	大岩町体育馆	0857-72-0200	岩美町
中浜 <small>(なかはま)</small> 地区	新屋町	江府町立総合体育馆	江府町立総合体育馆	岩美町体育馆	岩美町体育馆	0857-72-0474	岩美町
小浜津浦町	タヨヶ丘1丁目	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0858-84-2361	岩美町
財ノ木町	中浜小学校	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0858-84-2361	岩美町
佐斐神町	中浜小学校	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	河原町公民館	0858-84-2361	岩美町
幸神町	幸神体育馆	幸神体育馆	幸神体育馆	幸神体育馆	幸神体育馆	0858-84-1176	岩美町

典·境港市資料

地区名 <small>(小学校区)</small>	地区名	一時集結所	避難経路	避難退避時 機関会場	施設名	避難 居所	避難退避時 機関会場	施設名	避難 居所	
彦名9区			久米中学校		旗ヶ崎地区北		② 江府町立総合 体育館	倉吉黄瀬学校体育館 はばたき人情文化センター	0858-28-3500 0858-22-0232	
彦名9区の1		伯耆町S&G海洋 センター	灘手川学校	0858-22-5404				倉吉福祉センター	0858-22-9801	
彦名10区		河北中学校	河北川学校	0858-26-1341				まちかびステーション	0858-23-4300	
彦名11区		河北川学校	河北川学校	0858-26-1630				活性化センターはまなす	0858-34-3555	
彦名12区		北原小学校	北原小学校	0858-28-0962				中央公民館泊分館	0858-34-3011	
彦名13-14区	彦名 (公民館) (住名町)	ブランホールみささ 竹田町民体育館	竹田町民体育館	0858-34-2211	住吉 (すみよし) 公民館区 (安治の 金城、 旗ヶ崎、 後藤ヶ丘中学校 の 上後藤の 一部)	三朝 町	0858-44-2535 0858-43-0003	青少年の家 漁村センター 羽衣会館 後川ミニティー施設 中央公民館 花見コミュニティー施設	0858-34-2983 0858-34-2050 0858-32-0224 0858-32-1116 0858-21-155	
夜見1区		北条川学校	北条川学校	0858-36-2063	北条 町	住吉公民館 住吉小学校 後藤ヶ丘中学校	0858-38-4800	江府町立総合 体育館	0858-28-0969 0858-22-5205	
夜見2区	夜見 (よみ) 公民館 (夜見町)	生駒学習センター 八幡川学校	八幡川学校	0858-32-1111 0858-32-2950	安倍		0858-32-2404 0858-35-0506	江府町立総合 体育館	倉吉東高等学校 成徳小学校 成徳公民館 灘手公民館 県立倉吉体育文化会館・体育馆 上井児童センター	0858-22-6173 0858-22-0640 0858-22-1301 0858-26-4441 0858-26-9986
夜見3区		夜見公民館 弓ヶ浜小学校	中山町農業者 トレーニングセンタ ー	赤崎川学校体育館 八田川学校体育館 旧以西川学校体育館 赤崎川学校体育館	琴浦 町		0858-35-0601 0858-35-0002	① 東伯総合公園 体育館	琴浦小学校 高勢公民館(体育馆) 上北条公民館 西郷公民館 北条農業大学校 北条体育馆 北条農村環境改善センター	0858-52-3016 0858-52-2797 0858-43-1040 0858-26-1763 0858-26-2046 0858-45-2411
夜見4区		夜見5区	旧古庄小学校	0858-32-2773	中ノ浦 1-2区		0858-32-2773	① 中山町農業者トレーニングセンター	琴浦小学校 東伯労働者体育センター	0858-52-3016 0858-52-2797
夜見5区		夜見6区	北条中学校	0858-32-2326	加茂5区西		0858-32-2326	② 江府町立総合 体育館	高勢公民館 三柳町地3区 三柳町地4区 (一部)	0858-43-1040
浜崎		御壁 四軒屋	東伯総合公園 体育館	0858-37-3211	北条 町	加茂公民館 三柳町地3区 三柳町地4区 (一部)	0858-37-2024 0858-35-2555 0858-37-2041 0858-45-2053	① 県立農業大学校 北条体育馆 北条公民館	北条公民館 北条体育馆 北条農村環境改善センター	0858-26-1763 0858-26-2046 0858-45-2411
芝谷		伯母山	東伯総合公園 体育館	0858-37-3211	三柳 北	三柳公民館 三柳町地4区 (一部)	0858-37-2024 0858-35-2555 0858-37-2041 0858-45-2053	① 東伯総合公園 体育館	北条体育馆 北条農村環境改善センター	0858-26-1763 0858-26-2046 0858-45-2411
河崎 (かわさき)		河崎西地区東 河崎西地区西 (河崎)	河崎公民館 河崎川学校	0858-37-2053	三柳 北	三柳公民館 三柳町地4区 (一部)	0858-37-2053	② 沢河崎 河崎新田	大誠体育馆 大榮体育馆 大栄川学校 上北条小学校 西郷川学校	0858-37-2137 0858-36-6355 0858-95-0807 0858-26-6355 0858-95-0807
河崎南		河崎川イツ	東伯総合公園 体育館	0858-37-2053	北条 町	三柳公民館 三柳町地4区 (一部)	0858-37-2053	① 沢河崎 河崎新田	大栄川学校 大栄川学校 大栄川学校 上北条小学校 西郷川学校	0858-35-0741 0858-32-6175 0858-28-0965 0858-28-0951 0858-28-2090
住吉 (すみよし)	旗ヶ崎3区南	旗ヶ崎3区南 (安治の 金城、 旗ヶ崎、 上後藤の 一部)	名和農業者 トレーニング センター	成美公民館 安田公民館 以西公民館 赤崎労働者体育センター	琴浦 町		0858-35-1848 0858-35-7550 0858-35-0741	出典:米子市資料	0858-35-0741 0858-32-6175 0858-28-0965 0858-28-0951 0858-28-2090	

地区名 <small>(小学校区)</small>	地区名	一時集結所	避難経路	施設名	避難 居所	避難退避時 機関会場	施設名	避難 居所		
彦名9区			久米中学校		旗ヶ崎地区北		② 江府町立総合 体育館	倉吉黄瀬学校体育館 はばたき人情文化センター	0858-28-3500 0858-22-0232	
彦名9区の1		伯耆町S&G海洋 センター	灘手川学校	0858-22-5404				倉吉福祉センター	0858-22-9801	
彦名10区		河北中学校	河北川学校	0858-26-1341				まちかびステーション	0858-23-4300	
彦名11区		河北川学校	河北川学校	0858-26-1630				活性化センターはまなす	0858-34-3555	
彦名12区		北原小学校	北原小学校	0858-28-0962				中央公民館泊分館	0858-34-3011	
彦名13-14区	彦名 (公民館) (住名町)	ブランホールみささ 竹田町民体育館	竹田町民体育館	0858-34-2211	住吉 (すみよし) 公民館区 (安治の 金城、 旗ヶ崎、 後藤ヶ丘中学校 の 上後藤の 一部)	三朝 町	0858-44-2535 0858-43-0003	青少年の家 漁村センター 羽衣会館 後川ミニティー施設 中央公民館 花見コミュニティー施設	0858-34-2983 0858-34-2050 0858-32-0224 0858-32-1116 0858-21-155	
夜見1区		北条川学校	北条川学校	0858-36-2063	北条 町	住吉公民館 住吉小学校 後藤ヶ丘中学校	0858-38-4800	江府町立総合 体育館	0858-28-0969 0858-22-5205	
夜見2区	夜見 (よみ) 公民館 (夜見町)	生駒学習センター 八幡川学校	八幡川学校	0858-32-1111 0858-32-2950	安倍		0858-32-2404 0858-35-0506	① 東伯総合公園 体育館	倉吉東高等学校 成徳小学校 成徳公民館 灘手公民館 県立倉吉体育文化会館・体育馆 上井児童センター	0858-22-6173 0858-22-0640 0858-22-1301 0858-26-4441 0858-26-9986
夜見3区		夜見公民館 弓ヶ浜小学校	中山町農業者 トレーニングセンタ ー	赤崎川学校体育館 八田川学校体育館 旧以西川学校体育館 赤崎川学校体育館	琴浦 町		0858-35-0601 0858-35-0002	② 江府町立総合 体育館	琴浦小学校 高勢公民館(体育馆) 上北条公民館 西郷公民館 北条農業大学校 北条体育馆 北条公民館	0858-52-3016 0858-52-2797 0858-43-1040 0858-26-1763 0858-26-2046 0858-45-2411
夜見4区		夜見5区	旧古庄小学校	0858-32-2773	中ノ浦 1-2区		0858-32-2773	① 中山町農業者トレーニングセンター	琴浦小学校 東伯労働者体育センター	0858-52-3016 0858-52-2797
夜見5区		夜見6区	北条中学校	0858-32-2326	加茂5区中		0858-32-2326	② 江府町立総合 体育館	高勢公民館 三柳町地3区 三柳町地4区 (一部)	0858-43-1040
浜崎		御壁 四軒屋	東伯総合公園 体育館	0858-37-3211	北条 町	加茂公民館 三柳町地3区 三柳町地4区 (一部)	0858-37-2024 0858-35-2555 0858-37-2041 0858-45-2053	① 県立農業大学校 北条体育馆 北条公民館	北条公民館 北条体育馆 北条農村環境改善センター	0858-26-1763 0858-26-2046 0858-45-2411
芝谷		伯母山	東伯総合公園 体育館	0858-37-3211	三柳 北	三柳公民館 三柳町地4区 (一部)	0858-37-2024 0858-35-2555 0858-37-2041 0858-45-2053	① 東伯総合公園 体育館	北条体育馆 北条農村環境改善センター	0858-26-1763 0858-26-2046 0858-45-2411
河崎 (かわさき)		河崎西地区東 河崎西地区西 (河崎)	河崎公民館 河崎川学校	0858-37-2053	三柳 北	三柳公民館 三柳町地4区 (一部)	0858-37-2053	② 沢河崎 河崎新田	大誠体育馆 大栄体育馆 大栄川学校 上北条小学校 西郷川学校	0858-35-0741 0858-32-6175 0858-28-0965 0858-28-0951 0858-28-2090
河崎南			河崎川イツ	東伯総合公園 体育館	0858-37-2053	北条 町	0858-37-2053	① 沢河崎 河崎新田	大栄川学校 大栄川学校 大栄川学校 上北条小学校 西郷川学校	0858-35-0741 0858-32-6175 0858-28-0965 0858-28-0951 0858-28-2090
住吉 (すみよし)	旗ヶ崎3区南	旗ヶ崎3区南 (安治の 金城、 旗ヶ崎、 上後藤の 一部)	名和農業者 トレーニング センター	成美公民館 安田公民館 以西公民館 赤崎労働者体育センター	琴浦 町		0858-35-1848 0858-35-7550 0858-35-0741	出典:米子市資料	0858-35-0741 0858-32-6175 0858-28-0965 0858-28-0951 0858-28-2090	

「とっとりの原子力防災」発行経緯

平成25年度	初めて作成（電子版）
平成26年度 ～ 平成27年度	400部発行し、関係機関等へ配布。
平成28年度	500部発行し、関係機関等へ配布。
平成29年度	ISSN（International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号）を取得。500部発行し、関係機関等へ配布。

発行 平成30年3月

発行者 鳥取県（危機管理局原子力安全対策課）

〒 680-8570 島取県島取市東町一丁目 271 番地

電 話：0857-26-7974

ファクシミリ：0857-26-8805

ホームページ : <http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>

E-mail : genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp



伯耆国「大山開山」年祭」

火災の原因

火災の原因